JILPT 資料シリーズ
No.231　2020 年 3 月

中国のプラットフォーム就労関連裁判例の整理と分析

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

JILPT　資料シリーズ　No. 231
2020 年 3 月

中国のプラットフォーム就労関連裁判例の整理と分析

独立行政法人　労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

Uber Eats に代表されるプラットフォーム・エコノミー関連事業の日本進出により、プラットフォームを経由する新たな就労形態が理論研究の対象から、一気に現実味を帯びるようになった。少子高齢化への対策の一環として、兼業・副業が促進される中、兼業・副業として従事することに適しているという意味においても、プラットフォーム・エコノミー関連事業の利用実態を解明し、とりわけそれに従事する際の現行法規制上の問題点を明らかにし、早期に対策を検討することが、労働政策研究において喫緊の課題となっている。

諸外国を見渡す限り、中国ほど広くプラットフォーム・エコノミーを利用している国はない。実際、プラットフォーム就労者の労災問題や労働者性の認定を巡って、様々な実務上の問題が生じている。これらの問題に関して、中国の政策的対応の現状を取りまとめた研究もあるが、現在、中国では、プラットフォーム・エコノミー関連の就労問題を包摂的に解決する特別法はまだ立法に至っていない。このような状況の中で、中国の裁判官は限られた法的根拠をもとに、独自の論理を組み立て、個々の事案の事実関係を考慮した上で、訴訟当事者にとって公平な結論を導き出すことが求められている。これらの裁判例を取りまとめた上で、俯瞰的な視点から分析を加えることは、我が国の新たな就労形態に関する政策研究に多くの示唆をもたらすと思われる。

本研究では、中国のプラットフォーム就労関連の裁判例計 54 件を取りまとめ、これらの裁判例の論理構成上の特徴や傾向を分析し、中国のプラットフォーム・エコノミー事業の展開や労働関係認定を巡る状況を明らかにしている。本研究が、企業、労働組合、研究者、及び関連機関等、本テーマに関心を持つ専門家の方々に、活用していただければ幸いである。

2020 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究･研修機構
理事長　　樋　口　美　雄

研究担当者

氏　　名	所　　属	執 筆 章
仲　琦	労働政策研究・研修機構　研究員	Ⅰ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ
王　天玉	中国社会科学院法学所　研究員	Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ
石川　茉莉	労働政策研究・研修機構　アシスタントフェロー	

※本報告書の取りまとめ及び日本語訳は仲が行った。Ⅴは王と仲が相談した上で整理と結果分析を行った。

目　次

Ⅰ　本研究の目的 1

Ⅱ　中国におけるプラットフォーム就労の労働関係性認定の現状 1

Ⅲ　裁判例を読み解くための背景知識 4
　ⅰ　労働者概念が法定されていないこと 4
　ⅱ　書面での労働契約の締結が重要視されること 6
　ⅲ　労働関係認定基準が不明確であること 6
　ⅳ　全国レベルの判例法体系が構築されていないこと 7
　ⅴ　交通事故損害賠償責任 7

Ⅳ　関連裁判例の訳 10

Ⅴ　裁判例の整理と結果分析 280
　ⅰ　裁判例一覧 280
　ⅱ　いくつかの特徴に対する解説 283
　ⅲ　一定基準の下での裁判例傾向の整理 286

Ⅵ　まとめ 288

Ⅰ　本研究の目的

Uber Eats の日本における事業展開により、今まで理論研究レベルにとどまっていたいわゆる「プラットフォーム・エコノミー」という新たな就労形態が一気に現実味を帯びてきた。また、政府による副業・兼業の普及促進により、主婦や勤労学生だけではなく、サラリーマンたちも手軽に「プラットフォーム・エコノミー」に参入できるようになった[1]。

一方、日本と比べると、中国のプラットフォーム・エコノミー関連事業はすでに 10 年以上の発展を経て、成熟期に入ったと言える。プラットフォーム・エコノミーの下で、労務従事者の労働者性を認めるべきかどうか、労働者性を全面的に認めるまでには至らないとすると、就労者として、彼らにはどのような権利を、どこまで認めるべきかという問題について、学説と立法がまだ明確な結論を出せていないが、現実の問題を解決すべく、すでに一定数の裁判例が蓄積されている。

そこで、本研究では、中国のプラットフォーム就労関連裁判例計 54 件を取りまとめることにした。理論よりも実務が先行している中国の状況に鑑みて、今後の日本において、プラットフォーム・エコノミー関連事業としてどのようなものが考えられるか、それがどのように展開していくのか、プラットフォーム就労に関してどのような労働争議が発生しうるか、司法レベルではどのような解決策が考えられるのかを考える際に、何らかの示唆を与えたい。

Ⅱ　中国におけるプラットフォーム就労の労働関係性認定の現状

中国において、プラットフォーム就労はネットプラットフォームを通じて労務を提供することに対する一般的な表現であり、実務上、それがネット配車サービス、運転代行サービス、出前配達サービス等の形で現れる。シェアリング・エコノミーが迅速な普及を遂げるとともに、プラットフォーム・エコノミーが中国でもっとも注目される新興就労形態になっている。しかし、プラットフォーム運営者とプラットフォーム労務提供者がどのような契約関係にあるか、という肝心な問題がまだ解決されていない。プラットフォーム・エコノミーが現れてから、実際にプラットフォーム運営の形態が何度も変化してきたが、前述した問題に対する答えがまだ明確にされておらず、判決の結果にも少なからず影響を与えている。

現在、中国の法規制がプラットフォーム就労の契約性質を明らかにしていない。2016 年 11 月 1 日から施行された「ネット予約タクシー経営サービス管理暫行弁法」第 18 条

---

[1] 「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」報告書
https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000536311.pdf

は、「ネット配車プラットフォームと運転手は、就労時間の長さ、サービス提供頻度等の特徴に鑑みて、多種多様な労働契約または協約を締結することができる」と規定したが、それは「当事者選択形式」であり、実質上当該契約の性質決定を避けた。2019 年 1 月 1 日から、施行された「電子商務法」第 9 条は、「電子商務経営者」を規定したが、プラットフォーム就労における労務提供者がそこに含まれ、「電子商務経営者」の一種類、すなわち「電子商務プラットフォームを通じてサービスを提供する」自然人とされた。しかし、当法律が「サービス」の項目において、雇用契約、請負契約、委託契約等の契約種類に分けて検討することなく、電子商務経営者とプラットフォームの間の契約種類を明らかにすることもない。その代わりに、同法 47 条において、電子商務当事者が契約を締結・履行する際に本章、「民法総則」、「契約法」等の法律規定を適用すると定めた。したがって、これは民事契約を基礎とする特別規定と理解することができる。

前述したように、明確な法律規定がないため、プラットフォーム就労の契約性質について、実務上大きな分岐がもたらされている。そこで、プラットフォーム就労争議事件に関する判決（計 54 件）を整理した結果、プラットフォーム運営者と労務提供者の間の契約性質について、判決が 2 種類に大別されるという結論に至った。

第 1 は、労務提供者とプラットフォーム運営者の間に労働関係、労務関係または雇用関係があるとするものである。全体的に見ると、この種類の判決が比較的に少なく、例外なく労務履行過程において、人身傷害または財産の損失が発生したことを争議の発端とする。そのうち、労務提供者自身が損傷を受けたごく一部の事案もあるが、労務提供者が第三者に人身傷害または財産の損失をもたらす事案のほうが多い。裁判所が労務提供者とプラットフォーム運営者の間の法律関係を判断することで、責任の主体を確定する。その考察のポイントは、労務提供者がプラットフォーム運営の業務に従事するかどうか、プラットフォームの管理を受けるかどうか、関連制度の拘束を受けるかどうか、並びにプラットフォームから労務報酬を支払われるかどうか等である。裁判例によっては、前述した契約関係を「労働関係」、「労務関係」あるいは「雇用関係」とする場合もあれば、契約関係の性質について明言せず、単に「従業員」、「職務執行」等の表現を使う場合もある。

この種類の裁判例において、裁判所が 2 種類の論理構成をした。すなわち、①元労働と社会保障部（現在の人力資源と社会保障部）が公表した「労働関係の確立に関する事項の通知」（労社部発[2005]12 号）に挙げられた要素によって労働関係が成立するかどうかを認定し、労働関係が成立する場合、プラットフォーム運営者に用人単位 [2]としての責任を課す。②ごく一部の裁判所が労働関係の認定をせずに、「労務」、「雇用」、「従業員」、「職務遂行」等の代替性のある概念を利用し、中国「権利侵害責任法」34 条 1 項の「用

[2] 中国では、「使用者」の代わりに「用人単位」という表現を使う。

人単位の従業員が業務遂行により他人に損害をもたらした場合、用人単位が権利侵害責任を負担する」という規定を引用し、プラットフォーム運営者に責任を負担してもらうことにより、責任の帰趨を明確にするという裁判としての責務を果たす。この場合、労働法の関連規定を引用することなく、労働関係の認定によってもたらされる他の社会保障制度適用の問題を回避することができる。

第 2 種類の裁判例によると、プラットフォーム運営者と労務提供者の間に労働関係が成立しない。この種類の裁判例が多く、全体的に更に 2 種類に分けられる。①労務提供者が自身に対する労災救済等を得るために、裁判所に提訴して労働関係の認定を請求する場合である。②労務の履行により、第三者に人身損害をもたらし、裁判所が責任の帰趨を判断するために、プラットフォーム運営者と労働者の関係を認定する必要がある場合である。これらの場合、裁判所は主に労務提供者の就労の特徴、すなわち労務提供者が労務提供の時間と場所を自分で決められるかどうか、その就労所得が労務給付に対する対価に当たるかどうか、プラットフォーム運営者が就労用の道具を提供するかどうか、プラットフォーム運営者が労務提供者を管理・支配・拘束するかどうかについて判断する。前述した従属性判断の特徴があるかどうかを判断することにより、プラットフォーム運営者が労務提供者に対して労働法上の用人単位としての義務を負担すべきかどうか、労務提供者が引き起こした第三者に対する損害に対して、賠償責任を負担すべきかどうかが決められる。

労働関係の存在を否定するとともに、一部の裁判所が契約の性質に対してさらなる分析をし、ネットプラットフォームが情報を提供する形で仲介サービスをし、労務提供者とは仲介契約関係にあると認定した。また、第三者が主張する損害賠償事件において、一部の裁判所が労働関係の認定から出発するのではなく、ネットプラットフォームの機能と役割により、それを仲介人と認定した。

前述した裁判例を総合的に見ると、裁判所が同じ事実認定をなされた事件について、以下のような多種多様な論理構成を展開してきたと言えよう。

図 1 プラットフォーム就労関連裁判例の論理構成

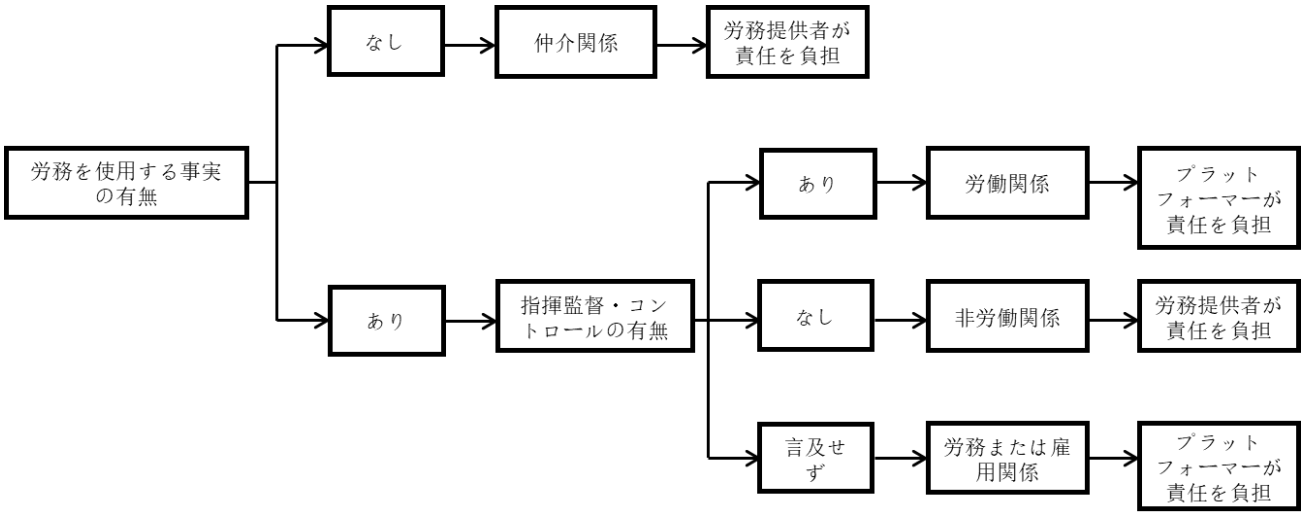

Ⅲ 裁判例を読み解くための背景知識

ⅰ 労働者概念が法定されていないこと

比較法の観点から見ると、中国労働法規制の最大の特徴は、労働者概念が法定されていないことである。

中国の場合、憲法によって認められる「労働権」を持つ労働者は、搾取階級や反動分子と区別され、「労働者」という概念は政権の指導者としての政治的な意味合いを併せ持っている。1950 年代の労働改造を経て、労働者の対極になる搾取階級や反動分子は改造され、社会主義建設の主となり、理論上中国国民が全員その時点で「労働者」になった。「中華人民共和国労働法」[3]立法の際に、前述した「労働者」に対する認識が援用されたため、労働者を別途定義することなく、法律の適用対象である企業の性質を絞ることによって、労働法の適用範囲を明確化した。すなわち、中国労働法が立法される際に、「労働者」とは国民全体を指す概念であり、これを再定義する必要はそもそもなかった。それに対して、労働契約の相手方である「使用者」階級は、理論上既に社会主義改造によって消滅した。そのため、使用者を定義することによって、労働者、労働関係、または労働法の適用範囲を特定することもできなかった。

「労働者性」の有無によって労働法の適用の可否を判断できない以上、「労働関係」が当事者間に成立したか否かによって労働法の適用範囲を決めるしかない。中国労働法の

[3] 以下一般意味でいう「労働法」と区別するために「中国労働法」という。

下で、労働関係の成立を認定する際に、書面で契約が締結されていればその内容を尊重する、というのが原則だった[4]。それに対して、書面で契約が締結されていない場合に限って、「労働関係の確立に関する関連事項の通知[5]」（以下、「通知」という）が実務上の判断基準として確立されている。通知によると、当事者双方が書面で労働契約を締結していない場合[6]、労働関係を構成するには、以下の 3 つの要件を同時にすべて満たさなければならない。

①用人単位と労働者が法律、法規に定められる主体としての資格を有すること。

②用人単位が法律に従って定めた各就業規則制度を労働者に適用し、労働者が用人単位の労働管理を受け、用人単位が用意した有償労働に従事すること。

③労働者が提供する労働は用人単位の業務の一部であること。

通知上明確にされてはいないが、中国の実務と学説は前述した 3 つの要件をドイツにいう従属性理論に整理し、裁判において、従属性の有無によって労働関係の成立を判断している。そして、前述した中国大陸の学者と実務家たちの従属性理論に対する理解は、台湾の労働法学者黄越欽が書いた『労働法新論』から由来するものである。中国大陸で労働法学者になろうとすると、まず『労働法新論』を読まなければならないようである。もっとも、台湾学者の著作を経て中国大陸に紹介された「従属性理論」は、必ずしもドイツ本場の議論と一致しているわけではない。そして、そもそも通知によって明らかにされた 3 つの要件がそれぞれドイツの関連議論にいう人的従属性、組織従属性、経済従属性に当たるかどうか、何故「3 つの要件を同時にすべて満たさなければならない」という要件形式が取られているか、まだ議論の余地が大いに残されている。

結局、中国の労働関係認定に関して、まだ不可解な点、あるいは理論的に矛盾するところが多数残されている。にもかかわらず、労働関係の存在が認められると、すべての労働保護規制が適用されるが、労働関係の存在が否定されると、労働法上の規制が一切適用されないという処理がなされている。それに加えて、プラットフォーム・エコノミーの発展により、様々な新たな就労関係が現れ、労働関係の認定が更に複雑化している。そのため、「労働関係に該当するかどうか」という法律適用の入り口のところで、当事者は激しい論争を繰り返す状況にある。

---

[4] 中国労働契約法が施行された後、「就労の実態」が労働関係成立の判断基準になったと思われる。例えば、中国労働契約法 7 条によると、用人単位が労働者を使用する日から、労働者と労働関係を成立させる。もっとも、中国労働法と中国労働契約法の間だけではなく、中国労働契約法の各条文の間にも、この問題に関してはまだ矛盾が存在しており、労働関係成立の判断基準に関して、整理がまだできていない状態にある。

[5] 中華人民共和国労働と社会保障部 2005 年 5 月 25 日公表。労働と社会保障部は日本の厚労省に相当するが、労働と社会保障部が出した通知には法規範としての効力があると一般的に認識されている。

[6] このように、通知が明確にその適用範囲を「当事者双方が書面で労働契約を締結していない場合」に限定しているため、筆者はそれを「契約書が締結されていない場合の補助的な認定基準」として理解しているが、中国では通知の位置づけに関しても議論がある。

ⅱ　書面での労働契約の締結が重要視されること

1995 年 1 月 1 日に中国労働法が施行されたが、その主な立法目的は、労働契約を締結する必要のある労働契約制度によって、労働契約を締結する必要のない計画経済の下での終身雇用制度を代替することである。そのため、中国労働法の下では、労働関係の成立要件として、労働契約を書面で締結することが挙げられている（中国労働法 16 条）。一方、労働契約を書面で締結していないが、用人単位の指揮監督の下で就労する行為が事実として存在する場合、実務上これを「事実労働関係」と呼称することにした。「中華人民共和国労働契約法」が施行されるまでの間 [7]、事実労働関係の下で就労する者は、原則として労働保護規制の適用対象から除外されることになっていた。

中国労働契約法の施行に伴い、労働関係の成立は労働契約の締結を基準とするものではなく、労働者の就労を基準とするものであるという認識転換がなされた（中国労働契約法 7 条）。もっとも、中国労働契約法においても、書面での労働契約の締結が非常に重要視される。例えば、就労開始日から 1 ヵ月を超えて、1 年未満の間に労働者と書面での労働契約を締結しない場合、用人単位は毎月 2 倍の賃金を労働者に支払うことになる（中国労働契約法 82 条）。用人単位が就労開始日から満 1 年間労働者と書面での労働契約を締結しない場合、労働者と既に期間の定めのない労働契約を締結したとみなす（中国労働契約法 14 条 3 項）。そこで、書面での労働契約の締結が労働関係認定においてどのような役割を担うかについて、様々な議論が展開されている。

ⅲ　労働関係認定基準が不明確であること

前述したように、中国労働法と中国労働契約法において、労働者の定義が定められていない。そのため、中国では、中国労働法や中国労働契約法等の労働保護法の適用対象になるかどうかを判断する際に、「労働者性」の有無を認定するのではなく、「労働関係」が存在するかどうかによって認定することになる。具体的な認定の際に、一般的には通知 [8]が使われるが、通知が公表されたのは、中国労働契約法が施行される前の 2005 年である。既に述べたように、中国労働法が施行されてから、中国労働契約法が施行されるまでの間、中国労働法の規定により、中国における労働関係認定は、原則として書面での労働契約締結の有無を基準としていた。すなわち、書面で労働契約が締結された場合、通知の要件に照らして判断するまでもなく、労働関係の存在が認められることになる。これに対して、上位法令である中国労働法に定められなかった場合、すなわち当事者双

[7] 「中華人民共和国労働契約法」2008 年 1 月 1 日から施行された。以下「中国労働契約法」という。
[8] 中華人民共和国労働・社会保障部 2005 年 5 月 25 日公表。労働・社会保障部は日本の厚労省に相当するが、労働・社会保障部が出した通知には法規範としての効力があると一般的に認識されている。

方が書面で労働契約を締結していない場合に限って、例外的に労働関係の存在を認める要件が、労働関係認定通知によって定められるということになる[9]。

前述したように、中国の労働法学者と実務家は通知の 3 要件を中国版の「使用従属性判断基準」として整理している[10]。もっとも、筆者からみると、3 つの要件を同時に満たさなければ労働関係の存在を認めないという通知の基準は、ドイツの使用従属性による判断とは根本的に異なっているし、中国労働契約法の施行により、労働関係の存在を判断する基準は、労働契約書の締結から、労務の給付に変更されたため、書面で労働契約が締結されていない場合に限って適用される補充的な規制が、労務の給付が重要視される新基準の下でどのような役割を演じるべきかに関する議論も中国では数が少ない。

ⅳ　全国レベルの判例法体系が構築されていないこと

日本とは違って、中国は 4 級 2 審制を採っている[11]。管轄区域において重大な影響力を持つ事件ではない限り（訴額が大きい場合、外国人または重大な影響力を持つ人物が当事者である場合等）、区レベルの基層人民法院を跳ばし、中級人民法院、高級人民法院、または最高人民法院が 1 審裁判所となることはない。そして、労働法が適用される事件は、前述したいずれの観点から見ても重大な影響力を持つとは言えず、最高裁判所まで争った例は極めて少なく、ほとんどの労働法関係の事件は、市レベルの中級人民法院、または省レベルの高級人民法院で確定されてしまう。

そのため、中国では、労働問題に関する判例法体系が構築されておらず、似たような事実関係に対して、全く異なる判決が出されることは決して珍しくない。また、中国の沿岸部と内陸部の経済発展状況に大きな格差があり、上海市や北京市の裁判所が出した判決をそのまま内陸部の裁判所が引用すると、企業が高い人件費に耐えられずに倒産してしまう恐れがある。そのため、現在、中国では判例法体系が構築されていないし、沿岸部と内陸部の格差がある程度縮まるまでに、全国レベルの統一した判例法体系を構築することは難しい。

ⅴ　交通事故損害賠償責任

ネット配車サービスを提供する際、運転手が交通事故を起こし、運転手本人、乗客ま

---

[9] 前述した中国の労働者性に対する解説を参照。

[10] 中国大陸の労働法学者は理論研究をする際、よく台湾の「労働法新論」という本を引用する。この本の中に、「使用従属性による判断」が一般的な労働者性判断基準として紹介されている。筆者の推測ではあるが、この本の影響を受けて、中国の労働法学者たちが自然と使用従属性の関連理論に沿って労働関係判断基準を整理したかもしれない。

[11] 審級としては、基層人民法院（区レベル）、中級人民法院（市レベル）、高級人民法院（省レベル）、最高人民法院（国家レベル）の 4 つがある。

たは第三者の身体又は財産に損害をもたらした場合、その責任帰趨と労災認定が問題になる[12]。

運転手自身が怪我をしたが、乗客や第三者に損害をもたらすことがない場合、日本と同じように、労災認定がまず問題になる。交通事故で乗客や第三者に損害をもたらした場合、日本では自動車損害賠償保障法 3 条[13]の運行供用者責任、または民法 715 条[14]の不法行為責任を根拠に使用者・雇主に損害賠償を請求することができる。これに対し、中国の場合、乗客または第三者に損害を及ぼし、かつ運転手とプラットフォームの間に「雇用関係」が存在すると認められた場合、雇用主であるプラットフォームが損害賠償責任を負うことになる。関連条文としては、「最高人民法院による人身損害賠償事件審理の際の適用法律に関する若干問題の解釈」第 9 条が挙げられるが、それによると、「被用者が雇用活動に従事する際に第三者に損害を及ぼした場合、雇用主が賠償責任を負う。被用者が故意または重大な過失によって第三者に損害を及ぼした場合、雇用主と連帯賠償責任を負う。雇用主が連帯賠償責任を負う場合、被用者に対して求償することができる。

ここでいう「雇用活動に従事する」とは、雇用主が授権し、または指示した範囲内の生産経営活動や他の労務活動に従事することを言う。被用者の行為が授権範囲を超えたが、その表現方式が職務の履行であり、または職務の履行と内在的な繋がりがある場合、「雇用活動に従事」したと認定すべきである。

既に説明したように、中国民法が雇用関係を定義づけることはなかった。そのため、最高人民法院が雇用活動に関連する解釈を出す際に、「雇用活動に従事する」ことを定義することにした。もっとも、この定義に沿ってすべての実務問題に対処することが困難であるため、ここでも「労働関係」の認定基準、すなわち通知の 3 要件が実務上引用さ

---

[12] 中国の場合、乗客または第三者に損害を及ぼし、かつ運転手とプラットフォームの間に「雇用関係」が存在すると認められた場合、雇用主であるプラットフォームが損害賠償責任を負うことになる。
「最高人民法院による人身損害賠償事件審理の際の適用法律に関する若干問題の解釈」第 9 条：
被用者が雇用活動に従事する際に第三者に損害を及ぼした場合、雇用主が賠償責任を負う。被用者が故意または重大な過失によって第三者に損害を及ぼした場合、雇用主と連帯賠償責任を負う。雇用主が連帯賠償責任を負う場合、被用者に追って賠償を求めることができる。
前項における「雇用活動に従事する」こととは、雇用主が授権し、または指示した範囲内の生産経営活動や他の労務活動に従事することを言う。被用者の行為が授権範囲を超えたが、その表現方式が職務の履行であり、または職務の履行と内在的な繋がりがある場合、「雇用活動に従事した」と認定すべきである。

[13] 第 3 条　自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

[14] 第 715 条　ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
２　使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
３　前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

れている。すなわち、中国の場合、雇用関係が法律上明確に定義されていないが、運転手が第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任の帰趨を認定する基準は、運転手自身が損害を被った場合と同じく、労働関係を認定するための通知、もしくは中国版の従属性理論によって決められている。

中国の場合、運転手自身が交通事故によって損害を被った場合、就労者による労災申請が認められ、かつ事業主が事故発生の際に労災保険に加入させなかったとなると、使用者が損害額の全額を負担することになる。そして、就労者による労災申請が認められるかどうかは、当事者間に労働関係が存在するかどうかによる。その結果、運転手の交通事故によって第三者に損害がもたらされた場合も、損害賠償責任の帰趨を決めるのは同じく労働関係認定基準である。すなわち、中国において、運転手が交通事故で自身または第三者に損害をもたらした場合、まず労働関係が成立するかどうかに関する認定がなされ、当事者間に労働関係が成立する場合、ネット配車プラットフォームが損害額の全額を負担し、当事者間に労働関係が成立しない場合、運転手がその全額を負担することになる。

Ⅳ 関連裁判例の訳[15]

1

民事判決書

（2017）京 0108 民初 53634 号

原告　X

被告　Y 社

法定代表者　略

訴訟代理人　略

原告 X と被告 Y 労働争議事件に関して、当裁判所が 2017 年 10 月 23 日に立案受理した後、通常手続を適用し、公開に審理を行い、X、Y の訴訟代理人が出頭し訴訟に参加した。本事件は既に審理を終了した。

X が裁判所に対して以下のように請求する。X が原審判決に不服し、裁判所に提訴し、以下の判決を求める。2016 年 5 月 29 日～2017 年 3 月 30 日の間に、X と Y の間に労働関係が存在すること。

事実と理由が以下のようになる。X が自分の携帯電話に Y の「閃送 APP」をダウンロードし、登録、審査を経た後、会社の事業場に行って試験を受けた後、Y が X に職員証を交付した。X が 2016 年 5 月 29 日からオーダーを受注し、配送業務に従事した。在職中、双方当事者が労働契約を締結しなかった。X が携帯アプリに登録し、自主的にオンライン時間を決め、自主的にオーダーを受注し、自分で交通手段を用意し、規定された時間内に閃送の業務を完遂する。オーダーを完遂するごとに、X はオーダー費用の 80%を収入として計上する。収入はアプリの個人アカウントに蓄積され、毎週の月曜日に引き出すことができる。2016 年 7 月 24 日、X は業務を遂行する途中に交通事故に遭い、負傷した。X はこれが労災に該当し、労災保険待遇を享受すべきと主張する。2017 年 3 月 31 日に、X は他の企業にサービスを提供し始めた。したがって、Y との間には、2016 年 5 月 29 日～2017 年 3 月 30 日の間に労働関係が存在することの確認を求める。

Y が以下のように弁解する。Y は仲裁判決の結果に同意し、X の訴訟請求に同意しない。

第一に、Y、顧客、配達員の間の法律関係は「契約法」上の仲介契約の関連規定を適用し、調整すべきである。Y が顧客の小物宅配に対する需要と、社会における遊休輸送力がうまく繋がらない問題を解決するために、革新的な閃送プラットフォームを設立した。顧客が「閃送 APP」で配送需要情報を公開し、配達員が「閃送員 APP」を通じて情報を

[15] 裁判例を訳出する際に、当事者のプライバシー保護の視点から、内容を調整することがある。

受け取り、配達業務を引き受けるかどうかを自主的に選択する。配達員が配達業務を引き受けると、顧客と配達員の間に貨物輸送契約が形成され、双方当事者は閃送プラットフォームを通じて決算をし、Y が毎回の貨物輸送費用の中から、相応の情報サービス費用を徴収する。やり取りの全過程並びに各当事者が負う権利・義務を顧慮すると、「契約法」の仲介契約関連条項の要件を満たしているといえよう。

第二に、Y と X の間には労働関係が備わるべき法律特性が存在しない。X が携帯アプリを通じてオーダーを受注し、サービスを完遂する。彼に対して、オンライン時間を制限することなく、出勤情況をチェックすることなく、労働時間と勤務地を限定することなく、Y が指定した場所に出頭する必要がなく、ノルマに対する要求もない。X が自主的に業務を受注するかどうか、どのような交通手段を利用するかを決定でき、配達費用と情報サービス費は速やかに精算され、かつ配達員が従事するサービスは Y の主とした業務ではない。Y は X に対して相応の労働条件を提供しない。双方当事者の間には、労働関係を成立させる法定要件が満たされていない。

第三に、Y は既に配達員を商業保険に加入させているため、X が事故にあった後、既に保険によってその損害を補償された。したがって、Y と X は平等な民事主体の間の協働関係にあり、その協働過程は区切られており、偶発性がある。労働関係の連続性、必然性と従属性が備えられていない。したがって、Y は X の訴訟請求を却下するよう求める。

当事者たちが訴訟請求を巡って、法律に従って証拠を提出し、当裁判所が当事者の証拠の交換と口頭弁論を組織した。双方当事者がともに異論を唱えなかった証拠に関して、当裁判所がそれを確認し、資料として添付した。

双方当事者の陳述により、双方は以下の事実に対して異論がない。

Y が「閃送」プラットフォームの運営者である。X が 2016 年 5 月 27 日に配達員として登録し、2016 年 5 月 29 日からオーダーを受注し始めた。X が自分で配送用車両を購入し、自分で配達ボックスを購入し、自分でガソリン代を負担する。

運営形態として、双方当事者は閃送アプリには配達員バージョンとユーザーバージョンがあることを確認する。配達員用アプリには位置特定機能があり、配達員がオーダー受注モードを選択すると、Y が配達員の位置情報を知ることができる。顧客が配送の需要をプラットフォームに送り、プラットフォームが距離と重さによって費用を計算し、顧客が自主的に費用を高くする事ができる。以上の需給情報がサーバーに集約され、サーバーが顧客を中心に、オーダー情報を周辺にいる配達員に送る。配達員が自主的にそれを受注するかどうかを決め、受注が成功した後、配達員が自ら顧客の所在地に赴き、荷物を引き取り、受取人に配送する。プラットフォームはランダムに認証コードを受取人に送り、受取人が認証コードを配達員に伝えた後、配達員がこれをプラットフォームに入力し、一致した後に配達成功とする。オーダーごとに、80%の収入が配達員のアプリアカウントに分配され、残りの 20%はプラットフォームがもらう。毎週配達員が引き

出しを一回請求でき、資金が Y のアカウントから配達員個人の口座に振り込まれる。その他、配達員の収益のうち、オーダーごとに 0.3 元が保険料として控除される。

本件を審理する際に、尋問により、双方当事者が以下の陳述をした。

第一に、賃金制度に関して、X に基本給がなく、オーダーごとに精算をし、オーダー受注に関する奨励金が出ることを双方当事者が確認する。Y によると、オーダー受注奨励金は、顧客と配達員を惹きつけるためにある。

第二に、労働時間、業務量、オンライン時間、サービスエリアに関して、ノルマがなく、オンライン時間に対する要求がなく、サービスエリアに対する要求がなく、X が自主的に労働時間と休憩時間を決められることを X が確認する。X の供述によると、オンライン時間が一定の長さを超えると、ボーナスが出る。

第三に、配達時間に関して、X の供述によると、Y は配達時間に関して要求があり、通常時間オーバーすることがなく、安全運転をする場合、正常情況の下では、時間どおりに配達することができる。交通状況が悪く、または天気が良くない場合、時間オーバーが発生する可能性がある。また、時間オーバーすると、場合によっては罰金が科される。

第四に、管理状況に関して、X によると、配達時間をオーバーし、または貨物を破損・遺失した場合に、懲罰が科されるが、X 本人にこのような情況はなかった。

第五に、車両の安全性と安全教育の問題に関して、双方当事者の陳述によると、プラットフォーム側が配達員の交通手段に対して強制的な要求がなく、その運転免許や車両の資格情報を審査することはない。

第六に、他のプラットフォームのために就労できるかどうかに関して、X の供述によると、閃送で就労している間に、X が他の同類型のプラットフォームのために就労したことはない。Y も、このように X に要求したことがあると認めるが、これを技術手段によって処理することしかできない。結果、異なる携帯番号を使い、複数のネットプラットフォームに登録し、類似する配送業務に従事することができる。

X は 2016 年 7 月 24 日に配達業務に従事する途中で交通事故に遭った。X の供述によると、当日は雨が降っており、直進道路においてフェンスにぶつかって事故が発生した。

本件の争点は、X と Y の間に労働関係が成立するかどうかである。

X の主張によると、双方当事者の間に労働関係が存在する。X によると、2016 年 7 月 24 日に、配送業務に従事する際に交通事故に遭い、その後就労することなく、双方当事者の労働関係が 2017 年 3 月 30 日に解消され、その翌日から、X は訴外ネットプラットフォームに配送業務を提供するようになった。双方当事者の間に労働関係が存在することを証明するために、X は以下の証拠を提出した。

1. 職員証

その正面には X の証明写真が貼られており、X の姓名と配達員番号が表示され、閃送のウェブサイト、監督電話、閃送アプリのバーコードがついている。その背面に表示さ

れるのは、配達員がサービスを提供する際の要求である。その中には、サービス提供前の準備を万全にすること、例えば携帯電話がフル充電されているかどうか、車両が良好な状態にあるかどうか、職員証を身につけているかどうかをチェックすること等が挙げられている。そして、良好な就労状態を維持し、陽気に対応し、身だしなみに注意し、サービス提供時に自分の言動に注意すること。オーダーを受注した後、速やかに送り元に電話をし、「こんにちは、私はあなたの配達員である」ことを伝え、住所を確認し、すぐ出発すること。送付元の付近に到達した後、「到達した」というボタンをクリックすること。顧客に会う際に、職員証を身に着け、それを提示すると同時に、「こんにちは、私はあなたの配達員です、貨物を受け取りに来ました」と伝え、貨物を検査した後に、顧客から受け取り用のパスワードを受け取り、検証した後に貨物の受け取りを終了する。貨物を受け取った後、速やかに受取人に電話をし、「こんにちは、私は貴殿の配達員であり、配達しにまいりました」と伝え、顧客から受け取り用のパスワードをもらい、それを検証した後に貨物を渡し、配送を終了する。サービス提供過程中に問題が生じた場合、速やかに報告機能を使用すること。緊急の問題が生じた場合、サービスセンターに電話して処理してもらうことができる。

X によると、2016 年 5 月 27 日に会社の職業訓練所で職業訓練を受けた後、職員証が配られた。配送する際に、職員証をもって顧客に配達員の身分を証明することになる。Y は当該証拠物の真実性に対して異議を申し出ることはなかったが、X が証明しようとする目的を認めなかった。Y の主張によると、配られたのは職員証ではなく、情報カードまたは身分識別カードであり、そのカードには出退勤記録機能等はなく、顧客に配達員の身分を証明するためにのみ使われる。Y は X が主張した情報カードの配布過程を認める。情報カードは個人に職業訓練をした後、会社が制作したものである。Y は、情報カードの背面の内容は、アプリをどのように使用するかに対する紹介であると主張する。、Y によると、職業訓練はサービスの品質を保障するためである。アプリをダウンロードし、配送員として登録する際に職業訓練を行う。訓練内容はアプリの操作であり、試験内容はアプリ操作と顧客とのコミュニケーションのとり方である。

2. 銀行明細

2016 年 6 月 13 日から 2016 年 7 月 25 日までの間、X は毎週月曜日に「労務費振込代行」をもらうことができた。前述した期間において、関連費用が合計 7 回支払われ、その額は 1,189.2 元～1,717.2 元の範囲で変動した。2016 年 10 月 26 日に、X は「立替払い手当」22,575.26 元を受領した。X によると、閃送による日常収入はアプリのアカウントに入金され、毎週日曜日にアプリ内で引き出し申請をすると、毎週月曜日に報酬が支払われる。また、2016 年 10 月 26 日の 2 万元弱は、保険賠償金である。Y は当該証拠の真実性を認めるが、それを挙げた X の主張を否定する。Y の主張によると、当該費用の性質は協働収益である。銀行が候補として提示した振込名目の中にそれが含まれていな

いため、「労務費振込代行」の名義で支払うことにした。Y によると、配達員が配達サービスを完遂すると、オーダーごとに収入が即時に個人アカウントに入金され、毎週個人が引き出し申請を 1 回行うことができ、会社側の審査・許可は要らない。個人が引き出しを申請しないと、収入はそのアカウント内で蓄積される。引き出す際に、引き出し上限額は設けられていない。しかし、配達員アプリのアカウント残高が 300 元を下回る場合、会社は彼にオーダーを配付しなくなる。

3. 賠償通知書

それによると、保険加入者は Y であり、被保険者は X であり、保険商品の名称は「従業員意外医薬補償 A3 型団体医療保険」であり、申請金額が 23,597.99 元であり、自費負担分の 1,022.73 元を引き、残りの 22,575.26 元は 100%賠償される。X によると、彼は電動自転車に乗車中、フェンスにぶつかり、警察に通報することはなかった。事故が発生した後、友人が X の代わりにアプリプラットフォームにメッセージを残し、サービスセンターの撮影要求に応じて、病院で病状を撮影した後に会社側に転送した。X 本人が後に顧客と会社のサービスセンターに説明をした。その後、Y が X に対して、自分で保険会社に連絡するよう要求した。そのため、X が自分で保険会社に賠償手続きを申請した。その間、Y が X のために書類を作成することはなかった。Y は前述した証拠の真実性を認めるが、それを挙げた X の主張を否定する。最初の保険賠償が完了した後、保険会社の賠償責任が終了したことを Y が主張する。Y によると、2016 年 11月22日に会社がサービスシステムを変更したため、従前の記録を閲覧することができなくなってしまい、X の事故報告状況を確認することができなくなった。しかし、X は閃送プラットフォームを通じてオーダーを完遂する際に事故に遭ったことを Y が認める。

4. 診断証明書、救急車の領収書

これらの書類によると、受付時刻が 2016 年 7 月 24 日 23：12 である。X 自身の供述によると、22：40 頃に電動自転車に乗って道路上のフェンスにぶつかり、右膝部を怪我した。怪我をした後、患部が痛く、その活動も制限され、診療を求めるために救急車を呼んだ。初歩的な診断によると、1.右側膝蓋骨が粉砕骨折し、2.右肘部、左太腿部の皮膚に擦り傷ができており、3.右太腿部の靭帯・筋肉が捻挫をした。X によると、保険会社は事故が起こってから半年間以内の費用しか補償せず、その後の費用をカバーしない。骨折を原因とする抜釘手術による約 8,000 元の費用を精算してもらうことができない。訊問によると、Y が当該証拠物の真実性を確認することができず、事故発生時に会社側が通知を受けることなく、従業員が現場に赴いたこともなかった。

5. 閃送アプリの受注情報のコピー

それによると、X は 2016 年 5 月 29 日 16 時頃から、配達員として配達業務に従事し、その受注方式は全部「早押し勝負」だった。2016 年 7 月 24 日、X が早押し勝負の形で、A 地から B 地に配送する業務を受注し、そのオーダーは「配送中」の状態だった。X に

よると、当該オーダーを完遂する間に交通事故に遭った。訊問によると、Y は当該証拠物の真実性を認めるが、その証明目的を認めない。

Y の主張によると、双方当事者は協力関係にあり、それを証明するために以下の材料を証拠物として提出した。

1. アプリのスクリーンショット

それによると、(1)プラットフォームのメリットは、「兼職配達員、平均日収 200 元、平均月収 6,000 元くらい。①就労時間に柔軟性があり、自由に受注でき、就労地域が制限されることはない。②オーダーごとに決算され、月収が数千元に達する（個人収入＝貨物の重さ+配送距離+手当）」。③31 のサービス提供都市、数千の会社によるオーダーが絶えない。④リアルタイムに口座残高を調べることができ、自動的に現金を引き出すことができる。⑤24 時間オーダー情報を公表し、オーダーを予約でき、夜に配送する際に手当が出る。⑥優秀な配達員にはボーナスが出る。不定期に制服、バッグ、冷蔵箱を無料配布する。(2) 登録手続が以下のようになる。バーコードをスキャンして配達員アプリをダウンロードし――アプリ内に配達員登録をし、証明資料をアップロードする――配達スポットで職業訓練を受け、証明書を発行された後にオーダーを受注し始める。(3) 応募要件は、①年齢、男性 18 歳～55 歳、女性 18 歳～45 歳、②GPS 機能を持つアンドロイド端末を所持し、③自動車、電動自転車またはバイクを持つことが推奨され、④良好なサービス意識を有する、⑤配達、使い走り、出前業経験者が優先され、⑥就労時には A4 サイズのファイルを入れられるバッグを携行する必要があり、面接時にそれを持参する必要があり、⑦退役軍人、先進労働者 [16]または就労模範者等が優先採用される。その他、下の「我々に加盟する」項目は、それぞれ「協力会社になる」、「配達員になる」、「会社の従業員になる」の 3 種類に分けられる。訊問によると、X は当該証拠の真実性に異議を持たない。

2. 提携契約

その内容は、甲（Y）が乙（配達員）に貨物を集荷、配達するための情報を提供し、乙が前述した情報を受け取った後、顧客に貨物の集荷または配達するサービスを提供する。

甲が企業法人の資質を持ち、乙が一定年齢範囲内にあり、身体状況健康、立ち居振る舞いが要求を満たしており、合法かつ有効な証明書類を提出でき、法律・規範に合う車両を使用し、これらの交通手段を利用する資質を持つ。

双方当事者の協力過程は、甲が顧客情報を受け取った後、乙にサービス内容を通知し、その中に集荷地点、配達先、距離、値段等の関連情報が含まれる。乙が前述した情報を受け取った後、本契約に沿って集荷・配達サービスを提供する。

協力における当事者双方の権利義務が以下のようになる。甲が顧客の要求により、集

[16] 各分野における優秀な労働者を表彰する賞の一種。

荷任務を合理的に分配する。経営上の需要と市場状況の変化によって、乙に求めるサービス内容を増加、減少、または変更する権利を、甲が保有する（甲がそのウェブサイトに公表した「配達員手帳」に規定されるサービス提供、リスク管理、事務処理、行為規範、安全衛生等の各分野に対する要求、並びに甲が任意の時に、他の書面、口頭、または他の形式で乙に提示した他のサービス要求を含むが、その限りではない）。乙の権利と義務は以下のようになる。乙は甲のサービス要求を厳格に遵守する必要がある。それに違反した場合、サービス要求の中の関連規定によって対処する権利を甲が有する。そのうち、一時的に、または永久に乙のアカウントを凍結することが含まれるが、その限りではない。乙は甲のサービス要求に沿って、集荷・配達サービスを完遂する必要がある。そして、甲の要求により、顧客に甲のサービスと商品を宣伝する義務がある。本契約の有効期限内において、乙が甲と競争関係にあり、または潜在的な競争関係にある企業や個人と本契約に同様または類似する提携契約を締結してはならない。乙が甲に断わることなく顧客からオーダーを受注してはならない。

収益分配と決済方法について、甲は顧客が支払った集荷・配達費用の 20%を情報提供費用として徴収できる。甲は市場の変化や競争状況の変化によって、合理的に乙から収集する情報提供費用の額を調整することができる。

違約責任について、配送中に乙の責に帰する理由で郵送物を紛失または毀損させた場合、乙が賠償責任を全面的に負うものとする。乙が顧客になりすまし、あるいは顧客と共謀して偽りのオーダーを発注し、貨物を毀損させる等の悪意的な手段により、違法に会社から手当、奨励金または賠償金を騙し取ろうとする場合、発覚次第直ちに乙のシステムアカウントを凍結させる。乙は関連する金銭を直ちに返却し、さらに甲にもたらした損失を賠償しなければならない。

その他、当事者は以下のことを約定した。甲及び甲の関連会社と乙の関係は、商業提携関係であり、労働人事関係は存在せず、労働法規の調整を受けないことを双方当事者が認める。甲乙の間には関連する社会保険納付義務が存在せず、乙が甲と協力する過程において、病気に罹り、または就労期間中に負傷をした場合、乙が単独で関連責任を負うとし、甲とは関係ない。

Y によると、閃送アプリをダウンロードした後に、提携契約が表示される。提携契約には、同意する、同意しないという 2 択しかできず、契約の文言を修正することはできない。訊問によると、X は証拠の真実性を認め、アプリをダウンロードした後に職業訓練に行く必要があり、職業訓練を終えた後、携帯を通じて試験を受験し、その内容にはアプリの操作と顧客とのコミュニケーションが含まれることを認めた。X の主張によると、職業訓練が開始する前に「提携契約」を見たことなく、職業訓練を終えた後、正式に受注開始する前にそれを見たことがある。

3. 団体保険契約

その保険項目は、A 団体意外傷害保険（2014 版）、A 追加意外医薬補償 A3 型団体医療保険である。その加入資格は以下のように説明される。団体とは、保険加入者全員の集合体であり、団体が機構または企業・事業単位である場合、その構成員とは、団体の中の身体健康、普通に就労している在職従業員のことである。保険加入資格のある顧客とは、顧客企業が指定した企業のネットプラットフォームに登録し、顧客サービスを提供する人員である。訊問によると、X はこの証拠の真実性を確認することができない。

4. B 銀行による説明及び「B 銀行業務申請契約確認書」

Y は上記の確認書を引用し、以下のことを主張する。すなわち、B 銀行が代理として振り込みする際の業務名は、「給料、年金、ボーナス、手当、労務費、奨学金、残業代、福祉費用、救済金、その他」から選択するしかなく、銀行システムの中に「協力収益」という項目が存在しないため、振込名目として、その趣旨にもっとも近い「労務費振込代行」を選択した。訊問によると、X は証拠の真実性を確認することができない。

5. 公正証書

公正証書の内容は、2017 年 11 月 1 日に携帯アプリ「閃送員（バージョン 6.6.8）」をダウンロードしたことと閃送員の登録過程である。Y によると、バージョンが異なるが、その登録プロセスは一致している。公正証書の内容によると、「提携契約」に同意しない限り、次の登録ステップに進めることができない。「提携契約」に同意しないと、直ちに利用終了となり、次の登録ステップが表示されることはない。裁判所に出頭する際に、Y が閃送員の登録プロセスを再度実演した。アプリをダウンロードし、それを開くと、提携契約が現れ、「同意する」をクリックした後、再び登録し、または関連情報を入力する際に、クリックするといつでも提携契約を閲覧できるという提示がまだ表示される。訊問によると、閃送員登録手続は友人がしてくれたので、当時契約が表示されたが、X がその具体的な内容を読むことはなかった。しかし、提携契約に同意するボタンを押さないと、次の登録ステップに進めることができないことについて、X は認めた。Y による登録手続の実演に対して、異議を述べることはなかった。

6. X が受注したオーダーのリスト

Y の主張によると、統計により、X が 2016 年 5 月 29 日から 2016 年 7 月 24 日までの間に、合計 410 件のオーダーを完遂し、毎月 200 件を超えていた。同じ時期である 2016 年 6 月と 7 月に、プラットフォームで活躍している閃送員の平均受注件数がそれぞれ 134.3 件と 139.8 件であった。したがって、X が受注した件数が遥かに平均受注件数を超えており、X の状況は典型的なものではない。訊問によると、X は証拠の真実性に異議を持たない。

X が 2017 年 7 月 3 日に労働仲裁を提起し、Y と労働関係にあることを確認するよう請求した。北京市海淀区労働人事争議仲裁委員会が審理した後、京海労人仲字［2017］第 10950 号仲裁裁決書を出し、X が自主的にオーダーを受注して配送業務を完遂するこ

と、一定の就労場所がないこと、X が自分で就労時間を決めること、X が Y による分業と分配に従わないこと、Y が X に労働条件を提示しなかったこと、X が取得した労働報酬は実質的にサービス費用の X の取り分であることを理由に、当事者間の関係が労働関係ではないと認定し、X の仲裁申請を退けた。X が当該裁決結果に不服とし、法定期間内に当裁判所に提訴した。Y は提訴しなかった。

当裁判所は、X と Y の間に労働関係が存在するかどうかを判断する際に、以下の点から分析すべきであると判断する。

1. Y は双方当事者の関係が平等な当事者間の仲介契約[17]であると主張するが、その主張が成立するかどうか。

契約法の規定によると、仲介契約とは、仲介人が委託人に対して、契約締結の機会を報告し、または契約締結の媒介サービスを提供し、委託人が報酬を支払う契約である。仲介契約関係において、仲介人はただ委託人に契約締結の機会を報告し、もしくは契約の締結に仲介サービスを提供し、具体的な契約条項とその内容は、委託人と相手方が自分で協議した上で確定することになる。しかし、本件の場合、Y は閃送プラットフォームを通じて、貨物輸送サービスの需要・供給情報を獲得したのみならず、多くの配達員にそれを送り、サービス基準、料金徴収基準等を含む貨物輸送契約の権利義務関係をも定めた。これらの関連条項は、配達員と顧客が協議した上で決めたわけではない。仲介契約関係において、仲介人が委託人と相手方の間の契約の履行に参与しない。しかし、本件において、Y は閃送プラットフォームを通じて配達業務を分配し、配達員の貨物輸送過程を監督し、かつ閃送プラットフォームを通じて顧客に直接サービス費用を徴収する。契約履行の収益は確かに Y と配達員の間で分配されるが、分配される割合は Y によって決められ、収益の引き出し方、引き出し時期も Y によって決められる。したがって、事実上、貨物輸送契約関係が Y と顧客との間に形成され、かつ顧客も配達員ではなく、閃送プラットフォーム運営者である Y と貨物輸送契約関係を形成したと信じている。配達員の役割は貨物輸送サービスを提供することであり、それによって、Y が貨物輸送契約における貨物を輸送する契約義務を履行できている。

Y が徴収した費用はあくまで情報サービス費であり、仲介手数料に似ていると Y が主張するが、その理由は成り立たない。貨物輸送の需要・供給情報が閃送プラットフォームを通じて公表されているが、閃送プラットフォームの運営企業が実際上、貨物輸送の全過程をアレンジした。プラットフォームを運営企業が徴収した費用は、各オーダーの総費用において 20%しか占めることはないが、プラットフォームの運営形態全体は大量に貨物輸送サービスを提供することによって、利益を獲得することである。したがって、当裁判所は、閃送プラットフォームの運営企業である Y が情報サービス企業ではなく、

[17] 中国語では「居间合同」という。

貨物輸送業務に従事する企業であり、Y の仲介手数料徴収に関する意見は成り立たないと判断する。

前述したように、Y の X とは仲介契約関係にあるという弁解は成り立たない。

2. Y は、X とは平等な民事主体間の協力関係にあると主張するが、その抗弁意見が成立するかどうか。

それを証明するために、Y が「提携契約」を提出した。当該提携契約は、双方当事者は商的協力関係にあり、労働関係は存在しないことを明確に約定した。X は、配達員を登録する過程において当該提携契約に気づかなかったと主張するが、審理と訊問において、登録過程において、当該提携契約に同意する選択肢をクリックする必要があることに対して、X は異議を述べなかった。したがって、当裁判所は、X が配達員に登録する際に、当該提携契約を見たと認定する。

提携契約によると、双方当事者が商的協力関係にあると明確に約定し、労働関係は存在せず、労働法の適用を受けないと Y が主張する。これに対して、当裁判所は、労働法の性質に基づいて、当事者が協議約定の形で労働法の適用を排除することができないと判断する。双方当事者の法律関係の性質は、事案に沿って関連事実を出発点とし、関連法規定によって判断すべきである。双方当事者の関係の性質が労働関係に該当すると、用人単位が一方的に定形契約の形でなされた、労働者の主な権利を排除する約定は無効である。

したがって、Y が当該提携契約により、X と平等な主体の間の協力関係にあるという主張は、その根拠が不足している。双方当事者の法律関係に関しては、労働法規の関連規定と労働法の関連原理を根拠に、本件の事実関係と結びつけて分析判断すべきである。

3. X と Y の間の関係に従属性の特徴があるかどうか。

通常では、従属性が労働関係の本質的な特徴と理解される。労働者が用人単位に対して、人的従属性、経済従属性を有し、用人単位側が強い立場にあり、主導的な地位にある。現在、実務上労働関係を認定する際に、「労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知」（労部発［2005］12 号）」を多く引用している。同通知の第 1 条によると、「用人単位が労働者を採用し、書面で労働契約を締結していないが、以下の要件を同時に満たす場合、労働関係が成立する。①用人単位と労働者が法律・法規に規定された主体としての資格を有すること、②用人単位が法律によって、就業規則を制定し、それを労働者に適用し、労働者が用人単位の管理を受け、用人単位が指定した有償労働に従事すること、③労働者が提供する労務は、用人単位の業務を構成すること」。当該条文は、労働関係従属性の有無を判断する方法を明らかにした。

本件において、Y と X は法律・法規に規定された主体としての資格を有する。Y が配達員を募集する際に、その就労方式、就労特徴、収入計算、奨励等に関して説明し、配達員になる条件を明らかにした。この内容は、採用条件としての性質を有する。Y が登録

した配達員に対して、職業訓練を行った。そのため、サービスを提供する人員に対して、その就労に一定の基準と要求が存在する。

Y は X に職員証を配布した。当該職員証には身分識別機能があり、X が職員証を身につけてサービスを提供する際に、彼は Y を代表することになる。職員証の背面には、配達員のサービス提供プロセスに対する具体的な要求が詳細に挙げられている。そのため、Y が X のサービス提供を管理し、X が Y の規定に従ってサービスを提供するよう求めたことが認められる。

X はオーダーを受注するかどうかを自由に決められるが、一旦オーダーを受注した以上、Y が規定した就労プロセスに従ってサービスを遂行しなければならない。

前述したように、X が配達員を務めた間、Y との間に相当程度の人的従属性がある。

X は 2016 年 5 月 29 日から配達員を務め、同 7 月 25 日までの間、毎週定期的に報酬を受け取ってきた。X の就労時間が比較的に安定しているため、彼が受け取る報酬額も比較的に安定している。当裁判所は、双方当事者が認めた X の受注記録によると、X の毎日の就労時間が約 10 時間であることに気づいた。X は閃送プラットフォームに対してのみ労務を提供すると主張し、Y も X が他所で就労した証拠を提出しなかった。そして、Y は提携契約の中に、配達員は同時に他のプラットフォームのために就労してはならないことを明確に要求した。そのため、当裁判所は、当該期間内において、X は他の労務に従事することなく、配達員という労務に従事して得た報酬は、X の主な労働収入であるを認める。X の Y に対する経済従属性も十分に明確である。

既に論述したように、Y は貨物輸送サービスを提供する企業である。X が提供する配送サービスは、Y の業務の一部である。

したがって、X と Y との関係には従属性の特徴があり、労部発［2005］12 号資料の要求を満たしている。

4. 当事者双方の関係には柔軟性があるが、それが労働関係の認定に影響するかどうか。

当裁判所は、双方当事者の関係と伝統的な労働関係と一定の区別があり、比較的に柔軟性があることを認める。

Y が主張したように、X はオーダーを受注するかどうか、どのような交通手段を使うかを自由に決められる。X は打刻する必要がなく、Y がその就労場所、労働時間、業務量を制限せず、X に就労のための道具を提供しない。では、前述したインターネット情報技術が伝統的な労働力の需要・供給関係に介入した後に現れた、新たなポストが呈する特徴が、双方当事者の間の労働関係認定を阻却できるか。当裁判所はそれを否定する。

第一に、X は自由にオーダーを受注するかどうかを決められる。しかし、配達員として登録し、これによって生計を立てるとすると、一定量の業務を遂行することにより、生活を維持するために必要とされる収入を獲得する必要がある。そのため、配達業務をオーダーごとに見ると、X には受注するかしないかを選択する権利があるが、労務全体

で見ると、X には自由にそれを選択する権利がない。

第二に、X は自分の就労時間を決めることができ、企業側は出勤情報を必要としない。しかし、双方当事者が認めたオーダー受注記録から見ると、X は配達員を務める間、毎日平均 10 時間くらい就労してきた（オーダーを受注する開始時刻と終了時刻を基準とする）。そして、毎週の平均収入が 1,400 元くらいだった。X が収入水準を維持しようとすると、労働時間と業務量に対して広く自主選択権があるとは言えない。そして、柔軟に就労時間を決められるという特徴自身が、労働関係の存在を除外させるものではない。労働関係の中には、様々な労働時間の決め方があり、そのうち、比較的に柔軟に労働時間を決められる形式も含まれている。

第三に、X は自主的にどのような交通手段を使うかを決めることができ、Y が彼に就労用具を提供することはない。しかし、当裁判所は、本件のインターネット・エコノミーの下での新たな就労形態の中で、いわゆる交通手段は、主な生産資料ではなく、閃送プラットフォーム運営者――Y がネット技術を通じて把握した情報こそが、より重要な生産資料であると判断する。これらの情報と情報技術手段は、X 個人が掌握することができず、Y は関連情報と技術手段に対する掌握権をもって、X との労務関係において優位に立ち、支配的な地位にある。

したがって、当裁判所は、Y と X の間の就労関係の柔軟性は、その労働関係としての本質を覆すものではないと判断する。

Y は、X には商業保険に加入してもらったし、保険会社が既に保険金を給付したため、自分は既に義務を果たしたと主張する。

しかし、X は Y が加入させた「従業員意外医薬補償 A3 型団体医療保険」により、1 回目の手術の関連費用を賠償してもらったのみであり、その後の 2 回目の手術費用に関して、賠償金を得ることができず、かつ治療を受ける間に、X の賃金等の関連労働条件も補償されなかったことに当裁判所が気づいた。X が Y のために就労して怪我を負った以上、Y が商業保険しか提供しないと、X への救済としては明らかに不十分である。

X の Y における就労時間と、完遂してきた業務量には一定の安定性がある。一方、閃送プラットフォームに登録した多くの配達員の就労実態と X が完全に一致するわけではない。したがって、当裁判所が X と Y の間に労働関係があると認定することは、すべての登録した配達員と Y の間に労働関係があることを意味するわけではない。配達員の間の異なる状況は、Y に管理上の困難をもたらす可能性がある。しかし、新技術手段を運用して経営する会社として、Y は情報技術を利用して合法な経営・管理を実現することが可能であり、配達員の間の異なる状況を理由に、労働関係の存在を一律に否定することはできない。

現在、Y と X の間の労働関係には、それに即した法定労働時間制度が存在しないことは否めない。そして、それに完全に合致する社会保険制度も存在しない。しかし、当裁判

所は、関連制度がまだ整備されていないからといって、労働者に基本権に対する救済を提供しないわけにはいかない。例えば、X が労働関係の成立認定と、労災保険処遇を獲得しようとする要求も、彼の基本権利である。

前述した分析と判断を総合すると、当裁判所は、X と Y の間は 2016 年 5 月 29 日から労働関係が存在することを認める。X が怪我をした後、Y が関連費用を支払うことなく、X が労災処遇を主張してきた。そのため、当裁判所は、X が他の企業のために就労し始めた時刻をもって、双方当事者の労働関係解除時刻とする。すなわち、2017 年 3 月 30 日である。

中華人民共和国労働法第 3 条、第 4 条、中華人民共和国労働契約法第 7 条の規定により、当裁判所は以下の判決を下す。

X と Y が 2016 年 5 月 29 日から 2017 年 3 月 30 日までの間に、労働関係にあったことを確認する。

訴訟受理費用 10 元は Y が負担し、本判決が効力を発する日から 7 日以内に納付する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、北京市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 6 月

2

行政判決書

（2017）渝 05 行終 351 号

控訴人（1 審原告）　Y 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（1 審被告）　X2（人力資源と社会保障局）
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（1 審第三者）X1
委託代理人　略

Y は、X2 による X1 労働と社会保障行政確認事件において、原審行政判決に不服として、当裁判所に控訴した。当裁判所はそれを受理した後、法律により合議廷を結成し、2017 年 9 月 19 日に開廷し、本事案を公開審理した。Y の委託代理人、X2 の委託代理人、X1 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件は既に審理を終了した。

一審裁判所が審理を経て、以下の事実を明らかにした。達達配達プラットフォームは Y が所有・運営するネットプラットフォームであり、当該プラットフォームは配達業務を請け負う。達達アプリは Y が開発したソフトであり、就労者が達達アプリに登録することにより、達達配送プラットフォームのユーザーになり、就労者が当該プラットフォームに提供される配達サービスを通じて、顧客に貨物を配達する。2015 年 3 月 7 日、X1 がオンライン登録で達達配達プラットフォームの配達員となり、2015 年 4 月 5 日、Y と X1 が「労務契約」を締結し、X1 を雇い、Y に労務を提供し、Y が X1 に配達員としてのポストを用意し、当該ポストの職責範囲内の労務に従事し、X1 が Y に労務を提供する間、Y の管理規定に服し、Y の関連する業務運営要求と規範を真面目に遵守し、X1 が Y の管理規定に違反する場合、X1 が Y の関連管理規定の処罰を受けることを約定した。Y は毎回 115 元で、X1 に労務報酬を支払う。合意有効期間は 2015 年 4 月 5 日から 2016 年 4 月 4 日までとする。X1 が Y に提供された配達出前業務に従事し、その配達業務に必要とされる交通道具はバイクであり、X1 が自分でそれを用意し、配達ボックスには達達配達の標識がある。

2015 年 7 月 21 日 8 時 30 分頃、X1 がバイクに乗って家から Y の配達ステーションに出勤する途中、機動車と接触する交通事故に遭い、X1 は事故において怪我をした。2015 年 7 月 30 日、重慶市公安局南岸区交通巡視警察支部から「道路交通事故認定書」が発行

され、X1 が今回の事故に関して責任を負わないことを認定した。X1 が怪我をした後、重慶市東南病院で治療し、病院によると、1.軽度脳損傷、1）左上顎洞後壁骨折、2）左頬骨弓骨折、3）脳震盪、2.左第 6 肋骨骨折、3.両側に少量の胸水、4.全身に打撲傷多数という診断結果であった。

2015 年 10 月 27 日、X1 が X2 に労災認定を申請し、X2 は X1 に関連資料の補足を要求し、X1 がそれを補足した後、X2 が 2015 年 11 月 17 日に、X1 の申請を受理し、Y に対して「労災認定挙証通知書」を郵送配達した。Y が挙証期間内に X2 に状況説明をし、関連証拠を提供した。X2 がその職権に従って調査をし、2015 年 12 月 30 日に「認定労災決定書」を出し、X1 が受けた損傷は労災であると認定し、Y と X1 に労災認定決定を配達した。2016 年 1 月 11 日、X2 が「改正通知」を出し、「認定労災決定書」の最後の段落の提訴期間の 3 ヵ月を 6 ヵ月に修正し、「改正通知」を Y と X1 に配達した。Y が当該労災認定決定に不服し、法定期間内に裁判所に行政訴訟を提起し、X2 が出した「認定労災決定書」の撤回を請求した。

一審裁判所は、「労災保険条例」5 条 2 項の規定によると、X2 が社会保険行政部門として、本行政区域内の労災保険業務を担当すると認定した。Y が開発したソフトを使用し、X1 が達達配送プラットフォームの配送員になり、Y と労務契約を締結し、Y から提供された配達業務に従事し、Y から労務報酬を支払われ、Y の就業規則に拘束され、Y に管理され、X1 と Y には労働関係があった。労働契約期間内に、X1 が出勤途中に本人の責めに帰することのできない交通事故に遭い、事故によって受けた損傷が「労災保険条例」14 条の要件を満たしており、すなわち、「次の場合、労働者には労災を認定すべきである。(6) 通勤する途中に、本人の責めに帰することのできない交通事故、電車事故、バスや船事故、鉄道事故に遭い、損傷を受けた場合」、そのため、X2 は X1 が受けた事故傷害が労災であると認定したことについて、認定事実が明確であり、適用した法律が正確である。X2 が X1 の労災認定申請を受理した後、関連証拠に基づき、法定期間内に認定決定を出し、かつ双方当事者に配達したため、その行政行為が法定した手続を遵守している。したがって、X2 が出した労災認定決定に関して、その証拠が充分であり、手続が合法であり、適用した法律・法規が正確であり、当該決定の取り消しを求める Y の理由が成立しない。したがって、中華人民共和国行政訴訟法第 69 条の規定により、Y の訴訟請求を棄却し、事件受理費用 50 元は Y が負担する。

Y が一審判決を不服とし、一審判決の取り消しを求めると同時に、X2 が出した労災認定決定書の撤回と変更を求めた。その理由は以下のようになる。Y はプラットフォームサービスのみを提供し、X1 との間には労働関係は存在しない。X1 がプラットフォームに登録してクラウドワーカーになった際に、オンラインで登録契約に署名をした。それによると、X1 と Y には代理関係しか存在せず、X1 が Y の管理を受けることなく、X1 が負った怪我と Y には何の関係もない。一審裁判所の事実認定には誤りがある。

X2、X1 が当裁判所に書面での弁解状を提出しなかった。

各当事者が一審で提出し、口頭弁論を終えた証拠はすでに当裁判所に移送された。二審において、各当事者が新たな証拠を提出することはなかった。審査により、一審裁判所が各当事者の挙げた証拠に対する認定が正しい。したがって、当裁判所の認定事実と一審裁判所の認定事実に相違はない。

当裁判所は、労災保険条例第 5 条第 2 項の規定によると、所轄区域内の労働者が怪我をした際に、X2 には労働者またはその家族の申請により、怪我状態の認定をする権利があることを認める。

本件の場合、争議の焦点は X1 と Y の間に労働関係が存在したかどうかである。労働部と社会保障部「労働関係の確認に関する事項の通知」（労社部発［2005］12 号）第 1 条によると、労働者が主体として合法である用人単位に採用され、法に従って用人単位の就業規則の管理を受け、かつ用人単位が用意した有償労働に従事し、かつ提供した労働が用人単位の業務の一部であるが、書面で労働契約を締結しなかった場合、労働関係が成立したとみなすべきである。本件で判明した事実によると、Y には合法な用人主体としての資格があり、X1 が Y と労務契約を締結し、X1 が Y に手配された配送業務に従事し、Y から労務報酬を支払われ、X1 が Y の管理を受け、双方には労働関係が成立する。

X1 が Y の配達ステーションに出勤する途中、本人の責めに帰すべきではない交通事故に遭い、損傷を受けた。その事実が労災保険条例第 14 条第 6 項の要件を満たしており、労災と認定すべきである。そして、労災保険条例第 19 条第 2 項の規定によると、労働者またはその直系親族が労災であると主張し、用人単位が労災ではないと主張する場合、用人単位が立証責任を負うとする。Y が X2 の受けた損傷が労災に当たらないと主張するため、Y がそれを証明すべきである。Y が提供した状況説明と登録契約等の証拠は、X1 と Y の間に労働関係が存在せず、X1 の受けた損傷が労災ではないと証明できない。したがって、Y が挙証不能の不利な効果を負担すべきである。以上説明したように、X2 が出した労災認定決定が正しい。

X2 が X1 の労災認定申請を受けた後、法律にしたがってそれを受理し、Y に挙証通知書を配達し、関連証拠を調査・確認し、労災認定を出し、それを当事者に配達し、その行政手続は合法である。

以上説明したように、X2 が出した労災認定決定について、認定事実が明確であり、適用法律が正確であり、手続が合法である。一審裁判所が Y の訴訟請求を棄却したことに関して、不当な点はない。Y の控訴理由は成立せず、当裁判所はその控訴請求を支持しない。したがって、中華人民共和国行政訴訟法第 89 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

本事件の受理費用 50 元は、Y がそれを負担する。
本判決は確定判決となる。

2017 年 9 月

3

民事判決書

(2017)蘇 0213 民発 8149 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y の労働関係確認紛争事件について、当裁判所が 2017 年 9 月 7 日に立案した後、法律に従って簡易手続を適用し、公開審理をした。X と Y の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。現在、本事件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の請求をした。X、Y の間には 2016 年 7 月 24 日に労働関係が存在する判決を下す。

事実と理由は以下のようになる。X は 2016 年初頭から Y が著作権を有する達達アプリを通じて兼職出前配達員を務めた。Y は配送員、貨物供給者に対して、仲介サービスしか提供しないと約束したが、実際、Y が入職前の職業訓練、配送遅刻罰金、強制的に X を保険に加入させる等の行為によって、配達員を管理し、配達員の行為は達達配達プラットフォームの業務の一部に過ぎない。したがって、X の合法的な権利・利益を保護するために、労働争議調停仲裁法と民事訴訟法の関連規定により提訴し、前述したように請求をした。

その主張を証明するために、X が以下の証拠を提出した。

1. アリペイ現金引き出しのスクリーンショット画像 6 枚

そのうち、2016 年 5 月 30 日に現金 1,000 元を引き出した。この 1,000 元は X がアプリを通じて達達に支払いを求めた配達報酬である。他の 5 枚（それぞれ 2016 年 6 月 7 日に 1,300 元、6 月 14 日に 1,000 元、7 月 4 日に 1,800 元、7 月 13 日に 300 元、7 月 26 日に 4,100 元）の画像も現金引き出しの際に撮ったものであり、X が達達配達プラットフォームから労働報酬を獲得したことを証明する。

2. 達達アプリが配達員を管理し、双方の権利と義務を明確にするスクリーンショット画像

達達配達員の重大契約違反処理規定が合計 10 条あり、そのうち、X が顧客と交流する時に禁止されている行為が規定されている。例えば、本人が自ら配達しなければならない、配達時間とその他の禁止行為がそこに含まれており、従業員マニュアルに似ている。それにより、配達員と顧客の日常的なやり取りは達達プラットフォームによって管理さ

れていることが証明される。配達員毎日配送量に対する段階式の奨励調整に関する説明が 1 頁分あり、それは達達プラットフォームによる配達員の日常作業量に対する考課であり、ボーナスの支払い方を約定した。「京東商城のオーダーで一日 500 元以上の収入を得よう」というページにおいて、各都市の配達員は近くの事業所で職業訓練を受け、京東商城からのオーダーを配達する業務に参加できることが明確に約定されている。配達サービス規範と奨励声明において、配達員が配達業務に従事する際に、達達の制服を着用する必要があり、荷物の受取人には標準語で「こんにちは、私は達達騎士です」と挨拶する義務、受取人と荷物への注意義務が規定されている。そして、優秀な配達員には 50 元の奨励金が支払われる。配達時効の調整説明が 1 頁分あり、配達の時間帯と配達に遅れた際の罰金が約定された。また、集荷する際の表示位置に異常がある場合の操作説明は、配達員が集荷先に向かい始めた時から、達達アプリプラットフォームによる時間と位置への定量管理を受けることを証明する。抜き取り検査結果の公表は、達達プラットフォームによる配達員の配達品質に対する考課である。合計 14 頁ある入門基礎知識は、達達プラットフォームによる配達員への入職前の職業訓練である。前述したすべての権利義務の約定は、X を含むすべての達達配達員に適用する。

3. 仲裁委員会の不受理通知書

それにより、本件が前置の仲裁手続を経たことを証明する。

4. X が 2016 年 8 月 10 日に怪我をした具体状況について、Y の要求により、携帯アプリの保険金支払い請求頁のスクリーンショットを撮った。

それにより、Y が X のために保険を購入し、X が積極的に Y に関連資料を提出したことを証明する。

5. 無錫市交通警察支隊崇安大隊から入手した、2016 年 7 月 24 日に X が交通事故に遭った時の現場写真 3 枚

それらの写真はいずれも、X が怪我をした際に、電気自動車に達達配達の出前箱が置かれていることを示している。すなわち、X が交通事故に遭った時、達達出前の配達に従事していることが証明される。当該証拠は X が調査申請をし、裁判所が調査命令を出し、X が入手したものである。

6. 道路交通事故認定書一部

それによると、X が 2016 年 7 月 24 日 11 時 30 分に自動車とぶつかり、交通事故が発生した。

7. 携帯で撮った 2017 年 11 月 14 日午前中に X が中国平安保険の顧客サービスセンターに電話をかける際の録画

平安保険の顧客サービスセンターによると、達達プラットフォームが加入した保険は、全て企業が従業員のために購入した。それにより、Y が提供した保険番号の保険加入者と被保険人は X 個人ではなく、Y は達達配達員に集団保険を購入した。

Y の弁解によると、配達需要のある企業は配達需要を Y が開発した達達プラットフォームにアップロードし、Y がアプリを通じてそれを配達員に公示する。配達員がオーダー情報を見て、自由にそれを引き受けるかどうか、どの企業のために、どこで集荷・配送するかを選択する。配達員がオーダーを完遂した後、企業側が報酬を配達員に支払う。これが達達プラットフォームの運営形態である。Y が運営する達達プラットフォームは単なる情報公開プラットフォームであり、集荷先企業とクラウドワーク配達員に配達オーダーの受給マッチング仲介業務を提供する。配達サービスは Y の業務の一部ではなく、Y が配達員の配達報酬から何ら利益を獲得することがない。プラットフォームは配達員を管理することなく、配達員はプラットフォームに人的従属性を持たない。したがって、裁判所には X の訴訟請求を棄却するよう求める。

その主張を証明するために、Y は以下の証拠を提供した。

1. X の登録情報 1 頁、登録契約合計 23 頁

それらによると、X と Y は平等な民事主体間の普通契約関係にあり、労働、労務、雇用関係は存在しないことが証明される。登録情報によると、X が 2016 年 1 月 17 日に Y と登録契約を締結し、達達プラットフォームの登録ユーザーになった。登録契約第 3 頁 1.2 条、第 6 頁 3.1 条、第 11 頁 5.11 条、6.1 条、第 12 頁 6.5 条、第 13 頁 6.8 条、第 18 頁 9.1 条、第 21 頁 9.9 条によると、X と Y は平等な民事主体間の協力関係であり、プラットフォームが提供するのは、アカウントの情報管理と情報公開サービスである。X の報酬は集荷先企業が全額支払い、プラットフォームが料金の支払代行と集金代行サービスを提供し、プラットフォームは費用を徴収せず、利益を挙げない。

2. 類似事件の判決、仲裁結果

それらによると、達達の登録ユーザーと達達アプリの運営主体の間に労働、労務、雇用関係が存在しない。この事実はすでに裁判所と仲裁委員会によって認められている。青島市仲裁委員会の仲裁裁決書によると、プラットフォーム登録ユーザーと Y の間に労働関係が存在しない。上海市楊浦区仲裁委員会は労働者の労働関係確認仲裁請求を支持しなかった。上海市楊浦区仲裁案における被告は、Y と協力関係にある関連企業である。上海市仲裁委員会が労働者の Y に対する労災認定仲裁請求を支持しなかった。南京市鼓楼区裁判所が Y を配達プラットフォームと認定し、集荷先企業とユーザーに契約締結の機会を教え、契約締結の仲介サービスを提供し、仲介人であるとし、労働者の権利侵害行為について代替責任を負わないとした上で、配達員自身が責任を負担するとした。後に、南京市中級裁判所が鼓楼区裁判所の判決を支持した。上海市浦東新区裁判所は、達達アプリの主な機能が登録ユーザーに企業の配達需要を提供し、登録ユーザーがこのプラットフォームを通じて企業の配達需要を知り、自身の意思で集荷先企業からオーダーを引き受け、配達サービスを提供するかどうかを選択する。したがって、達達アプリが提供したのは仲介サービスであり、Y がその登録ユーザーに対して、その人身を拘束す

ることがなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかに関して、何も制限を設けることはなく、登録ユーザーの配達サービスを通じて費用を徴収することもない。そのため、配達員自身が責任を負うという判決を下した。配達員が判決に不服として控訴したが、後にそれを撤回した。上海市第一中級裁判所が控訴の撤回を認めた。

3. X の事故発生当日のオーダー受注情報

それによると、X が事故発生時にプラットフォームからオーダーを受注していなかった。道路交通事故認定書に記された事故発生時間が 11 時 30 分である。しかし、X が当日 11 時 20 分にすべてのオーダーを終わらせ、その後にオーダーが発生することはなかった。オーダー受注情報の登録 ID は、X の登録番号である。

4. プラットフォーム登録ユーザー総合保険証

それによると、保険契約双方当事者は X と平安保険会社であり、保険加入者と被保険人はともに X である。保険証の原本は保険会社が提供した。裁判所が Y に対して、保険会社に申請するよう要求したため、保険証原本が Y のところにあるからといって、それを Y が購入したと認定することはできない。保険料の実際の支払人は X であり、保険契約書には記録がある。

口頭弁論の際に、Y が X の提供した証拠に対して以下の意見を述べた。証拠 1 に関して、その真実性を確認することができない。そして、この証拠と本件は無関係である。2016 年 5 月 30 日、2016 年 6 月 7 日、2016 年 6 月 14 日、2016 年 7 月 4 日、2016 年 7 月 13 日のいずれも、X が主張する期日と合わない。それらの期日は労働関係を確認する前のものである。したがって、X が主張する事実と何の関連性もない。その他、X も現金の引出金額は達達配達員が随時に決められ、随時に引き出せるものであると陳述した。Y と配達員が締結した登録契約（登録時にオンラインで電子署名をもらった）第 6.1、6.5 条によると、達達プラットフォームが提供するのは料金集金代行と支払代行サービスであり、企業から支払われた配達費用は、達達配達員がオーダーを完遂した後、即時に配達員のアカウントに支払われるものであり、配達員が随時に現金の引き出しを申請できる。証拠 2 に関して、当該証拠の真実性と合法性に異議はない。しかし、X が主張したのは、Y と 2016 年 7 月 24 日労働関係があることであるため、その証拠と本件とは無関係である。証拠の内容から言うと、当該規制と説明等はネットプラットフォームの運営に必要なルールであり、X が主張する管理と規制とは同一の概念ではない。入門基礎第 2 頁の配達員に対する基本要求は、ネット安全法等の法律要求により、ネットプラットフォームは登録ユーザーの身分を審査し、実名による認証を行う必要があるためである。第 3 頁の健康証明を作る要請は、上海市食品安全条例が求めたものであり、配達員が飲食物の配達サービスに従事する場合、健康証明を作らなければならない。入門基礎はすべて、プラットフォームが関連法律の要求を満たすために発表した。プラットフォームの配達員への職業訓練の内容は関連法律法規とプラットフォームアプリの操作に対する手引き

と職業訓練であり、X が主張した労働関係の下での職業訓練ではない。X の服装、配達ボックス、電動自転車等の配達用具は、全て X が自ら購入したため、X の財産であり、プラットフォームが配ったものではない。証拠 3 に対して異議はない。証拠 4 に関して、証拠の真実性に異議があり、X が達達アプリアカウントを通じて見られる保険金支払い申請状況の関連証拠を提供することを要求する。提出された証拠のみでは、それが X の携帯画面のスクリーンショットかどうかがわからない。証拠の合法性に異議がある。X が証拠を取得する方式が合法ではない。そして、当該証拠と X の証明目的と関連性がなく、X が確認しようとする当事者双方に労働関係があることとも関連性がない。証拠 5 に関して、当該証拠の真実性、関連性を認めない。その合法性を認める。原本がないため、その真実性は裁判所によって審査される。そして、当該証拠により、X が交通事故に遭う時達達のために配達していることは証明できない。配達ボックスだけでは、事故発生時に X が配達している最中ということは判別できない。したがって、当該証拠と X が要求する労働関係の確認とは関連性がない。そして、達達の配達ボックスと制服は Taobao 等のネットショップから購入できる。証拠 6 に関して、その真実性と合法性に異議を持たない。その関連性に異議がある。証拠 6 と X が証明しようとする労働関係の存在と関連性がない。証拠 7 に関して、その真実性、合法性、関連性をいずれも認めない。それは平安保険のサービスセンターの一方的な言い方であり、証拠としての効力を持たない。そして、保険の購入状況と保険に関する証拠は本件と無関係であり、労働関係の有無を確認するための証拠ではないと Y が主張する。X が保険状況に対して異議がある場合、別途提訴することができる。

X が Y の提供した証拠に対して以下の意見を述べた。証拠 1 に関して、登録契約が X の義務のみを規定して、X の権利を規定しなかった。契約法においても、労働法においても、権利がなく義務のみがある契約は無効である。そして、X、Y の間に事実上管理と管理される関係にあるかどうかということは、Y が仲介サービスを提供したかどうかに関係しない。Y が仲介サービスのみを提供した場合に限って、労働関係の存在は否定される。当該サービス契約は労働関係の存在を否定できない。Y と配達員の間に、配達費用は集荷先企業が支払うと約束したが、支払い方法は、プラットフォームが直接 X に支払うことであり、集荷先企業が X に支払うわけではない。実際、X が半年間の配達業務遂行中に、集荷先企業側と会話する必要がなく、集荷先企業所在地に行って貨物を受け取ったらすぐ配達に行き、双方がアプリプラットフォーム以外のところで何らかのコミュニケーションをとったことはない。Y が仲介情報を提供することを口実に、実質上配達過程全体を管理しており、配達によって利益を獲得し、配達がその主な業務であり、利益を上げていないことは、業務がないを意味するわけではない。そして、典型的な仲介ウェブサイトは、「大衆点評」のように、情報のみを提供すべきである。証拠 2 に関して、過去の判例は中国の正式な法律上の準拠ではない。天津市第二中級人民法院刑事付

帯民事裁定書（2017）津 02 刑終 62 号、最後から 2 番目の頁の下から 2 行目によると、「交通事故発生後の民事賠償責任に関して、裁判所が審理した後、原審被告就労者と Y には管理と管理される関係を築き、達達配達プラットフォームの配達過程における役割は、伝統的な意味で言う仲介サービスとは異なり、かつ配達員が提供した労務によって利益を獲得し、権利を享受する。したがって、双方当事者が雇用関係にあると認められる」。それに対して、Y は X が提供した判例が刑事事件であり、その挙証基準は民事事件と異なり、当該証拠が本件と無関係であると主張する。証拠 3 に関して、その真実性を確認する事ができず、当該証拠は Y が一方的にパソコンからプリントアウトしたものであり、証拠としての完全性を確認することができない。その上、証拠の中には受取時間と完遂時間が 1 日を超えるものがあり、これは非現実的である。Y が提供した集荷住所、受取人住所、受取時間と完遂時間の 4 つの情報から見ると、X が交通事故に遭った際に配達途中にある可能性が高い。オーダーのうち、2 つの完遂時間が 2016 年 7 月 25 日だったのは、配達途中に交通事故に遭ったため、これらのオーダーを配達することができなかったためである。第 3 行と第 9 行から見ると、2016 年 7 月 24 日 11 時 16 分～20 分の間、X が A 地点にいる。まだ配達されていない受取人の住所はそれぞれ B と C 地点にある。そして、事故発生地点 D は A 地点から B と C 地点に向かう途中にある。したがって、この証拠により、X が交通事故に遭ったのは、達達アプリのオーダーを遂行する途中であること、X が 2016 年 7 月 24 日に配達員の業務に従事したことを証明することができる。証拠 4 に関して、その真実性に異議はないが、本件との関連性を認めない。当該証拠は保険契約ではなく、その上に X のサインが乗っていない。そして、これが保険証明書の原本であり、かつ Y に保存されている以上、保険は Y が X のために購入したことが証明される。そうでなければ、Y に保険証明書の原本があるはずがない。

裁判所の審査により、以下の事実が判明された。X が 2016 年 1 月 17 日に達達プラットフォームで登録を申請し、達達プラットフォームと登録契約を締結し、達達プラットフォームの登録ユーザーになった。X は兼業として食品、花、果物等の配達業務に従事する。そのオーダー受注配達プロセスが以下のようになる。配達員がまず達達プラットフォームに登録し、受けたいオーダーがある場合、「オーダー受注」をクリックする。その後、集荷先企業に行って集荷し、集荷先企業に到着した時点で「店に到着」をクリックする。集荷先企業が送り状を出した後、X が貨物を顧客に送り届け、「配達済」をクリックし、配達プロセスが終了する。配達員が配達を完遂した後、Y が配達報酬を即時に配達員に立て替え払いする。2016 年 7 月 24 日 11 時 30 分、X が食品を配達する際に自動車と衝突事故に遭い、X が怪我をし、自動車に損壊がもたらされた。自動車運転手が全責任を負い、X には責任がない。2017 年 9 月 1 日、X が無錫市梁溪区労働人事争議仲裁委員会に仲裁を申請し、2016 年 7 月 24 日に X、Y の間に労働関係が存在することの確認を求め、同仲裁委員会は X が Y と労働関係にあることを証明するため初歩的な証拠を

提供できず、かつ書面で資料を補足できないと表示したことを理由に、それを受理しない決定をした。X が決定を不服とし、当裁判所に提訴した。

その他、以下の事実が解明されている。

1. X、Y が締結した登録契約に以下の記載がある。「登録契約はユーザーが達達プラットフォームの各サービスを利用するために達達プラットフォームと締結した正式な契約である。本契約が電子契約の形式を取り、ユーザーと達達プラットフォームにとって、中華人民共和国契約法上の効力を持つ・・・。ユーザーには、本契約を読んだ上で、慎重に受け入れるかどうかを選択してもらいたい。ユーザーが本契約の全条項を受け入れなければ、達達プラットフォームが提供する本契約の下でのサービスを利用することができない。ユーザーがウェブサイトでアカウントを登録し、あるいは実際に達達プラットフォームのサービスを利用すると、ユーザーが本契約の下でのすべての条項による拘束に同意するとみなす。ユーザーが本契約の下でのいずれの条項を受け入れない場合、即時に登録停止し、達達プラットフォームのサービスの利用を止めること。達達プラットフォームがここでユーザーに以下のように注意を促す。特に達達プラットフォームの責任を免除し、ユーザーの権利を制限する条項を含む本契約の各条項をよく読み、充分に理解すること。第 1 条定義 1.1 達達プラットフォームとは、「imdada.cn というウェブサイトと「達達」を名称とするアプリの総称であり、ユーザーにアカウント情報管理、配達情報閲覧と検索、配達需給マッチングと処理、オーダー検索と管理、配達料金交渉・談判代理、配達費用徴収と立て替え払い、関連契約と証拠資料保存、信用等級評定と披露、需給データ処理、争議斡旋等のネット情報サービスとオンライン需給処理サービスを提供するネットプラットフォームである。達達プラットフォームは直接ユーザーと集荷先企業との間の配達関係のやり取りに関与せず、双方当事者が配達契約の履行に関して争議が発生した場合、契約の相対性原則に基づき、自分で協議・処理し、あるいは達達プラットフォームの斡旋を求めるものとする。1.2 ユーザーとは、達達プラットフォームに登録し、かつ集荷先企業に配達サービスを提供する実際の輸送者である。本契約において、特に達達プラットフォームに登録または使用し、かつ配達サービスを完遂させる能力と資質を持つユーザーを指す。ユーザーが約定によって配達オーダーを完遂した後、達達プラットフォームを通じて集荷先企業から相応の報酬を獲得する権利がある。あらゆる時、ユーザーと達達プラットフォームの間には労働、労務、雇用関係は成立しない。1.3 配達先企業とは、達達プラットフォームで配達サービスの需要を発表し、達達プラットフォームで配達オーダー需給側と表示され、貨物受取人に配達貨物を販売する個人、企業、その他の組織または機構をいう。配達先企業は達達業務プラットフォーム業務規則とオーダー情報により、約定したどおりにオーダーを配達したユーザーに報酬を支払うべきである。1.4 配達オーダーとは、配達先企業が達達プラットフォームを通じて公表した、達達プラットフォームで表示される配達サービスの要約情報である（配達先企業の

情報、配達貨物、配達先住所、受取人情報と配達費用等が含まれる)」。ユーザーが確認をクリックする形でオーダーの配達を承り、配達契約が効力を発生する。オーダーがユーザーと配達先企業との配達契約として、双方の権利・義務を証明する書類である。双方がオフラインで配達条件に関して合意した場合（例えば代引きサービス、条件付き配達等)、各自に関連証拠物を保留するものとする。2.9 ユーザーが達達プラットフォームを利用する際に以下のルールを遵守すべきである。2.9.1 ユーザーは政府機構が発行した有効な健康証明書を取得して初めて食材と出前配達サービスに従事できる。2.9.2 食材と出前サービスに従事するユーザーは、食品を入れる容器が食品安全基準を満たすことを保証し、定期的に容器を消毒しなければならない。第 4 条　アカウント管理　4.1 ユーザーのアカウントの所有権は達達プラットフォームにある。ユーザーが登録手続を完了した後、ユーザーアカウントの使用権のみを獲得し、かつ当該使用権は登録者本人にしかない。第 5 条　交易管理　5.2 ユーザーが達達プラットフォームを通じて配達サービスを引き受ける際の奨励規定は、達達プラットフォームが当時有効とする規定を参照して行う。5.8 ユーザーがアカウントを利用しなくなる場合、まず支払うべき料金を精算しなければならない（返済期限が来た、または返済期限が来ていないローンの元金、利息、罰金、違約金、サービス料、管理代等)・・・。5.11 ユーザーが配達サービスを遂行するために人身・財産の損害を被った場合、あるいは第三者に人身・財産の損害をもたらした場合、法律によって責任主体に法的責任を追求し、あるいは独自に第三者に対して法的責任を負うものとする。達達プラットフォームはこれに対して何の責任も負わない。達達プラットフォームがこれによって損失を被った場合、ユーザーに賠償を求める権利がある。第 6 条　資金管理　6.1 ユーザーが達達プラットフォームを通じて行った配達サービスの報酬に関して、達達プラットフォーム・達達プラットフォームが委託した第三機構がユーザーに資金管理サービスを提供する。その主な内容は、銀行カードの認証、資金の入金、引き出し、徴収代理、立替払い、残高照会等である。6.5 徴収代理・立替払い　達達プラットフォームは当時ユーザーに提供している機能に応じて、徴収代理、立替払いサービスを提供し、自らまたは第三者機構に委託して、ユーザーに配達サービス費等の料金を支払い、またはユーザーのアカウントにある残高をユーザーが指定し、あるいは約定によって確定した送金先に支払う。6.8 ユーザーと達達プラットフォームの間には労働、労務、雇用関係が成立しない。ユーザーが配達サービスを履行することによって獲得した収入は集荷先企業が提供する。いかなる時にも、ユーザーが達達プラットフォームから獲得した収益は、給料、賃金、労働報酬またはそれに類似する収入とみなしてはならない。6.10 ユーザーは自分で、あるいは達達プラットフォームに委託して商業保険を購入し、自分であるいは保険契約にしたがって配達義務を履行する際に発生した事故（配達員の責めに帰すべきかどうかに関係なく）の責任を負担する。第 9 条　リスク提示と責任の制限　9.1 集荷先企業が委託した配達サービスの契約相手方はユーザ

ーであり、契約履行に関する瑕疵担保責任と料金支払い責任は集荷先企業が約定した内容に従って負担する。以上のことに関して、ユーザーはそれを理解し、同意する。交易情報プラットフォームとして、達達プラットフォームとユーザーの間には労働、雇用、協働関係が存在せず、ユーザーに対してあらゆる担保責任や連帯責任を負わない。9.9 ユーザーと達達プラットフォームの間に労働、労務、雇用関係は存在しない。ユーザーが配達サービスを履行して獲得した収入は集荷先企業が提供する。ユーザーが配達サービスを履行する途中に生じた自身あるいは第三者の人身あるいは財産の損失は、ユーザー本人が自己責任で負担する」。

2. 保険加入状況に関して、Y によると、配達員が一日の中で初めてオーダーを受注する際に、保険購入の提示がある。それは平安保険会社がプラットフォームを通じて提供した保険購入リンクであり、配達員が 2 元の保険料を支払い、当日のオーダー受注用の保険を購入する。X がオーダーを受注する際に、保険を購入し、プラットフォームは直ちにその保険料を控除し、平安保険会社に支払い、保険契約が即時に成立する。これは保険会社が短期的な配達員向けに開発した新たな保険商品である。毎日初めてオーダーを受注する際に、強制的に 2 元の保険料が引かれることを X が認めるが、保険を購入するかという提示は表示されない。保険購入成功後に表示が出る。

3. 訴訟において、中国平安財産保険株式会社上海分社が当裁判所に以下の証拠を提示した。(1) プラットフォーム登録ユーザーの総合保険に関する説明、(2) プラットフォームの登録ユーザー総合保険証明書と添付資料 1、2、(3) 平安短期意外傷害保険条項、(4) 平安個人責任保険条項。中国平安財産保険株式会社上海分社がプラットフォーム登録ユーザー総合保険に関して以下のように説明した。「プラットフォーム登録ユーザー総合保険は達達プラットフォームの登録ユーザーが弊社で購入した個人責任保険であり、その補償範囲は達達プラットフォーム登録ユーザーがサービス提供時に発生した意外傷害事故と個人責任事故である。当該保険の加入者は X であり、被保険者は X である。保険期限は 2016 年 7 月 24 日 0：00～2016 年 7 月 24 日 24：00 である」。

当裁判所が前述したプラットフォーム登録ユーザー総合保険の状況説明等の証拠の真実性に関して、中国平安財産保険株式会社上海分社に確証を取り、中国平安財産保険株式会社上海分社がその真実性を確認した。口頭弁論の際、X は証拠 (1) の真実性に対して異議を持たない。しかし、その内容を確認する事はできず、かつ最後の一文の括弧書きには、詳細は添付した保険証と保険契約を参照するという記述があるにもかかわらず、中国平安財産保険株式会社上海分社は保険契約を提供せず、契約締結時の資料原本を提示しなかった。証拠 (2) の真実性に対して異議を持たない。しかし、障害賠償金の認定基準は従業員の労災と職業病起因の障害の程度を基準とするという解釈に対し、この保険は、就労過程に傷害を受けたことが、労働者の労働能力に損失をもたらすことに対する賠償である。証拠 (3)、(4) の条項の真実性に対して、これを認める。しかし、保険証

明書と対照して、X が加入した保険がその対象になっているかどうかを確認することはできない。証拠（4）の個人責任保険第 6 条第 2 項によると、被保険人の製造、経営、商業、職業、職務行為によってもたらされる損失と費用に関して、保険人は賠償責任を負わない。当該条項と保険証と矛盾している。Y は前述した証拠の真実性、合法性、関連性を認める。Y は保険契約の成立と労働関係の認定と無関係であると主張する。

4．口頭弁論において、X は配達時に利用した配達ボックス、電動自転車は自分が調達したと称する。そして、達達プラットフォームにおいて自由にオーダー受注を選択できる。

前述した事実に対して、登録契約、道路交通事故認定書、無錫市梁溪区労働人事争議仲裁委員会不受理通知書、当事者の陳述等の証拠をもって証明される。

当裁判所は以下のように判断する。X、Y の間に労働関係があるかどうかは、双方当事者が労働関係を成立させる合意があるかどうか、労働者が用人単位の管理に従い、用人単位が手配した労務に従事するかどうか、用人単位が労働報酬を支払う等の要素によって判断される。X と Y が締結した配達員登録契約は、双方の真実の意思表示であり、法律法規の強行規定に違反せず、合法的かつ有効であり、双方当事者はそれを厳格に履行すべきである。当該登録契約は X、Y 双方の権利と義務を明確に約定した。X は登録契約が X の義務のみを規定し、X の権利を規定しなかったため、契約法においても、労働法においても、権利がなく義務のみがある契約が無効であると主張したが、当該主張に事実上の根拠と法的根拠がなく、当裁判所はこれを認めない。Y が所有する達達プラットフォームの主な機能は、登録したユーザーに集荷先企業が配達サービスを必要とする情報と機会を提供し、登録ユーザーが当該情報と機会を獲得した後、自身の意思によって自由に集荷先企業に当該配達サービスを提供するかどうかを選択することができる。したがって、達達プラットフォームが提供するのは仲介サービスである。Y が登録ユーザーに対して、その人身の自由を拘束する管理をせず、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかに対しても、それを制限したり手配したりすることがない。配達用具も X 自身が調達した。Y が登録ユーザーの配達サービスから関連費用を徴収する証拠もない。登録ユーザーが集荷先企業から獲得した配達報酬に対して、達達プラットフォームは登録契約の約定に基づき、集金代行と支払代行義務を履行するのみであり、Y が X に賃金を支払うわけではない。そして、X と Y の間に労働契約を締結する合意があることを証明する証拠もない。当裁判所が中国平安財産保険株式会社上海分社に確認した状況によると、被保険人は X であり、2016 年 7 月 24 日 0：00～2016 年 7 月 24 日 24：00 を保険期限とするプラットフォーム登録ユーザー総合保険の保険加入者は X であり、Y ではない。前述した理由を総合的に見ると、当裁判所は X の訴訟意見を受け入れず、その訴訟請求を支持しない。中華人民共和国労働契約法第 7 条、最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定第 2 条の規定により、以下の判決を下す。

Xの訴訟請求を棄却する。

本件訴訟費用5元（すでに半減して徴収した）はXが負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から15日以内に、当裁判所に控訴状を提出すると同時に、相手方当事者の人数に応じて複写版を提出し、控訴事件受理費用を予め納付し、江蘇省無錫市中級人民法院に控訴することができる。

2018年3月

4

民事判決書

（2017）魯 10 民終 1858 号

控訴人（原審原告）　X
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y 社
被控訴人の法定代表者　略
原審第三者　A
原審第三者の法定代表者　B
委託訴訟代理人　略

Y、A との労働争議事件において、X が原審判決に不服のため、当裁判所に控訴した。当裁判所が 2017 年 9 月 13 日に立案した後、法律に則って合議廷を結成し、開廷せずに審理をした。

控訴において、X が以下のことを請求した。1.一審判決を取り消し、下級審に差し戻す。2.一審、二審訴訟費用を Y が負担する。

事実と理由について、一審の認定事実と適用法律に錯誤がある。

第一に、X が一審で提出した証拠物 1～4 により、Y が X に対して労働管理をする事実があることが判明される。1.X が入職した当初から Y による労働管理を受けてきた。X が配達ステーションの長または分配要員の面接を経て合格した後、携帯電話に「餓了么」アプリをダウンロードし、その身分情報と携帯番号で従業員アカウントを作った。その後、配達ステーションの長またはオーダー分配要員がアプリを通じて、出前配達員に出前配達業務を分配し、X の就労が始まった。入職する際に、Y が 7 日間の試用期間を規定し、離職する際に、事前に申請する必要がある。2.X が就労時間、就労内容、就労場所について、Y の手配と指示に従う。就労時間は朝 9 時から夜 8 時まで、そのうち 2 時間が昼食と休憩時間とし、出勤できない時は欠勤届を出す必要がある。就労内容はネットを通じてバックグラウンドで分配され、特殊な事情がある場合、分配要員に連絡して、他の出前配達員に労務を分配してもらうことができる。重要事項に関する説明または臨時的な労務がある場合、X は電話または会議の形で知らされる。X の就労内容は、特定区域内の出前配達である。3.Y が X の就労に対して、それを奨励、懲罰する管理制度がある。Y は X に対して、出前配達員が迅速に出前を受取、時間どおりにそれを配達し、身だしなみに注意し、情熱を持ってサービスを提供することを求める。前述した要求は、アプリ上「時間どおりに出前を受け取る比率、時間どおりに配達する比率、配達員がキ

ャンセルしたオーダーの件数、ユーザー評価」等の名目で考察され、配達件数が多く、出勤率の高い出前配達員には、「600 件受注したら 100 元の奨励金を出す」、「半年以上就労したら車両保険を負担する」等の奨励制度がある。4.Y が X の配達件数によって給料を計算し、Y の当時の法定代表者 C が配達ステーション長 D に振込、更に就労者に支払う形で月一回支払われる。

第二に、Y が餓了么出前プラットフォームの威海地域の出前配達サービスを請け負った。時間どおりに配達されることを保証するために、Y は配達員たちにレストランの付近で休息を取るよう要求し、近くにいる配達員に配達業務を回すようにしている。当該業務の特殊性により、配達員たちが統一した固定的な就労場所で就労することができない。X が就労時点、就労場所等の点において Y の指揮命令に服しており、出前配達をしていない時も、所轄のレストランの近くで待機し、オーダーが振られてくるのを待っていた。X が自分で移動手段を用意し、最低賃金がなく、出来高給の形を取っていても、X が事実上 Y に従属し、双方には労働関係が存在するといえる。第三に、1 審が確認した証拠と X が提出した Y の企業情報から見ると、労働部と社会保障部「労働関係を確立することに関する関連事項の通知」第 1 条の規定により、X と Y の間に労働関係が成立することを認定すべきである。

Y の弁解によると、Y が 2016 年 6 月 20 日から 2017 年 1 月までの間に「餓了么」の配達活動に従事した。X が主張した労働関係の期間と Y の経営期間が一致しない。Y が一審の際に提出したウェブページのスクリーンショットによると、A が 2016 年 5 月に「餓了么」の運営業務を務めた。したがって、X が第三者に関連の配達業務を提供した。

A によると、アプリによってオーダーが統一的に分配され、運営側による拘束と要求は少ない。B と C、上海本社が初めて連携をとったのは 2016 年 1 月 29 日だった。出前配達サービスが新興業界であり、詳細な規範がなく、最初に C と連携契約を締結した際に、「餓了跑腿」の名義で署名がなされ、実際にサインしたのは C だった。後に上海本社の業務が軌道に乗り、会社名義で契約を締結しなければならないことになったため、C が Y を成立させ、上海本社と引き続き連携を取った。後に B と C は利益分配等を理由で関係が悪化し、B は個人名義で上海本社と連携を取りたく、上海本社といくつかの契約を締結したが、C がそれを知り、上海本社に行ってそれを阻止した結果、B が締結した契約はいずれも無効となり、履行されなかった。威海地域の「餓了么」代理権は依然と C が所有し、その終了期日は 2016 年 9 月である。

X が一審裁判所に対し、X と Y の間に 2016 年 5 月 19 日から 2016 年 6 月 2 日までの間に労働関係が存在することを確認するようよう求めた。

口頭弁論時に、X がその主張を証明するために裁判所に以下の証拠物を提出した。

証拠 1　X の携帯にある餓了么アプリの表示画面をスクリーンショットし、プリントアウトした結果、Y が当該プラットフォームを通じて X にオーダーを配り、X がそれを

受注したことが判明された（合計 9 回分）。すなわち、1.X は威海餓了么経区チーム 1 の一員であり、Y の従業員である。2.X の従業員ナンバー、登録携帯番号。3.Y はアプリを通じて X を管理、考課し、蓄積した点数と等級を評定する。4.X が Y に従属し、その就労時間、就労場所等に関しては Y の指示と手配に従う。5.X の就労期間中の出前配達量、内容物、並びに 2016 年 6 月 2 日に交通事故に遭った時の配達状況。

証拠 2　餓了么のバックグラウンドでオーダー状況を検索した結果、上海本社のサーバー上の情報によると、X は Y が請け負った威海餓了么経区チーム 1 の配達員であることが証明された。当該証拠物は原審第三者の法定代表者である B が X に提供した。

証拠 3　X が仲裁委員会から入手した審理記録と D の口座出入金明細、並びに三者間契約（コピー）により、以下のことが証明された。1.三者間契約により、Y が餓了跑腿の名義で上海本社と契約を締結し、威海地域の餓了么出前配達業務を請負、当該契約のコピーは Y が仲裁審理時に提出した。X によると、当該三者間契約が締結された後、実際に履行されることなく、その後 Y が威海地域の出前配達チームを経営管理してきた。後に、三者間に新たな契約が締結され、2016 年 6 月 18 日に出前配達チームの経営管理権が移転し、新たな契約は Y、A と上海本社が締結した。三者間契約により、餓了跑腿は Y であり、その住所は Y と A が共用している。2.口座出入金明細により、以下のことが証明された。①餓了么経区チーム 1 の給料は C が D の口座に振り込むこと。②D が X に支払った 2016 年 5 月の給料は 1,635 元だった。三者間契約と合わせて見ると、三者間契約は履行されずに、C がずっと会社を管理し、従業員に給料を支払ってきた。③審理記録の中に、D が出頭し、証言を述べた記録があった。そこで、D がチームの管理者として、会社の管理需要に従って X を招聘、採用し、会社の管理制度に従って X を管理し、会社の給料支払制度にしたがって X に給料を支払ったことが証明される。したがって、X、Y の間に労働関係が存在する。

証拠 4　X の要求により、証人 E、F が法廷に出頭し、E、F が X と一緒に Y のところで出前配達業務に従事し、Y の管理を受け、Y の法定代表者 C が給料を D に振込、D がそれを X、E、F たちに支払ったことを証明した。

証人 E が出頭して以下のことを証明した。X とは以前同僚関係にあり、Y のところで出前配達業務に従事してきた。E は 2016 年 4 月に Y のところに来て就労し、2016 年 7 月に辞めることにした。E が応募する際に、経区のオーダー分配要員 G が E を面接し、以下のことを約定した。すなわち、報酬は 1 オーダーにつき 5 元、基本給はない。報酬は歩合給の形をとる。自分でバイクを用意し、バイクの免許が必要であり、ガソリン代は E が負担し、バイクの保険費用は E が納付する。契約期間について、これを約定することはなかった。辞める際に、半月前に通知しなければならない。試用期間は 7 日である。Y は E のために社会保険を納付することはなかった。E が応募する際に社会保険に関する説明はなかった。就労する期間中に、E が経区バス駅近くの出前配達を任された

が、Y と労働契約を締結することはなかった。E と X はともに経区で出前を配達するため、たまに会うことがある。経区には臨時休憩所がある。Y が要求した出勤時間は朝 9 時から夜 8 時までであり、昼に 2 時間の休憩と昼食時間がある。出勤を取ることはない。収入額は安定せず、多く配達するほど、多く稼げる。通常月収は 4,000 元くらいである。配達員の携帯アプリは配達した件数を表示可能であり、配達員が自分で報酬を計算できる。Y も配達員の携帯に表示される配達件数によって報酬を計算する。報酬は D が銀行振込かアリペイの形で E に送金し、サインする必要はない。実際誰が報酬を支払ったかに関して、E は知らない。E は D に管理される。D が臨時休憩所で勤務をするわけではなく、電話を通じて E に就労プロセスを指示する。例えば、本日に会議があること、身だしなみに注意すべきこと、あるいは配達する際に注意する必要があること等が指示内容として挙げられる。出前業務に従事する際に、Y には専門のオーダー分配指示要員がいる。オーダーの分配はパソコンを通じて行われる。出前配達員にはオーダーを受注する携帯があり、専用のアプリを通じてオーダーを受注する。すべての就労過程はアプリを通じて操作する。オーダーを受注した後、必ずしも本人がそれを配達する必要がなく、用事がある時、他人にやらせる事ができる。Y は配達員に対して、迅速に配達業務を行い、良い態度を取るように等を要求する。E が就労期間中に、餓了跑腿という出前配達チームがあることを知らなかった。当時のチーム名は蜂鳥配達であり、上海本部の統一した名称は餓了么だった。当初、E は餓了么のために配達していると思ったが、後にそれが蜂鳥配達であると知り、それで Y のために就労していると確信した。

証人 F が出頭し、X とは以前同僚だったこと、Y のところで出前配達に従事したことを証明した。F は 2015 年 10 月頃に Y のところで就労開始し、1 年間就労した後辞めることにした。F は当時ネットから出前配達員を募集する情報を見た。F が応募する際に、オーダー分配要員 G が F を面接し、報酬は 1 オーダーにつき 5 元、基本給はない。報酬は歩合給の形を取り、多く働くほど多く稼げる。自分でバイクを用意し、バイクの免許が必要である。半年以上務めると Y がバイク保険の費用を出してくれる。当初ガソリン代は E が負担と約定したが、後に 600 件のオーダーを受注した奨励として、Y から 100 元のガソリン代が支給された。契約期間を約定することはなかったが、辞める際に、半月前に通知しなければならない。試用期間は 7 日である。Y は F のために社会保険を納付することはなかった。F が応募する際に社会保険に関する説明はなかった。面接する際に、F は蜂鳥配達サービス有限会社の出前配達業務に従事すること、蜂鳥配達サービス有限会社に属すること、蜂鳥配達は餓了么に属することしか知らなかった。就労開始後、餓了跑腿という出前配達チームがあること、F とは同じ会社に属していなかったことを知った。就労期間中に、F が経区バス駅周辺の出前配達業務を担当し、固定した職場はなかった。Y の要求により、勤務時間は朝 9 時から夜 8 時までの間であり、昼には 2 時間の休憩と昼食時間がある。朝 9 時、夜 8 時とは、出前配達員がアプリを通じて出勤、

退勤ボタンをクリックする時刻を指し、途中に休憩、昼食を取る時に退勤をクリックし、2 時間後にまた出勤をクリックする。固定した場所に出頭する必要がなく、オーダー分配要員は配達員がクリックした出退勤時刻によって、配達員の出勤状況を記録する。配達員の携帯にインストールされている受注アプリは受注したオーダー件数を表示することができ、配達員は自分で報酬額を計算する事ができる。Y も配達員の携帯に表示されるオーダー受注件数によって報酬を計算する。報酬は D が銀行振込またはアリペイの形で F に支払い、F には報酬支払の具体的なプロセスを知らない。F がオンラインし、かつオーダーが入っている時に配達に行き、オーダーがない場合に座りながら待つことにする。通常加盟レストランの多い場所で待ち、指定された場所はない。オーダーを出す際に、「餓了么」のアプリをダウンロードすることになるが、その背後には、蜂鳥配達がある。X が提出したオーダー表「スクリーンショットをプリントアウトしたもの」はオーダー受注システムが表示した受注シグナルである。顧客がオーダーを出した場合、バックグランドにあるパソコンは蜂鳥配達を表示する。F が昼食を食べたい時に、自分でオーダーを出し、自分で受注する場合がある。この場合、F が実際に配達費の分を儲かることになる。F がオーダーを出す場合、売主（加盟レストランの名称の後ろに蜂鳥配達が表示される。通常、会社全体の会議は経区の楽天ホールで開催され、会議がある場合、D が口頭で配達員たちに知らせる。例えば、サービス態度に注意すること、無断欠勤しないこと、業績を向上させること等が会議内容として挙げられる。E も当時一緒に出前配達に従事した。オーダーを受注した後、用事がある場合、オーダー分配要員に知らせ、それを他の配達員に分配してもらう事ができる。オーダーを受注する際、競争する必要がない。例えば、F が特定の加盟レストランの近くにいると、分配要員はオーダーを F に発送し、F が受注した後配達することになる。F が配達する際に、蜂鳥の文字が入る服と箱がある。具体的な業務は、加盟レストラン、分配要員、配達員、顧客の 4 つ主体と携帯アプリを通じて完成する。F が配達員としての主な業務は、オーダーの受注、集荷、配達である。会社役員が勤務する場所は実験中学の向かい側にある。

X が提供した前述の証拠に対し、Y は以下の意見を述べた。証拠 1 の真実性について異議はない。X の陳述によると、証拠 1 は Y が X に出前配達指示を送ったものである。しかし、当該証拠の中に、それが Y からの出前配達指示であることを証明する情報は入っていなかった。そのため、当該配達指示は Y から X に送られたものではない。証拠 2 の真実性について異議はない。しかし、証拠 2 の中に「蜂鳥」という文字が入っているのは、加盟レストランの商品項目の「蜂鳥配達」という名称のみであり、Y の関連情報は何も示されておらず、当該配達オーダーも Y から送ったものではない。証拠 3 の真実性について異議はない。しかし、それによって Y と X の間に労働関係が成立したことは証明されない。銀行出入金明細は個人名義の口座明細であり、給料の明細ではない。Y の前任法定代表者 C と D 個人の間の送金記録があるとしても、証拠から Y との間に何らの

関係があることは判明されない。その他の証拠は本件と関係がなく、X、Y の間に労働関係が存在したことを証明することができない。証拠 4 に関して、証人は集会場所が実験中学の向こうのレストランであると述べたが、その住所は A の登録住所と一致している。それは、レストランのオーナーが B のためである。両証人の証言によると、すべての業務がバックグランドのシステムを操作することによって完成している。証拠 1、証拠 2 により、2016 年 6 月 2 日の加盟配達会社は A であり、Y とは無関係である。証人が挙げた蜂鳥配達に関して、全国の餓了么の配達会社が全て蜂鳥配達であり、とりわけ Y を指すわけではない。

A が以下の意見を述べた。証拠 1 の真実性について異議はない。その証明内容について異議はある。それにより、A と何らかの関係があることは示されない。証拠 2 はコピーではあるが、その真実性について異議はない。証拠 2 における B の署名は確かに B 本人がサインしたものである。証拠 3 に関して、B と D が兄弟であるため、D が報酬を支払った問題に関して、A として知っているのは、当初報酬は上海本社から Y の法定代表者 B に送金されたが、B が送金を忘れた場合があるため、B が送金を忘れた対象の報酬を、上海本社の山東省責任者 G に振込、G がその資金を D の口座に送金し、D が X に送金することになる。通常の支払いプロセスは、上海本社が報酬を B に送金し、B がそれを当該地域の責任者に振込、責任者が配達員に送金することになる。上海本社は自分が本件に関係しないとし、あらゆる送金記録の原本・コピーを提供しないため、A が知っている情報を裁判官に陳述するのみである。証拠 3 の中の三者契約の真実性と証明内容について、異議はある。当該証拠はコピーであり、証拠として使用できる要件を満たさず、証拠として使うべきではない。仮に当該証拠が有効であるとしても、B が餓了么の加盟代理権を A に譲渡したことのみが証明され、A が Y とその労働者の間の労働関係を受け入れたこと、X と A の間に労働関係があることは証明されない。実際、三者譲渡契約の内容通りに履行されることはなく、A が餓了么配達の加盟会社になっておらず、2016 年 6 月 18 日前に、威海地域において、Y が唯一の餓了么配達加盟会社である。銀行送金記録について異議はない。仲裁の審理記録について異議はない。証拠 4 に関して、両証人がともに D が報酬を支払うことを言及したが、D は経区のステーション長として、C の代わりに報酬を支払った。D と A の法定代表者である B が兄弟関係だからといって、X と A の間に労働関係が存在すると認定することはできない。証拠 5 に関して、X は両証人の陳述により、X が Y の従業員として、就労時間、就労内容、報酬の支払状況、奨励・懲戒管理制度が全て Y のコントロールを受けることが証明されるため、X、Y の間に労働関係が存在すると主張する。

口頭弁論の際に、Y は自分の主張を証明するため、裁判所に以下の証拠を提出した。

証拠 1　餓了么のバックグランドネットプラットフォームシステムの画面をスクリーンショットしプリントアウトした 2 枚のオーダー記録。Y が主張する 2016 年 12 月に、

彼はもう餓了么の配達業務に従事していない。Y が餓了么の配達業務に従事している間、山東省威海区域の責任者 H または I（具体的に誰なのか、Y ははっきり覚えていない）を通じて前述したオーダー記録をプリントアウトした。それによると、1,チーム名は威海餓了么―経区 1 であるが、2016 年 6 月 17 日までに、表示される加盟配達会社は A であり、Y ではなかった。X が主張した当該期間の労働関係は Y と無関係である。すなわち、X が提供した B の肉筆サインの入った証拠 2 に対する説明は強弁であり、Y が提出した証拠と関係しており、チームの名前はすべて威海餓了么―経区 1 である。

Y が提出した証拠に対して、X が以下の意見を述べた。証拠の真実性を確かめることはできない。同時に、当該証拠からわかるように、2016 年 5 月 19 日時点の加盟配達員の名称は餓了跑腿である。X の理解では、餓了跑腿が Y の最初の名称であり、C、B が Y の名義で企業法人登記をする前の合同会社の名称である。すなわち、X が入職する際に Y と労働関係に入った。「餓了跑腿」の名義で登録したとはいえ、実際に上海本社と契約を締結したのは Y である。

A は口頭弁論の際に、証拠の真実性と証明内容の両方に異議を申し立てた。1.当該証拠はプリントアウトしたものであり、証拠として使えない。2.当該証拠が有効な証拠であっても、A と X の間に労働関係があることは証明されない。3.当該証拠が X の身分情報並びに A の下で就労した関連情報を証明できない。X が以前提出した情報とも合致しない。

Y によると、本件の場合、上海本社に関わるすべての契約書またはスクリーンショットがネット上の電子版または H・I が電子版の形で当事者に送ったものであり、上海本社に関係するすべての契約に原本はない。

A は、X が提出した三者契約に A の押印と B のサインが入っている問題に関して、詳細がわからないと述べた。

X、Y が提供した前述した証拠について、当裁判所が審査した後、以下のように認定する。Y は X が提供した証拠 1～4 の真実性に対して異議を持たない。法に則ってその真実性を認める。A は証拠 3 の三者契約の真実性に異議を申し出たが、当該契約は餓了么跑腿の配達加盟契約であり、A が当該契約の丙、すなわち権利義務の譲渡先として、本件と直接的な利害関係を持ち、口頭弁論時に会社の押印と法定代表者のサインを知らないと主張したのは、故意に事実関係を隠蔽するためであり、当裁判所はその主張を採用せず、三者契約の真実性を確認する。当該契約が実際に履行されたかどうかに関して、本件各当事者が関連証拠を提出してそれを証明せず、かつ本件とは無関係の上海本社の権利義務が関わるため、本件において、契約が実際に履行されたかどうかに関して、それを確認することができない。

X、A が Y の提供した証拠（オーダー受注のスクリーンショット）の真実性に異議を述べ、Y が他の証拠を持ってそれを補強でき状況の下で、その真実性を確認することはできない。

審理によって以下の事実が判明された。X が 2016 年 5 月 19 日から威海餓了么―経区グループ 1 に入り、威海経区範囲内で騎手、すなわち出前配達業務に従事してきた。約定により、1 オーダーに付き 5 元の報酬が得られ、報酬は歩合給であり、基本給はなく、自分でバイクを用意し配達に従事する。就労する際に、X が携帯電話にオーダーを受注するためのアプリをダウンロードし、普段当該アプリを通じてオーダーを受注する。オーダーの受注、集荷、配達という一連のプロセスは全部当該アプリを通じて完遂する。2016 年 6 月 2 日、X が配達する途中に交通事故に遭った。X の 2016 年 5 月の報酬が 1,635 元であり、D がそれを X に支払った。

仲裁の口頭弁論記録によると、D が出頭して以下のことを証明した。D が 2015 年 11 月～2016 年 6 月 18 日の間に Y のために就労し、経区チームのステーション長として、経区の配達を担当した。X は D に招聘され、出前配達業務に従事する。普段の出前配達オーダーは餓了么オーダー管理システムを通じて統一的に分配する。C は Y の 2016 年 11 月以前の法定代表者であり、彼と B が C に対し、経区チームの管理をするよう手配した。チームの報酬は C が D に送金し、D がそれをチームメンバーに支払う形を取っている。

一審裁判所によると、本件争議の焦点は X、Y の間に労働関係が存在するかどうかである。労働関係が存在するかどうかを認定する際に、その中核となるのは就労の場所、内容、方式、過程、並びに労務がなくても労働関係が存続する場合、用人単位に拘束されることである。拘束方法には就業規則と、具体的な管理行為が含まれる。本件の場合、X が提供した証人の証言と D が仲裁部門で口頭弁論する際に証言により、X が確かに Y のところで出前配達業務に従事したことが認められる。確かに、X が毎日携帯アプリを通じて出退勤ボタンを押し、ネットプラットフォームを通じてオーダーを受注し、集荷し、配達する必要がある。しかし、X が毎日経区加盟レストランの近くで就労し、Y の職場で出退勤を取る必要がなく、Y が X ら配達員に対して、遵守すべき明確な就業規則を設けておらず、Y がただネットプラットフォームを通じて X の就労成果をチェックし、その就労過程に注意を払うことがなく、X が出退勤ボタンを押したからと言って、Y がその出退勤を取ることもなく、ただそれによって一日の業務量を計算する。X が交通手段を自分で用意し、Y がオーダー件数によって X に報酬を支払い、X が多く配達するほど多く稼ぎ、基本給がない。このようなやり方は一般的な賃金とは違い、最低賃金基準に制限されることもない。証人の証言によると、双方当事者には労働契約を締結する意志がない。したがって、X、Y の間の新たな就労形態が労働関係の認定要件を満たさない。

前述したように、X の訴訟請求の理由が適切ではなく、それを支持できない。労働と社会保障部「労働関係の確立に関する関連事項の通知」（労部発［2005］12 号）第 1 条の規定により、以下の判決を下す。X と Y は 2016 年 5 月 19 日から 2016 年 6 月 2 日までの間に労働関係が存在しない。案件受理費用 5 元は、X が負担する。

二審において、Y がその主張を証明するために、当裁判所に以下の証拠を提出した。証拠 1　不動産賃貸契約のコピー1 部（原本は貸主の手元にある）

それは Y の元法定代表者 C と Y の法定代表者が 2015 年 10 月 15 日に締結した賃貸契約であり、それによって Y が 2016 年 6 月 20 日から経営に従事する具体的な営業場所を証明しようとする。証拠 2　B の Wechat のスクリーンショットと一部の配達員と B の業務に関するチャット記録をスクリーンショットし、プリントアウトしたもの

それにより、A が成立当初から「餓了么」の経営活動に従事してきたことを証明しようとする。前述したスクリーンショットは Wechat のタイムラインにあったが、Y の法定代表者と B が Wechat の友人だったため見ることができたが、今では友人でなくなったため、見られなくなった。口頭弁論の際に、X は証拠 1 がコピーであるために認めず、証拠 2 の真実性を認めるが、それにより、X が怪我する際に威海地域の加盟会社が Y と A のどちらかを証明することができないと主張する。B は証拠 1 がコピーであるために認めず、証拠 2 が印刷物であるため、その真実性を認めない。Y が二審の際に提出した証拠に対して、当裁判所は以下のように認定する。証拠 1 がコピーであり、証拠 2 が印刷物である。Y が原本を提出することなく、前述した証拠の真実性と証明効力に対して、当裁判所はそれを認めない。

当裁判所が二審において判明した他の事実は、一審の認定と一致する。

当裁判所の判断は以下のようになる。

第一に、本件はまず X が Y か A のどちらのために出前配達に従事するかをまず確定する必要がある。X が仲裁時に D を出頭させ、証言を述べてもらったが、D の陳述と X が一審の際に提供した 2 人の証人の陳述と一致しており、かつ Y の元法定代表者 C より D への送金記録もあるため、X が Y のところで出前配達業務に従事したと一審裁判所が認定したことに不適切なところがなく、当裁判所はこれを維持する。

第二に、X と Y の関係の性質問題に関して　労働関係の本質的な属性は「人的属性」であり、労働者が用人単位の管理を受け、労働者と用人単位の間に従属関係が存在する。労働者の労務給付行為には高度な人的属性があり、それを代替履行する事ができない。労働者が就労する過程において、用人単位の指揮または管理を受け、その自主性が低い。本件において、X が自分で交通手段を用意に、携帯アプリを通じてプラットフォーム上でオーダーを受注、集荷、配達する。証人の証言と X 自身の陳述によると、X を含む配達員がオーダーを受注した後、他人にそれを譲り、配達してもらうことができる。したがって、出前配達員はその出前配達業務の分配に対して自主性を持ち、用人単位と労働関係に入った従業員のように、代替性がないわけではない。したがって、X を含むと Y の間に労働法にいう従属関係が存在しない。また、X の就労実態から見ると、X には固定した職場がない。X の報酬支払状況から見ると、Y が X に支払った報酬は、出来高給制度を取っており、労務の給付と対価性を持ち、勤続年数に応じる手当等の福祉待遇がな

く、一般的な労働者が受け取る賃金とは性質上同様なものではない。保険納付状況から見ると、 Y は X のために社会保険を納付しなかった。 X は Y が彼に対して労務管理をし、携帯アプリを通じてオーダーを配り、携帯アプリに内蔵される評価システムによって人事考課をすると主張するが、 認定事実によると、 X がオーダーを受注した後にそれを他人に譲ることができ、かついわゆる人事考課と X の収入の関連性を証明する証拠を X は提供しなかった。故に、X が主張する労働管理は労働法にいう労働管理ではない。X の主張に対し、当裁判所はそれを支持しない。したがって、Y と X の間の関係は、労働関係を成り立たせる本質的な属性と他の特徴を持たず、一審裁判所が双方当事者に労働関係が存在しないと認定したが、その結果は正確であり、当裁判所はそれを維持する。X と Y の間に労働関係は存在しないが、X が出前配達の過程において、その合法な権利・利益が損なわれた場合、それに関して、関連法律により別途権利を主張することができる。

前述したように、X がの控訴請求は成り立たず、棄却される。一審判決の認定事実が明確であり、法律適用が正確であり、それを維持すべきである。中華人民共和国民事訴訟法第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原審を維持する。
二審事件受理費 10 元は X が負担する。
本判決が終審判決である。

2018 年 5 月

5

民事判決書

(2017)皖 11 民終 938 号

控訴人（原審原告）　X
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X は Y との労働争議事件において、原審判決に不服とし、当裁判所に控訴を提起した。当裁判所が 2017 年 4 月 11 日に立案した後、法律に則って合議廷を結成し、本件を審理した。現在、本件はすでに審理終了した。

X の控訴請求：原判決を取り消し、Y とは労働関係が存在したように判決を変更すること。

事実と理由は以下のようになる。X がウェブサイトで「餓了么」プラットフォームが餓了么天長子会社の名義で天長において出前配達員を募集するのを見て、応募した後、「餓了么」プラットフォームの出前配達員を務めた。2016 年 9 月 28 日夜、X が出前配達途中に交通事故に遭った。双方当事者が労働契約を締結することなく、労災認定も申請しなかったため、X が労働関係の確認を要求する。餓了么天長子会社は会社登録しなかったが、Y が用人単位としての責任と義務を負うべきである。X は一貫として Y の管理を受け、その出前サービス等も「餓了么」サービスプラットフォームが管理し、餓了么天長子会社が従業員の就労時間、出勤日数、奨励・懲戒等に関して具体的な規定を有する。X の賃金も実際 Y がプラットフォームを通じて、業務所得を地域の子会社に送金したものである。X の賃金は餓了么天長子会社の責任者が支払った。すなわち、Y が支払ったことになる。

これに対して、Y が弁解し、口頭弁論前の確認により、X と Y の間に労働関係が存在せず、X の控訴の棄却と、原判決の維持を求める。

X が一審裁判所に提訴し、X と Y の間に労働関係が存在することを請求した。

一審裁判所が認定した事実は以下のようになる。2016 年 6 月 15 日、X が小城天長ネットで「餓了么」出前プラットフォームの募集情報を見て、即応募し、「餓了么」出前プラットフォームの配達員を務め、双方当事者は労働契約を締結しなかった。X の就労報酬は「餓了么」出前プラットフォームの分配要員が現金の形で直接支払う。

2016 年 9 月 28 日夜、X がバイクに乗って出前を配達している途中に、セダンに衝突

し交通事故に遭い、X が怪我をした。2017 年 1 月 11 日、X が天長市労働人事争議仲裁委員会に仲裁を申請し、X、Y の間に労働関係が存在することの確認を求め、天長市労働人事争議仲裁委員会は受理要件を満たさないとし、不受理通知書を出した。X によると、Y の行為が労働契約法、労災保険条例等の関連法律法規に違反し、その結果として X の合法な権利・利益が保障されない。自分の合法な権利・利益を守るために、X が一審裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所によると、労働関係を成立させるには書面で労働契約を締結すべきである。X が本件において、彼が従事した「餓了么」出前プラットフォーム配達員としての仕事が Y によって手配され、彼の報酬が Y から支払われ、Y の管理を受ける。したがって、X の訴訟請求は労働と社会保障部が出した労働関係の確立に関する関連事項の通知の要件を満たさず、X の主張は事実根拠を欠け、法律要件を満たさない。法律によって、その請求を認めないとする。前述したように、X が本件において提供した証拠がその事実主張を証明できず、X が挙証できない不利益を負うことになる。中華人民共和国労働契約法第 10 条、中華人民共和国労働争議調停仲裁法第 2 条、中華人民共和国民事訴訟法第 144 条、最高人民法院中華人民共和国民事訴訟法解釈第 90 条、91 条の規定により、X と Y の間に労働関係は存在しないとした。

2 審において、双方当事者が新たな証拠を提供することはない。2 審で判明した事実は 1 審と一致し、1 審で判明した事実に対し、当裁判所はそれを確認する。

労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知第 2 条の規定によると、「用人単位が労働者と労働契約を締結しなかった場合、双方の間の労働関係を認定するために以下の証拠を参照することができる。1.賃金の支払い証明または記録（職員賃金支払名簿）、社会保険費用納付記録。2.用人単位が労働者に配った「職員証」等の身分を証明できるもの。3.労働者が記入した用人単位募集「登記表」、「エントリーシート」等の募集・採用記録。4.出勤記録。5.他の労働者の証言等」。本件の場合、X が Y と労働関係にあることを主張するが、「餓了么」出前プラットフォームで配達員を従事した携帯画面のスクリーンショット等しか提供しなかった。それによって、X が Y の従業員であることを直接証明することができない。認定によると、「餓了么」出前プラットフォームにおける配達員としての身分、その管理と賃金の支払いには様々な形があり、Y が自ら運営する形で管理している配達員、地域代理企業が招聘した配達員、自分で登録した配達員等が挙げられる。X は自分が天長餓了么子会社に採用され、餓了么天長子会社の責任者が賃金を支払ったと主張するが、X の身分、X と餓了么天長子会社、餓了么天長子会社の責任者、Y の四者間関係に関して、X が証拠を提供してそれを証明することができず、当裁判所が与えた合理な期間内に出頭し、事情を説明することもなかったため、挙証できなかった不利益を負うべきである。したがって、Y との間に労働関係があるという X の主張は成立しない。

前述したように、X の控訴理由が成立せず、その控訴請求は支持されない。1 審判決の認定事実が明確であり、判決結果が正確であり、それを維持すべきである。中華人民共和国民事訴訟法第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

2 審案件受理費用 10 元は控訴人 X が負担する。

本判決は終審判決である。

2017 年 5 月

6

民事判決書

（2015）一中民終字第 176 号

控訴人（原審原告）　X
被控訴人（原審被告）　Y
法定代表者　A
委託代理人　略

X が Y との労働争議事件に関して、原審判決に不服し、当裁判所に控訴した。当裁判所は法律により合議廷を結成し、公開開廷して本件を審理した。控訴人 X が出頭して訴訟に参加し、Y が出頭せず訴訟に参加しなかった。本件はすでに審理終了した。

X が一審裁判所に提訴し、以下の主張をした。2013 年 2 月 25 日、X が Y に入職し、ポストは運転代行者である。双方当事者が労働契約を締結し、平均月収を 4,000 元とした。

X の在職期間中、Y の就業規則を遵守し、Y の管理を受け、Y によって労働報酬を支払われる。X の在職期間中、Y は X のために社会保険料を納付することなく、理由もなく X の賃金からピンはねをした。2014 年 3 月 6 日、Y は何の理由もなく X を解雇し、今でも 2,600 元の賃金を支払わず、労働契約解除経済補償金 6,000 元を支払っていない。X が何度も Y に訪ね、自分の合法的な権利・利益を守るよう要求したが、Y が様々な理由でそれを拒絶したため、X が裁判所に提訴した。

X の請求は以下のようになる。1.Y が直ちに X に対し、2013 年 2 月 25 日から 2014 年 3 月 7 日までの未払い賃金 2,600 元を支払う。2.Y が X に対し、労働契約解除経済補償金 6,000 元を支払う。3.Y が X に対し、携帯減価償却費 1,190 元、制服代 100 元を返却する。4.Y が X のために、2013 年 2 月 25 日から 2014 年 3 月 7 日までの社会保険を事後納付する。

Y は一審口頭弁論時に、X の陳述と事実が一致せず、Y が仲裁裁決することに同意すると述べた。

一審裁判所が審理した後、以下の判定を下した。当事者は自分が提出した訴訟請求の根拠事実、並びに相手方の訴訟請求に反論する際の根拠事実に対し、証拠を提供し、それを証明する責任がある。証拠がなく、または当事者の事実主張を証明するに充分でない場合、立証責任を負う当事者が不利益を負う。本件において、X が Y との間に労働関係があると主張するが、その主張を証明する証拠を提供しなかったため、当裁判所はその訴訟請求を支持しない。X と Y の間に他の経済紛争がある場合、別途法律によってそれを解決することができる。したがって、最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定

第 2 条により、X の訴訟請求を棄却する。

X が一審判決に不服し、当裁判所に控訴した。二審裁判所に対して、一審判決を破棄差し戻しするか、X のすべての訴訟請求を支持するように判決を変更するよう X が請求した。その控訴理由が以下のようになる。X と Y の関係は労働関係である。2014 年 3 月 6 日、Y が何の理由もなく X を解雇した。X が銀行送金明細、作業服、作業用携帯、「運転代行委託契約」、「用人単位紹介状」等の就労に関連する証拠を提出したため、最大限度の立証責任を果たした。一審裁判所が明らかに X に過重な立証責任を負わせた。

Y は X の控訴請求に同意せず、二審裁判所が控訴を棄却し、原審判決を維持するよう請求した。

審理によって以下の事実が判明された。2013 年 4 月 17 日、Y と X が「e 運転代行者提携契約」を締結した。当該契約において、以下のことが明文で規定された。一　協働内容　Y が X に運転代行サービス情報を提供し、X が顧客に運転代行サービスを提供する。X が Y の社会に公表した各費用徴収基準によって、サービス料を徴収し、収益を獲得する。Y が X の収入から関連費用を控除し、X に情報サービスを提供した費用とする。二　略　三　協働サービス提供プロセス　1.Y が顧客の予約を受け、X にサービス内容を通知し、あるいは顧客が直接 X に連絡する。2.X が本契約に従って、運転代行サービス任務を執行する。四　略　五　収益分配と決算形式　1.Y が X に運転代行サービス情報を提供し、暫定的に運転代行の実際料金の 20%を徴収して情報提供料とし、税引した後の金額を X が獲得する。2.e 運転代行の正規予約ルートを通じて X に予約を入れた場合、Y が X に運転代行サービス情報を提供したとみなし、Y には相応の情報提供料を徴収する権利がある。3.市場の変化と競争情勢により、Y には X から徴収する情報提供料を調整する権利がある。その他の特殊事情がある場合、Y が X に対して、情報提供料に関して別途通知する。

2014 年 3 月 26 日、Y が X との提携契約を解除した。それに関して、X、Y の間に争議が生じ、X が北京市石景区労働人事争議仲裁委員会に仲裁を提起し、Y に対して、1.ピンはねした携帯減価償却費 1,190 元を返すこと、2.2013 年 2 月 25 日～2014 年 3 月 7 日の間の賃金 2,600 元を返すこと、3.制服代 100 元を返すこと、4.2013 年 2 月 25 日～2014 年 3 月 7 日の間の社会保険料を追納すること、5.労働契約を解除するための経済補償金 6,000 元を支払うことを要求した。北京市石景山区労働人事争議仲裁委員会が京石労仲字（2014）第 712 号採決を出し、X と Y の関係は労働関係ではないとして、X の仲裁請求を棄却した。X が前述した仲裁採決に不服し、一審裁判所に提訴した。

一審期間中、Y との間の関係が労働関係であると X が主張し、作業服、職員証、就労用携帯電話の写真、協働解除契約、銀行送金明細、職場の紹介状、個人所得税納付代行領収書、「e 運転代行者提携契約」等の証拠を提出した。双方当事者の関係が協働関係だと Y が主張し、「e 運転代行者提携契約」を証拠として提出した。

前述した事実に関して、双方当事者の陳述、京石労仲字（2014）第 712 号採決、「e 運転代行者提携契約」等の証拠物をもって証明される。

当裁判所は、労働関係が存在するかどうかを確認するために、以下の要素を顧慮すべきとする。第一に、用人単位と労働者が法律、法規に規定された主体としての資格を持つかどうか。第二に、用人単位が法によって制定した就業規則が労働者に適用し、労働者が用人単位の労働管理を受け、用人単位が手配した有償労働に従事するかどうか。第三に、労働者が提供する労働が用人単位の業務の一部であるかどうか。本件の場合、双方当事者が締結した「e 運転代行者提携契約」によると、Y が X に運転代行情報を提供し、X が顧客に運転代行サービスを提供し、運転代行費用を徴収し、X が予め入金した情報費から Y が情報サービス費用を差し引き、X が自由に就労時間を決められ、その報酬も月給の形で Y から獲得するわけではない。故に、双方当事者の関係は労働関係の特徴を満たさず、労働関係ではない。したがって、X、Y の間に労働関係が成立することに基づいて提出した X の各訴訟請求には、根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。前述したように、X の控訴理由が成立せず、一審判決の事実認定が明確であり、法律適用が正確である。当裁判所は「中華人民共和国民事訴訟法」第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

一審事件受理費用 10 元は X が負担する（すでに 5 元を納付したが、残金は本判決効力発生日から 7 日以内に納付するように）。

二審事件受理費用 10 元は X が負担する（納付済）。

本判決は確定判決である。

2015 年 2 月

7

民事判決書

（2015）一中民終字第 01359 号

控訴人（原審原告）　X
被控訴人（原審被告）　Y
法定代表者　A
委託代理人　略

X は Y との労働争議案に関して、原審判決に不服し、当裁判所に控訴した。当裁判所は法律により合議廷を結成し、公開審理を行った。X と Y の委託代理人がともに出頭し、訴訟に参加した。本事件はすでに審理を終了した。

X が一審の際に以下の主張をした。X が 2012 年 8 月 Y のオンライン募集を通じて Y 似に就職し、その職務は運転代行者であり、処遇は毎月基本給 3,000～6,000 元、その他オーダーの受注量に応じてボーナスがある。入職した後、Y は X と書面で労働契約を締結すること、社会保険料を納付することを拒否してきた。X が労働仲裁を申請し、裁決の結果、双方当事者には労働関係が存在せず、仲裁請求が棄却された。そこで、X の主張によると、X が Y による募集、面接、職業訓練等のプロセスを経て Y に入職し、就労中に Y が定めた就業規則に遵守し、Y の指揮命令に従い、Y の各懲戒措置等に従い、Y との間に管理と被管理の労働関係が形成した。故に、X が裁判所に提訴し、以下の請求をした。1.京石労仲字（2013）第 1691 号裁決書を撤回し、X と Y には 2012 年 8 月 10 日～2013 年 10 月 31 日の間に労働関係が存在したことを確認すること。2.Y が制服抵当金 100 元、就労用携帯電話抵当金 1,299 元、非現地戸籍保証金 572 元を返却すること。3.Y が 2012 年 8 月 10 日～2013 年 10 月 31 日の間に労働契約を締結しなかったために生じた 2 倍の賃金計 6 万元を支払うこと。4.Y が 2013 年 9 月 10 日～2013 年 10 月 31 日の賃金 8,333 元を支払うこと。5.Y が労働契約を解除する経済補償金 5,000 元を支払うこと。6.訴訟費用は Y が負担すること。

Y の弁解は以下のようになる。X の訴訟請求に同意しない。裁判所に X のすべての訴訟請求を棄却するよう求める。双方当事者の間に労働関係は存在しない。X が労働関係に基づいて提起した請求には事実、理由と法的根拠がない。その具体的な理由は以下のようになる。第一に、Y が運転代行活動における役割は、顧客用と運転手用のアプリを開発し（滴滴打車に似ている）、携帯でダウンロードした後、顧客は運転代行の需要を発信し、システムによる処理を経て、Y がその情報を付近の代行運転手に送り、運転手が直接顧客と連絡を取り、顧客を指定した場所に送り届け、費用を徴収する。実際、Y は情

報プラットフォームを提供し、情報伝達を役割とした。第二に、以下の理由によって、Y と代行運転手の間に労働関係は存在しない。1.代行運転手が何時、何処で受注するか、何時休憩を取るかは自由であり、会社による拘束や管理を受けることはない。2.代行運転手は顧客から直接代行運転費用を徴収し、Y から報酬を支払われることはない。その上に、代行運転手は Y に情報サービス費を支払う必要がある。3.いわゆる懲戒措置とは、代行運転手がサービス規範に違反した場合、当事者の約定により、顧客からの苦情に対応する方法である。それは違約責任である。4.運転手は自由に解約できる。X は何時でも Y との契約を解除できる。したがって、Y と運転手の関係は、法律に規定される労働関係と根本的に異なっている。第三に、双方当事者の争議に関する基礎事実は存在しない。X の第 2、3、4、5 の訴訟請求には事実根拠と法的根拠がなく、棄却されるべきである。Y と協働関係にある代行運転手は、その受注時間、受注場所は完全に自分で決められ、Y の管理を受けず、直接顧客から代行運転費用を徴収するため、Y と X とは平等な民事主体間の協働関係であり、労働関係ではない。X は協働事実をはっきり認識しているため、労働争議を提起し、賠償金を要求することに関して、何の事実根拠も法的根拠もなく、それを退けることを請求する。

一審裁判所が審理により以下の事実を明らかにした。Y は運転代行サービスを提供する会社であり、ある携帯アプリを開発した。代行運転手に時間があれば、アプリを開き、運転代行サービスを必要な乗客がいる場合、周辺の代行運転手を選択し、連絡を取り、代行サービスを提供してもらう。Y は 20%の割合で情報サービス費用を徴収する。Y は毎月予め一定金額のサービス費を預け、代行運転手が実際にサービスを提供し、オーダーを完遂した後、Y が預かった預金の中からサービス費を差し引く。代行運転手の労働時間に柔軟性があり、サービスを提供するかどうか、いつ提供するかは運転手本人の自由である。代行運転手の中には、それを兼業とする者もいれば、夜間に専業で従事する者もいる。

X によると、彼が 2012 年 8 月に、Y のオンライン募集を通じて Y に入職した。労働関係を証明するために、X が職員証、制服の写真、並びに制服を着なかったことを理由に罰金を受けた領収書等の証拠を提供した。それらの内、職員証と制服には Y の名称が入っている。Y によると、双方は協働関係にあり、職員証、制服は X と Y が協働関係にあることを証明できるが、職員証、制服のみによって、双方に労働関係があることを証明できない。

今回の訴訟前に、X が北京市石景山区労働争議仲裁委員会（以下、「仲裁委」という）に仲裁申請をし、「1.2012 年 8 月 10 日～2013 年 10 月 31 日に労働関係が存在したことを確認すること。2.2 着の制服抵当金計 100 元を返却すること。3.就労用携帯電話 2 部の抵当金 1,299 元を返却すること。4.非現地戸籍就労者保証金 572 元を返却すること。5.2012 年 8 月 10 日～2013 年 10 月 31 日の間、労働契約を締結しなかったことに生じる

2 倍賃金の残りの 60,000 元を支払うこと。6.2013 年 9 月 10 日～2013 年 10 月 31 日の賃金 8,333 元を支払うこと。7.労働関係解除経済補償金 5,000 元を支払うこと。」を Y に要求した。2013 年 12 月 23 日、仲裁委が裁決書を出し、「X の仲裁申請を棄却する」裁決を下した。X が当該仲裁裁決に不服し、裁判所に訴訟を提起した。

一審裁判所が前述した事実を認定し、職員証、制服、罰金領収書、広告、e 運転代行者提携契約、京石労仲字（2013）第 1691 号裁決書並びに双方当事者の口頭陳述等の証拠によって前述した事実が証明される。

一審裁判所によると、本件争議の焦点は、双方当事者に事実労働関係が存在するかどうかである。「労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知」によると、労働関係を成立させるには、同時に以下の要件を満たさなければならない。

①用人単位と労働者が法律・法規に規定された主体としての資格を有すること、

②用人単位が法律によって、就業規則を制定し、それを労働者に適用し、労働者が用人単位の管理を受け、用人単位が指定した有償労働に従事すること、

③労働者が提供する労務は、用人単位の業務を構成すること。

労働関係を成立させるには、労働者が用人単位のために有償労働を提供し、労働者が用人単位から労働報酬と関連の福祉待遇を獲得し、労働者と用人単位が労働範囲内において、労働者の人身自由が用人単位に支配され、用人単位の労務分配と手配に服従し、就業規則を遵守し、用人単位の管理を受けることを主とした内容の従属関係が必要になる。X が運転代行者として、パートタイムでも、フルタイムでも就労できるし、就労時間は自分が決められ、労働関係の認定基準を満たさない。X が証拠として提供した職員証、制服の写真等には、Y の名称が入っているが、双方当事者に労働関係が存在すると証明するには充分ではない。したがって、X が Y と労働関係にあることを証明する充分な証拠を提供できなかったため、労働関係が存在することに基づく X の各訴訟請求には、事実と法的根拠がなく、裁判所はそれを支持しない。一審裁判所が「中華人民共和国民事訴訟法」第 64 条第 1 項、「最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定」第 2 条の規定により、X の訴訟請求を棄却した。

X が一審判決に不服し、一審訴訟請求を維持して当裁判所に控訴を提起した。事実と理由は以下のようになる。一審裁判所は運転代行という問題の性質を弁明しなかった。X と Y の間は労働関係であり、一審裁判所が認定した協働関係ではない。

Y が一審判決に同意し、X の控訴請求に同意しない。

当裁判所が審理した結果、弁明した事実は一審裁判所が弁明した事実と一致する。二審において、Y が運転代行サービス委託契約、e 運転代行サービス確認書（裏面）と送った顧客の明細表を提出し、Y のために顧客にサービスを提供し、Y とは労働関係にあることを証明しようとした。Y は前述した証拠の真実性、関連性と証明目的を認めない。

前述した事実は、運転代行サービス委託契約、e 運転代行サービス確認書（裏面）、送

った顧客の明細表と双方当事者の陳述によって証明される。

当裁判所は、双方当事者の主張によると、本件二審における争点は、X と Y の間に労働関係が存在するかどうかであると判断する。弁明した事実によると、X が Y の代行運転手であり、その就労時間は自分で柔軟に決められる。X が Y の開発したアプリまたは送られた電話情報によって、顧客に運転代行サービスを提供する。Y が 20%の情報サービス費用を徴収する。X が主張する賃金構成の中に、5,000 元の基本給が含まれることを証明する相応の証拠がない。X が提出した職員証、制服写真、運転代行委託契約、e 運転代行サービス確認書等の証拠書類には、確かに Y の会社名称が入っているが、双方当事者に労働関係が成立することを証明するのに充分ではない。したがって、X の労働関係の存在に基づく各訴訟請求には、事実と法的根拠を欠け、当裁判所がそれを支持しない。X が主張した抵当金返還請求に関して、名字のみが入っており、Y の押印が入っていない抵当金領収書のみが提出され、Y が当該領収書の真実性を認めない。したがって、当裁判所は X の前述した控訴請求を支持しない。

前述したように、一審判決の事実認定が明確であり、法律適用が正確である。当裁判所が中華人民共和国民事訴訟法第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

一審事件受理費 10 元は、X が負担する（納付済）。

二審事件受理費 10 元は、X が負担する（納付済）。

本判決は確定判決である。

2015 年 2 月

8

民事判決書

（2018）京 03 民終 5233 号

控訴人（原審原告）　X1、X2、X3
共同委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X1、X2、X3 は Y との労働争議案について、原審判決に不服し、当裁判所に控訴した。当裁判所が立案した後、法律に則って合議廷を結成し本件を審理した。現在、本件はすでに審理終了した。

X1、X2、X3 が控訴し、以下の請求をした。1.一審判決を取り消し、B と Y の間に 2015 年 5 月 28 日～2015 年 9 月 3 日の間に労働関係が存在することを確認すること。2.訴訟費用は Y が負担する。事実と理由　1.一審裁判所は B の就労形態に柔軟性があり、固定した就労時間と場所がないことを理由に、労働関係の存在を認定しなかったことは間違っている。2.一審裁判所は Y が B の運転代行業務に強制的、制度的拘束をしていないと認定したが、それは事実と一致しない。3.一審裁判所は契約書に双方当事者の関係が労働関係ではないという文言が入っていることを理由に、労働関係を認定しないことには、事実と法的根拠を欠ける。

Y は以下のように弁解をした。一審判決に同意し、X1、X2、X3 の訴訟請求を認めない。二審裁判所には控訴を棄却し、原審を維持することを請求する。

X1、X2、X3 は一審裁判に提訴し、X1 の夫の B と Y が 2015 年 5 月 28 日～2015 年 9 月 3 日の間に事実労働関係があることを確認するよう請求した。

一審裁判所が以下の事実を認定した。X1、X2、X3 が本件労働争議について江西省労働人事争議仲裁委員会に仲裁申請を提起した。当該仲裁委員会が贛労人仲字[2016]第 167 号裁決書を出し、X1、X2、X3 の仲裁請求を棄却した。X1、X2、X3 が不服し、一審裁判所に提訴した。

当事者が訴訟請求について法律に則って証拠を提出した。一審裁判所が証拠交換と口頭弁論を組織した。双方当事者が以下の事実を認める。

B と X1 は夫婦関係にあり、X2 が B の父であり、X3 が B の母である。B が 2015 年 8 月 26 日に交通事故に遭い、同年 9 月 3 日に死亡した。

双方当事者が異議を述べなかった証拠に対し、一審裁判所がそれを認めた。争議のある証拠と事実に対して、一審裁判所が以下のように認定した。

B と Y の間に労働関係が存在するかどうかという問題に関して、X1、X2、X3 は B と Y の間に事実労働関係が存在すると主張し、その就労形態は、携帯を通じて顧客と連絡し、規定時間以内にサービス提供地まで到達し、運転代行サービスを提供する。Y が制服と職員証を提供する。サービス提供後、現金または電子決済で決済することができる。B には固定した就労場所がなく、固定した責務もない。就労時間は通常夜 9 時後であり、遅くて朝 3 時までである。

Y は X1、X2、X3 の主張を認めず、Y と B の関係は協働関係であると主張する。Y は GPS 機能付きの携帯電話を持つ運転代行者と契約を締結し、一定金額の抵当金を徴収する。運転代行者の制服と携帯購入費用は、自分で負担しなければならない。運転代行者は携帯上の運転手用アプリをクリックすることで、就労を開始し、運転代行時間を決まる。Y が顧客からの運転代行要請を受信した後、顧客周辺の運転代行者にその情報を送信し、「早者勝ち」の形で受注してもらう。一番近い運転代行者には優先的に受注する権利がある。受注した後、運転代行者と顧客が直接連絡する。オーダーを受注するごとに、Y が 20%のサービス料を徴収する。顧客から与えられる報酬の他、Y から B に他の報酬を与えることはない。

X1、X2、X3 がその主張を証明するために、「e 運転代行者提携契約」、職員証、制服、e 運転代行サービス確認証、B の携帯電話のチャート履歴等を証拠として提出した。そのうち、「e 運転代行者提携契約」において、双方当事者は、協働内容は Y が B に運転代行サービスの関連情報を提供し、B が Y の顧客に運転代行サービスを提供することであると約定した。当該契約とその添付資料は運転代行の協働内容のみを約定し、双方当事者に労働、労務または雇用関係が成立することはない。Y はその真実性を認めるが、前述した証拠が Y と B の関係が労働関係であることを証明できず、双方当事者に協働関係が存在することしか証明できないと主張する。

Y がその主張を証明するために、公正証書を提出し、その中には、Y がネットから関連するウェブページを開き、それを保存し、プリントアウトした過程が記載される。X1、X2、X3 は公正証書の真実性を認めるが、B がすでに死亡したため、B が公正証書の手続と内容を理解していることを証明できず、B がすでに関連書類にサインしたことも証明できないとし、書面契約を証拠とすべきだと主張した。

一審裁判所は以下のような判決を下した。双方当事者の口頭弁論によると、B の就労形態が柔軟的であり、固定した就労場所と就労時間がなく、B が運転代行業務に従事することに対し、Y からそれを強要し、もしくは制度的にそれを拘束することはない。したがって、B と Y の間には典型的な労働関係における従属性特徴がない。それに加え、双方当事者がサインした「e 運転代行者提携契約」にも、双方当事者の間に労働関係が成立しないことが明記されている。したがって、X1、X2、X3 による、B と Y に労働関係が存在することを確認するための訴訟請求に関して、証拠不足のために支持できない。

前述したように、中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院解釈第 90 条の規定により、X1、X2、X3 の訴訟請求を棄却する。

二審において、当事者が新たな証拠を提出することはない。

当裁判所は一審裁判所が弁明した事実を確認する。

当裁判所は、当事者は自分が提出した訴訟請求の根拠となる事実、または相手方の訴訟請求を否定するための根拠事実について、別途規定がある場合を除き、証拠を提供してそれを証明すべきであると判断する。判決を下す前に、当事者が証拠を提供できず、または提出した証拠がその事実主張を証明するに足りない場合、立証責任のある当事者が不利な効果を負担すべきである。双方当事者の口頭弁論によると、B の就労形態が柔軟的であり、固定した就労場所や就労時間がない。X1、X2、X3 が控訴し、B と Y の間に 2015 年 5 月 28 日～2015 年 9 月 3 日の間に労働関係が存在したと主張するが、X1、X2、X3 が提出した証拠は、Y が B の従事する運転代行業務に対し、強制的に、または制度としてそれを拘束し、または管理することを証明するに充分ではない。すなわち、B と Y の間には、労働関係を成立させるための従属性特徴が存在しない。その他、B と Y が締結した「e 運転代行者提携契約」の中にも、双方の間に労働関係が成立しないことが明記されている。したがって、一審裁判所が前述した状況の下で、X1、X2、X3 による B のと Y の間に 2015 年 5 月 28 日～2015 年 9 月 3 日の間に労働関係が存在した訴訟請求を棄却したのは、法的に根拠があり、当裁判所がそれを維持する。X1、X2、X3 の控訴主張には事実と法的根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。

前述したように、X1、X2、X3 の控訴理由は成立せず、それを棄却すべきである。一審裁判所判決の事実認定が明確であり、法律適用が正しく、それを維持すべきである。中華人民共和国民事訴訟法第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

二審事件受理費 10 元は、X1、X2、X3 が負担する（納付済）。

本判決は確定判決である。

2018 年 4 月

9

民事判決書

（2016）京 0107 民初 4021 号

原告　X
被告　Y 社
法定代表者　略

X 対 Y 労働争議案に関して、当裁判所が受理した後、A 裁判員が単独で審判し、公開審理を行った。X が出頭して訴訟に参加したが、Y が当裁判所の呼び出しに応じなかった。現在、本事件はすでに審理終了した。

X によると、X が 2015 年 1 月 15 日に Y と運転代行者提携契約を締結し、2 月 1 日～2 月 28 日の間、X が春節休み期間中に厳格に Y の規定を執行し、就労時間を延長して責務を完遂したが、Y が賃金を支払わなかった。X が何回も催促をしても支払われず、仲裁裁決に不服のため、裁判所に提訴した。X の訴訟請求は、Y から 2015 年 2 月 1 日～2 月 28 日の洗車・運転代行手当 3,000 元を支払うこと、7 日～11 日の間に就労できなかったことによる逸失利益 450 元、交通費 50 元を支払うことである。

Y が出頭することなく、書面で弁解意見を出すこともなかった。

審理によって以下の事実が明らかにされた。2015 年 1 月 5 日、X と Y が「e 運転代行洗車員提携契約」、「e 運転代行洗車員手当基準暫定弁法」を締結し、当該提携契約によると、X は兼業の形で運転代行サービスを提供できる。X の主張によると、Y と締結した「e 運転代行洗車員手当基準暫定弁法」によると、2015 年 2 月 1 日～2015 年 2 月 28 日の間に発生した合計 3,000 元の手当を Y が未払いにしている。

当裁判所に訴訟を提起する前に、X が北京市石景山区労働争議仲裁委員会に仲裁を申し込み、Y に対して、以下の要求をした。1.2015 年 2 月 1 日～2 月 7 日の賃金 500 元を支払うこと、2.2015 年 2 月 8 日～2 月 14 日の賃金 500 元を支払うこと、3.2015 年 2 月 15 日～2015 年 2 月 21 日の賃金 1,000 元を支払うこと、4.2015 年 2 月 22 日～2 月 28 日の賃金 1,000 元を支払うこと、5.2015 年 7 月～11 月の間の逸失利益と交通費合計 500 元、すなわち逸失利益 450 元、交通費 50 元を支払うこと。2016 年 5 月 23 日、同仲裁委員会が京石労人仲字［2016］第 314 号裁決書を出し、X の仲裁請求を棄却した。X のが当該仲裁裁決に不服し、当裁判所に訴訟提起した。

前述した事実は、関連裁決書、「e 運転代行洗車員提携契約」、「e 運転代行洗車員手当基準暫定弁法」と当事者の陳述等によって証明される。

当裁判所は以下のように判断する。本件は労働争議紛争であり、「労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知」によると、労働関係を成立させるためには、以

下の要件を同時に満たす必要がある。

① 用人単位と労働者が法律・法規に規定された主体としての資格を有すること、

② 用人単位が法律によって、就業規則を制定し、それを労働者に適用し、労働者が用人単位の管理を受け、用人単位が指定した有償労働に従事すること、

③ 労働者が提供する労務は、用人単位の業務を構成すること。

労働関係を成立させるには、労働者が用人単位のために有償労働を提供し、労働者が用人単位から労働報酬と関連する福祉待遇を獲得し、労働者と用人単位の間には、人身自由が労働範囲内で用人単位に支配され、就労分配に服従し、就業規則を遵守し、用人単位の管理を受けることを主な内容とする従属関係が形成される必要がある。X が兼業の形で運転代行者を従事し、就労時間に柔軟性があり、運転代行サービスを提供するかどうか、いつ提供するかは本人に決められるため、X、Y の関係は労働関係にあらず、労働関係に基づく X の各訴訟請求は、事実と法的根拠がないことにより、当裁判所に支持されない。

Y が当裁判所の呼び出しに応じなかったため、抗弁と口頭弁論の権利を放棄したとみなす。

前述したように、民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干規定第 2 条、中華人民共和国民事訴訟法第 144 条の規定により、以下の判決を下す。

X の訴訟請求を棄却する。

案件受理費用 5 元は X が負担する（納付済）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達した日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出すると同時に、相手方当事者の人数に応じて複写版を提出し、控訴事件受理費用を予め納付し、北京市第一中級人民法院に控訴することができる。控訴期間中に控訴を提起し、控訴事件受理費を納付せず、または期限を過ぎてから納付する場合、控訴を提起しなかったとみなす。

2016 年 7 月

10

民事判決書

（2014）一中民終字第 6355 号

控訴人（原審原告）　X

被控訴人（原審被告）　Y 社

法定代表者　略

委託代理人　略

X が Y との労働争議案において、原審判決に不服し、当裁判所に控訴を提起した。当裁判所が法律に則って合議廷を結成し、公開的に本事件を審理した。X、Y の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。現在、本事件はすでに審理終了した。

X が一審裁判所で提訴し、以下の主張をした。2011 年 10 月 6 日午前、X が募集広告に従い、Y に応募手続をし、Y の運転手になり、運転代行業務に従事する。労務従事中に、運転代行者は制服を着用し、職員証を身に着け、e 運転代行の職員の身分で、e 運転代行の名義で指定された費用徴収基準で費用を徴収し、かつ他の規定に従い、e 運転代行の顧客にサービスを提供する必要がある。前述した事実は完全に労働関係の構成要件を満たしており、Y が労働契約を締結しないため、双方当事者の関係は事実労働関係に当たる。運転代行業はサービス業であり、独自の特徴がある。顧客の所在位置が固定しているわけではなく、サービスを求める具体的な時刻も確かではない。その上、顧客は飲酒後の特殊な消費者団体であり、何処まで意識がはっきりしているかも人によってそれぞれである。前述した事実に基づき、具体的にサービスを提供する際に、客観的に運転手に自主性が求められ、それにより、運転手には一定の自主権と柔軟性がもたらされる。しかし、運転手が用人単位の職員である身分は変わらず、その人的従属関係が変わらず、e 運転代行の各規定と費用徴収基準を守ることが変わらない。仲裁委員会は就労形態に変更があり、労働関係が存在しないという誤った認識を持ち、裁決を下したが、それは正されるべきであり、故に裁判所に提訴した。X の訴訟請求は以下のようになる。1.X と労働契約を締結しなかったことによって生じる 2 倍の賃金 114,906 元を支払うこと。2.賃金 41,784 元を支払うこと。3.違法解雇の賠償金 20,892 元を支払うこと。4.違法な罰金 500 元を返却すること。

Y が一審裁判所において以下のように弁解した。Y が募集広告に従い運転手に応募したと主張するが、いわゆる広告はただの対外宣伝の方法であり、明確に募集をかけたわけではない。契約締結時も X に対し、双方が締結するのが提携契約であることを説明した。X は相応の知識があり、契約内容を理解できる。契約書の中には、X が報酬を獲得する方式や、Y が情報提供費しか徴収しないことが明確に記述され、このような状況の下で、双方当事者が協働関係にあり、労働関係ではないことが明らかである。制服の着用

や職員証の携帯問題等に関しては、X の言い方に問題がある。X は確かに制服を着用し、職員証を身につけた。しかし、それは形式上のものであり、実質的には、賃金を支払うかどうか、就労者を使用する形式、報酬を獲得する方式等を見なければならない。制服を着用することは、代行運転手のイメージをより良くするためであり、これは提携契約を履行する結果である。飲酒した顧客の特殊性に関する主張は、X にはサービスを提供したくない顧客がいることを証明し、会社側が本当に任務を分配しているのであれば、X に選択権がない。事実上、X には自主的な選択権があり、顧客にサービスを提供しても、しなくても良い。X は柔軟性があると主張するが、それは X が自宅にいながら受注できることを証明している。本質的に言うと、労働関係として成立させるためには、統一的に会社の管理を受け、配られた仕事を拒否してはならず、一定の時間以内に就労する必要がある。X には固定した労働時間がなく、アプリを開くかどうか、オーダーを受注するかどうかを選択する権利がある。我々は情報を提供し、X が情報によって、顧客と契約を締結するかどうかを選ぶという関係は、労働関係ではない。X が主張する人的従属関係が変わらないという問題に関して、双方は協働関係にあり、平等的であり、従属関係は成立しない。我々は情報のみを提供する。仲裁委員会が認定した事実は明確であり、裁決は正確である。双方当事者に労働関係は存在しない。故に、X の訴訟請求に同意しない。

北京市石景山区人民法院が審査した後、以下の事実を明らかにした。Y が運転代行サービスを提供する企業であり、ある携帯アプリを開発した。代行運転手に時間がある場合、アプリを開き、顧客が運転代行サービスを必要とすると、付近の代行運転手を選択し、連絡を取り、運転代行サービスを提供してもらうことができる。Y が 20%の割合で情報サービス費用を徴収する。Y が毎月予め一定金額のサービス費用を徴収し、代行運転手がサービスを遂行した後、Y が預り金からサービス費用を差し引く。代行運転手の就労時間に柔軟性があり、運転代行サービスを提供するかどうか、いつ提供するかは本人によって決められる。代行運転手には、フルタイムで労務を提供する者もいれば、夜にのみパートタイムでやる者もいる。

X によると、彼は 2012 年 1 月から、Y において運転代行サービスを提供してきた。2013 年 4 月 15 日、X が e 運転代行者提携契約を締結した。その中に以下のことが記されている。1.協働内容　Y が X に運転代行サービスの情報を提供し、X が顧客に運転代行サービスを提供する。Y が X の預り金から相応の費用を控除し、Y が情報サービスを提供する費用とする。3.協働サービスプロセス　①X が顧客の予約を受けた後、Y にサービス内容を通知し、または顧客から直接 X に連絡する。②乙が本契約によって、運転代行という協働任務を執行する。5.収益の分配と決済形式　①Y が X に運転代行サービス情報を提供し、暫定的に運転代行をする度に、実際に徴収した費用の 20%を情報サービス費とし、さらに税金を差し引いた後、残りの額は X の所得とする。②e 運転代行の正

規な予約ルートを通じてYに予約を入れた場合、YがXに運転代行サービス情報を提供したとみなし、Y には相応の情報サービス費を徴収する権利がある。③市場と競争の状況変化により、YにはXから徴収する情報サービス費の額を調整する権利があり、他の特殊な場合、情報サービス費の徴収に関して、Yが別途Xに通知する。

また、審査によって以下の事実が判明されている。2013年4月2日、YがXに500元の罰金を課した。2013年8月、Yがそのウェブサイトで広告を出し、Xが複数回悪意を持ってオーダーを遂行しなかったことを理由に、Xとの協働関係を解除した。

Yによると、Xは他の運転代行企業とも協働関係がある。しかし、証拠を提供しそれを証明することはなかった。

今回の訴訟前に、X が北京市石景山区労働争議仲裁委員会に仲裁を請求し、Y に対して以下の要求をした。1.2011年10月6日～2013年8月12日の間、Xと労働契約を締結しなかったことによって生じる2倍の賃金114,906元を支払うこと。2.2013年8月12日の解雇が違法であることを確認し、2倍の賠償金20,892元を支払うこと。3.2013年1月～8月12日の賃金41,784元を支払うこと。4.2013年4月の罰金500元を返却すること。2013年11月12日、当仲裁委員会が京石労仲字（2013）第1520号判決書を出し、「Xの仲裁申請を棄却する」という判決を下した。Xが当該仲裁裁決に不服し、裁判所に訴訟を提起した。

前述した事実には、職員証、制服、罰金領収書、広告、e運転代行者提携契約、京石労仲字（2013）第 1520 号判決書及び双方当事者の口頭弁論の記録等の証拠によって証明される。

北京市石景山区人民法院がその判決において、本件争議の焦点は、双方当事者に事実労働関係が成立するかどうかであることを認定した。「労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知」によると、労働関係を成立させるには、以下の要件を同時に満たさなければならない。

①用人単位と労働者が法律・法規に規定された主体としての資格を有すること、

②用人単位が法律によって、就業規則を制定し、それを労働者に適用し、労働者が用人単位の管理を受け、用人単位が指定した有償労働に従事すること、

③労働者が提供する労務は、用人単位の業務を構成すること。

労働関係を成立させるには、労働者が用人単位のために有償労働を提供し、労働者が用人単位から労働報酬と関連の福祉待遇を獲得し、労働者と用人単位が労働範囲内において、労働者の人身自由が用人単位に支配され、用人単位の労務分配と手配に服従し、就業規則を遵守し、用人単位の管理を受けることを主とした内容の従属関係が必要になる。本件の場合、X が代行運転手として、フルタイムでもパートタイムでも就労することが可能であり、就労時間は自分で決められ、労働関係の認定基準を満たさない。そして、XとYが締結したe運転代行者提携契約によると、二者は協働関係である。したが

って、X が Y との間に労働関係が存在することを証明できる充分な証拠を提供できなかったため、その労働関係に基づく各訴訟請求に、事実根拠と法的根拠がなく、裁判所がそれを支持しない。前述したように、一審裁判所が中華人民共和国民事訴訟法第 64 条第 1 項、最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定第 2 条の規定により、X の訴訟請求を棄却する判決を下した。

X が一審裁判所の判決に不服し、当裁判所に控訴した。X の控訴請求は、1.X に対して労働契約を締結しなかったことによって生ずる 2 倍賃金の 114,906 元を支払うこと。2.賃金 41,784 元を支払うこと。3.違法解雇賠償金 20,892 元を支払うこと。4.違法罰金 500 元を返却すること。控訴理由は以下のようになる。2011 年 10 月 6 日午前、X が招聘広告に従い、X に応募し、Y の運転手になり、運転代行サービスに従事した。労務に従事する際に、運転代行者は制服を着用し、職員証を身に着ける必要があり、e 運転代行の職員として、e 運転代行の名義で指定された費用徴収基準の下で費用を徴収し、かつ他の規定に遵守し、e 運転代行の顧客にサービスを提供しなければならない。一審裁判所は双方の関係が協働関係であると認定したが、それは間違っている。Y は X が制服を着用しなかったため 500 元の罰金を課したことがあり、この事実は、Y が X に対して監督権と処分権を行使したと証明できる。双方当事者は管理する側と管理される側、懲罰を課す側と課される側であり、人的従属関係がある。運転代行業務はサービス業であり、それ自身の特徴がある。代行運転手は伝統的な出勤制度を放棄し、そのかわりに、時間どおりに顧客がサービス提供を必要とする地点に到着する必要がある。顧客が苦情を申した場合、運転手は企業から懲戒処分に処される。したがって、伝統的な出勤制度、就業規則が新たな手法によって代替され、労働者が自主的に就労時間を決められるという一審裁判所の認定は間違っている。運転代行者は有償労働を提供し、かつ報酬を獲得し、これが彼にとっては生計を維持する手段であり、代行運転手と会社には経済的従属性がある。X の労務は Y の業務の一部である。X と Y の間に事実労働関係が存在する。

Y が弁解の際に、一審判決に同意すると述べた。

当裁判所が審理した結果、一審裁判所が判明した事実の真実性を認めることにする。当裁判所が審理する間、X が「e 運転代行が他の運転代行会社での兼職を禁止する」をタイトルとするスクリーンショットのコピー1 部と、「(重要) ブロック広告」をタイトルとするスクリーンショットのコピー1 部と、「運転手の利益を維持する」をタイトルとするスクリーンショットのコピー1 部を提出し、Y との関係が労働関係であることを証明するものとして使った。Y は前述したコピーの真実性、合法性と関連性をいずれも認めなかった。Y が X の預金明細と Y から控除した情報サービス費明細 1 部を提出し、Y と X の関係が協働関係であることを証明するものとして使った。X が前述した証拠の真実性、関連性と合法性をいずれも認めなかった。X によると、当該証拠物は Y が作ったものであり、Y が任意にそのデータを改ざんできる。

当裁判所は、双方当事者の主張を総合してみると、二審争議の焦点は、Y と X の間に労働関係が存在するかどうかであると判断する。

前述した争議の焦点に関して、労働関係を成立させるには、労働者が用人単位に有償労働を提供し、用人単位の管理を受け、用人単位の労務分配と手配に服従し、就業規則と関連規制を遵守する必要がある。一方、用人単位は労働者に労働条件を提供し、労働者の労務の数と質に応じて労働報酬を提供し、労働者が関連する福祉待遇を享受することを保証しなければならない。ここで明確にすべきは、労働関係を認定する要素に関して、労働と社会保障部労働関係の確立に関する関連事項の通知第 1 条の規定を参照する必要がある。すなわち、

「用人単位が労働者を採用し、書面で労働契約を締結していないが、以下の要件を同時に満たす場合、労働関係が成立する。

① 用人単位と労働者が法律・法規に規定された主体としての資格を有すること、

② 用人単位が法律によって、就業規則を制定し、それを労働者に適用し、労働者が用人単位の管理を受け、用人単位が指定した有償労働に従事すること、

③ 労働者が提供する労務は、用人単位の業務を構成すること」。

本件の主な事実から見ると、X には固定した就労場所がなく、就労時間は自由に決められる。そして、X が月ごとに Y から労働報酬を獲得するわけではない。運転代行業界の特徴と本件における X、Y 間で締結された e 運転代行者提携契約の状況によると、当裁判所は、X と Y の関係は労働関係ではなく、X が労働関係が存在することに基づき提起した各訴訟請求には、事実と法的根拠がないことにより、当裁判所が支持しない。

前述したように、1 審判決の認定事実が明確であり、法律適用が正確であり、それを維持すべきである。中華人民共和国民事訴訟法第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原判決を維持する。

2 審案件受理費用 10 元は控訴人 X が負担する（納付済）。

2 審案件受理費用 10 元は控訴人 X が負担する（納付済）。

本判決は終審判決である。

2014 年 9 月

11

民事判決書

（2017）沪 7101 民初 621 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3

X と Y1、Y2 との自動車交通事故責任紛争事件に関して、当裁判所が 2017 年 9 月 6 日に受理し、法律に従い、少額訴訟手続を適用し、公開的に本件を審理した。第一次口頭弁論の際に、X の委託訴訟代理人、Y1 の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人が全員出頭して訴訟に参加した。各当事者は少額訴訟手続を 2 ヵ月間適用延長することに同意した。当裁判所が 2017 年 11 月 13 日に、法律により Y3 を本件の被告に追加した。Y2 が引き続き少額訴訟手続を適用することに同意しなかったため、本件が簡易手続に移行した。第二次口頭弁論の際に、X の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 が出頭して訴訟に参加したが、Y1 が当裁判所の呼び出しに応じに、訴訟に参加しなかった。当裁判所は法律に従い、欠席審理をした。現に本事件は審理を終了した。

X が当裁判所に対して以下の訴訟請求をした。X の車両修理費人民元 15,240 元、見積料 550 元、交通費 800 元、合計 16,590 元を Y らが賠償すること。そのうち、Y2 が保険範囲内において賠償責任を負い、保険を超えた部分は Y1 が賠償責任を負うとする。事実と理由は以下のようになる。2017 年 6 月 23 日 21 時 20 分、某タクシー会社が所有するセダンが Y1 に所属する運転代行者 Y3 の運転したセダンに追突され、それを原因に更に前方にある X の自動車に追突し、X の自動車が損害を負った。警察が責任認定をし、三者が道路交通事故自発協議書を締結し、Y3 が本事故において全責任を負うことを明らかにした。Y2 が Y3 の運転する自動車の自賠責保険と任意保険を引き受けた。Y らが賠償しなかったため、X が見積もり機構に依頼して、損害額を見積もってもらい、自動車の損害額が 15,240 元であると確定し、見積料 550 元を支払った。その後、X が車両を修理するために 15,240 元を支払った。車両が修理される間に使用できなかったため、X が別途代車費等交通費を支払った。

Y1 の弁解は以下のようになる。Y1 は運転代行情報プラットフォームであり、携帯アプリ「e 運転代行」を通じてサービス情報を提供する。運転代行者にはオーダーを受注するかどうかを選ぶ権利があり、運転代行サービスが終了した後、代行運転手と被運転代行者が費用を決済し、Y1 はただ情報サービス費を徴収する。したがって、Y1 と Y3 の関係は協働関係であり、労働関係ではない。Y3 は「e 運転代行」プラットフォームの協働運転手であり、Y1 の従業員ではなく、事件発生時における Y3 の行為も職務行為ではないため、Y1 は賠償責任を負担すべきではない。X が訴求した各損失について、それを認めず、X が主張した車両修理費用が高すぎて、Y1 は負担したくない。

Y2 が以下のように主張する。問題となる自動車が Y2 において自賠責保険と 1,000,000 元の任意保険に加入し、事故が保険期間内に発生した。当該自動車が事故に遭ってから 48 時間を超えて初めて Y2 に通知したため、Y2 が損害額を確定することができなかった。そのため、X が別途委託した見積もり結論と見積額を認めない。Y1 は営利を目的とする運転代行サービス企業であり、その運転代行者 Y3 が実際の権利侵害人である。Y3 が事故で損失被った者と責任分配について協議し、結論を出したため、Y1 が事故賠償責任を負うべきであり、Y2 が賠償責任を負うべきではない。見積もり費用は間接損失であり、代車費等交通費と見積料は保険範囲内に入らず、それを認めない。本件車両修理費用の内、もう一台の責任のない自動車の保険会社が自賠責保険の責任を負わない限度額の内、100 元を負担すべきであり、X が主張する車両修理費用の内、材料管理料率の 15%を控除すべきである。レンタル等の事由により、自動車所有者とそれを使用した者が同じ人ではない場合、交通事故が発生した後、当該自動車に責任があるとなると、保険会社が自動車自賠責保険責任限度範囲内に賠償する。不足する部分に関して、自動車を使用した者が賠償責任を負担する。自動車所有者が損害の発生に対して過失を負う場合、相応の賠償責任を負う。本件の場合、仮に Y2 が賠償することになるとしても、自賠責の範囲内で賠償することになり、任意保険からは賠償せず、自賠責保険を超える部分は、Y1 と Y3 が負担する。

Y3 が以下のように弁解する。事件の経過と責任認定に異議はない。2017 年 6 月 23 日 8 時半頃、Y3 は「e 運転代行」運転手用アプリで受注した後、顧客に連絡した。顧客は途中に運転代行の目的地を変更した。Y3 が当該顧客の自動車を陸橋の交差点付近に運転した際、交通事故が発生した。当時自動車の所有者も乗っており、交通事故を処理完了した後、Y3 が自動車所有者を目的地まで送り、自動車所有者が現金で決済をした。その後、Y3 が「e 運転代行」プラットフォームで結果を入力し、オーダーが完遂され、保険料が引かれた。事件発生時に、Y3 が e 運転代行の制服を着用し、職員証を身につけた。オーダーごとに、e 運転代行が情報サービス費と保険料を控除し、Y3 はただ e 運転代行のために就労した。そのため、本件事故の損失は Y1 が負担すべきである。

当裁判所が審理を経て、事実を以下のように認定する。2017 年 6 月 23 日 21 時 20 分、

Y1 に所属する運転代行者 Y3 がセダンを運転し、タクシーに追突し、それを原因に更に前方にある X が運転する X 所有の自動車に追突し、X の自動車に損傷をもたらした。事件発生後、三者が道路交通事故自発協議書を締結し、Y3 が事故に関して全責任を負うことを明らかにした。Y3 が運転する自動車が Y2 において、自賠責保険と保険額を 1,000,000 元とする任意保険に加入し、保険期間内に事故が発生した。2017 年 6 月、X が見積もり機構に依頼し、自動車の損害額を見積もってもらった結果、損害額が 15,240 元と確定し、見積料 550 元を支払った。2017 年 7 月、X が自動車を修理に出し、15,240 元の修理代を支払った。

一方、2015 年 3 月 23 日、Y1 と Y3 が「e 運転代行者提携契約」を締結し、以下のことを約定した。1.契約内容　Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供し、Y3 が Y1 の顧客に運転代行サービスを提供する。サービスの提供を規範化するために、Y3 は Y1 が定めた費用徴収基準に従って、運転代行サービス費用を顧客から徴収しなければならない。本契約の約定により、Y1 が預かった情報提供費用から相応の情報サービス費を差し引く。…3.協働プロセス　①Y1 が顧客の予約情報を受信した後、自分の情報プラットフォームを通じて、Y3 を含む協働運転代行者にサービス情報を送るか、Y1 が顧客に対し、Y3 と直接連絡を取るように告知する。②Y3 が運転代行サービス情報を受けた後、本契約と添付文書の約上により、独自に運転代行サービスを完遂する。…5.収益の分配と決済　①Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供し、毎回の運転代行サービスで実際に徴収した費用の 20%を基準に Y3 から情報サービス費を徴収する。②e 運転代行の予約ルートを通じて直接 Y3 に予約を入れ、顧客に運転代行サービスを提供してもらう場合、Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供したとみなし、Y1 には当該サービス提供に対して、情報サービス費を徴収する権利がある。③市場の変化と競争情勢により、Y1 には Y3 から徴収する情報サービス費を調整する権利がある。その他の特殊事情がある場合、Y1 が Y3 に対して、情報サービス費に関して別途通知する。…契約の最後には、「e 運転代行協働運転手サービス提供マニュアル」、「e 運転代行費用決済マニュアル」、「協働運転手安全運転責任書」、「企業秘密保持契約」、「e 運転代行交通事故処理マニュアル」が添付されている。

審理において、X は責任のない自動車の保険会社を被告に追加する必要がないことを確認し、車両修理費用から 100 元を差し引き、X が負担することに同意した。そのため、車両修理代の請求額が 15,140 元に変更され、その他の請求に変更はない。Y1、Y2 は、X の車両損害額を改めて見積もる必要がないと述べ、Y2 が保険契約において運転手が特定されていないことを確認した。

当裁判所の意見は以下のようになる。自動車が交通事故に遭い損害をもたらした場合、まず自賠責保険の加入先保険会社が責任限度額の範囲内において賠償する。不足分について、任意保険の加入先保険会社が保険契約に従って賠償する。まだ不足する分がある

場合、道路交通安全法と権利侵害責任法の関連規定により、権利侵害者が賠償する。本件事故はY3が全責任を負い、他に責任者がなく、事故関連者が締結した道路交通事故自発協議契約がこれを証明し、当裁判所がこれを認める。本件において、Y3がY1に審査され、認められた運転代行者であり、その運転代行サービス提供中に、Y1が定めた就業規則と行動規範に従い、Y1が統一的に配った制服を着用し、職員証を身に着けなければならない。したがって、Y3が運転代行サービスを提供する際に、Y1の管理を受けることになる。Y3はY1が定めた基準によって運転代行費用を徴収し、Y3本人に費用を変える権利がなく、ただ労務を提供する代わりに、相応の報酬を獲得する。したがって、Y3とY1の関係は、雇用関係の一般的な特徴を備えており、Y1とY3の関係は雇用関係と認定すべきである。そのため、事故に遭った際に、Y3が職務を遂行しており、それが職務行為に該当し、その過程において生じた損害は、その雇用主であるY1が賠償責任を負うべきである。Y1はY3との関係が協働関係であり、労働関係ではないため、事故発生時のY3の行為は職務行為ではないと弁解するが、当裁判所はそれを採用しない。Y2はY3が事故で損失を被った当事者と責任分担に関して合意したため、Y1が事故賠償責任を負担すべきであり、Y2が賠償責任を負担すべきではないと主張するが、法的根拠がなく、当裁判所はこれを支持しない。また、レンタルや借り入れ等の理由により、自動車所有者と使用者が同一人物ではない場合、交通事故に遭い、自動車使用車側に責任がある場合、保険会社が自賠責保険責任限度額範囲内にそれを賠償する。不足分について、自動車使用者が賠償責任を負う。したがって、仮にY2が賠償する必要があるとしても、それを自賠責保険範囲内にのみ賠償すれば良いとY2が主張するが、本件はY2が主張した場合に該当しないため、当裁判所はその主張を支持しない。前述したように、本件交通事故はまずY2が自賠責保険責任限度額範囲内で、Xの実際の損失に賠償をし、不足分に関して、任意保険の加入先保険会社であるY2が保険契約にしたがって賠償し、なお足りない部分がある場合、Y1がそれを賠償する。

損失範囲に関しては、車両修理代について、Xが15,140元であると主張し、証拠として修理代の領収書を提出した。Y2、Y1はそれを認めないが、自分の主張を証明する証拠を提出せず、かつ改めて見積することを申請しないと述べたため、当裁判所はXの主張を支持する。見積料に関して、Xが550元であると主張し、証拠として領収書を提出した。当裁判所がそれを認める。代車費等交通費に関して、車両の合理な修理期間とXの移動距離等の要素を顧慮し、300元とする。見積料に関して、保険法の規定によると、保険契約において、保険会社の責任を免除する条項がある場合、保険会社は契約締結時に、保険加入書、保険書または他の保険関連証拠書類において、被保険者の注意を喚起するに足りる提示を入れるべきである。現在、Y2は見積料が保険補償範囲内にいないことを被保険者に明確に告知しなかったことを認めたため、本件の見積料は保険賠償範囲内に計上される。審理において、Xは責任のない自動車の保険会社を被告に追加する必要が

ないことを確認し、車両修理費用から 100 元を差し引き、X が負担することに同意したが、これは自身の民事権利に対する処分であり、当裁判所はこれを認める。

前述したように、本件の確定された損失は代車費等交通費のほか、合計 15,690 元であり、Y2 が自賠責保険で 1,000 元を賠償し、余剰損失 14,690 元は、Y2 が任意保険の下で賠償し、Y1 が X に代車等交通費 300 元を賠償する。

中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、19 条、34 条、中華人民共和国道理交通安全法 76 条 1 項 1 号、中華人民共和国保険法 17 条、最高人民法院交通道路事故損害賠償事件の審理に関する適用法律の若干問題の解釈 15 条、16 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下のように判決を下す。

第一に、Y2 が本判決の効力発生日以降 10 日以内に、保険責任限度額範囲内に X に車両修理代 15,140 元、見積と画像資料費用 550 元、合計 15,690 元を賠償する。

第二に、Y1 が本判決の効力発生日以降 10 日以内に、X に交通費 300 元を賠償する。

当判決が指定した期間のうちに金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払う。

案件受理費 21,225 元について、その半額の 106.13 元を徴収し、そのうち X が 6.25 元を負担し、Y1 が 99.88 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 3 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

12

刑事裁定書

（2017）津 02 刑終 62 号

公訴機関　略
控訴人（原審付帯私訴被告）Y 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（原審付帯私訴原告）X1、X2、X3
原審付帯私訴被告　A
責任者　略
原審付帯私訴被告人　B
原審被告人　C
弁護人　略

天津市河西区人民法院が審理した原審被告人 C 交通事故傷害事件・原審付帯私訴原告人 X1、X2、X3 付帯私訴事件に関して、2016 年 10 月に原審判決が下された。法定期間内において、C が控訴せず、公訴機関が控訴せず、原審判決の刑事部分が控訴期間満了後直ちに法的効力を発生した。原審付帯私訴被告 Y が付帯民事部分に不服し、控訴を提起した。当裁判所が法律により合議廷を結成し、書面審理、Y、C への尋問、C の弁護人の弁護意見の聞き取りを経て、事実が明確であると判断し、開廷せずに審理することを決定した。現にすでに審理を終了した。

原審判決が以下のどおり事実認定をした。2015 年 11 月 2 日午後 1 時 15 分頃、C が自動車運転資格のない状況で、達達配達の名義で原味食尚のために出前配達をし、バイクに乗って非自動車道を沿って運転する際に、自転車を運転して逆行する X1 に会い、C が携帯を見ながら運転したため、バイクの右部と X1 の自転車の左前部が接触し、双方の車両に損害をもたらし、X1 が転倒して怪我し、病院に送られて治療を受け、2015 年 11 月 5 日に死亡した。

事件発生後、天津市公安交通管理局河西支隊解放南路大隊交通事故責任所の認定によると、C が本件事故において主な責任を負い、X1 が二次的責任を負う。天津市天通司法鑑定センター鑑定検査報告書によると、X1 が脳内損傷によって死亡した。瀋陽佳実司法鑑定所道路交通事故司法鑑定意見書によると、C が運転するバイクは自動車に該当する[18]。

[18] 中国では、電気で走るバイクが自動車に該当するかどうかについて、議論がある。

2016 年 1 月 13 日、C が公安の電話呼び出しにより、自発的に公安機構に行って調査を受けた。事件発生後、C の家族が X1 の治療費用計 10,000 元を支払った。

また、調査によると、達達配達は付帯私訴被告 Y が提供するネット配達プラットフォームであり、レストランの配達オーダーを受けると同時に、個人がユーザー登録して配達員になるのを引き受ける。配達員が達達配達プラットフォームにおいて、クリックして確認する形式でレストランと配達契約を締結する。C が配達員として登録し、Y に雇用されて物流運輸活動に従事し、Y が C を保険会社 A の商業総合第三者責任保険に加入させた。

原味食尚とは出前業務を経営するレストランである。

前述した事実は、X1、X2、X3 の陳述と、2 人の証人の証言、交通事故現場鑑査記録、道路交通事故現場図、現場鑑査写真、運転手情報書類、病院診断証明書、天津市公安交通管理局河西支隊解放南路大隊が出した道路交通事故認定書、天津市天通司法鑑定センターが出した鑑定検査報告書、瀋陽佳実司法鑑定所道路交通事故司法鑑定意見書、公安機構が出した事件の起因、逮捕経過等の証拠によって証明される。C は起訴された犯罪事実に異議を申すことなく、それを認める。付帯私訴における X らの賠償請求に対して、合理的な範囲内で賠償することに同意する。

付帯私訴の原告 X1、X2、X3 は C、Y、A、B に対し、医療費 66,346.59 元、入院食事手当 300 元、栄養費 90 元、介護費 278.49 元、就労できなかったことによる逸失利益 278.49 元、死亡賠償金 630,120 元、被扶養者生活費 17,359 元、葬祭料 28,116 元を連帯責任で賠償するよう要求した。医療費領収書と明細、入院記録、病院の診断証明等の証拠を合わせて提出した。

原審裁判所の判断は以下のようになる。C が交通管理法規に違反し、免許なしに自動車を運転し、交通事故を発生させ、一人を死亡させたという結果を招き、事故の主な責任を負い、その行為はすでに交通事故傷害罪を構成した。C が事件発生後に自発的に出頭し、犯罪事実を事実通りに述べたため、自首となり、法律によって量刑を軽くすることができる。C が交通運輸活動に従事し、自分で交通手段を用意する。彼が運転したバイクは自動車に属し、国家自動車管理関連規定にしたがって管理を受け、免許・ナンバープレートを申請・受領し、交通規制を遵守し、自賠責保険に加入すべきである。にもかかわらず、彼が免許・ナンバープレートなしで運転し、保険にも加入しなかった。彼が交通事故に遭った場合、相応の法的責任を負うべきである。Y がネット物流プラットフォームを提供し、レストランからの配達オーダーを受注し、配達員としての登録も引き受ける。C が Y に雇用される配達員であり、C がもたらした損害に関し、その雇い主である Y が権利侵害賠償責任を負うべきである。また、A は商業保険関連規定により、責任限度額範囲内において相応の賠償責任を負うべきである。C が他の人に委託し輸送任務を遂行してもらうことに関して、過失がなく、賠償責任を負わない。審査によると、X1、

X2、X3 が被った経済損失は以下のようになる。合理的な医療費 76,352.59 元、入院食事手当 300 元、栄養費 90 元、介護費 278.49 元、逸失利益 278.49 元、死亡賠償金 630,120 元、被扶養者生活費 17,350 元、葬祭料 28,116 元。本件の事故責任者、責任関係で分けると、責任者がその 8 割を負担すべきである。前述したように、国家の法律を守り、公共安全を維持し、市民の生命権、健康権を保護するために、法律によって以下の判決を下す。1.中華人民共和国刑法 133 条の 1、67 条 1 項の規定により、C が交通事故傷害罪を犯し、有期徒刑 1 年間に処する。2.中華人民共和国刑法 36 条 1 項及び中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、8 条、16 条、26 条、35 条及び中華人民共和国民事訴訟法 64 条 1 項の規定により、①C が自賠責保険限度額範囲内で X1、X2、X3 に対し、X1 の死亡による治療費 10,000 元、死亡賠償金 110,000 元を賠償する。②A が任意保険限度額範囲内で X1、X2、X3 に 50,000 元を賠償する。③X1、X2、X3 が X1 の死亡によってもたらされた医療費 76,352.59 元、入院食事手当 300 元、栄養費 90 元、介護費 278.49 元、逸失利益 278.49 元、死亡賠償金 630,120 元、被扶養者生活費 17,350 元、葬祭料 28,116 元から、前述①の C が賠償すべき 120,000 元と、前述②の A が賠償すべき 50,000 元を差し引き、残り額の 582,885.57 元は Y がその 80%を賠償する。前述した賠償は、本判決書の効力発生日から 10 日以内に納付するものとする（そのうち、C がすでに 10,000 元を賠償した）。④X1、X2、X3 から C に対する起訴を棄却する。

Y が原審判決の付帯私訴部分に不服し、控訴を提起した。その控訴理由は以下のようになる。Y と C の間に労働、労務または雇用関係は存在しない。C とオンラインで締結した登録契約の中の条項によると、Y が提供するのは仲介サービスであり、仲介責任しか負わない。原審裁判所による Y と C の間に雇用関係が成立するという認定には、証拠による支持と法的根拠を欠ける。

当裁判所の審査によると、原審判決が認定した事実が明確であり、証拠は充分であり、かつ公開的に口頭弁論を経たため、当裁判所がそれを認める。

当裁判所の判断は以下のようになる。C が交通運輸管理法規に反して車両を運転し、重大事故を引き起こし、1 人を死亡させ、事故の主な責任を負い、すでに交通事故傷害罪を構成し、法律により懲罰されるべきである。C が犯した犯罪行為が他人の合法な権利・利益を侵害するため、被害者が受けた物的損失を賠償すべきである。Y の控訴理由について、審査によると、Y と C がオンラインで締結した契約の中に、Y と登録ユーザーの間に雇用関係が成立しないという記述はあるが、事件全体の状況を見ると、C が達達配達プラットフォームで配達員として登録しており、かつ達達配達プラットフォームを通じて任意保険を購入しなければならない等の事実から、達達配達プラットフォームが配達過程において果たした役割が伝統的な仲介サービスと異なる。故に、Y と C の間に管理と被管理の関係が形成され、かつ Y が C の提供した労務から利益を獲得し、権利を享受する。したがって、Y と C の間に雇用関係が存在すると認定できる。Y と C の間の契

約は、第三者に損害をもたらす場合に、責任を免除する根拠にはならない。前述したように、Y の控訴理由には事実根拠と法的根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。原審判決が認定した事実が明確であり、証拠が確実かつ充分であり、罪名の決定が正確であり、量刑が適切であり、民事賠償の額が法理的であり、審判手続が合法的である。したがって、中華人民共和国刑事訴訟法 225 条 1 項 1 号の規定により、以下のように裁定する。

控訴を棄却し、原審判決を維持する。

本裁定は最終裁定である。

2017 年 3 月

13

民事判決書

（2017）浙 01 民終 4425 号

控訴人（原審被告）Y 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（原審原告）X
委託代理人　略
原審被告　A
原審被告　B
法定代表者　略
委託代理人　略

Y が X、A、B との権利侵害責任紛争事件に関して、原審民事判決に不服のため、当裁判所に控訴した。当裁判所が 2017 年 6 月 12 日に受理した後、法律に則って合議廷を結成し、本件を審理した。現在、本件はすでに審理終了した。

原判決が以下のように事実認定をした。2015 年 11 月 6 日 18 時 10 分頃、A が電動自転車に乗り、前方にある X が乗る電動自転車を追い越す際に衝突し、X が転倒して怪我をし、X の電動自転車が壊れた。杭州市公安局交通警察支隊拱墅区大隊の認定によると、A が全責任を負い、X に責任はない。警察が現場で調査した結果、A が乗る電動自転車の所有者が Y であり、A の就労先が「餓了么」の蜂鳥配達団体であり、就労時間中に事故が発生した。診断によると、X が負った怪我は右脛骨粉砕骨折であり、杭州師範大学附属病院に 33 日間入院治療をし、怪我を治療するために医療費 59,771.33 元を支払った。X が電動自転車を修理するために、修理代 350 元を支払った。また、審査により、「餓了么」はオンライン出前予約プラットフォームであり、Y が開発し運営している。蜂鳥配達「準時達」もその傘下で提供されるサービスである。B は Y が独自出資して設立した有限会社であり、その経営範囲は飲食企業管理（食品の生産経営に従事してはならない）、飲食サービス、食品の流通等である。X が 2016 年 7 月 29 日に原審裁判所に提訴し、以下の判決を下すよう要求した。1.Y、A、B が X に医薬費 60,373.83 元を支払うこと。2.Y、A、B が X に車両修理代 350 元を支払うこと。3.Y、A、B が X に交通費 586 元を支払うこと。4.Y、A、B が X に就労できなかったことによる逸失利益 34,308.67 元を支払うこと。前述した項目で合計 95,798.5 元。5.事件受理費用は Y、A、B が負担する。

原審裁判所の判断は以下のようになる。本件争議の焦点は、A が Y、B の従業員であるかどうかである。事故発生時に、A が乗っている電動自転車は Y が「餓了么」蜂鳥配達

団体の配達員のために配られたものであり、「餓了么」オンライン出前予約プラットフォームはYが開発・運営しており、蜂鳥配達「準時達」もその傘下で提供されるサービスである。また、Bが「餓了么」オンライン出前予約のために食品運輸管理サービスを提供する企業であり、配達員が「餓了么」からオンライン出前オーダーを受け取った後、食事を受け取る場所に過ぎない。Y は蜂鳥配達の配達員が協働者とクラウドワーカー等に分けられ、A がその従業員ではないと弁解するが、その観点を証明する証拠が提出されておらず、かつ配達員は「餓了么」オンライン出前予約の名義で顧客にサービスを提供している。したがって、原審裁判所が提出された証拠物と当事者の供述により、A が従事した業務はYによって分配され、AがYの職員であると認定した。本件において、Xが損害を被ったのは、Aの過失によるものであり、Aが賠償責任を負うべきである。AがYの従業員であり、事故発生時に A が業務に従事している。権利侵害責任法 34 条 1 項の規定によると、用人単位の従業員が業務執行のために他人に損害をもたらす場合、用人単位が権利侵害責任を負う。したがって、Aが負う賠償責任はYが負担すべきである。Xの損失について、原審裁判所が以下のように認めた。1.医療費　59,771.33 元を原審裁判所が認め、残りの 602.5 元の X の買い物支出部分について、それが治療に必要なものだと証明する十分な証拠がないため、原審裁判所が支持しない。2.車両修理代　Xの電動自転車が事故の際に損害を受けたのが客観的な事実であり、支払った修理代 530 元は合理的な範囲内にあり、それを認める。3.交通費　X の治療需要に鑑みて、それを 500 元とする。4.逸失利益　病院が出した病休証明により、原審裁判所が実際に就労できなかった期間を 7 ヵ月とした。X が都市部の住民であり、農作業で生計が立てられるわけではないため、逸失利益が 30,020.08 元（51,463 元/12 ヵ月×7 ヵ月）と認定される。Xの就労できなかった期間に関して、病院からの診断書がそれを証明するが、Y がそれに関して原審裁判所に対して司法鑑定を申請しなかった。したがって、Yの抗弁意見に対して、原審裁判所は支持しなかった。前述した費用は合計 90,821.41 元である。X の他の訴求は事実根拠と法的根拠を欠け、原審裁判所が支持しなかった。したがって、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、14 条、16 条、34 条 1 項、最高人民法院人身損害賠償事件審理の適用法律に関する若干問題の解釈 17 条 1 項と中華人民共和国民事訴訟法 64 条 1 項の規定により、以下の判決を下した。1.Yが判決の効力発生日から 10 日以内にXに対し合計 90,821.41 元を賠償する。2.Xの他の訴訟請求を棄却する。判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。事件受理費用の半分計 1,098 元を徴収し、Yがそれを負担する。Xが判決の効力発生日から 15 日以内に原審裁判所に対して費用返還の申請をし、Y が判決の効力発生日から 7 日以内に、原審裁判所に負担すべき訴訟費用を納付する。

判決が下された後、Yが不服し、当裁判所に控訴した。その主張は以下のようになる。

1.原審判決の事実認定が間違っており、証拠が不足する。①一審判決の「当裁判所が以下の事実を判明した」部分における、「警察の現場検証により、A が乗った電動自転車の所有者が Y であり、A の用人単位が「餓了么」の蜂鳥配達団体であり、それが労働時間中に発生した事故である」という事実認定は、間違っており、当該結論は交通事故責任認定書の「損害賠償調停結果」であり、調停時に Y が現場にいるわけではなく、調停内容とその結果に対して意見を述べる機会がなく、調停双方当時者が第三者の義務を約定したことになり、Y の権利を侵害した。②X と A が裁判所に対して、A と Y または B の間に労働契約関係または雇用関係が存在する証拠を提出することがなく、一審口頭弁論時、A が何回も誰のために就労するか分からないと述べ、用人単位と労働契約を締結したこともなく、その労務報酬は訴外自然人が個人名義で支払った。また、事故発生時に、A が輸送する貨物が何処から受け取られ、何処に誰に送られるかを証明する証拠もない。Y がそのシステムで検索した結果、2015 年 11 月 6 日 18 時 10 分という時刻の前後に、事故発生地付近に出前の予約・配達記録は存在しない。③蜂鳥配達は Y の傘下で運営される配達プラットフォームであり、そのプラットフォームが団体と個人システム（すなわちクラウドワーク）に分かれる。団体である場合、レストランが Y と「蜂鳥配達代理提携契約」を締結した後、Y がレストランに関連アプリをインストールする。個人システムの場合、配達員が自分で携帯にアプリをダウンロードし、個人の需要に沿って蜂鳥モールから相応の設備を購入する。そのうち、配送ボックス、電動自転車、服装等が含まれるが、その限りではない。また、当該モールの商品を一般市民も購入でき、Y には商品の購入先をコントロールする能力がない。更に、調査によると、蜂鳥配達の制服等の用具は、Y のモールからだけでなく、Taobao、Tmall からも購入可能であり、これらの模造商品について、Y には防ぐ手段がない。したがって、蜂鳥配達の制服を着ているからといって、A が Y の従業員と認定することはできない。④団体、個人に関係なく、Y はプラットフォームとしてのサービスを提供するだけであり、双方当事者は平等な関係にあり、人的従属関係は存在しない。配達員個人が Y と協働する場合、協働により Y の従業員となり、あるいは Y と労働契約関係を成立させることはない。したがって、A は自分の行為に対して全責任を負わなければならない。2.原審判決の法律適用が間違っており、手続が違法である。一審判決は労働争議仲裁委員会の裁決を経ることなく、A が Y の従業員であると認定したため、Y の訴訟権利を剥奪した。労働法 79 条の規定によると、「労働争議が発生した後、当事者が所轄の労働争議調停委員会に調停を申請できる。調停が不成立の場合、片方の当事者が仲裁を要求すると、労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することができる。また、片方の当事者は直接労働争議仲裁委員会に仲裁を申請することができる。仲裁裁決に不服がある場合、裁判所に訴訟を提起することができる」。法律が明確に仲裁前置手続を定めたが、一審裁判所がこれを遵守しなかった。3.原審判決が逸失利益を支持したが、証拠が不足している。一審において、X が逸失利益に関して何の証拠

も提出しなかった。にもかかわらず、一審判決は「病院が出した病休証明により、原審裁判所が実際に就労できなかった期間を 7 ヵ月とし、逸失利益を 30,020.08 元（51,463 元/12 ヵ月×7 ヵ月）と」した。これに関して、逸失利益は X の実際の損失であり、X が証拠を提出し、逸失利益が発生したと証明しないと、裁判所の支持は得られない。X に元々損失がなかった場合、逸失利益を補償されるべきではない。したがって、原審判決を破棄し、X の Y に対するすべての訴訟請求を棄却するか、原裁判所に差し戻すことを請求する。

二審調査において、Y が以下の主張を追加した。原審裁判所が仲裁手続を経て、A と Y の間に労働関係が存在するかどうかを明らかにすることなく、Y の権利を剥奪し、手続として違法であり、故に本事件は原審判決を棄却し、差し戻すべきである。

X が以下のように弁解した。原審判決の事実認定が明確であり、法律適用が正確であり、手続が合法である。Y と A は書面で労働契約を締結しなかったが、交通事故発生時、A が Y 所有の「餓了么」オンライン出前予約プラットフォームのために出前を配達しており、それが業務遂行行為に当たる。「餓了么」出前の組織形態が比較的にゆるいため、A が「餓了么」プラットフォームの下での蜂鳥配達団体に入って就労した後、Y が A のために社会保険を納付することなく、A と書面で労働契約を締結することもなく、仕事の分配はすべてプラットフォームを通じてやっており、賃金の支払いも配達団体の責任者を通じて行われ、給料明細等の証拠がない。そして、出前を受け取場所が Y 単独出資の子会社 B によって提供され、A は誰のために就労するかわからないが、一審において、「餓了么」のために就労すると陳述し、A の出前オーダーはすべて「餓了么」プラットフォームに由来する。したがって、Y との間には事実上の労働契約関係が存在し、Y は A が職務を履行する間の権利侵害行為についてすべての賠償責任を負うべきである。また、原審裁判所の判定事実の根拠となる証拠には、高度な蓋然性がある限り、法によって事実を認定することができる。A が事故発生時に使用した電動自転車と服装は Y がもっぱらその配達員のために提供したものであり、その出前配達のオーダーが「餓了么」プラットフォームから出され、出前を受け取る場所が「餓了么」専用になっており、A の就労時間もほぼ全日出前受取地と配達目的地を往復することに費やされる。A が「餓了么」プラットフォームと蜂鳥配達団体を通じて、Y の労働管理を受け、Y が手配した有償出前配達労働に従事し、労社部発［2005］12 号「労働関係の確認に関する事項の通知」における、用人単位が労働者を採用したが、書面労働契約を締結しなかった場合、依然として労働関係の成立を認められる要件を満たしている。A と Y の間に事実労働関係が存在することを認定しないと、他の合理的解釈は中々存在しない。前述したように、二審裁判所が控訴人の控訴請求を棄却し、原審判決を維持するよう請求する。

A が書面または口頭で弁解しなかった。

B が Y の控訴意見に同意すると弁解した。

二審調査において、各当事者が当裁判所に新たな証拠を提出することはなかった。

当裁判所が審理を経て、認定した事実は原審の認定事実と一致する。また、以下の事実が新たに判明された。一審において、A が B のために就労すると称したが、A と B が労働契約を締結しなかった。事故が発生したのは、指令を受け出前を配達している途中である。

当裁判所は以下のように判断する。本件争議の焦点は、A が Y の従業員であるかどうか、事故発生時に、A が職務を履行しているかどうかである。交通事故認定書、事故を引き起こした電動自転車の領収書と Y の一審における自認によると、事故発生時、A が運転した電動自転車は Y が所有するものであり、Y がもっぱら「餓了么」蜂鳥配達団体の配達員に配ったものである。二審において、Y は当該電動自転車が誰の所有物か知らないと称したが、その主張が一審の自認と矛盾し、当裁判所がそれを採用しない。A が Y の開発運営する「餓了么」蜂鳥配達団体の下で出前配達サービスに従事し、A が引き受けるオーダーは例外なく「餓了么」プラットフォームから出され、A の労務は「餓了么」プラットフォームの通常主要経営業務であり、かつ A の出前配達サービスは相当程度プラットフォーム管理制度に拘束される。したがって、一審裁判所は A が従事する労務が Y に分配され、Y の従業員であると認定したが、その認定に不当な点はない。Y が事故発生時にシステムにオーダー受注記録がなく、A が勝手に制服を購入し、Y の配達員になりすます可能性があることを理由に、A が Y あるいは B のために出前を配達していないと主張するが、その主張に関して、Y が関連データを掌握しながら、関連証拠を提出しその主張を証明することがなく、かつ Y がその経営形態、配達団体等に関して、一審の二審の陳述に矛盾するところが存在し、Y がそれに対して合理な解釈をすることもなかった。したがって、当裁判所が前述した主張を支持しない。Y は一審判決が労働仲裁を経ることなく、手続上違法であると主張するが、本件は権利侵害紛争であり、労働争議事件ではなく、仲裁前置手続を経る必要はない。原審裁判所の手続に不当なところがなく、当該控訴理由を当裁判所は支持しない。逸失利益問題に関して、原審裁判所は前年度全社会の従業員平均賃金により、逸失利益を確定することに不当なところはない。Y は X が逸失利益を証明する証拠がないことを理由に、逸失利益を賠償しないと主張するが、当裁判所はそれを支持しない。前述したように、原審裁判所の事実認定が明確であり、法律適用が正確である。Y の控訴請求に対して、当裁判所は支持しない。中華人民共和国民事訴訟法 170 条 1 項 1 号の規定により、以下の判決を下す。

控訴を棄却し、原審判決を維持する。

二審事件受理費 2,071 元は、控訴人 Y が負担する。

本判決は最終判決である。

2017 年 9 月

14

民事判決書

（2017）沪 01 民終 10822 号

控訴人（原審被告）　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審原告）　X
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y1

Y2 が X、Y2 との自動車交通事故責任紛争案について、原審判決を不服とし、当裁判所に控訴を提起した。当裁判所が 2017 年 9 月 1 日立案した後、法律により合議廷を組織して本事件を審理した。本事件は現在すでに審理終了した。

Y2 が控訴して以下の請求をした。原判決を破棄し、Y2 が賠償責任を負わないよう判決を改める。事実と理由は以下のようになる。Y2 と Y1 の間に労働関係も雇用関係も存在せず、Y2 は単なるオンライン出前注文プラットフォームであり、クラウドワーカーである配達員に出前配達の情報を提供する。出前配達員がオーダーを受注するかどうかは完全に自由である。Y1 が出前配達サービスを提供するための車、ボックスは彼自身のものであり、「餓了么」の標識は彼が Taobao から購入したものであり、Y2 が配ったわけではない。クラウドワーカーである配達員の収入は、配達員個人のオーダー受注量によって決められ、その収入はレストランと顧客が支払った料金から由来し、プラットフォームは単に支払手段を提供するだけで、Y2 と Y1 の関係は労働関係としての要件を満たさない。故に、Y2 が賠償責任を負担すべきではない。

X が以下のように弁解した。事故発生時に、Y1 が「餓了么」の標識を身につけており、Y2 が前述した標識の所有者と使用者であり、Y1 は Y2 の指令を受けて出前配達をし、Y1 が履行したのは、Y2 の職務である。故に、Y2 が用人単位としての責任を負うべきである。原審判決を維持するよう請求する。

Y1 が Y2 の公訴請求に同意せず、原審裁判所の事実認定が明確であり、法律適用が正確であるため、原審判決の維持を請求する。

X が一審裁判所に提訴し、以下の判決を出すよう請求した。1.Y1、Y2 が医療費 2,126 元、栄養費 2,400 元、補助器具費用 2,400 元、交通費 200 元、障害賠償金 207,691.20 元、介護費 4,500 元、就労できないことによる逸失利益 15,000 元、慰謝料 10,000 元、服装損失 500 元、鑑定料 1,950 元を Y1、Y2 それぞれ 50％の責任割合において連帯責任で賠償すること。2.Y1、Y2 が法律サービス費 5,000 元を連帯責任で賠償すること。

一審裁判所が以下のように事実認定をした。2016 年 6 月 5 日 11 時 45 分、Y1 が電動自転車に乗り、X が乗る自転車と衝突し、X と自転車に乗っていた B に怪我をさせた。事件発生時、Y1 が乗る電動自転車には、「餓了么」標識が入るボックスが置かれている。上海市公安局閔行分局交通警察支隊の認定によると、Y1 が安全運転しなかった責任を負い、X が自転車から降りなかった責任を負い、Y1 と X が同等の責任を負担する。事件発生後、X が上海市第六人民病院で治療を受け、医薬費 2,126 元が発生した。また、腰サポーターを購入するために、X が 150 元支払った。

2016 年 9 月 26 日、上海科鑑投資管理有限会社司法鑑定所が X の病状について司法鑑定意見書を出した。その鑑定意見は、X が腰椎交通障害を受け、腰椎 1 節が粉砕骨折し、腰部に活動障害がももたらされ、等級 9 の障害 [19]を構成する。150 日の休息、90 日の介護、60 日の栄養補充を必要とする。そのために、X が鑑定費用 1,950 元を支払った。

X が農村戸籍であり、今回の訴訟のために、法律サービス料 5,000 元を支払った。

2016 年 9 月 14 日、上海市閔行区居民委員会が居住証明書を発行し、X の性別、民族、身分証明書番号、現住所等を明らかにした。

2016 年 10 月 16 日、訴外会社 C が証明書を発行し、X が 2014 年 1 月からずっと C で働き、事務職を担当しており、平均月給が 3,000 元であること、X が 2016 年 6 月 5 日に交通事故に遭って怪我をした後、ずっと自宅療養をし、その間の賃金を全額不支給にしていること、C が 2010 年 9 月 27 日に成立され、法定代表者 D が X の息子であることを明らかにした。

一審訴訟において、Y2 が状況説明書を提出した。その主な内容が以下のようになる。1.Y1 は Y2 で登録しており、その登録情報によると、Y1 が Y2 の蜂鳥アプリクラウド配達員である。蜂鳥アプリクラウド配達員とは、誰でも登録することで Y2 の配達員になることが可能であり、自分の自由時間を使ってオーダーを受注し、配達を行う就労者であり、Y2 とは労働関係が成立しない。蜂鳥アプリが提供するのは一種の仲介サービスであり、その登録したユーザーに情報を送り、登録ユーザーを指揮管理することはなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかに関して何の制限もしない。2.システムデータは検索日前の 90 日間分まで保存され、事故発生時間が 2016 年 6 月 5 日であり、すでに 180 日以上経過しており、システム上では関連データを検索することはもうできない。

一審裁判所は以下のように判断した。行為人が誤って他人の民事権利・利益を侵害した際に、権利侵害責任を追うべきである。本事件は軽車両と軽車両の間に発生した交通事故であり、公安機関交通管理部門が当該事故に対してすでに事故認定をし、Y1 が異議

---

19 中国では、障害が程度によって、1～10 の等級に区分され、等級 10 が一番軽く、等級 1 が一番重い。場合によっては、等級 10 を等級Ｘと表記する場合がある。また、例えば等級 10 の障害が 3 箇所ある場合、ＸＸＸと表記する。

を申し出たが、証拠を提供してそれを証明することがなかった。故に、現に揃っている証拠と双方当事者陳述意見により、本事件において、X と Y1 が同等の責任を負担することを確認する。現に X が提供する事故現場の写真は、Y1 が乗った電動自転車に置かれたボックスに、Y2 所有の「餓了么」の標識が入っており、かつ Y2 は Y1 が自社のクラウド配達員であることを認め、Y2 がそれに反対する証拠を提供しない限り、事故時に Y1 が Y2 の職務を履行していたことを推定し、その就労時間中に他人に傷害をもたらす場合、Y2 が賠償責任を負うとする。X が Y1、Y2 に連帯賠償責任を負担させる主張は、法律根拠を欠くものとして、支持しない。前述した責任分担と合わせてみると、X の合理的な損失に対し、Y2 が 50%の責任分担で賠償責任を負うべきである。一審裁判所が X の合理的な損失は、医療費 2,126 元、栄養費 2,400 元、介護費 3,600 元、補助器具代 150 元、交通費 80 元、傷害賠償金 207,69.20 元、服装損失 100 元、鑑定料 1,950 元、法律サービス料 5,000 元、合計 223,097.20 元と算定したため、Y2 が 50%の責任分担で X に 111,548.60 元を賠償するほか、慰謝料 5,000 元を賠償すべきであり、合計 116,548.60 元となる。前述したように、一審裁判所が中華人民共和国権利侵害責任法第 6 条第 1 項、第 16 条、第 26 条、第 34 条第 1 項の規定に基づき、2017 年 6 月 27 日に以下の判決を下した。1.Y2 が本判決の効力発生日以降 10 日以内に X に 116,548.60 元を賠償すること。2.X のその他の訴訟請求を棄却すること。判決が指定した期間に金銭給付義務を履行しないと、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定に基づき、遅延履行期間中の債務利息を倍にして支払うべきである。案件受理費用 2,786.74 元について、その半額の 1,393.37 元を徴収し、X、Y2 がそれぞれ半分を負担する。

二審審理中に、各当事者が新たな証拠を提出することはなかった。

当裁判所の判断が以下のようになる。本事件の争議の焦点は、事件発生時に Y1 が職務行為を履行しているかどうか、並びに Y2 が賠償責任を負うべきかどうかである。最高人民法院人身損害賠償事件の審理に関する適用法律若干問題の解釈 8 条 1 項の規定によると、法人または他の組織の法定代表者、責任者および職員が、職務を遂行する際に他人に損害をもたらす場合、民法通則 121 条の規定により、当該法人または他の組織が民事責任を負担する。前述した人員が職務に関連しない行為を遂行し、他人に損害をもたらした場合、行為人が損害賠償責任を負うべきである。一審において、X が提供した事故現場の写真を見る限り、事故発生時、Y1 が乗った電動自転車に置かれるボックスには、Y2 所有の「餓了么」の標識が入っており、Y1 が対外的に蜂鳥クラウド配達出前プラットフォームの名義で、出前配達サービスを提供していた。すでに判明した事実によると、Y1 が Y2 において蜂鳥アプリクラウド配達員として登録し、Y2 が開発運営する蜂鳥クラウド配達出前プラットフォームで出前配達サービスに従事し、Y1 が受注したオーダーは、すべて蜂鳥クラウドプラットフォームから分配され、その業務が蜂鳥クラウド配達出前プラットフォームの通常主要経営業務に該当し、かつ Y1 の出前配達サービスは相

当程度プラットフォーム管理制度の拘束を受ける。故に、一審裁判所が事件発生時に Y1 が職務行為を履行していたと認定し、Y2 に 50%の責任分担で賠償責任を負担させると判決したことに不当がなく、当裁判所がそれを維持する。Y1 と Y2 の関係がどのような法律関係であるかに関して、本件が関係する人身損害賠償紛争とは関係しないため、双方当事者が約定によって別途処理できる。

前述したように、原審裁判所が下した判決が正確であり、Y2 の控訴請求には事実と法律根拠がなく、当裁判所がそれを支持できない。したがって、中華人民共和国民事訴訟法 170 条 1 項 1 号の規定により、以下のように判決を下す。

控訴を棄却し、原審判決を維持する。

二審事件受理費 2,630.97 元は、控訴人 Y2 が負担する。

当判決が最終判決である。

2017 年 12 月

15

民事判決書

（2017）沪民初 617 号

原告　X
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3

X と Y1、Y2 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 9 月 6 日に立案した後、法律によって簡易手続を適用し、公開審理をした。第一次口頭弁論において、X の委託訴訟代理人、Y1 の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人が法廷に出頭して訴訟に参加した。当裁判所が 2017 年 11 月 13 日に Y3 を本件の被告に追加した。第二次口頭弁論において、X の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 が出頭して訴訟に参加し、Y1 が当裁判所の合法的な呼び出しに応じず、出頭して訴訟に参加することはなかった。当裁判所が法律によって、欠席審理を行った。現在、本件がすでに審理終了した。

X が当裁判所に訴訟を提起し、以下のように請求した。Y たちが X の車両修理代 26,064 元、見積代 980 元、運転中止による損失 2,100 元、弁護士代 5,000 元、計 34,144 元を支払うこと。そのうち、Y2 が保険範囲内に賠償責任を負担し、保険を超える部分は Y1 が賠償責任を負う。事実と理由は以下のようになる。2017 年 6 月 23 日 21 時 20 分、陸橋交差点付近に、X の従業員 A が運転する X 所有の自動車が、Y に所属する運転代行者 Y3 が運転する自動車に追突され、それにより、X の自動車が前方車両に追突し、X の自動車に損害をもたらした。警察の責任認定を経て、三方当事者が道路交通事故自発協議書を締結し、Y3 が全責任を負うとした。Y2 が Y3 の運転車両の自賠責保険と任意保険加入先である。Y1、Y2、Y3 が賠償しなかったため、X が見積機構に依頼し、車両の損害状況を見積もってもらい、結果、損害額が 26,064 元とされ、見積費用 980 元を払った。その後、X が車両修理のために 26,064 元を支払った。車両が修理に出されたため使用できなかったので、事業活動停止による損失が生じた。

Y1 が以下のように弁解をした。Y1 が運転代行情報プラットフォームであり、携帯ア

プリ「e 運転代行」によってサービス情報を提供し、運転代行者はオーダーを受注するかどうかを決められ、運転代行サービスが完了した後、利用料金も運転代行者と被代行者の間で決済され、Y1 は情報サービス費のみを徴収する。したがって、Y1 と Y3 の関係は労働関係ではなく協働関係であり、Y3 は「e 運転代行」プラットフォーム協働運転手であり、Y1 の従業員ではなく、事故発生時の Y3 の行為も職務行為ではない。そのため、Y1 は賠償責任を負うべきではない。X が請求し各損失額に関して、それを認めず、X が主張した車両修理代金が高く、それを負担したくない。

Y2 が以下のように弁解をした。事件関係車両が Y2 で自賠責保険と保険額 1,000,000 元の任意保険に加入し、保険期間内に事故が発生した。関連車両が事故発生後 48 時間以降に初めて Y2 に通知したため、Y2 が損害額を確定することができなかった。そのため、X が委託した見積結論と見積費用に対して、それを認めない。Y1 は営利を目的とする運転代行サービス会社であり、その運転代行者である Y3 が実際の権利侵害者であり、Y3 と損失を被った方と協議して責任分担を決めた以上、Y1 が事故賠償責任を負うべきであり、Y3 が賠償責任を負うべきではない。事業活動停止による損失は保険範囲内になく、それを認めない。本件の車両修理代のうち、責任を追わないもう一台の自動車が自賠責保険の無責任限度額範囲内に 100 元を負担し、X が主張する車両修理代の中から材料管理費が占める 15%を引くべきである。レンタル、貸し借り等事由により、自動車の所有者と使用者が同一人物ではない場合、交通事故発生後、当該自動車の運転手が責任を追うべき場合、保険会社が自賠責保険責任限度額範囲内でそれを賠償する。不足する部分に関して、自動車使用者が賠償責任を負う。自動車所有者が損害の発生に関して過失がある場合、相応の賠償責任を負うものとする。本件において、Y2 に賠償する必要があるとしても、自賠責保険範囲内でのみ賠償し、任意保険で賠償することはなく、自賠責保険の責任範囲を超える金額に関して、Y1 と Y3 がそれを負担すべきである。

Y3 が以下のように弁解をした。事故発生の経緯、責任認定について異議はない。2017 年 6 月 23 日 8 時半頃、Y3 が「e 運転代行」アプリを通じてオーダーを受注した後、顧客に連絡した。顧客の要求により途中に一回目的地を変更した。Y3 が車を運転し、某陸橋交差点を通過する際に事故が発生した。当時顧客が車に乗ってあり、事故処理が完了した後、Y3 が運転を再開し、顧客を目的地に送り届け、顧客が現金で代金を支払った。その後、Y3 が「e 運転代行」のプラットフォームに結果を入力し、オーダーを完遂し、相応の保険料を差し引かれた。事件発生時、Y3 が「e 運転代行」の制服を着用し、職員証を身に着けていた。オーダーごと情報提供料と保険料が引かれるため、Y3 は Y1 のためにバイトしているに過ぎず、本件事故による損失は Y1 が負担すべきである。

当裁判所が審理した結果、以下の事実を認定する。2017 年 6 月 23 日 21 時 20 分に、本市某陸橋交差点付近、Y1 に所属する運転代行者 Y3 が運転する自動車が、X の従業員 A が運転する X 所有のタクシーに追突し、それによって、X の自動車が前方の訴外 B が

運転する自動車に追突し、X の自動車に損害をもたらした。事件発生後、三方当事者が道路交通事故自発協議書を締結し、Y3 が事故の全責任を負うとした。Y3 が運転する自動車は Y2 のところで自賠責保険と保険額を 1,000,000 元とする任意保険に加入し、事故が保険期間内に発生した。X が 2017 年 6 月に上海道路交通事故物損見積センターに委託し、車両の損害額を見積もってもらい、損害額を 26,064 元と確定した。2017 年 6 月 27 日～2017 年 7 月 10 日の間、X が自動車を修理に出し、26,064 元の修理代を支払った。

一方、2015 年 3 月 23 日、Y1 と Y3 が「e 運転代行者提携契約」を締結し、以下の内容を約定した。「一　協働内容　Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供し、Y3 が Y1 の顧客に運転代行サービスを提供する。協働内容を規範化するため、Y3 は Y1 が社会に公表した各費用徴収基準によって、顧客からサービス料を徴収獲得する。本契約の約定により、Y1 は Y3 が予め預かった情報費用から、関連費用を控除し、情報サービス提供費用とする。…三　協働サービス提供プロセス　1.Y1 が顧客の予約情報を受け、自分の情報プラットフォームを通じて、Y3 を含む協働運転代行者にサービス内容を通知するか、Y1 が顧客に関連情報を知らせ、顧客から直接 Y3 に連絡する。2.Y3 が運転代行サービス情報を受け取った後、本契約と付属資料に従って、独自で運転代行サービスを遂行する。…　五　収益の分配と決算　1.Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供し、運転代行で実際に徴収した料金の 20%を情報提供料とし、Y3 から徴収する。2.e 運転代行の正規予約ルートを通じて Y3 に運転代行サービスの予約を入れた場合、Y1 が Y3 に運転代行サービス情報を提供したとみなし、Y1 には相応の情報提供料を徴収する権利がある。3.市場の変化と競争情勢により、Y1 には Y3 から徴収する情報提供料の額を調整する権利がある。その他の特殊事情がある場合、Y が X に対して、情報提供料に関して別途通知する」。契約の最後には、「e 運転代行協働運転手サービス提供マニュアル」、「e 運転代行費用決済マニュアル」、「協働運転手安全運転責任書」、「企業秘密保持契約」、「e 運転代行交通事故処理マニュアル」が添付されている。

審理において、X は弁護士代理費用と見積費用を主張しなくなり、責任のない自動車側の保険会社を当事者として追加しないことを確認し、自動車修理費用から 100 元を控除し、X は自身が負担することを認めた。そこで、X の請求は、「Y らが X の自動車修理費用 25,964 元、事業活動停止による損失 2,100 元、合計 28,064 元を賠償せよ」、ということに変更された。Y1、Y2 はとも X の損害額を改めて見積もる必要がないと述べた。Y2 は本件保険契約が運転手を特定していないことを確認した。

当裁判所が以下のように判断する。自動車が交通事故を引き起こし、損害をもたらした場合、まず自賠責保険の加入先保険会社が責任限度額範囲内で賠償をし、不足する分に関して、任意保険の加入先保険会社が保険契約によって賠償をし、まだ足りない場合、道路交通安全法と権利侵害責任法の関連規定により、権利侵害者が賠償をする。本件事

故はY3が全責任を負い、他の当事者に責任はない。このことに関して、事故当事者が締結した道路交通事故自発協定書を証拠とし、当裁判所がそれを認める。本件において、Y3はY1が審査し、認定した運転代行者であり、その運転代行サービスにおいて、Y1が制定した規定と行動規範を受け入れなければならず、Y1が統一的に指定した制服を着用し、職員証を身に着けなければならない。そのため、Y3が運転代行サービスに従事する際に、Y1の管理を受けることになる。Y3はY1が定めた基準によって運転代行費用を徴収しなければならず、Y3には徴収する費用の額を決める権利がなく、ただ労務を給付することによって、相応の報酬を獲得する。故に、Y3とY1の関係は雇用関係の一般的な要件を満たし、双方当事者の関係は雇用関係であると認定する。したがって、事件発生時にY3が職務を履行しており、その行為が職務行為に該当し、その過程でもたらした損害は、その雇い主であるY1が賠償責任を負うべきである。Y1がY3との関係は協働関係であり、労働関係ではなく、事件発生時のY3の行為は職務行為ではないと主張するが、当裁判所はこれを認めない。Y2はY3がXとの競技によ責任分担を決めたため、Y1が事故賠償責任を負担すべく、Y2が賠償責任を負わないと主張したが、法律的に何の根拠もなく、当裁判所はY2の主張を支持できない。一方、Y2はレンタル、貸し借り等の事情により、自動車所有者と運転手が同一人物ではない場合、交通事故発生後に、責任が自動車運転手側にある場合、保険会社が自賠責保険責任限度額範囲内に賠償をし、不足する分に関して、自動車運転手が賠償責任を負う。故に、Y2に賠償責任があるとしても、その責任は自賠責保険範囲内に限られる。しかし、本件は前述した状況と異なり、当裁判所はY2の前述した弁解を支持できない。前述したように、本件交通事故について、まずY2が自賠責保険責任限度額内でXの実際の損失を賠償する。不足する部分について、任意保険加入先会社であるY2が保険契約によって賠償する。なお足りない場合、Y1が賠償する。

損害範囲に関しては、車両修理代について、Xが25,964元を請求し、修理費用領収を証拠として提出した。Y2 、Y1はこれを認めないが、証拠を提出して自分の主張を証明することがなく、かつ改めて見積もることを申請しなかったため、当裁判所はXの主張を指示する。事業活動停止による損失について、当裁判所は自動車の合理的な修理期間、タクシー運営事業の平均収入等の要素を考慮して、これを2,100元とする。審理において、Xは弁護士代理費用と見積費用を請求しないとし、責任のない自動車の保険会社を被告に追加しないことを確認し、自動車修理費用から100元を控除し、Xが負担することに同意したが、これらの行為はX自身の民事権利に対する処分であり、当裁判所がこれを認める。

前述したように、本件において、認定した損失額の中から、事業活動停止による損失額2,100元はY1がXに賠償し、自動車修理費用25,964元はY2が自賠責保険の下で1,000元を賠償し、残りの損失額24,964元は、Y2が任意保険の下で賠償する。

中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、19 条、34 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条 1 項 1 号、最高人民法院道路交通事故損害賠償事件審理適用法律に関する若干問題の解釈 15 条、16 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下のように判決を下す。

一、Y2 が本判決の効力発生日から 10 日以内に保険責任限度額範囲内で X に自動車修理費用 25,964 元を賠償する。

二、Y1 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に事業活動停止による損失額 2,100 元を賠償する。

本判決が指定した期限通りに金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うことになる。

事件受理費 501.60 元の半額 250.80 元を徴収し、Y1 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、上海市第 3 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

16

民事判決書

（2014）浦民一（民）初字第 37776 号

原告　X
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
責任者　略
被告　Y3 社
責任者　略
委託代理人　略
被告　Y4 社
法定代表者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 自動車交通事故責任紛争案に関して、当裁判所が 2014 年 10 月 17 日に立案受理した。審理において、当裁判所が 2014 年 12 月 8 日に法律により Y4 を本件被告として追加して訴訟に参加させることにした。本件には法律により簡易手続が適用され、2014 年 12 月 8 日、2015 年 1 月 8 日に 2 回に分けて公開審理をした。X（1 回目の口頭弁論に参加した）とその委託代理人、Y1、Y4 の委託代理人、Y3 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。Y2 は当裁判所の呼び出しに応じず、訴訟に参加しなかった。当裁判所は法律により欠席審理をした。本件は現に審理を終了した。

X によると、2013 年 3 月 9 日 20 時 40 分頃、Y1 が Y2 所有の自動車を運転したところ、X が電動自転車に乗って同じところに来た。Y1 が右側通行優先のルールを守らなかったため、両車がぶつかり、X が怪我をした。警察の認定によると、Y1 が事故の全責任を負う。また、X が運転する自動車は Y3 において同時に自賠責保険と任意保険に加入した。X が主張した事故による損失明細が以下のようになる。医療費 644.30 元、入院食事補助金 340 元、鑑定料 2,300 元、栄養費 3,000 元、介護費 5,497.50 元、就労できなかったことによる損失 14,400 元、傷害賠償金 65,776.50 元、慰謝料 5,000 元、交通費 279 元、服装損失 300 元、電動自転車修理費用 1,500 元、駐車代 216 元、障害補助器具代 150 元、弁護士代理費用 3,500 元、後続治療費 15,000 元、合計 117,903.30 元。Y3 が自賠責保険と任意保険の責任限度額範囲内に賠償責任を負うこと（慰謝料を自賠責保険の範囲内で優先的に賠償すること）、不足分は Y1 と Y3 が連帯賠償責任を負うことを X が要求する。

X がその主張した事実と訴訟請求を支えるために、以下の証拠材料を提出した。

1. 交通事故の経過と責任認定を証明する道路交通事故認定書（簡易手続）
2. Y1 の基本状況を証明する Y1 の自動車運転免許
3. 事故を引き起こした自動車の保険加入状況を証明する自動車交通事故責任強制保険証と自動車保険証
4. X が交通事故によって負った怪我の治療状況と一部の介護費用の支出を証明する病歴、退院証明書、医療費領収書と介護費用領収書
5. X が怪我によって就労できなかった期間、介護を必要とした期間、栄養を必要とした期間を証明する華東政法大学司法鑑定センター鑑定意見書
6. X の障害状況と栄養を必要とすることに関する鑑定費用を支払ったことを証明する鑑定費用の領収書
7. X が上海市民であることを証明する戸籍簿
8. X の労働状況と就労できなかったことによってもたらされた実際の損失を証明する企業で保存される個人ファイル、労働契約、収入証明、収入減少証明、給料明細書
9. X が事故を処理するため、並びに診療を受けるために支払った交通費を証明する交通費領収書
10. X の自動車が事故のために駐車代を支払ったことを証明する駐車代領収書
11. 事故によって怪我をし、杖を購入する必要があったことを証明する杖購入領収書
12. X の電動自転車が事故において損害を受け、修理代を支払ったことを証明する修理代の領収書と修理明細
13. X が弁護士を雇うために支払った費用を証明する弁護士代理費領収書

Y1 が以下のように弁解した。X が述べた交通事故の基本事実と責任認定に対して異議はない。事件発生時、Y1 は Y4 の指示に従って運転代行サービスを履行しており、それが職務行為に該当するため、賠償責任は Y4 が負担すべきであり、Y1 は責任を負わない。事件が発生した後、Y1 が Y4 に 1,000 元を支払い、Y4 が賠償問題を処理することについて了承した。X が主張する賠償項目と具体的な金額に関して、医療費について異議はない。他の賠償項目について、Y3 と同意見である。

Y1 が証拠を提出することはない。

Y2 が弁解することはない。

Y4 が以下のように弁解した。X が述べた交通事故の基本事実と責任認定について、異議はない。Y4 と Y1 が提携契約を締結しており、双方の関係が協働関係であることを明らかにした。Y4 は単に携帯アプリ「e 運転代行」でサービス情報を提供し、顧客が自由に運転代行者を選び、運転代行サービスを完遂してもらう。運転代行サービスが完遂された後、関連費用は顧客と運転代行社の間で決済し、Y4 がオーダーごとに 5 元ないし 20 元の情報提供費のみを徴収する。したがって、Y1 は Y4 の従業員ではなく、事件発生時

の Y1 の行為は職務行為ではなく、事故責任は Y1 が負担すべきである。事故発生後、Y1 には医療費を立替払いする能力がないことを顧慮し、Y4 が人道主義の観点から、X の医療費 35,926.95 元を立替払いすることにした。立替払いの件に関して、本訴訟において合わせて処理することを要求する。X が主張した賠償項目と具体的な金額に関しては、医療費用について異議はない。その他の賠償項目に関しては、Y3 と同意見である。

Y4 がその主張を証明するために、以下の証拠材料を提出した。

1. Y4 が X の医療費を立替払いしたことを証明するための交通事故協力処理賠償契約と医療費領収書。
2. Y4 と Y1 が協働関係にあることを証明するための「e 運転代行者提携契約」（以下、判決主文前までに「契約」と略す)、「e 運転代行者提携契約添付資料」以下、判決主文前までに「契約添付資料」と略す)。

Y3 が以下のように弁解した。X が述べた交通事故この基本事実と責任認定について異議はない。Y1 が運転した自動車が事件発生時に同時に自賠責保険と任意保険に加入していたことを認め、保険責任限度額範囲内で賠償責任を負担することに同意する。X が主張する賠償項目と具体的な金額については、鑑定費用を認め、医療費については、入院中の飲食代と自費部分の費用を控除すべきとし、弁護士代理費用については、それが保険責任範囲に属さないため、賠償に同意しない。その他の賠償項目の金額について、異議はある。

Y3 は証拠を提出しなかった。

口頭弁論した結果、Y1、Y4 と Y3 は X が提出した証拠 1、2、3、5、6、7 に異議を持たず、X が提出した証拠 8 の中の企業で保存される個人ファールに異議を持たず、労働契約、収入証明、収入減少証明、給料明細書を認めない。X が提出した証拠 13 について、その真実性のみを認め、X が提出した証拠 9、10、11、12 を認めない。Y1 と Y4 は X が提出した証拠 4 を認め、Y3 はその真実性のみを認め、医療保険費用と介護費用以外の費用を認めない。X は Y4 が提出した証拠 1 に異議を持たず、証拠 2 の真実性に異議を持たず、Y1 は Y4 が提出した証拠 1 に異議を持たず、証拠 2 の真実性に異議を持たない。Y3 は Y4 が提出した証拠 1 の真実性に異議を持たないが、医療保険費用と入院中の食事補助金を控除すべきとし、証拠 2 の真実性に異議を持たない。

前述した証拠と当事者の法廷陳述に基づき、当裁判所が以下の事実を認定する。2013 年 3 月 9 日夜、Y2 の従業員である A が Y4 のウェブサイトに掲載されている電話番号を通じて運転代行サービスを依頼し、Y4 がそれを受理した後に、運転代行サービス情報を被告 Y1 に送り、Y1 が情報を受信した後、すぐ A の所在地に赴き、A が運転代行サービス確認書にサインした後、Y2 所有の自動車を運転して移動を始めた。当日 20 時 40 分頃、Y1 が車を運転してある十字路を通過する際に、右側通行優先のルールを守らなかったため、電動自転車に乗っていた X と衝突し、X の電動自転車が壊れ、X 本人も怪我を

した。警察の認定によると、Y1 が当該事故の全責任を負い、X に事故責任はない。事故発生後、X が上海市浦東新区周浦病院に入院して治療を受け、怪我を治療するために合計医療費 36,269.65 元を支払い（そのうち、X が 644.30 元を支払いし、Y4 が 35,725.35 元を立て替え払いした）、16.5 日の間入院治療を受けた。また、介護者を雇うために 935 元を支払い、杖を購入するために 150 元を支払った。X の電動自転車も事故の際に損害を受け、X がそのために駐車代 216 元を支払い、修理費用 1,500 元を支払った。障害等級等を鑑定するために、鑑定費用 2,300 元を支払った。今回の訴訟のために弁護士を雇い、そのための代理費用 3,500 元を支払った。この間、Y4 が別途 X のために飲食代 201.60 元を立て替え払いした。

2014 年 4 月 16 日、華東政法大学司法鑑定センターの鑑定によると、「X が交通事故により、左側脛骨上段が粉砕骨折し、左側腓骨が骨折し、頭部が外傷を受け、骨盤が骨折した等。現に左膝、踝関節の活動が制限され、ＸＸＸ障害と認定する。怪我の具合により、210 日の休憩、60 日の栄養補充、60 日の介護を付与する。固定具摘出手術を後に行い、その際に 30 日の休憩、15 日の栄養補充、15 日の介護を付与する」。

X が上海市都市部戸籍を持っている。Y1 が運転した自動車は、Y3 のところで自賠責保険と任意保険に加入しており（責任限度額 1,000,000 元、自己負担額なし）、保険期間はいずれも 2012 年 9 月 3 日 0 時から 2013 年 9 月 2 日 24 時とする。

また、X が提出した労働契約、収入証明、収入減少証明、給料明細書により、当裁判所は X が事件発生時に、門番業務に従事しており、月給を 1,800 元とし、怪我で休息する期間中に、使用者から賃金を支払われていないことを認定する。

Y4 は技術開発と運転代行サービスに従事する企業であり、運転代行サービス携帯アプリ「e 運転代行」は Y4 が開発した。「e 運転代行」には運転代行顧客用アプリと運転代行者用オーダー受注アプリが含まれており、顧客が携帯電話に「e 運転代行」の顧客用アプリをインストールした後、アプリの位置特定・検索機能を利用して運転代行者を探すこともできれば、当該アプリのホームページにある電話番号で運転代行サービスを依頼することもできる。運転代行者用オーダー受注アプリは Y4 が運転代行者に配った専用携帯電話にインストールされており、運転代行者がアプリを開くと、オーダーを受注可能と認識され、アプリからログアウトすると、オーダーを受注しないと認識される。また、運転代行者は Y4 によって携帯メールを通じてオーダーを分配される場合がある。本件の場合、Y1 が受けたのは携帯メールによるオーダー分配である。

審理した結果、Y1 が友人の紹介で Y4 に応募し、Y4 の審査を経て運転代行者になり、約定どおりに 500 元の情報サービス費用を納付した後、制服、職員証と専用の携帯電話を受領したが、書面で契約を締結することはなかった。2013 年 3 月 9 日、Y1 が運転代行サービスを提供する途中に交通事故に遭った。同年 5 月 27 日、Y1 と Y4 が契約と契約添付資料にサインし、契約が以下のことを規定した。一　協働内容　Y1 が Y4 に運転

代行サービス情報を提供し、Y4 が顧客に運転代行サービスを提供する。Y1 が Y4 の社会に公表した各費用徴収基準によって、サービス料を徴収し、収益を獲得する。Y4 が Y1 の収入から関連費用を控除し、Y1 に情報サービスを提供した費用とする。三　協働サービス提供プロセス　1.Y4 が顧客の予約を受け、Y1 にサービス内容を通知し、あるいは顧客が直接 Y1 に連絡する。2.Y1 が本契約に従って、運転代行サービス任務を執行する。五　収益分配と決算形式　1.Y1 が Y4 に運転代行サービス情報を提供し、暫定的に運転代行の実際料金の 20%を徴収して情報提供料とし、税引した後の金額を Y1 が獲得する。2.e 運転代行の正規予約ルートを通じて Y1 に予約を入れた場合、Y4 が Y1 に運転代行サービス情報を提供したとみなし、Y4 には相応の情報提供料を徴収する権利がある。3.市場の変化と競争情勢により、Y4 には Y1 から徴収する情報提供料を調整する権利がある。その他の特殊事情がある場合、Y4 が Y1 に対して、情報提供料に関して別途通知する。契約添付資料には、「e 運転代行サービス提供マニュアル」、「e 運転代行財務制度」、「e 運転代行交通事故処理マニュアル」、「企業秘密保持契約」の 4 つの部分が含まれており、そのうち、「e 運転代行サービス提供マニュアル」には、運転代行者が運転代行サービスを提供する際に遵守すべき行為規範を規定しており、中には職員証を身につけ、会社から配られた制服を統一的に着用する等の規定が含まれている。「e 運転代行財務制度」には、運転代行サービスの費用徴収基準と、運転代行者から徴収する情報サービス費の基準が規定され、運転代行者が操業開始時から個人名義のアカウントを開設し、運転代行サービス費 500 元を事前に預かる必要があり、情報サービス費の残高が 200 元を下回った場合、会社からもう情報を提供せず、運転代行社は個人アカウントに入金する必要がある。毎回の入金額が 500 元を下回ってはならないことが約定された。「e 運転代行交通事故処理マニュアル」には、運転代行サービスを提供する途中に交通事故に遭った際の処理方法と賠償関連事項が約定されている。そのうち、賠償規定としては、まず顧客の自動車保険で賠償し、保険が賠償せず、または個人負担分については、会社が加入させた保険で賠償する。その他、運転代行社は基準により（修理日数が 7 日を超えない場合、一日 100 元を基準とし、7 日を超える場合、一括に 1,000 元を支払う）、事故によって生じた顧客の交通費用を賠償する必要がある。「企業秘密保持契約」には、運転代行者が遵守すべき秘密保持条項が規定されている。

当裁判所は以下のように判断する。自動車が交通事故を引き起こし、人身損害、財産損失をもたらした場合、まず自賠責保険の加入先保険会社が責任限度額範囲内で賠償しなければならない。不足する部分については、権利侵害責任の成立と範囲と明確にした上で、任意保険加入先保険会社が保険契約によって賠償する。まだ不足する分がある場合、道路交通安全法と権利侵害責任法の関連規定により、権利侵害人が賠償する。本件交通事故は自動車と非自動車の間で発生し、関連機構が認定した結果、Y1 が事故の全責任を負い、X には責任がない。故に、X の合理的な経済損失に関して、Y3 が自賠責保険

責任限度額範囲内でまず賠償をし、それを超える部分に関して、権利侵害者側が全賠償責任を負担すること、当該損失に関して、まず Y3 が任意保険の責任限度額範囲内で保険契約に従って賠償責任を負担し、まだ不足する分に関して、賠償責任主体を確定した後に、賠償責任者が賠償することを当裁判所が確認する。

本事件の主な争点は以下のようになる。第一に、X の損失のうち、保険賠償範囲を超える部分は誰が負担するか。第二に、X の合理的な損失をどのように認定すべきか。

焦点一について、X は Y1 と Y2 が保険賠償範囲を超え部分について連帯賠償責任を負担するよう要求したが、Y1 は自分の行為が職務行為であるため、責任は Y4 が負うべきであると弁解し、Y4 は Y1 とは協働関係であり、事故責任は Y1 が負担すべきと弁解した。

当裁判所は以下のように判断する。第一に、レンタル、貸し借り等の理由により、自動車の所有者と使用者が同一人物ではない場合、交通事故発生後、当該自動車側に負うべき責任について、保険会社が自動車自賠責保険の責任限度額範囲内で賠償をする。不足する分について、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車所有者が損害の発生について過失がある場合、相応の賠償責任を負う。本件の場合、自動車所有者が Y2 であり、その従業員が運転代行サービス委託契約により、自動車の実際の所有権を Y1 に移転させ、自動車所有者としては、損害の発生について過失がある場合にのみ賠償責任を負う。現に X は Y2 が損害の発生について過失があることを証明する証拠がなく、Y2 に連帯賠償責任を負担させるという X の要求を、当裁判所は支持しない。

第二に、Y1 の行為が職務行為であるかどうか、Y1 と Y4 がどのような関係にあるか。まず、事件発生時の状況を見ると、Y1 は Y4 からのメール通知を受け、運転代行サービスを完遂するよう求められた。そして、運転代行サービス確認書によって、運転代行サービス委託契約は Y2 と Y4 が締結したものであり、Y1 が契約当事者ではないことが確認される。そのため、Y1 の運転代行行為は、Y4 の指示を受け、契約を履行するために行われた特定の行為である。そして、Y1 と Y4 の約定から見ると、Y1 は Y4 に審査され、認められた運転代行者であり、その運転代行サービス履行過程において、Y4 が作った規律・制度と行為規範を受け入れなければならず、かつ会社側が統一的に配った制服を着用し、職員証を身に着けなければならない。したがって、Y1 が労働時間中に Y4 の管理を受けることになる。そして、Y1 が Y4 に定められた基準で費用を徴収し、運転代行費用について、Y1 には交渉権がなく、ただ労務を提供することによって、相応の報酬を獲得する。最後に、雇用関係の特徴から見ると、雇用関係とは片方の当事者が一定、または不特定の期間内において、相手方当事者に特定または非特定の労務を提供し、かつ相手方当事者の手配や指揮に従い、これによって労働報酬を獲得する法律関係である。その本質的な特徴は、片方の当事者が相手方による一定の管理を受け、相手方に労務を提供し、それによって報酬を獲得することである。本件の場合、Y1 と Y4 の関係は雇用関係

の一般的な特徴があるため、双方の関係が雇用関係と認定すべきである。前述したように、当裁判所は、Y1 が事件発生時に職務を遂行しており、Y1 の行為は職務行為であると認定する。法律規定によると、職員が雇用活動に従事する際に他人に損害をもたらす場合、雇主は賠償責任を負担すべきである。故に、X の損失の中に、保険賠償範囲を超えた部分に関して、Y4 が職務関係に基づきそれを負担すべきである。Y4 は Y1 との関係が協働関係であると抗弁するが、契約の内容から見ると、Y1 は単に労働する代わりに報酬を獲得し、Y4 の経営についてリスクを負うことがなく、労働報酬以外の他の利益を享受することもなく、その本質はやはり雇用である。そのために、Y4 の抗弁について、当裁判所はそれを支持しない。

焦点二について、本件 X の合理的な損失は以下のようになる。1.医療費について、当裁判所が X の医療記録と領収書を審査した結果、食事代を差し引いた後、その額を 36,369.65 元と認定する（そのうち、X が自分で 644.30 元を支払い、Y4 が 35,725.35 元を立替払した）。Y4 がそのうち医療保険にカバーされない部分を控除するよう抗弁したが、その主張には法的根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。2.入院食事補助金について、当裁判所が X の入院日数を顧慮し、その額を一日 20 元とし、合計 330 元とする。3.障害賠償金について、X が都市部戸籍を持ち、障害認定日までに満 65 歳 5 ヵ月になるため、当裁判所がその障害等級をもとに、本都市前年度都市部住民平均支払い可能収入を基準に（年間 43,851 元）、賠償係数を 10%とし、その障害賠償金を 63,949.38 元の限りにおいて支持する。4.就労できなかったことによる逸失利益について、X が提出した証拠により、X が従事した業務と実際の逸失利益が証明される。したがって、当裁判所が医者の鑑定結論 210 日と合わせて、逸失利益を 12,600 元と確定する。Y3 が X の就労状況を認めないが、証拠を提出してその主張を証明しなかったため、Y3 の抗弁を当裁判所が採用しない。5.栄養費について、当裁判所が X の様態を顧慮し、その単価を一日 30 元とする。医者の鑑定結論である 60 日にかけると、合計 1,800 元になる。6.介護費用について、X が入院する間、介護士を雇って 17 日間介護をしてもらい、介護費 935 元を支払った。この金額が合理的な範囲内にあるため、当裁判所はそれを認める。医者の鑑定結論である 60 日と合わせて考えると、残された 43 日について、当裁判所が X の様態を顧慮し、一日 40 元で計算し、それを 1,720 元とする。したがって、支持される X の介護費用は合計 2,655 元になる。7.慰謝料について、X が怪我を負って傷害を残し、一定の精神的な苦痛を受けたため、慰謝料を主張することには、法的根拠があり、それを支持すべきである。具体的な金額については、X の傷害の結果、Y 側の過失程度等の要素を顧慮すると、当裁判所はそれを 5,000 元の限りで支持する。8.鑑定料 2,300 元について、Y3 がその額を認め、任意保険賠償範囲内に計上することに同意したため、当裁判所はこれを確認する。9.服装損失について、本件の実際の状況により、当裁判所は 200 元の限りにおいてそれを支持する。10.交通について、X が怪我を負ったこと、並びに自己処理をす

ることにより、当該費用が必然的に発生する。現に X が 279 元の交通費を主張するが、その額が合理的であり、当裁判所がそれを支持する。11.駐車代 216 元、杖購入費用 150 元について、領収書とレシートが証拠になり、X の合理的な損失に該当し、当裁判所はこれを確認する。12.電動自転車修理費用について、交通事故認定書の中に、X の車両が事故の際に損害を受けたことが明確に記載されており、X が電動自転車を修理するために修理代を支払うことに合理性がある。本件の実際の状況により、当裁判所は電動自転車修理費用を 1,000 元の限りにおいて支持する。13.弁護士代理費用について、X が訴訟するために弁護士を雇い、代理費用を支払ったが、それが合理的な損失であり、支持すべきである。具体的な金額については、本件の訴訟目的、事件の難易度と過失の程度によると、X が主張する 3,500 元の額は不当とは言えず、当裁判所がそれを認める。後続治療費について、当該費用がまだ発生しておらず、X は費用が実際に発生した後に改めて主張できるため、当裁判所はそれを処理しない。前述したように、Y 側の自動車自賠責保険と任意保険の責任限度額、X の損失範囲により、当裁判所は Y3 が本件において、95,833.38 元（そのうち、医療費賠償金 10,000 元、死亡傷害賠償金 84,633.38 元、財産損失賠償金 1,200 元）の強制保険賠償金を負担すると認定する。法律規定と保険契約の約定により、任意保険責任範囲内の損失が 30,799.65 元と認定され、権利侵害人の責任範囲（100%）により、Y3 がそれを負担する。したがって、Y3 が合計 X に対し 126,633.03 元を賠償すべきである。保険責任範囲に属しない損失額が 3,716 元（弁護士代理費用と駐車代）であり、Y4 がそれを全額賠償する。Y4 がすでに医療費 35,725.35 元、飲食代 201.60 元を立替払いしたため、32,210.95 元を過払いした。したがって、Y4 が本件においてこれ以上の賠償責任を負う必要がなく、過払金については、X は Y3 が賠償した後にそれを Y4 に返還すべきである。中華人民共和国道路交通安全法 76 条 1 項 2 号、中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、19 条、22 条、49 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題に関する解釈 9 条、中華人民共和国保険法 2 条、65 条の 1、2 項、自動車交通事故責任強制保険条例 21 条 1 項、23 条 1 項、最高人民法院道路交通事故損害賠償事件の審理に関する適用法律若干問題の解釈 16 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に、X に自賠責保険と任意保険金合計 126,633.03 元を賠償する（そのうち、慰謝料 5,000 元は自賠責保険限度内で優先的に賠償する）。
2. Y4 が本判決の効力発生日から 10 日以内に、X に 3,716 元を賠償する（実際に 25,926.95 元をすでに給付したため、X が本判決の効力発生日から 10 日以内に Y4 に 32,210.95 元を返却する）。
3. X の他の訴訟請求を棄却する。

金銭給付義務のある当事者が本判決の指定期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 2,658 元（X が予め支払った）について、その半額の 1,329 元徴収し、X が 249 元を負担し、Y4 が 817 元を負担し、Y3 が 263 元を負担する。Y3、Y4 の負担額について、判決の効力発生日から 7 日以内に当裁判所に納付すべきである。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2015 年 3 月

17

民事判決書

（2017）粤 01 民終 13837 号

控訴人（原審被告）Y1
控訴人（原審被告）Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審原告）X
責任者　略
委託訴訟代理人　略
原審第三者　A

Y1、Y2 が X、A との被保険者代位求償権紛争事件について、原審判決に不服のため、当裁判所に控訴を提起した。当裁判所が法律に則って合議廷を結成し、本件を審理した。現在、本件はすでに審理終了した。

X1 が控訴して以下の請求をする。1.原審判決第 1 項を取り消し、Y2 が賠償金 124,834 元を X に支払うよう判決を改めること。2.Y2 が本件のすべての訴訟費用を負担すること。

事実と理由が以下のようになる。Y1 と Y2 が雇用関係にあり、事件発生時に、Y1 は会社の指示に従って職務に従事したため、それが職務行為に該当する。1.運転代行サービス委託契約が A と Y2 の間で締結あれ、Y1 が契約当事者ではない。Y1 は Y2 の指示に従って運転代行サービスを履行したため、それが職務行為の履行に該当する。「中華人民共和国権利侵害責任法」34 条 1 項の規定により、Y2 に権利侵害責任を負担してもらうべきである。2.Y1 が X によって採用、面接、職業訓練と考課を経て認められた運転代行者であり、その業務中に Y2 の就業規則と指揮命令に従い、Y2 の管理を受け、Y2 と労働関係を形成している。3.Y1 が Y2 に定められた基準で費用を徴収し、運転代行費用について決定権がなく、ただ労務を履行することによって報酬を獲得し、労働関係の一般的な特徴を満たしている。4.Y1 が運転代行サービスを提供するたびに、Y2 が 2 元の事故救助金を別途徴収し、この資金を使って運転代行責任保険を購入し、運転代行の際に発生した交通事故によって財産の損失をもたらした場合、その賠償に使い、運転手の負担を軽減する。事故発生後、Y2 の賠償事務員が自動車の所有者である A とコミュニケーションを取ったが、運転代行責任保険を使わなかった。その処理は不適切である。5.e 運転代行のホームページには以下の文言が明確に記載されている。「国内初めての高額な運転代行

保険制度を導入しており、運転代行者の責任で交通事故が発生した場合、e 運転代行は保険会社と連携し、全額賠償をし、顧客の利益が損害されないように心かける」。e 運転代行のプラットフォームに公開されている宣伝用チラシにも、「1,000 万元の運転代行責任保険」という宣伝文言がある。これは顧客と運転代行社に対する保障約束であり、契約責任でもある。6.ネットで調べると、本件と似たような事件が複数あり、そのいずれも運転代行者と運転代行企業が雇用関係にあり、運転代行企業が全責任を負うと判断した。7.労働と社会保障部発［2005］12 号「労働関係の確立に関する関連事項の通知」によると、雇用関係と労働関係が類似しており、そのいずれも労務によって労働報酬を獲得し、用人側の管理を受けるが、労働関係と雇用関係が以下の点において区別される。すなわち、労働関係における労働者がより強い人的従属性を持ち、労働者が用人単位に隷属し、用人単位の管理・監督の下で労働に従事し、かつ労働関係における用人単位は、労働者のために各種の社会保険を納付しなければならない。それに比べて、雇用関係における被用者が雇用主への人的従属性が強くなく、その管理が労働関係ほど厳格ではなく、社会保険に加入させる義務もない。したがって、運転代行企業と運転代行社の間に雇用関係が成立し、「人身損害賠償司法解釈」9 条の規定により、Y2 が賠償責任を負うべきである。

Y2 が以下のように弁解する。Y1、Y2 が協働関係にある。仮に雇用関係が成立しても、被用者に重大な過失があるため、相応の責任を負担すべきであり、責任がないわけではない。

Y2 が控訴して以下のことを請求する。1.原審判決第 1 項を取り消し、Y2 が法的責任を負わないように判決を改めること、2.本件 1 審、2 審訴訟費用を X が負担すること。

事実と理由が以下のようになる。

1. 原審裁判所の事実認定に錯誤がある。Y2 と Y1 が協働関係であり、共同運転代行者ではない。Y2 が情報サービスプラットフォームとして、運転代行サービス情報を付近の Y2 のプラットフォームに登録した運転手に送る。ネットプラットフォームが運転手に運転代行情報を送る行為は、指揮命令行為に該当しない。顧客から運転代行需要情報を送られると、ネットプラットフォームがアプリを通じて、広告の形で運転手に情報を送るため、ネットプラットフォームが特定の運転手に特定の労務指示を提供することはない。情報を受け取った後、運転手にはそれに応ずるかどうかを決める権利があり、かつプラットフォームにアクセスする運転手には、アプリにいつログインするか、いつログアウトするかを決める権利がある。すなわち、運転手が労務を提供するかどうか、いつ労務を提供するか、どこで労務を提供するかに関して、充分な自主権がある。ネットプラットフォームには運転代行社が労務を提供する時間、場所、対象を決める権利がなく、特定の労務給付を強要する権利もない。したがって、ネットプラットフォームが運転代行社に対して、労働管理と雇用管理が存在せず、運転者の運転代行行為が職務行為と認定

することが出来ない。運転手がサービスの完遂について責任を負い、サービスの結果を報酬徴収の根拠とし、用人単位が有償労働を手配することにはならない。運転手が運転代行の過程において、その運転経験と技術によって独自に運転代行サービスを完遂し、運転ルート、速度、中途停車または目的地の変更等の契約履行内容は、顧客からの指示または運転手との交渉によって確定される。運転代行サービスの義務履行期間において、ネットプラットフォームがそれを管理し、または干渉することはない。運転代行サービスが完遂された後、運転手は運転代行の距離、時間等により、顧客に代金支払い請求をし、顧客から報酬を支払われる。ネットプラットフォームが 20%の割合で情報サービス費用を徴収するのは、運転代行情報を提供する対価を得るためである。運転代行者が毎回の運転代行サービスの完遂を根拠に報酬を獲得し、一ヵ月または一週間といった一定の期間内に一定量の運転代行業務を完遂することを根拠に報酬を獲得するわけではない。したがって、その報酬は労働の対価または雇用の対価に当たらない。Y2 と A が締結した運転代行サービス委託契約と賠償契約書によると、A がすでに Y2 に対して賠償を求める権利を放棄した。したがって、X が代位求償権を行使する前提条件はすでに存在していない。

2. 原審裁判所の法律適用に錯誤がある。情報サービス契約第 1 条　サービス内容、第 3 条　権利義務、第 4 条　サービス費用、運転代行サービス契約第 4 条　交通事故処理、第 6 条　特別約定、第 7 条　契約効力、並びに e 運転代行情報サービスプラットフォーム利用者使用規則第 2 条　サービス項目、第 4 条　各当事者の責任、第 6 条　規則の文言、通知、変更と終了等の関連内容によると、Y2 は単なる運転代行情報サービスプラットフォームであり、仲介業者にすぎない。Y2 はすでに仲介業者として義務を果たした。

3. 本件がもたらす影響が大きい。　政府が「大衆創新、万衆創業」を促進している今、シェアリング・エコノミーの時代において、伝統的な考え方を持って新時代に適した考え方を代替すべきではない。さもないと、ネット運転代行業界に深い影響をもたらしてしまう。

Y1 が以下のように弁解した。Y1、Y2 の関係は仲介関係ではなく、Y1、Y2 が締結したのは定型的な契約であり、Y1 が運転代行する際に、職務を遂行していた。

X が Y1、Y2 の控訴に対して、以下のように弁解した。一審判決が法律規定に適合している。Y1 が一審の際に Y2 との間に雇用関係が存在することに関する関連証拠を提出しなかったため、一審裁判所が弁明した事実により、Y1 と Y2 が共同運転代行社と認定したことは、事実に適合し、X が実際にすでに A に義務を履行したため、代位求償権を合法的に取得した。Y1 が実際の権利侵害者として、Y2 がその雇主として、第三者の損失に対して賠償責任を負うべきである。

Y1、Y2 の控訴に対して、A からの意見はない。

X が原審裁判所に対して以下の請求をする。1.Y1、Y2 が連帯責任で X の経済損失

159,194 元を賠償すること。2.本件の訴訟費用は Y1、Y2 が負担すること。

原審裁判所が以下の事実を認定した。A が本人所有の自動車について、X で自賠責保険、車両損失保険、第三者責任保険等の保険に加入し、保険期間が 2014 年 10 月 24 日から 2015 年 10 月 23 日までとする。2014 年 11 月 12 日、A が飲酒により、当該自動車を運転できなくなったため、e 運転代行ネットプラットフォームを通じて Y2 に有償運転代行サービスの提供を要求し、Y2 がそれを引受、Y1 に A に運転代行サービスを提供するよう指示した。A が Y1 から提供された運転代行サービス委託契約に署名した。当該契約の内容は以下のようになる。本契約は Y2 が開発した運転代行運営管理システムにより、e 運転代行プロジェクトを管理し、顧客に運転代行者を推薦するサービス項目に適用する。委託人が運転代行アプリまたは電話を通じて、e 運転代行に予約を取り、e 運転代行が運転代行運営システム、運転代行者受注アプリによって受注し、時間どおりに委託人が指定した場所に到着する。委託人がサインをすることは、すなわち今回のサービス費用徴収基準と e 運転代行に関する会員ポリシーを了承したことを意味し、費用徴収基準と会員ポリシーによって運転代行者にサービス費用を支払う。運転代行サービスを履行する際に、交通事故に遭い、運転代行車両に責任がある場合、委託人は車両保険で先行賠償することに同意する。保険責任範囲内にありながら、賠償できなかった部分に関して、e 運転代行が負担する。非運転代行車両に責任がある場合、e 運転代行が損失賠償責任を負うことはない。（1）委託人は車両保険で先行賠償することに同意する。車両保険が賠償によって値上げした場合、その差額を e 運転代行が賠償する。（2）交通補償金賠償　本条文の内容以外、e 運転代行が委託人の他の損失に対して責任を負うことはない。A が契約の委託人として署名をし、Y1、Y2 が契約の受託人として署名押印した。

2014 年 11 月 12 日 23 時頃、Y1 が自動車を運転してランプ付近に近づくと、突然な車線変更により、車両の右前部が B の運転した自動車の左側に衝突し、両車がコントロール不能になり、それぞれ防護柵に衝突した。広東省公安局交通警察支隊内環路大隊の事故認定書によると、今回の事故は Y1 が全責任を負い、B に責任はない。

事故発生後、A 所有の自動車を X が鑑定し、損失額が 154,775.36 元と認定された。その後、広州宝澤自動車販売サービス有限会社で実際に修理してもらい、修理金 154,775 元を支払った。その他、レッカー代 290 元を支払った。B 所有の自動車を X が鑑定し、損失額が 4,129 元と認定され、広州市白雲区広連自動車修理センターで実際に修理し、修理金 4,129 元を支払った。A が Y1、Y2 に求償したが、賠償してもらわなかったため、X に対して、A が購入した自賠責保険財産損失限度額、第三者責任保険保障額の内、A と B の車両損失とレッカー代を賠償してもらうよう要求した。X が合計 159,194 元を賠償した。A が X に対して、「自動車保険権利・利益譲渡書」を渡し、以下のことを約定した。「貴社の自動車保険項目の下での賠償額 159,194 元について、2015 年 3 月 4 日にすでに賠償金を受領し、賠償金を受領した部分の求償権を貴社に譲渡し、貴社の代位求償権

行使に協力することに同意する」。

開廷審理の際に、Y2 が裁判所に対して、2015 年 3 月 12 日に締結した「賠償契約書」（コピー）を提出した。当該契約書の内容は以下のようになる。2014 年 11 月 12 日に A が Y2 に委託し、運転代行情報を提供した運転手である Y1 に運転代行サービスを提供してもらい、自動車が運転中に衝突事故に遭い、協議の結果、A の車両修理代は A の保険会社である X が賠償し、Y2 が今回の交通事故によって上昇した A の保険料 4,000 元を賠償し、A の事故責任について、修理費用の 20%である 32,700 元を負担すべきとし、修理する間に A の交通費として 1,000 元を賠償し、レッカー代 660 元と合わせて、賠償金額が合計 38,360 元であり、A が賠償額を全額受領したことを確認する。賠償契約書には、Y2 の押印と A の署名が入っている。

口頭弁論時に、Y1 が以下のことを述べた。Y2 が運転代行サービスを遂行する度に、20%の情報サービス費を徴収し、残りの 80%の費用は Y1 が所有する。サービス費用は Y1 が事前に Y2 が提供したアプリ個人アカウントに入金し、サービスを遂行する度に、Y2 が直接当該アカウントから 20%の情報サービス費を控除する。その他、Y2 は Y1 のアプリアカウントから保険料 2 元を毎回控除する。事故発生後、A が電話で Y2 の事故担当者とコミュニケーションを取ったが、担当者から A に 2 通りの解決法を提示した。一つは Y2 が保険加入した保険会社が A に賠償する。もう一つは A が保険加入した保険会社が賠償をし、別途 Y2 が一部の金額を賠償し、賠償金の額も Y2 の事故担当者が電話を通じて A と交渉して合意に達した。協議を経た後、Y1 が Y2 を代表して A と賠償契約書を締結した。Y2 が Y1 の前述した事実陳述を認めた。

一方、Y1 が以下のように陳述した。彼が事故発生の 2、3 ヵ月前に Y2 の仏山地域担当者と雇用契約を締結したが、事故発生後に当該地域担当者が彼と契約解除をし、雇用契約書を取り上げた。

A が出頭し以下のように陳述した。「運転代行サービス委託契約」、「自動車保険権利・利益譲渡書」、「賠償協定書」はすべて真実である。A はすでに Y2 から賠償金 38,360 元を獲得した。「運転代行サービス委託契約」は事故発生後、Y1 が賠償手続の遂行のために締結するよう要求した。

原審裁判所は以下のように認定した。本件の争点は、1.運転代行者が本件保険契約の被保険者であるかどうか。2.X が代位求償権を行使できるかどうか。3.有償運転代行法律関係において、運転代行者が代位求償の求償対象になれるかどうか。4.本件「運転代行サービス委託契約」の責任条項が有効なのかどうか、それによって X の代位求償権を制限できるかどうか。5.本件の運転代行者が Y2 なのか、Y1 なのか、それとも両者が共同運転代行者になるか。

本件争点 1 について、保険法 12 条によると、人身保険の保険加入者が保険契約締結時に、被保険者に対して保険利益を有しなければならない。財産保険の被保険者は保険事

故発生時に、保険標的に対して保険利益を有しなければならない。人身保険は人の寿命と身体を保険標的とする保険である。財産保険は財産と関連利益を保険標的とする保険である。被保険者はその財産または人身が保険契約によって保障され、保険金請求権を有する人である。保険加入者が被保険者になりうる。保険利益とは保険加入者または被保険者が保険標的に対して、法律上認められる利益を有することである。本件の場合、車両損失保険の保険利益は、A が本件車両、すなわち保険標的を保険に加入させたことに基づいて享受する経済利益である。運転代行者には当該経済利益がなく、すなわち、本件車両損失保険の保険利益を有しない。そのため、被保険者としての法的地位を取得できない。また、保険事故発生時に、運転代行者が A の委託により保険車両を使用したが、運転代行者は A の指示に従って運転行為を完遂するため、保険車両が実際に A のコントロールから離れたことはなく、保険車両が運転代行者に占有されることもなく、運転代行社がそれにより、保険車両の占有権を取得し、保険利益を獲得することはない。運転代行者が有償商業サービスにより A の許可を得て車両を運転する。運転代行社の運転行為は自身の利益を図るためになされ、被保険者の利益のためになされるわけではなく、保険車両を占有するりえきもない。この状況において、運転代行者が被保険者になる事実根拠がない。したがって、運転代行者は訴外保険契約の被保険者ではない。

本件争点 2 について、保険法 60 条 1 項によると、「第三者が保険の標的に損害をもたらし、保険事故を引き起こした場合、保険人は被保険者に保険金を賠償した日から、賠償金額の範囲において被保険者の第三者に対する賠償請求権を代位行使できる」。当該条項が「第三者が保険の標的に損害をもたらし、保険事故を引き起こした場合」という文言を使っており、「第三者からの保険標的への権利侵害損害により、保険事故を引き起こした場合」のように制限をかけていない。そのため、保険者が代位求償権を行使する場合、被保険者が第三者に対して損害賠償請求権があることが前提となるはずであり、ここでいう賠償請求権は、第三者が保険標的に対して実施した権利侵害行為によって発生する場合もあれば、第三者の契約違反行為等によって発生する場合もあり、権利侵害賠償請求権に限るべきではない。本件運転代行者は「第三者」として、有償運転代行サービスを提供する途中に事故を引き起こし、保険車両に損害をもたらし、それに対して全責任を負う。すなわち、運転代行者が A の財産に対して権利侵害を構成し、A が運転代行者に対して賠償を求める権利がある。A が X から保険賠償金を取得し、X に「自動車保険権利・利益譲渡書」を提出した後、X が代位求償権を獲得した。故に、X が法律により、代位求償権を行使することができる。

本件争点 3 について、運転代行者が保険車両の被保険者でもなければ、保険車両が損害を被った直接責任者でもない。したがって、X が保険法の規定により、運転代行者に代位求償権を行使することが不当ではない。故に、X には運転代行者を代位求償対象として本件訴訟を提起する権利がある。

本件争点４について、運転代行委託サービス契約において、「運転代行サービスを履行する際に、交通事故に遭い、運転代行車両に責任がある場合、委託人は車両保険で先行賠償することに同意する。保険責任範囲内にありながら、賠償できなかった部分に関して、e 運転代行が負担する」という約定があるが、それにより、委託する側の賠償請求先の順序を制限したが、運転代行者の民事責任を完全に免除したわけではない。このような約定により、契約の相手方当事者の責任を重くし、もしくは契約の相手方の権利を排除したわけではなく、法律・法規の強行規定に反するわけでもないため、当該条項が無効になるわけではない。しかし、前述した約定が X の代位求償権を制限するものではない。したがって、運転代行委託サービス契約が X の代位求償権を制限できるわけではなく、原審裁判所が Y2 からの、X の訴訟請求が Y1 と A の間の契約の賠償範囲に入らないという抗弁主張を支持しない。

本件争点 5 について、Y1 が原審裁判所に対して、Y2 に雇用される証拠を提出できず、かつ本件事実から見ると、Y1 には一定の就労場所がなく、労働時間が自分で決められ、月給制の下で Y2 から労働報酬を獲得しているわけではない。原審裁判所は Y1 と Y2 の関係が雇用関係ではないと認定したため、Y1 が主張した Y2 と雇用関係にあることを採用しなかった。一方、Y2、Y1 が共同に運転代行サービス委託契約の中の「被委託人」の欄に署名または押印をし、Y2 と Y1 が運転代行サービス費を分配する形で運転代行サービスの収益を獲得し、かつ Y2 が 2015 年 3 月 12 日に賠償契約書を締結し、A に 38,360 元を賠償した等の事実から、原審裁判所は Y2 と Y1 が共同に A に有償運転代行サービスを提供し、共同運転代行者に当たると認定した。

責任保険は財産保険に属し、財産保険の保険人は法律により、代位求償権を有する。本件において、Y2、Y1 が共同に A に運転代行サービスを提供し、それにより保険車両に損害を被らせた。X が本件保険車両の保険者として、保険責任範囲内で A に賠償をした。保険損失補償の原則によると、X が保険者、すなわち法定譲受人として、被保険者が損害をもたらした第三者に対する賠償請求権を取得した。Y2、Y1 が本件事故に対して、全賠償責任を負うため、Y1、Y2 が被保険者の財産損失をもたらす側であり、全賠償責任は Y2、Y1 が共同負担することになる。X が Y2、Y1 に対して賠償金を支払うよう要求したことが合法かつ合理的であり、原審裁判所がそれを支持した。もっとも、Y2 が 2015 年 3 月 12 日に A に対して、交通事故によって上がった保険料 4,000 元以外の賠償金 34,360 元をすでに支払ったため、Y2、Y1 が共同に X に 124,834 元の損失を賠償すべきである。X と A の間に賠償金額を巡って争議が発生したが、X と A は別途その法律関係にしたがってその解決を図るべきである。

前述したように、一審裁判所が中華人民共和国保険法 12 条、60 条、中華人民共和国民事訴訟法 64 条の規定により、以下の判決を下した。1.Y2、Y1 が共同に判決の法的効力発生日から 10 日以内に X に対して賠償金 124,834 元を支払う。2.X の他の訴訟請求

を棄却する。判決が指定した期限までに金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息を倍にして支払うべきである。一審事件受理費用 3,484 元について、X が 659 元を負担し、Y2、Y1 が共同に 2,825 元を負担する。

二審口頭弁論において、Y2 は原審裁判所が判明した「Y2 がオーダー受注後に Y1 に対し、A に運転代行サービスを提供するよう指示した」という部分の事実について異議を申し立てた。当裁判所がそれを確認し、各当事者が Y1 の行為の性質について異議を持っているという状況の下で、当該部分の事実認定にはたしかに不適切なところがある。当裁判所は当該部分の事実を以下のように認定する。Y2 が A からの請求を引き受けた後、Y1 が A に運転代行サービスを提供した。一方、Y1、Y2 と A が原審判明事実に提起した異議について、相応の証拠を持ってそれを証明できなかったため、当裁判所はそれを採用しない。

当裁判所が審理した結果、前述した事実のほか、他の判明事実が原審裁判所の判明事実と一致しており、当裁判所がこれを確認する。一方、Y1 が A に運転代行サービスを提供する際に、その番号と e 運転代行の文字が入る身分証明書を持っていることが判明された。また、Y2 が公衆に向けて宣伝する公告の中に、高額な運転代行保険を提供するという記述が入っている。

当裁判所の判断は以下のようになる。最高人民法院適用に関する解釈 323 条によると、「二審裁判所は当事者の控訴請求を巡って審理すべきである。当事者が請求しない場合、それを審理しない。しかし、一審判決が法律上の禁止規定に違反し、国家、社会、他人の合法的な利益に損害をもたらす場合はその限りではない」。そのため、本件二審が当事者の控訴請求を巡って行われる。Y2 と Y1 がいずれも責任者が X に 124,834 元賠償すべきことについて異議を提起しなかったため、当該事実を当裁判所が確認する。現に Y2 が Y1 とは協力関係にあり、Y2 が運転代行サービスの仲介人に過ぎず、賠償責任を負担すべきではないと主張した。一方、Y1 の主張によると、Y1 と Y2 が雇用関係にあり、Y1 が提供した運転代行サービスが職務行為であり、Y2 が賠償責任を負うべきである。したがって、本件二審の争点は、Y2 と Y1 が仲介関係にあるか、それとも雇用関係にあるか。

当該争点に関して、現に証拠と各当事者の陳述によると、Y2 と Y1 は雇用関係にあり、Y1 が運転代行サービスを提供するのは、職務行為であると当裁判所が認定する。その理由は以下のようになる。第一に、本件「運転代行サービス委託契約」において、Y1 と Y2 がともに委託される側の欄に署名・押印した。仲介関係において、仲介人は委託者に対して、契約を締結する機会を報告し、もしくは契約締結に関する仲介サービスを提供するが、契約当事者になることはない。Y2 が仲介人となると、サービス契約に押印し、その立場を確認するという Y2 の行為とは矛盾する。Y2 はその行為に対して、合理的な解釈を提供することは出来ない。第二に、Y2 は A が事故発生後、電話を通じて Y2 の事故

担当者と連絡をとったこと、双方が賠償契約を合意したことが事実であると認める。Y2が単なる仲介人であると、サービス契約に基づき責任を負うという事実とは矛盾し、そのことは、Y2が運転代行サービス契約の当事者であることを証明した。Y2もY1がY2を代表してAと賠償契約書を締結したことを認め、かつ賠償金はY2が支払った。したがって、Y1が職務行為を履行したことが明らかである。第三に、Y1が運転代行サービスについて料金決定権がなく、運転代行費用の徴収基準はY2が制定した。Y2が仲介人となると、Y1とAの双方に契約締結の機会または媒介のみを提供し、具体的な費用徴収基準は契約当事者双方が約定することになり、それが前述した事実と明らかに矛盾している。一方、Y2がY1によって定められた基準でAに費用を徴収したことも、Y1が職務行為を履行したことを証明した。第四に、AがY2のe運転代行プラットフォームに運転代行サービスを求め、Y2がそれを受け入れた後、Y1がサービスを提供する際に、e運転代行の標識が入る身分証明書を持っていた。その事実は、Y1がY2の命令に従って、運転代行サービスを提供することを明らかにしている。もしY2が仲介人となると、Y1にe運転代行の標識が入る身分証明書を提供したという事実と矛盾することになる。第五に、就労場所、労働時間と月給の形で労働報酬を獲得することは、いずれも当事者双方に労働関係が成立するかを認定する際の考慮要素であるが、双方の間に雇用関係が成立するのを妨害することはない。Y1がY2の命令により、需要のある顧客に運転代行サービスを提供し、かつ顧客と費用徴収基準を交渉する権利がなく、その本質は、不定期にY2の手配により顧客に労務を提供し、報酬を獲得することであり、雇用関係の一般的な特徴を満たしている。第六に、Y2が運転代行サービスを提供するたびに2元の保険料を差し引き、かつ公衆向けの広告宣伝の中にも、顧客に高額な運転代行保険を提供することを述べた。Y2がサービス費の中から保険費を徴収して運転代行保険を購入した目的は、経営リスクを分散化し、事故発生後に保険を利用して賠償することであると当裁判所が認定する。Y2が単なる仲介人であると、その必要性はない。また、この保険費は実際に運転代行者の報酬から徴収されたにもかかわらず、交通事故発生後、Y2がY1に責任を負担するよう求めたのは、公平原則に反する。したがって、e運転代行情報サービスプラットフォーム利用者使用規則、運転代行サービス契約、情報サービス契約において、Y2は自身が運転代行サービスの仲介人にすぎないと強調したが、その約定は双方当事者が具体的に履行した契約の客観事実と一致しない。本件で弁明された事実によると、運転代行者はY2であり、Y1の職務履行行為に関する主張には事実と法的根拠があり、当裁判所はそれを支持する。中華人民共和国権利侵害法34条1項の規定である「用人単位の従業員が職務遂行を理由に他人に損害をもたらす場合、用人単位が権利侵害責任を負担する」によると、本件はY2が賠償責任を負担する。交通警察部門が出した事故認定書により、Y1に故意または重大な過失行為があることは認められないため、Y1が賠償責任を負うことはない。

前述したように、控訴人 Y1 の控訴請求と理由には事実・法的根拠があり、当裁判所はそれを支持する。控訴人 Y2 の控訴請求と理由には事実根拠がなく、当裁判所はそれを棄却する。原審判決の事実認定は明確であるが、適用した法律が妥当ではなく、当裁判所はそれを修正する。中華人民共和国契約法 10 条 1 項、107 条、134 条、424 条、中華人民共和国権利侵害責任法 34 条 1 項、中華人民共和国民事訴訟法 170 条 1 項 2 号により、以下の判決を下す。

1. 原審判決第 2 項を取り消す。

2. 原審判決第 1 項を以下のように変更する。Y2 が本判決の法的効力発生日から 10 日以内に X に賠償金 124,834 元を支払う。

3. X のその他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期限内に金銭給付義務を履行しないと、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

本件一審事件受理費 3,484 元について、X が 659 元を負担し、Y2 が 2,825 元を負担する。二審事件受理費 2,797 元について、Y2 がそれを負担する。

本判決は終審判決である。

2017 年 10 月

18

民事判決書

（2014）二中民終字第 07157 号

控訴人（原審被告）　Y 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（原審原告）X1
被控訴人（原審原告）X2
被控訴人（原審原告）X3
委託代理人　略
被控訴人（原審原告）X4 社
X4 の責任者　略

Y が自動車交通責任紛争案について、原審判決に不服し、当裁判所に控訴を提起した。当裁判所が法律により法律により合議廷を結成し、本案を審理し、現に既に審理が終了した。

2013 年 12 月、X1 が原審裁判所に提訴し、以下のように述べた。X1 は A と共同にタクシーを運転し営業した。2013 年 7 月 23 日夜 12 時 15 分頃、A がタクシーを運転して北京市内の某交差点に差し掛かった時、X2 が運転する自動車と交通事故に遭い、A が運転するタクシーの乗車人に怪我をさせ、両自動車に損害をもたらした。当該交通事故を公安交通管理部門に認定してもらった結果、X2 が事故の全責任を持つ。X2 が運転する自動車が X3 の所有車であり、X4 で自賠責保険と商業保険に加入していた。事故発生当日、X3 が Y に運転代行を委託し、X2 が運転代行者である。X2、X3、Y、X4 に対し、就労不能による逸失利益（運営請負費用を含む）10,100.40 元を賠償するよう請求する。

X2 が以下のように弁解する。X1 が主張する交通事故の発生時刻、場所と経過は事実通りにである。交通事故の責任帰属について異議はない。X2 は Y に所属する運転代行者であり、交通事故発生時に職務を履行しており、X1 の損失を X2 が賠償すべきではない。

X3 が以下のように弁解する。X1 が主張する交通事故の発生時刻、場所と経過は事実通りにである。事故発生当日、X3 が Y に連絡し、運転代行者を提供するよう要求した。その後、Y が X2 を運転代行サービス提供者として指定した。X2 が車両を運転する際に、A と交通事故に遭い、交通管理部門は X2 が事故の全責任を負うと認定した。したがって、X3 は賠償責任を負うべきではない。

Y が以下のように弁解する。Y と X2 は協働関係にある。Y が顧客から運転代行需要情報を受けた後、運転代行情報を発送し、就労者にそれを受けてもらう仕組みにある。Y が

オーダーごとにサービス料の 20%を情報費用として徴収する。そのため、Y は情報のみを提供し、賠償責任を負うべきではない。

X4 が以下のように弁解する。事故発生時刻、場所、経過と責任認定について異議はない。車両修理代について、鑑定した金額通りに賠償することに同意する。本件車両が X4 で保険加入していることが事実である。

原審裁判所が審理を経て以下の事実を弁明した。X3 が Y に対して運転代行サービスを提供するよう要求した。その後、Y が X3 に運転代行サービスを提供するために X2 を指定し、双方が 2013 年 7 月 22 日に運転代行委託サービス契約を締結した。

2013 年 7 月 23 日 12 時 15 分頃、X2 が X3 所有の自動車を運転して京市内某交差点に差し掛かった時、A が運転するタクシーと交通事故に遭い、A の車に乗っている乗客 B に怪我をさせ、自動車に損害をもたらした。当該交通事故を公安部門外認定した結果、X2 が事故の全責任を負う。その後、A が車両を修理し、2013 年 8 月 29 日に車を受け取った。X1 が北京聖達利タクシー有限会社のタクシー運転手であり、A と共同に本件タクシーを運転して運営をし、X1 の毎月の運営請負費が 4,140 元である。

また、審査によると、 X2 が運転した自動車が X4 で自賠責保険と 20 万円の任意保険に加入した。

原審裁判所が以下のように判断した。判明された事実によると、X2 が自動車を運転して A と交通事故に遭い、当該事故が公安交通管理部門に認定してもらった結果、X2 が事故の全責任を負う。X2 が Y の指定により、X3 のために運転代行をしたため、Y のために職務行為を履行した。したがって、X1 の合理的な経済損失を Y が負担すべきであり、X3、X2 が賠償責任を負担しない。X1 が主張した運営請負費と逸失利益は合理的な損失であるが、その主張金額が高すぎるため、裁判所は法律によってその額を決定する。その結果、原審裁判所が 2014 年 3 月に以下の判決を下した。1.Y が判決の効力発生後 10 日以内に X1 に逸失利益 4,180 元、運営請負費 5,244 元、合計 9,424 元を賠償する。2.X1 の他の訴訟請求を棄却する。判決が指定した期限内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うできである。

判決が下された後、Y が不服し、当裁判所に控訴し、以下のように主張した。1.X1 の損失はいずれも保険責任範囲内にあり、保険限度額を超えておらず、X4 がそれを賠償すべきである。2.X2 が X3 に運転代行サービスを提供したのは個人行為であり、職務行為を履行したわけではない。3.X2 が交通事故責任者として、賠償責任を負うべきである。4.原審裁判所が X1 の逸失利益を計算する際に錯誤がある。そのため、原審判決第 1 項を取り消し、X1 の Y に対する訴訟請求を棄却するよう要求する。X1、X2 が原判決に同意する。X3 が原判決に同意し、責任を負担すべきではないと弁解する。X4 が出頭して訴訟に応じることなく、当裁判所の審理中に書面のみで本件を審理するよう申請した。

当裁判所が審理を経て判明した事実は原審裁判所が判明した事実と一致する。

前述した事実について、双方当事者の陳述、交通事故認定書、北京聖達利タクシー有限会社の証明、運営請負契約書等の関連証拠を持って証明される。

本件控訴の争点は、X1 の逸失利益、車両請負金損失の認定と賠償問題であると当裁判所が認定する。

本件において、交通管理部門の認定により、X2 が交通事故の全責任を負う。X2 が Y に指定され、X3 のために運転代行をし、運転代行期間中に事故に遭ったため、Y のために職務行為を履行したことになり、関連賠償責任を Y が負担すべきである。事故を引き起こした自動車が Y4 で自賠責保険と第三者責任保険に加入したため、Y4 は保険責任範囲内で賠償すべきである。X1 の逸失利益と請負金損失問題に関して、タクシーがタクシー運転手の労働道具であり、車両が修理される間に、タクシー運転手には収入源がなくなり、かつタクシー会社に約定した請負金を支払わなけれなならない。したがって、X1 の本件交通事故によって実際に被った損失には、就労できないことによる損失と、会社に納付する車両請負金が含まれる。X1 が就労できないことによる逸失利益に関して、原審裁判所の認定に不当はない。Y が控訴して、原審裁判所が当該損失を計算するにあたって錯誤があると主張するが、証拠を提供してその主張を証明することができなかったため、当裁判所はそれを採用しない。X1 の逸失利益と請負金損失はいずれも間接損失ではなく、X4 が任意保険限度額内において賠償すべきである。Y の前述した控訴理由が正当であり、それを支持すべきである。前述したように、中華人民共和国民事訴訟法 170 条 1 項 2 号の規定により、以下のように判決を下す。

1. 北京市東城区人民法院（2014）東民初字 00353 号民事判決第 2 項を維持する。
2. 北京市東城区人民法院（2014）東民初字 00353 号民事判決第 1 項を取り消す。
3. X4 が本判決効力発生後 10 日以内に、X1 の逸失利益 4,180 元、運営請負費 5,244 元、合計 9,424 元を賠償する。

本判決が指定した期限内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

一審事件受理費 26 元について、Y が 20 元を負担し（本判決効力発生後 7 日以内に納付する）、X1 が 6 元を負担する（納付済み）。二審事件受理費 52 元について、Y が負担する（納付済み）。

本判決は終審判決である。

2014 年 9 月

19

民事判決書

（2017）陝 01 民終 11374 号

控訴人（原審原告）　X1
委託代理人　略
控訴人（原審被告）　X2
責任者　略
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y1
被控訴人（原審被告）　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y3 社
法定代表者　略
被控訴人（原審被告）　Y4 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被控訴人（原審被告）　Y5

控訴人 X1、X2 が被控訴人 Y1、Y2、Y3、Y4、Y5 との自動車交通事故責任紛争案に関して、原審判決に不服し、当裁判所に控訴した。当裁判所が法律に則って合議廷を結成し、本件を審理した。現在、本件はすでに審理終了した。

原審裁判所の審理によると、2016 年 11 月 7 日 13 時 10 分頃、Y1 が電動自転車に乗って道路交差口西側 50 メートル地点に着くと、道路を横断する X1 とぶつかり、X1 に怪我をさせた。事故発生後、X1 が長安病院に送り込まれ、18 日間入院治療をした。診断された結果、硬膜外血腫、急性重型頭蓋脳損傷等が弁明され、入院と外来治療費用計 62,699.18 元がかかり、X1 が自分で支払った。医師の意見によると、1.飲み薬を引き続き使用して治療すること、2.1 ヵ月後に改めて頭部 CT をすること、3.一ヵ月間休憩し、栄養を補充し、不具合がある場合随時受診することが求められた。今回の事故について、西安市公安局交通警察支隊蓮湖大隊が西公交認字[2016B]第 1107497 号「道路交通事故認定書」を発行し、その認定によると、Y1 が事故に対して主要責任を負い、X1 が二次責任を負う。

審理中に、X1 がその障害等級、介護期間について認定を申請し、西安市中級人民法院の委託により、陝西中金司法鑑定センターが 2017 年 5 月 18 日に鑑定意見書を出し、

1.X1 が今回の事故により、急性重型頭蓋脳損傷、脳挫傷をもたらされ、開頭術を行われた後、骨窓の面積が 7*7CM であり、10 級傷害と認定された。2.X1 の今回の怪我の介護期間は 120 日である。X1 が鑑定費用 1,640 元を支払った。

X1 の父 A、1955 年 9 月 15 日生まれ、X1 の母 B、1957 年 10 月 3 日生まれ、X1 の娘 C、2016 年 10 月 9 日生まれ、A が年を取り、体が弱く、心臓病を患い、近頃入院してステント手術を受けた。A の妻 B が年を取り、体が弱く、長年間家にいて A の面倒を見、ふたりとも収入はない。

Y1 が X2 で配達員補償保険に加入し、その保障範囲が以下のようになる。当該プランは達達ネットプラットフォームを通じオーダーを受注する登録会員にしか適用されない。サービスを提供する際に発生した傷害事故と個人責任事故がその保険対象となる。保険期間が 2016 年 11 月 7 日 0 時から 2016 年 11 月 7 日 24 時までである。賠償限度額は、配達員が事故でなくなる場合、一人あたり人民元 20 万元を限度額とする。配達員が傷害を受け、怪我をした場合、一人あたり人民元 20 万元を限度額とする。配達員の医療費として、一人あたり人民元 4 万元を限度額とする。個人責任については、1.保険を引き受ける配達員が配達過程において過失により第三者を怪我または死亡させ（第三者が就労できないことによる逸失利益が含まれる）、或いは財産に直接損失をもたらした場合、（交通道具（自動車を除き）によって第三者を怪我または死亡させた場合（第三者が就労できないことによる異質利益が含まれる）、或いは財産に直接損失をもたらした場合が含まれる）、事故 1 件につき最大賠償額が人民元 10 万元である。保険地域範囲は、配達員のオーダー受注地から配達完了地までの路線である。

Y1 によると、2016 年 11 月 7 日事故発生当日、美団出前を配達した後、某八百屋で達達の配達物を受け取り、送り届ける途中に交通事故に遭い、X1 に怪我をさせた。

X1 が原審裁判所に訴訟提起し、以下のことを主張した。2016 年 11 月 7 日 13 時 10 分頃、Y1 が電動自転車に乗って道路交差口西側 50 メートル地点に着くと、道路を横断する X1 とぶつかり、X1 に怪我をさせた。事故発生後、X1 が長安病院に送られ、入院治療をし、18 日後退院した。西安市公安局交通警察支隊蓮湖大隊が発行した「道路交通事故認定書」の認定によると、Y1 が事故に対して主要責任を負う。調査によると、交通事故発生時に、Y1 が Y2 と Y3 のために出前配達をしており、Y2 が Y1 のために X2 で保険を購入し、Y3 が Y1 のために Y4 で保険を購入し、事故はいずれも保険期間内に発生した。事故発生後、X1 が何回も各権利侵害者と賠償の件について協議したが、合意に至らなかった。自分の合法的な権利・利益を守るために、X1 が裁判所に提訴をし、以下の判決を求める。1.Y らが X1 に対して、医療費 62,699.18 元、入院食事補助金 1,800 元、介護費用 20,700 元、逸失利益 70,620.69 元、交通費 1,000 元、栄養費 3,600 元、障害賠償金 56,880 元、被扶養者生活費 55,201.65 元、慰謝料 5,000 元、鑑定費用 1,640 元、合計 2,790,141.52 元を賠償する。

Y1 の弁解によると、事故が発生したのは事実である。事故発生後、彼も気を失い、地に転倒し、どれくらい経ったかわからない。他人に起こされた後、まだ出前を催促している顧客がいる。交通警察が現場に辿り着き、事故の発生時刻を聴取したが、それは正確な時刻ではない。本件事故が出前配達途中に発生した事故であるため、Y1 が責任を負うべきではない。

Y2 によると、Y1 と Y2 の間に労働・労務または雇用関係は存在せず、Y1 の権利侵害行為によって X1 にもたらされた損失について、Y2 が責任を負うことはない。Y1 は Y2 が開発した達達アプリに登録したユーザーにすぎず、Y1、Y2 の法律関係と法的責任はすでに約定されている。X1 の損失について、Y1 が自分でそれを負担すべきである。X1 による Y2 への訴訟請求を棄却するよう、裁判所に求める。

X2 の弁解は以下のようになる。事故の事実と責任認定に異議はない。Y1 が X2 で個人配達員補償保険における個人責任保険に加入し、事故 1 件につき、最大限度額を 10 万元とし、配達員個人の責任で人身損害をもたらした場合にのみ賠償がなされ、そのうち、医療費と逸失利益のみが含まれる。当該保険の給付前提は、サービス提供過程中に事故が発生することである。Y1 の 2016 年 11 月 7 日の受注記録によると、最後のオーダーが完遂されたのは 13：02 であり、事故発生時刻は 13：10 であった。したがって、今回の事故は Y1 のサービス提供過程中に発生したのではなく、会社が賠償責任を負うことはない。

Y3 が出頭して訴訟にせず、原審裁判所に以下の弁解意見を郵送した。すなわち、Y1 と Y3 の間に労働・労務関係が存在せず、Y1 が第三者にもたらした権利侵害について、Y3 が責任を負うべきではない。裁判所には、X1 の Y3 に対する訴訟請求を棄却するよう請求する。

Y4 の弁解は以下のようになる。すなわち、Y1 が事故発生時に指定した企業のためにオーダーを配達していたわけではないため、賠償範囲内に入らない。Y4 は賠償責任を負わない。

Y5 の弁解は以下のようになる。すなわち、Y1 が Y5 の美団プラットフォームで勝手にオーダーを受注し、完遂する。Y1 に対して、時間に関する拘束がなく、Y5 と労働・労務関係は存在しない。事故発生当日、Y1 が合計 3 つのオーダーを受注し、12：30 に最後のオーダーを完遂し、その後オーダーを受注することはなかった。事故が 13：10 に発生したため、Y5 とは関係なく、Y5 が賠償責任を負うべきではない。

原審裁判所の判断は以下のようになる。公民、法人が過失によって他人の財産、人身に侵害した場合、民事責任を負うべきである。被侵害者が損害の発生について過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減することができる。本件交通事故について、交通警察部門の認定によると、Y1 が主要な責任を負い、X1 が二次的責任を負う。双方がともに非自動車であり、責任比例の認定は、Y1 が 60％負担し、X1 が 40％負担となる。本件の

争点は、Y1 当時の配達行為によってもたらされた結果を誰が負担すべきかである。

審理において、Y1 が以下のことを認めた。事故発生時、彼はすでに美団の出前オーダーを完遂した。達達のオーダーを受注し、貨物を受け取った後、彼は配達目的地に向かう途中に事故に遭った。故に、此度の事故は Y3、Y4、Y5 が責任を負担すべきではない。Y2 が責任を追うべきかどうかについて、Y2 が達達アプリの著作権者であり、達達アプリを使用することによってもたらされる権利義務は Y2 が負担すべきである。一方、達達アプリの主要な機能は、登録したユーザーに顧客の配達需要を提供することであり、その登録ユーザーは当該プラットフォームにより、顧客の配達需要を知り、自身の意志によって、顧客の需要を受け入れ、配達サービスを提供するかどうかを選択できる。したがって、達達アプリが提供するのは仲介サービスであり、その登録ユーザーに情報を提供することはあるが、登録ユーザーの自由を拘束し・管理することはなく、配達サービスを提供するかどうかに関しても、何の制限もなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することもない。したがって、Y2 と Y1 の間に労働関係または労務関係が存在すると認定する事はできない。一方、Y1 が登録ユーザーとして、配達サービスを特定の顧客に提供し、そのサービス提供対象が Y2 ではない。したがって、Y2 と Y1 の間に請負関係も存在しない。そこで、X1 が Y2 に本件責任を負担するよう要求するが、その要求には事実と法的根拠を欠け、それを支持することはできない。Y1 が配達員補償保険を購入したため、保険会社が保険範囲内に責任を負担し、不足分は Y1 が責任を負担する。

中華人民共和国権利侵害責任法の規定によると、今回の交通事故によって、X1 にもたらされた損失の賠償範囲は以下のようになる。1.医療費合計 62,699.18 元について、それを認める。2.入院食事手当について、X1 が怪我により 18 日間入院治療をして、陝西省公務員出張食事手当基準を参考し、1 日 80 元で計算した結果、その入院食事手当損失が 1,440 元となる。3.栄養費について、X1 が 18 日間入院治療をし、その怪我の状況と医師の認定を顧慮し、栄養費を 1,000 元とする。4.逸失利益について、X1 が収入証明と給料明細を提供したが、口座の出入金明細と税金納付証明を提供しなかった。したがって、彼が提供した証拠を信用しない。その逸失利益について、陝西省在職者平均賃金の年収 61,626 元で計算し、その入院治療状況と医師の判断に基づき、就労できなかった期間を 2 ヵ月とし、逸失利益が 10,271 元となる。5.介護費用について、X1 の介護期間が 120 日間と認定され、X1 の怪我状況、医者の判断と西安市介護者費用徴収基準を顧慮し、一日 100 元とし、合計 12,000 元とする。6.障害賠償金について、X1 が怪我により 10 級障害者となり、障害賠償金の計算方法は、28,440 元/年×20 年×0.1 であり、56,880 元となる。7.交通費について、X1 が証拠を提供し、その実際の損失を証明しなかったが、X1 の怪我の治療状況に鑑みて、それを 300 元とする。8.被扶養者の生活費について、X1 の父 A の戸籍簿には就労先が記載されているため、X1 が主張する A の扶養費について、それを支

持しない。X1 の母 B は 1957 年 10 月 30 日生まれで、その生活費は 19,369 元/年×20 年/2 人×0.1 の 19,369 元である。X1 の娘 C は 2016 年 10 月 9 日生まれで、その生活費は 19,369 元/年×18 年/2 人×0.1 の 17,432.1 元であり、B と C の生活費が合計 36,801.1 元である。以上合計 181,391.3 元である。慰謝料について、X1 が事故の発生について一定の過失があるため、その慰謝料に関する主張を支持しない。双方の責任割合に基づき、X1 が自分で 72,556.5 元を負担し、残りの損失は保険会社が保険範囲内で負担し、不足する分は Y1 が負担する。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 48 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条、最高人民法院道路交通事故損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 1 条、16 条、19 条の規定により、原審裁判所が以下の判決を下した。1.本判決の効力発生後 15 日以内に、X2 が配達員補償保険範囲内で X1 の各損失合計 10 万元を賠償する。2.本判決の効力発生後 15 日以内に、Y1 が X1 の各損失合計 8,834.8 元を賠償する。3.X1 の他の訴訟請求を棄却する。本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の最無利息の倍額を支払うべきである。事件受理費 5,487 元、鑑定費 1,640 元（X1 がすでに納付した）について、Y1 が 4,932.2 元を負担し、X1 が 2,194.8 元を負担する。

一審判決が下された後、X1 と X2 は控訴した。

X1 が当裁判所に控訴し以下の主張をした。一審裁判所の逸失利益に関する認定が間違っている。就労できない期間は、法律規定により、障害認定日の前日まで計算すべきである。一審裁判所の責任賠償割合認定について、法的根拠がなく、慰謝料を支持しないことについても法的根拠がない。一審裁判所の Y2 と Y1 の間の法律関係認定が間違っている。Y1 が達達配達プラットフォームの配達員に登録した後、ネットプラットフォーム上で第三者責任保険を購入する必要がある。達達プラットフォームは Y1 に制服の着用と配送ボックスの配備を要求し、配達時間の限定をし、Y1 に職業訓練をし、ネットプラットフォームを通じて Y1 に労務費用を支払い、かつ Y1 の労務から利益を得る。したがって、Y2 と Y1 の関係は雇用関係であり、雇主たる Y2 が責任を負うべきである。前述した理由で、以下の判決を下すよう請求する。1.一審判決第 2 項を取り消し、X1 の逸失利益を 45,334.07 元に改め、Y らが X1 に 36,267.26 元を賠償するよう判決を改める。2.Y らが X1 に慰謝料 5,000 元を支払う。3.Y2、Y3、Y5 が Y1 の前述した賠償について、連帯責任を負う。本件一審、二審訴訟料は Y らが負担する。

Y2 が二審において以下のように弁解する。Y2 が自主的に達達アプリを開発したが、その主な機能は登録ユーザーに顧客からの配達需要を提供することである。顧客は自分の判断で達達アプリ上に配達需要情報を公開し、登録ユーザーがプラットフォームを通じて顧客が公開した配達需要情報を知ることができ、任意の時間、任意の場所で任意の

顧客に配達サービスを提供することができする。事故発生時、Y1 は D に配達業務を提供していた。達達アプリが提供するのは仲介サービスであり、Y1 の人身自由を制限したり、Y1 の顧客に対する配達活動を制限したりすることなく、Y1 の配達サービスから費用を徴収することもない。Y1 が配達をする際に使った道具は Y1 本人が所有するものであり、事故発生時に、Y1 は自ら D に賠償をし、プラットフォームに知らせることはなかった。プラットフォームと Y1 の間に労働関係、労務関係、または雇用関係は存在しない。一審判決が下された後、Y1 が控訴しなかった。そのため、一審判決における Y1 と Y2 の間に労働関係が成立しないという認定を、Y1 が認めたと認定できる。保険は Y1 が自分で Y2 から購入したのであり、Y1 と Y2 の間に保険に関する権利、利益は存在しない。雇用関係には一定の人的属性があり、被雇用者は雇主の要求の下でサービスを提供すべきである。Y2 が Y1 を制限することなく、Y1 は任意の顧客に配達サービスを提供することができる。したがって、Y1、Y2 の間に労働関係、労務関係または雇用関係は存在しない。前述したように、一審判決が正確であり、X1 の控訴請求を棄却すべきである。

Y1 が二審において以下のように弁解した。Y2 と Y1 が連帯責任にある。その他の判決に異議はなく、維持されるべきである。

X2 が二審において以下のように主張した。逸失利益に就労できなかった期間に関する認定がなく、X1 が継続的に就労出来ない状況にあらず、障害認定の前日まで計算すべきではない。X2 による就労できなかった期間に関する認定が合理かつ合法的であり、その賠償の割合が陝西省高等裁判所指導意見の要求に一致する。自賠責保険を超えない部分について、60%の割合で責任分担をするという一審裁判所の認定が合理かつ合法的である。X1 の第 3 項、第 4 項の請求について、意見を述べないとする。X2 が訴訟費用を負担しない。

Y4 が二審において以下のように弁解した。X1 の控訴請求に同意しない。Y4 が責任を負うことはない。事故発生時に、Y1 は我ら美団のために配達業務を提供していたわけではない。

Y3、Y5 は当裁判所の呼び出しに応じず、書面で弁解意見提出することもなかった。

X2 が当裁判所に控訴を提起し、以下の主張をした。一審判決の医療費、逸失利益以外の賠償について根拠がない。そして、X2 は Y1 が負担する医療費、逸失利益の項目において、60%の賠償額を負担すべきであり、残りは Y1 本人が負担すべきである。したがって、X2 が負担すべき賠償額は 43,782.11 元である。そのため、原審判決の撤回、判決の修正、Y らによる訴訟費用の負担を請求する。

X1 が二審において以下のように主張した。X2 は Y1 の保険加入先であり、Y1 が配達活動によって X1 にもたらした医療費、入院食事手当、介護費用、障害賠償金、慰謝料について賠償責任を負うべきであり、80%の賠償比例で X1 に対して責任を負うべきである。

Y1 が二審において以下のように弁解した。Y2 が Y1 の代わりに保険会社に保険を購入し、一審判決が正確であり、保険会社の控訴請求は成立しない。

Y2 が二審において以下のように弁解した。保険契約の双方当事者は X2 と Y1 であり、保険加入者と受益者は Y1 本人であり、Y2 が Y1 の代わりに保険会社から保険を購入することは一切なく、Y2 はただ X2 にネット技術サービスを提供した。かつ本件は交通事故責任紛争のため、保険契約と本件とは関連性がない。

Y4 は二審において、X2 の控訴が Y4 に関係しないと判断し、意見を述べなかった。

Y3、Y5 は当裁判所の呼び出しに応じず、書面で弁解意見提出することもなかった。

当裁判所の審理により、原審裁判所が判明した事実が正確である。

当裁判所は以下のように判断する。本件の争点が 2 つある。1.就労不能による逸失利益と慰謝料等賠償費用の金額と、保険会社の賠償責任認定が適切であるかどうかという問題。2.本件の場合、Y1 の労務を受領し、権利侵害賠償責任を負うべき用人単位があるかどうかという問題。

1. 就労不能による逸失利益と慰謝料等賠償費用の金額と、保険会社の賠償責任認定が適切であるかどうかという問題について

最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律に関する若干問題の解釈 20 条によると、逸失利益に関する就労不能期間は、被賠償人が治療を受けた医療機関が発行した証明によって確認される。障害認定日の前日までに計算する必然性はない。本件の場合、X1 の入院期間は 18 日であり、医者意見により、1 ヵ月の休息をとった。したがって、原審裁判所が X1 の治療状況により、障害等級が低いという事実をも顧慮し、就労不能の期間を 2 ヵ月間と認定したのは妥当というべきである。本件事故により、X1 に 10 級障害をもたらし、それが最も低い障害認定等級である。したがって、原審裁判所が権利侵害の結果に鑑み、X1 に慰謝料を支払わないと認定したことは妥当である。保険会社が賠償した後、不足部分について、権利侵害者が法律により責任を負担すると原審裁判所が認定したが、この責任分配方式は最高人民法院道路交通事故損害賠償事件審理適用法律に関する若干問題の解釈 16 条の規定と一致し、当裁判所はそれを支持する。本件の保険契約を審査した結果、当該定式契約が提示・説明義務を尽くしておらず、その契約内容も、賠償項目を医療費、就労不能による逸失利益に限ると規定せず、死亡賠償金、障害賠償金、財産損失等についても責任を持って賠償するという約束がある。したがって、X2 が保険範囲内に X1 の各損失合計 10 万元を賠償するという原審判決に不当なところはない。審査により、原審の権利侵害責任の分担割合配分も妥当であり、当裁判所がそれを確認する。

2. 本件の場合、Y1 の労務を受領し、権利侵害賠償責任を負うべき用人単位があるかど

うかについて

Y1 が実施した配達サービスは「達達アプリ」と関連しており、Y1 は「美団出前」の関連会社の指令を受けて配達を実施するわけではない。したがって、Y3、Y4、Y5 が連帯責任を負うべきという X1 の請求を当裁判所は支持しない。

本件の場合、当事者たちは Y2 が発表した「達達アプリ」、「達達配達員アプリ」を使用し、それによって売買と配達行為が発生し、かつ配達過程において交通事故が発生した。したがって、次の焦点は Y2 が Y1 の労務を受給し、権利侵害賠償責任を負うべきかどうかである。

まず、Y2 がネットプラットフォームで開発した「達達アプリ」を発表し、顧客に仲介サービスを提供し、売り手と買い手双方当事者が「達達アプリ」を通じて契約を達成した後、Y2 もその売買中継義務を終了する。しかし、中華人民共和国契約法 424 条によると、仲介人サービスとは、委託人に契約締結の機会を報告し、もしくは契約締結の仲介サービスを提供することである。公衆が達達アプリを使って買い物をするのは、アプリが仲介サービスを提供するだけではなく、顧客がより重要視するのは、配達サービスを享受できることである。Y2 は配達員に対して、配達過程中には会社の商号が入る服装を装着し、会社商号が入る配達ボックスを装備し、並びに他の広告行為を取ることを要求する。それは公衆や社会に対して Y2 が提供する仲介サービスを宣伝するだけではなく、「達達」というブランドが自分に便利な配達サービスを提供してくれると思わせ、営利目的を果たすためでもある。顧客にとって、オンラインで買い物をするのは、便利な買い物と物流配達を享受するためである。顧客は「達達アプリ」を通じて配達申請をし、配達費用を交付する。顧客が配達を申請した相手方は配達員である Y1 ではなく、具体的にどの配達員が配達行為を行うかが顧客の関心事でもない。そして、配達員が直接顧客と労務費用を精算することもない。したがって、当裁判所の認定によると、本件「達達アプリ」の発表者である Y2 がネットプラットフォームを通じて、顧客と商品配達サービス関係を成立させた。

一方、Y2 がネットプラットフォームに別途発表した配達員用の「達達配達員アプリ」を通じて、Y1 が Y2 に対して、配達業務を提供する申請をし、Y2 が審査、職業訓練等を経て、Y1 のために達達ネットプラットフォームを通じてオーダーを受注する登録ユーザーのみを保険対象とする配達員補償保険を購入した後、Y1 が初めて配達労務を提供し、報酬を獲得できるようになった。したがって、Y2 が配達労務提供者である Y1 に対して、必要な採用審査を行った。配達を実施する具体的な過程を見ると、Y1 は売買双方のために貨物配達をするが、その配達指令は、Y2 が「達達配達員アプリ」を通じて下され、Y1 が時間どおりに配達を行うことによって得られる報酬、配達を遅れたことによる処罰等も同様に Y2 が「達達配達員アプリ」を通じて実施する。顧客が配達員のサービスに満足

しない場合も、「達達アプリ」を通じて Y2 に苦情を申し立てることになる。したがって、配達員のオーダー受注配達過程以外について、Y2 の管理措置は緩いが、配達員がオーダーを受注して配達を始めると、必ず Y2 の厳格なコントロール下に置かれることになる。本件の場合、配達員の実際の管理者と労務受領者はまさに Y2 であり、Y2 と Y1 の間に労務関係が成立し、Y1 の配達行為は、Y2 からの指令を執行する職務履行行為に当たる。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 34 条 1 項「用人単位の従業員が職務遂行により他人に損害をもたらす場合、用人単位が権利侵害責任を負担する」という規定により、Y2 が Y1 の権利侵害賠償責任を負担すべきと当裁判所が認定する。したがって、原審判決第 2 項を取り消し、判決を改めるべきである。

前述したように、中華人民共和国民事訴訟法 170 条 1 項 1 号、2 号の規定により、以下の判決を下す。

1. 原審判決第 1 項を維持する。
2. 原審判決第 2 項を取り消す。
3. 本判決が効力発生後 15 日以内に、Y2 が X1 に対して各項目の損失計 8,834.80 元を賠償する。
4. X1 の他の訴訟請求を棄却する。

X1 が事前に納付した二審事件受理費 1,508 元について、Y2 が負担し（本判決を執行する際に一緒に X1 に給付する）、X2 が事前に納付した受理費 1,205 元について、X2 が負担する。

本判決が最終判決である。

2017 年 11 月

20

民事判決書

（2017）沪 0112 民初 12313 号

原告　X

委託訴訟代理人　略

被告　Y1

委託訴訟代理人　略

被告　Y2 社

法定代表者　略

委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2 健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 8 日に立案した後、法律に従い簡易手続を適用し、2017 年 6 月 5 日に公開開廷して審理を行った。X の委託訴訟代理人、Y1 とその委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。現に本件は審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。Y1、Y2 が共同に X に医療費 34,137.43 元、栄養費 2,400 元、入院食事手当 100 元、障害賠償金 74,999.60 元、慰謝料 5,000 元、就労不能による逸失利益 17,000 元、介護費 3,000 元、交通費 500 元、衣服損失 300 元、鑑定費 1,900 元、弁護士代 5,000 元を賠償する。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 8 月 17 日 8 時 30 分頃、Y1 が電動自転車に乗って交差点を通過する際に、自転車に乗る X と衝突し、X が怪我をし、自転車が壊れた。公安機構の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X に責任はない。Y1 が Y2 の従業員であり、事故発生時に Y2 の業務を遂行していた。現に X が自身の合法的な権利・利益を守るために、裁判所に提訴した。

Y1 が以下のように弁解する。事故発生の経過と公安機構の責任認定に対して異議はない。事故発生時に、Y1 が Y2 の職務を遂行していたため、Y2 が事故の賠償責任を負担すべきである。X が自分で鑑定を委託し、鑑定時に Y1 に来場するよう通知することもなかった。そのため、鑑定の結論と鑑定費用について、それを認めない。医療費、栄養費、入院食事手当、介護費用、交通費は裁判所の認定による。X が都市部住民である場合、その障害賠償金の計算基準に対して異議はない。X が定年退職者であるため、就労不能による逸失利益は存在しない。慰謝料、衣服損失と弁護士代について、それを認めない。

Y2 が以下のように弁解する。Y2 が「餓了么」オンライン出前プラットフォームを運営し、Y1 はプラットフォームに登録した配達員に過ぎず、Y2 の従業員ではない。Y1、Y2 の間に労働関係は存在しない。事故発生時に、Y1 が会社の職務を履行しているわけではなく、Y1 に支払われるのは賃金ではなく、配達費用である。したがって、賠償責任

を負うことには同意できない。X が自分で鑑定を委託したため、鑑定機構が鑑定の資質を有するかどうかもわからない。そのため、鑑定結論と費用を認めない。X が 2016 年 8 月 17 日に怪我をし、当日すでに診断が完了した。数ヵ月を経てから行われた手術治療について、本件怪我との関連性を認めない。介護費用は裁判所の斟酌で判断されてよい。その他の賠償項目は認めない。

当事者が訴訟請求を巡って、証拠を提出し、当裁判所が当事者を集めて、証拠の交換と口頭弁論を行った。当事者が異議を申し立てなかった証拠について、当裁判所がそれを確認し、資料として判決書に添付した。当事者の陳述と審査確認した証拠により、当裁判所が以下の事実を認定する。

2016 年 8 月 17 日 8 時 30 分頃、Y1 が電動自転車に乗り、交差点で自転車に乗る X とぶつかり、X に怪我をさせ、自転車を破損させた。公安機構の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X に責任はない。事故により、X の右上腕骨大結節が骨折し、5 日の入院治療と複数回の外来治療を要した。X がそのために医療費 34,061.38 元を支払った。上海市浦東新区浦南病院司法鑑定所が 2017 年 2 月 23 日に X の損傷に以下の鑑定結論を出した。X が交通事故により上腕骨大結節を骨折し、肩部が損傷し、右肩関節、肩鎖関節に水と血液が溜まり、現在右肩関節の動きが制限を受け、右上肢が持ち上げられる物に制限が出来ており、ＸＸＸ障害となる [20]。その損傷後の休息期間は 150 日、栄養期間は 60 日、介護期間は 60 日である。X がそのために鑑定費用 1,900 元を支払った。また、X が本件訴訟のために訴訟代理人を雇い、弁護士費用 5,000 元を支払った。

また、X の戸籍性質は都市部戸籍であり、2014 年 12 月から上海 A 企業でクリーニング業務に従事してきた。

事故発生後、X は本件交通事故の賠償問題をめぐり、「餓了么」のカスタマーサービス担当者と交渉をし、担当者は事故発生時に、Y1 が Y2 のために出前を配達していたことを確認した。

2016 年 4 月から 10 月までの間、Y2 が Y1 に対して 20 回以上送金をし、金額が数十元ないし数千元になる。

当裁判所によると、行為人が過失により他者の民事権利・利益に侵害をもたらした場合、権利侵害責任を負担すべきである。本件は非自動車と非自動車の間に発生した交通事故であり、公安機構交通管理部門の認定により、本件事故について、Y1 が全責任を負う。Y1 が Y2 の配達員であり、Y2 のプラットフォームに登録し、配達任務を引受、Y2 が Y1 に配達費用を支払い、「餓了么」のカスタマーサービス担当者も事故発生時に、Y1 が Y2 のために出前配達をしていたことを確認した。したがって、当裁判所は事故発生時に Y1 が Y2 の職務を履行していたことを認め、その業務履行により他人に損害をもたら

[20] すなわち、一番軽い 10 等級の障害が 3 箇所ある。

したため、Y2 が賠償責任を負担すべきである。Y1、Y2 が共同に賠償責任を負担すべきという X の主張には、法的根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。

当事者は自分が提起し訴訟請求の根拠事実、または相手方の訴訟請求に抗弁するための根拠事実について、証拠を提供しそれを証明する責任がある。証拠がなく、または証拠が当事者の事実主張を証明するのに足りない場合、立証責任を負う当事者が不利な効果を負担する。片方当事者が自分で関連部門に委託して出してもらった鑑定結論について、相手方当事者にそれに抗弁し、改めて鑑定を申請するに足りる証拠がある場合、裁判所がそれを認めるべきである。X が受けた傷害について、鑑定によると、交通事故により右上腕骨大結節が骨折する等、XXX障害となり、その損傷後の休息期間が 150 日、栄養期間が 60 日、介護期間が 60 日である。当該鑑定結論は鑑定機構が法律等に定められている方式、方法、手順に従い、関連技術基準と規範に遵守してなされたものである。Y1、Y2 がともに鑑定結論に対して異議を申し出たが、それを覆すほどの証拠を提出せず、改めて鑑定する申請も提出しなかった。したがって、Y らの異議について、当裁判所はそれを採用しない。

X の損失認定に対して、医療費については、事故発生後数ヵ月が経てから X が手術をしたため、Y2 はその関連性を認めないと主張した。一方、2016 年 8 月 17 日の診療記録によると、X が右上腕骨大結節を骨折し、必要がある場合手術治療をすることが告知されている。2016 年 12 月に X が入院と退院する際に、診断内容はともに右肩損傷（右上腕骨大結節骨折）であるため、2016 年 12 月の治療と本件交通事故に関連性があると認めるべきである。したがって、X が支払った医療費 34,061.38 元は事故による損傷を治療するために発生したものであり、賠償範囲内に計上すべきである。鑑定によって確定された期限と X の治療の実際の需要により、当裁判所は栄養費を 1,800 元と、介護費用を 2,400 元と認定する。X がすでに定年退職年齢に達しているが、法律が労働法の就労や労働報酬獲得年齢の上限を制限しているわけではないため、X の挙証状況により、X の治療休息期間の上海市制定賃金基準を参照し、鑑定によって確定した休息期間と合わせて、逸失利益を 10,950 元とする。X の実際の入院日数を考えると、X が主張する 100 元の入院食事補助金は合法的かつ合理的であり、当裁判所はそれを支持する。X の戸籍 [21]、障害等級と年齢により、X が主張する傷害賠償金の額は合法的かつ合理的であり、当裁判所はこれを支持する。X の病状と治療の実際の需要により、交通費を 300 元と認定する。X の服が事故の際に破れ、服の損失を 200 元と認定する。X が障害等級と休息、栄養、介護期間を明確にするために鑑定をし、そのために支払った鑑定費用は賠償範囲に計上されるべきである。慰謝料に関しては、今回の事故が X に障害をもたらし、X に肉体と精神的苦痛を生じさせたため、金銭を支払う形でそれを補償する必要がある。X の

[21] 都市部戸籍住民と農村部戸籍住民の賠償基準が異なる。

傷害の結果、権利侵害者の過失等の要素を総合的に鑑み、当裁判所は慰謝料 5,000 元を支持する。弁護士代理費用は X が訴訟によって紛争を解決するための実際の出費であるため、賠償範囲に入れるべきである。

総合的に見ると、X が本件事故によってもたらされた損失が以下のようになる。医療費 34,061.38 元、栄養費 1,800 元、入院食事補助金 100 元、傷害賠償金 74,999.60 元、慰謝料 5,000 元、逸失利益 10,950 元、介護費用 2,400 元、交通費 300 元、衣服損失 300 元、鑑定費 1,900 元、弁護士代 5,000 元、合計 136,710.98 元になる。前述した額を Y2 が賠償する。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、34 条 1 項の規定により、以下の判決を下す。

1. Y2 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に 136,710.98 元を賠償する。
2. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期限内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費は半額の計 1,593.37 元を徴収し、X が 54 元を負担し、Y2 が 1,539.37 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 8 月

21

民事判決書

（2017）京 0106 民初 14428 号

原告　X1
原告　X2
原告　X3
原告　X4
X らが委託する訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X1、X2、X3、X4 と Y1、Y2 機動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 26 日に立案受理した後、普通手続を適用し、公開開廷して審理をした。X1、X2、X3、X4 と X らの委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。現に本件の審理が終了している。

X1 が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが X らに対して医療費 109,024.46 元、入院食事補助費 2,200 元、介護費 13,200 元、栄養費 1,320 元、交通費 11,626 元、死亡賠償金 1,145,500 元、被扶養者生活費 267,792 元、葬儀費 50,000 元、逸失利益 6,600 元、交通費 11,626 元、宿泊費 6,623.26 元、露店損失金 16,306 元、慰謝料 200,000 元を賠償するよう要求した。2.訴訟費用は Y らが負担する。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 5 月 5 日 16 時 20 分頃、北京市豊台区陸橋の下に、A が歩行してそこに停まってある電動自転車に乗り、ハンドルに伏せたが、自転車が倒れ、A も倒れた。その際、電動自転車に乗っていた Y1 が A にぶつかった。その後、A が北京天壇病院に送られ、治療を受けた。2016 年 5 月 27 日未明、A が怪我で亡くなった。交通管理部門の認定により、A が主要責任を負い、Y1 が二次責任を負う。Y1 が Y2 の配達員であり、交通事故発生時に Y2 に配達をしており、それが職務行為である。したがって、X らが裁判所に提訴し、前記請求をした。

Y1 が弁解しなかった。

Y2 が以下のように弁解した。Y1 が事故において二次責任を負い、法律により賠償責任を負うべきである。Y2 が「閃送ネット」の運営会社であり、本件の適格被告ではなく、X に対して民事賠償責任を負担すべきではない。「閃送ネット」は小物類物流情報を公開するネットサービスプラットフォームであり、顧客と配達員に仲介サービスを提供する。

顧客と配達員がプラットフォームを通じて契約を達成した後、Y2 が約定した手数料を徴収し、残りの送料を閃送に支払う。したがって、Y2 と配達員の間は平等な民事主体間の仲介サービス関係である。故に、X らの訴訟請求の棄却を求める。

当事者らが訴訟請求を巡って証拠を提出し、当裁判所が当事者を組織して証拠交換と口頭弁論を組織した。審理した結果、当裁判所が認定した事実が以下のようになる。X1 が A の母であり、A と X2 が夫婦である。X3、X4 が A と X2 の子女である。2016 年 5 月 5 日 16 時 20 分頃、北京市豊台区某陸橋の下で、A が酒を飲んだ後、そこに停まっている電気自動車に乗り、ハンドルに伏せた。そして、自転車が倒れた。A が倒れている際に、X1 がバイクに乗り、北から南の方に移動し、A と接触し、怪我させた。A は北京市天壇病院に送られて治療を受け、2016 年 5 月 27 日に死亡した。病院の診断によると、死亡原因は創傷性脳ヘルニア、2 型呼吸衰弱、循環衰弱、急性創傷性硬膜下血腫、創傷性クモ膜下出血、頭蓋骨多発性骨折等である。交通管理部門の認定によると、事故について、A が主要責任を負い、X1 が二次責任を負う。A が北京天壇病院に入院する間、医療費 109,024.46 元を支払った。訴訟期間、X2 が不動産賃貸契約書を提出し、事故前に A の住処を証明した。大紅門服装商貿城市場センターが証明書を出し、A が 2016 年 1 月 1 日から当該市場で出店し、経営活動をしていたことを証明した。安徽省廬江県盛橋鎮東岳村民委員会が証明書を出し、X1 が当該村の農民であり、2 人の子供を生育し、A が X1 の息子であることを証明した。公安機関の調査記録において、X1 が閃送の配達員であると自称し、事故発生時に彼が貨物を輸送する途中にあると主張した。X1 が運転したバイクは北京中機車両司法鑑定センターの鑑定により、自動車と認定された。

前述した事実は、双方当事者の法廷における陳述、道路交通事故認定書、医療費領収書、入院病歴、病院診断証明書、死亡診断証明書、公安機関の調査記録によって証明される。前述した書類について、当裁判所はそれを証拠として認める。

当裁判所の判断は以下のようになる。A が自動車道に突っ伏し、滞在したという道路交通安全の妨害行為は、本件交通事故の発生と因果関係にあり、事故発生の主な原因である。Y1 がバイクに乗った際に、道を分けて通行すうる規定に違反したことが、事故発生の二次原因となり、事故の 30%の二次責任を負担すべきである。Y1 が Y2 の配達員であり、事故発生時に貨物を配達していたが、Y2 が提供した共同契約の内容と業務の性質によると、配達員の業務は、携帯アプリを通じて、配達業務の選択と引受をすることであり、その就労時間は自由に決められ、Y2 の支配命令に従うことはない。Y1、Y2 は一種の仲介・協働関係にある。また、Y2 が他の労働条件や道具を提供せず、獲得する報酬は配達サービス費用の取り分であり、Y2 が Y1 に労働報酬を支払うわけではない。したがって、Y1 と Y2 の間に労働関係は存在しない。故に、Y2 が賠償責任を負担すべきではない。X らが主張する医療費について、実際に発生した医療費の領収書によってその額を確定する。入院食事補助費について、それを支持する。死亡賠償金、被扶養者生活費、

葬祭費について、関連規定によってその額を確定し、被扶養者生活費は傷害賠償金の中で計算する。栄養費は入院日数により、毎日 50 元とする。交通費は 30,000 元と認定する。逸失利益は 2016 年北京都市部居住者平均賃金によって確定し、5,651 元とする。介護費用は入院日数により、1 日 150 元を給付する。慰謝料について、双方の責任を顧慮して、20,000 元とする。宿泊費について、根拠不足のため支持しない。出店代について、根拠不足のため支持しない。Y1 が自動車を運転したため、車両管理規定により、保険会社で自賠責保険に加入すべきだったが、Y1 は加入しなかった。そのため、賠償費用について、自賠責保険限度額内の費用は Y1 が先行負担し、それを超える費用について、Y1 が 30%を負担する。Y1 は当裁判所の合法的な呼び出しに応じず、出頭しなかった。したがって、Y1 が弁解並びに証拠に対して質疑をする権利を放棄したとみなす。前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、22 条、26 条、48 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生後 7 日以内に、X らに対して医療費 39,707.33 元、入院食事補助費 660 元、栄養費 330 元、逸失利益 1,695.3 元、交通費 900 元、介護費 990 元、慰謝料 20,000 元、葬祭費 13,870.80 元、死亡賠償金 500,987.6 元、合計 579,141.03 元を給付する。

2. X らのその他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 353 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 9,580 元について、Y1 が負担する（判決の効力発生後 7 日以内に交付する）。

公告費 560 元について、Y1 が負担する（判決の効力発生後 7 日以内に交付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者または代表者の人数に応じてコピーを添付し、北京市第 2 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

22

民事判決書

（2017）沪 0115 民初 25257 号

原告 X
委託代理人　略
被告 Y1
被告 Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2 の健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 4 月 1 日に立案受理した後、法に従い簡易手続を適用し、2017 年 5 月 16 日に公開開廷し、審理を行った。X とその委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件は現に審理終了している。

X によると、2016 年 9 月 4 日 16 時頃、X が電動自転車に乗り、息子 A を乗せて上海市浦東新区某道を走った際に、同方向を電動自転車で走る Y1 に遭遇し、Y1 の追い越しにより、X と A がぶつけられて倒れ、X と A が怪我をする交通事故となった。交通警察部門の認定によると、Y1 が事故の全責任を負う。Y1 は Y2 の職業訓練を受け合格した専業配達員であり、Y2 との間に雇用関係がある。事故発生時に、Y1 は Y2 が指示した配達業務に従事しており、その装備、服装、帽子等には例外なく Y2 の達達マークがついていた。雇用就労の途中に事故が発生すると、その責任や結果について、雇主が共同に賠償責任を負うべきである。したがって、Y1 と Y2 に対して、X の医療費 5,920.70 元、入院食事補助費 120 元、交通費 1,025 元、鑑定費 1,950 元、逸失利益 41,280.42 元、介護費 3,600 元、栄養費 3,600 元、傷害賠償金 115,384 元、慰謝料 5,000 元、弁護士費用 7,000 元の賠償を請求する。事故発生後、Y1 が X に 2,000 元を立て払いしたことが確認されており、これを本件において一緒に処理することに同意する。

Y1 が以下のように弁解する。事故発生の経過と責任認定について異議はない。事故発生時、Y1 が電動自転車に乗り、Y2 の配達任務を執行し、Y1 履行していたオーダーについて、Y2 が代わりに賠償保険を購入した。配達が終わった後、顧客から支払われた配達費用について、Y2 がそれを受領した後、その全額を Y1 に支払う。したがって、Y1 は賠償責任を負担することに同意しない。そして、Y1 に賠償能力がない。事件発生後、Y1 が X に 2,000 元を立て払いしたが、本件において一緒に処理することを要求する。

Y2 が以下のように弁解する。事故の詳細についてはわからない。事故を引き起こした電動自転車は Y1 の所有物である。責任認定は交通警察部門がなされ、その合法性を認め

る。Y1、Y2 の間にあらゆる形での労働・労務・雇用関係は存在しない。補償保険は Y1 が直接保険会社から購入し、関連自己責任は Y1 が負うべきであり、Y2 が責任を負う必要はない。達達アプリは Y2 が開発・運営するソフトウェア・プラットフォームであり、Y1 が自分の判断の下で当該アプリをダウンロードし、プラットフォームのユーザーとして登録した。プラットフォームの登録契約によると、Y1 が顧客によってプラットフォームで公開された配達オーダーを自由に選択できる。Y2 がオーダーを指定して提供してもらうわけではない。Y1、Y2 の間に労働契約が締結されることなく、Y2 が Y1 に職業訓練をすることなく、Y1 が Y2 からあらゆる形での管理や拘束を受ける必要はない。Y1 が配達サービスを提供した後、獲得した配達費用は顧客から直接支払われ、Y2 が Y1 に労働報酬を支払うわけではない。Y2 は単にプラットフォームを通じて顧客とユーザーに契約締結の機会を提供するため、仲介サービスにおける仲介人に当たる。配達によって発生する第三者の人身、財産損失について、登録ユーザーが自分でそれを負担すべきであり、X の訴訟請求に対して、Y2 はそれを認めない。

審理によって、以下の事実が判明された。2016 年 9 月 4 日 16 時 04 分頃、Y1 が電動自転車に乗り、上海市浦東新区某道西方向約 20 メートルのところで、同じ方向を走る X とその息子 A が同乗した電動自転車に会った。Y1 の追い越し行為により、X と A が怪我をする交通事故が発生した。上海市公安局浦東分局交通警察支隊の認定によると、Y1 が事故について全責任を負う。事件発生後、X が病院で治療を受け、そのために医療費 5,920.70 元（飲食費 110.90 元を含む）が発生し、その間 5.5 日入院をした。2016 年 12 月 19 日、上海市公安局浦東分局の依頼により、上海市浦東新区公利病院司法鑑定所が鑑定意見書を発行し、鑑定意見は以下のようになる。被鑑定人 X は道路交通事故の外力作用により、C6 頸髄圧迫骨折となった。前述した損傷の分析評価は、X 級障害である。損傷後に休息期間 180 日、栄養期間 90 日、介護期間 90 日を与える。X には鑑定費 1,950 元が発生する。

また、調査により以下の事実が判明された。X は上海の非農村戸籍を持つ。2017 年 3 月 6 日、上海市洋泾中学が X の交通事故による病気休暇と賃金不払い状況の説明書を発行した。それによると、X が 2016 年 9 月 4 日交通事故発生後に病休・在宅療養をし、2017 年 2 月 16 日に出勤するまでに、学校が病気休暇中の X の賃金と年末ボーナスを含む手当等の金額を以下のように計算する。そのうち、2016 年 10 月から 2017 年 3 月までの賃金不払い額が合計 23,967.42 元であり、その他の不払手当手当合計 5,484 元であり、国際クラスの不払収入合計 11,829 元である。

また、達達アプリとは Y2 が開発したアプリであり、達達アプリの登録ユーザーに顧客の配達需要を提供することを目的とする。2016 年 6 月 19 日、Y1 が達達アプリの登録ユーザーになり、事故発生時に達達アプリを通じてオーダーを受注し、訴外顧客に配達サービスを提供していた。達達アプリの登録契約の中には、以下の事項が記載されている。

ユーザーとは、達達アプリにすでに登録または利用し、配達サービスを完遂させる条件または資質を有するユーザーのことである。ユーザーが約定に基づき配達オーダーを完遂すると、達達配達プラットフォームを通じて顧客から相応の報酬を獲得する権利がある。いかなる時にも、ユーザーと達達配達プラットフォームには労働・労務・雇用関係は存在しない。達達配達プラットフォームが提供するサービスは、アカウント情報の管理、配達情報の閲覧と検索、配達の斡旋と処理、配達状況の追跡と管理、配達費用の斡旋と交渉の代理、配達費用の受領と支払い代理、契約と関連証拠物の保管、信用等級の評定と公開、交易データの処理、争議の調停等ネット情報サービスとオンライン交易処理サービスである。ユーザーは自身の状況や業務発展の必要により、達達配達プラットフォームを通じて配達サービスを承る事ができる。達達配達プラットフォームには関連規則により、ユーザーの資質と配達サービスの受注情報を審査し、関連配達サービスの受注情報や他の関連情報が特定または不特定の顧客やユーザーに入手されることを決める権利がある。ユーザーが配達サービスを履行し、獲得した費用は顧客が提供する。ユーザーが配達サービスを完遂することにより、第三者に人身・財産損害をもたらす場合、単独に第三者に対して法的責任を負担すべきであり、達達配達プラットフォームはこれに対していかなる責任も負わない。2017 年 4 月、X が当裁判所に提訴し、前述した請求どおりの判決を求め、そのために弁護士費用 7,000 元を支払った。

前述した事実について、X が提供した事故認定書、病歴、医療費領収書、交通費領収書、鑑定意見書と鑑定費用領収書、状況説明書、口座出入金明細、法律サービス契約、弁護士費用領収書、Y1 が提供したオーダー情報、登録情報のスクリーンショット、Y2 が提供した登録情報、登録契約、オーダー情報、並びに口頭弁論の記録等の証拠によって証明される。

当裁判所の判断は以下のようになる。公民の人身権利と財産権利は法律によって守られる。行為者が過失により他人の民事権利・利益を侵害する場合、権利侵害責任を負うべきである。本件交通事故については、交通警察部門の認定により、Y1 が全責任を負担し、その配達行為によってもたらされる結果を誰が負担するかが本件の争点となる。達達アプリの主な機能は登録ユーザーに顧客の配達需要を提供することであり、その登録ユーザーはこのプラットフォームを通じて、顧客の配達需要を知り、自身の判断で顧客の当該需要を引き受けるかどうかを選択し、顧客に配達サービスを提供する。したがって、達達アプリが提供するのは仲介サービスである。Y2 が当該アプリの開発者として、その登録ユーザーの自由を拘束することなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについて、それを制限することがなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することもない。したがって、Y2 と登録ユーザーである Y1 の間に労働または労務関係が存在すると認定する事はできない。また、Y1 の配達サービスの提供対象は具体的な顧客であり、Y2 ではない。したがって、両者の間に請負関係は成立しない。前述し

たように、X が Y2 に責任の負担を要求するが、その要求に事実及び法律上の根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。本件事故の責任主体は Y1 であり、Y1 が X の損失に対して全賠償責任を負担すべきである。X が請求した各費用について、当裁判所は以下のように認定する。1.医療費について、それは X が治療を受けるための合理的な費用である。そのうち、飲食費 110.90 元と入院食事補助費は重複しており、それを控除すべきである。したがって、当裁判所は医療費金額を 5,809.80 元と認定する。2.入院食事補助費について、X の入院日数を鑑みて、当裁判所は入院食事補助費を 110 元と認定する。3.交通費について、X の怪我と治療状況を鑑みて、当裁判所はそれを 500 元と確定する。4.鑑定費用について、それは X のが鑑定によって生じる合理的な費用であり、当裁判所はそれを認める。5.逸失利益について、X の休職期間と収入状況によってそれを決めるべきである。X に固定収入がある場合、実際に減った収入額によって計算する。現在の証拠によると、事件発生後に X が就労できなかった期間において、その賃金と手当損失が合計 29,451.42 元である。X が主張する国際クラスの関連損失について、X の就職先が発行した状況説明書によると、当該課程を教授することによって発生しうる収入は X 名義の特定のアカウントに振り込まれることになるが、同アカウントの出入金明細によると、事故発生前に、X には当該課程に関する収入がなかった。就職先が発行した状況説明書だけで、事故が発生した月から当該クラスが設置され、かつ関連収入の損失が生じると X が説明するが、その信憑性と関連性が低く、当裁判所はそれを採用しない。かつ状況説明の中に、2016 年 12 月には同じ金額の国際クラス収入損失が 2 件もあると記載されており、それは明らかに不条理であり、国際クラスの関連損失について、当裁判所はそれを支持できない。6.介護費と栄養費について、X の怪我と関連介護期間、栄養期間を鑑みて、当裁判所は介護費用を 3,600 元、栄養費を 2,700 元と認定する。7.障害賠償金と慰謝料について、X は上海非農村戸籍を持ち、鑑定した結果、X 級障害となったため、X がそれを理由に主張する関連金額には、法的に根拠があり、当裁判所はそれを認める。8.弁護士費用について、それは X が本件訴訟のために弁護士を雇う際に発生する合理的な費用であるが、その主張金額が高すぎて、当裁判所がそれを 3,000 元と認定する。X と Y1 が立替払い金について、本件で合わせて処理することに同意したが、その処理に不当な点がなく、当裁判所はそれを認める。前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、22 条、最高人民法院人身損害賠償事件の審理に関する適用法律若干問題の解釈 17 条、18 条、19 条、20 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条、最高人民法院民事権利侵害精神損害賠償責任若干問題に関する解釈 10 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に医療費 5,809.80 元、入院食事補助費 110 元、交通費 500 元、鑑定費 1,950 元、逸失利益 29,451.42 元、介護費 3,600 元、

栄養費 2,700 元、障害賠償金 115,384 元、慰謝料 5,000 元、弁護士費用 3,000 元、合計 167,505.22 元を賠償する。

2. X が本判決の効力発生日から 10 日以内に Y1 が立て払いした 2,000 元を Y1 に返却する。

3. X の他の訴訟請求を棄却する。

金銭給付義務のある当事者が本判決に定められた期間中に金銭給付義務を履行しないと、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の最無利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 3,998 元について、その半額の 1,999 元を徴収し、そのうち X が 191 元を負担し、Y1 が 1,808 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 5 月

23

民事判決書

（2017）沪 0115 民初 25255 号

原告　X1
法定代理人　X2（X1 の父）
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略

X1 と Y1、Y2 の健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 4 月 1 日に立案受理した後、法律に従い簡易手続を適用し、2017 年 5 月 16 日に公開開廷審理をした。X1 の法定代理人 X2、委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。現に本件はすでに審理終了した。

X1 が以下のように主張した。2016 年 9 月 4 日 16 時頃、X2 が電動自転車で X1 を載せ、上海市浦東新区某道を西から東に走る時、電動自転車で同方向を走る Y1 に会い、Y1 の追い越し行為により、X1 と X2 がぶつけられ、地面に倒れ、二人とも怪我をする交通事故になった。交通警察部門の認定によると、Y1 が事故の全責任を負う。Y1 が Y2 の職業訓練に合格した専業配達員であり、Y2 とは雇用関係にある。事故発生時に Y1 は Y2 が指定した配達任務に従事しており、その装備、服装、帽子等には Y2 の達達マークがついており、労務給付過程中に発生した事故の責任・効果は雇主が共同に賠償責任を負担すべきである。したがって、現に Y1、Y2 に共同に X らに対して医療費人民元 923.10 元、交通費 200 元、弁護士費用 3,000 元を賠償するよう要求する。

Y1 が以下のように弁解する。事故発生の経過と責任認定について異議はない。事故発生時に、Y1 が電動自転車に乗り、Y2 の配達業務を執行していた。Y1 がオーダーを受注した後、Y2 が Y1 の代理として補償保険を購入する。配達完了後、顧客が支払ったすべての配達費用は Y2 が受け取った後、全額それを Y1 に支払う。Y1 は賠償責任を負担することに同意しない。Y1 には賠償能力もない。

Y2 が以下のように弁解する。事故の詳細は知らない。事故を引き起こした電動自転車は Y1 の所有物である。責任認定は交通警察部門が出したため、その合法性を認める。Y1、Y2 の間にはあらゆる形での労働、労務、雇用関係は存在しない。補償保険は Y1 が直接保険会社から購入するものであり、関連自己責任は Y1 が負うべきであり、Y2 が責

任を負う必要はない。達達アプリは Y2 が開発運営するソフトプラットフォームであり、Y1 が自分でそれをダウンロードし、プラットフォームユーザーに登録することにした。プラットフォーム登録契約の約定によると、Y1 は自由に顧客が当該プラットフォームに公表した配達オーダー情報を選ぶことが可能であり、Y2 が労務の給付先を指定することはない。Y1、Y2 の間に労働契約は締結されておらず、Y2 が Y1 に対して職業訓練を行うことなく、Y1 が Y2 の管理や拘束を受ける必要はない。Y1 が配達サービスを提供した後に獲得する配達費用は顧客から直接支払われるものであり、Y2 が Y1 に労働報酬を支払うことはない。Y2 は単にプラットフォームを通じて、顧客とユーザーに契約を締結する機会を提供するため、仲介サービスにおける仲介人である。配達によって発生した第三者の人身、財産損失について、登録ユーザーがそれを負担すべきである。したがって、X らの訴訟請求には同意しない。

審理によって、以下のことが判明された。2016 年 9 月 4 日 16 時 04 分頃、Y1 が電動自転車に乗って西から東に走り、上海市浦東新区某道西約 20 メートルのところに至ると、X2 が X1 を載せて電動自転車で同方向を走り、同じところに至った。Y1 の追越行為により、X1 と X2 が怪我を負う交通事故になった。上海市公安局浦東分局交通警察支隊の認定によると、Y1 が事故の全責任を負うことになる。事故発生後、X1 が病院に送られて治療を受け、そのための医療費が 905.10 元である（そのうち医療保険負担分 192.25 元）。

また、審理によると、達達アプリは Y2 が開発し、登録ユーザーに顧客の配達需要を提供するために使われる。2016 年 6 月 19 日、Y1 が達達アプリの登録ユーザーになり、事故発生当時、達達アプリでオーダーを受注し、A に配達サービスを行っていた。達達アプリの登録契約の中に以下のことが明記されている。ユーザーとは、達達アプリにすでに登録または利用し、配達サービスを完遂させる条件または資質を有するユーザーのことである。ユーザーが約定に基づき配達オーダーを完遂すると、達達配達プラットフォームを通じて顧客から相応の報酬を獲得する権利がある。いかなる時にも、ユーザーと達達配達プラットフォームには労働・労務・雇用関係は存在しない。達達配達プラットフォームが提供するサービスは、アカウント情報の管理、配達情報の閲覧と検索、配達の斡旋と処理、配達状況の追跡と管理、配達費用の斡旋と交渉の代理、配達費用の受領と支払い代理、契約と関連証拠物の保管、信用等級の評定と公開、交易データの処理、争議の調停等ネット情報サービスとオンライン交易処理サービスである。ユーザーは自身の状況や業務発展の必要により、達達配達プラットフォームを通じて配達サービスを承る事ができる。達達配達プラットフォームには関連規則により、ユーザーの資質と配達サービスの受注情報を審査し、関連配達サービスの受注情報や他の関連情報が特定または不特定の顧客やユーザーに入手されることを決める権利がある。ユーザーが配達サービスを履行し、獲得する費用は顧客が提供する。ユーザーが配達サービスを完遂するこ

とにより、第三者に人身・財産損害をもたらす場合、単独に第三者に対して法的責任を負担すべきであり、達達配達プラットフォームはこれに対していかなる責任も負わない。2017 年 4 月、X らが当裁判所に提訴して、請求通りの判決を求め、そのために弁護士代 3,000 元を支払った。

前述した事実について、X らが提供した事故認定書、病歴、医療費領収書、交通費領収書、法律サービス契約書、弁護士代領収書、Y1 が提供したオーダー情報、登録情報のスクリーンショット、Y2 が提供した登録情報、登録契約、オーダー情報、並びに口頭弁論の際の筆記記録等の証拠によって証明される。

当裁判所は以下のように判断する。公民の人身権利と財産権利は法律によって守られる。行為者が過失により他人の民事権利・利益を侵害した場合、権利侵害責任を負うべきである。本件交通事故は交通警察部門の認定により、Y1 が全責任を負い、その配達行為によってもたらされる結果を誰が負うべきかが本件の争点となる。達達アプリの主な機能は登録ユーザーに顧客の配達需要を提供することであり、その登録ユーザーが当該プラットフォームを通じて顧客の配達需要を知り、自身の意志によってそれを引き受けるかどうかを選択し、顧客に配達サービスを提供する。したがって、達達アプリが提供するのは仲介サービスである。Y2 が当該アプリの開発者として、その登録ユーザーの人身を管理することなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについてそれを制限することなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を聴取することもない。したがって、Y2 と登録ユーザーである Y1 の間に労働・労務関係が存在することは認められない。また、Y1 が配達サービスを提供する対象は具体的な顧客であり、Y2 ではない。したがって、両者の間に請負関係も成立しない。前述したように、X らが Y2 に責任を取るように要求するが、その要求に事実・法律上の根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。本件事故を起こさせた責任主体は Y1 であり、Y1 が X らの損失に対して全賠償責任を負担すべきである。X らが請求した各項目の費用について、当裁判所が以下のように認定する。1.医療費について、計算により、X らが提供した医療費領収書の総額が 905.10 元であり、その中に含まれる医療保険負担分は X らの実際の損失ではないため、それを控除すべきである。したがって、当裁判所は医療費の金額を 712.85 元と認定する。2.交通費について、X らの怪我の状況と受診状況に鑑みて、訴求金額に不当性はなく、当裁判所はこれを認める。3.弁護士代について、それは X らが本件訴訟のために弁護士を雇うことによって発生する合理的な費用であるが、その金額が高すぎる。当裁判所はそれを 300 元と認定する。前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、最高人民法院人身損害賠償事件の審理に関する適用法律若干問題の解釈 17 条、19 条、22 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決効力発生日から 10 日以内に X1 に医療費 712.85 元、交通費 200 元、

弁護士費用 300 元、合計 1,212.85 元を賠償する。

2．X1 の他の訴訟請求を棄却する。

金銭給付義務のある当事者が本判決に指定された期間中に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 50 元について、その半額の 25 元を徴収し、X1 が 18 元を負担し、Y1 が 7 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 5 月

24

上海市浦東新区人民法院
民事判決書

（2016）沪 0115 民初 81742 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3

X と Y1、Y2、Y3 健康権紛争案について、当裁判所が 2016 年 11 月 17 日に立案した後、法律に従って簡易手続を適用し、2016 年 12 月 15 日公開審理をした。X とその委託訴訟代理人、Y1 の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y らが X に対して医療費 4,012 元、交通費 500 元（斟酌余地あり）、障害賠償金 100,627.8 元（52,962 元/年×19 年×10%）、介護費 7,000 元（3,500 元×2 ヵ月、X が娘によって 2 ヵ月間自宅介護された）、栄養費 2,400 元（40 元/日×60 日）、鑑定費用 2,000 元、慰謝料 5,000 元を賠償するよう判決を下すこと。2.訴訟費用は Y らが負担する。事実と理由　2015 年 12 月 3 日、X が自転車で本市浦東新区某道東約 90 メートルの地点を正常に通過する際に、Y3 が運転する電動自転車にぶつけられ怪我をした。交通警察部門の認定によると、Y3 が事故の全責任を負う。X が怪我をした後に入院治療を受け、鑑定した結果、障害となった。Y3 が事件発生時に達達配達の制服を着ており、達達の配達員であると認めた。審査により、「達達」会社がネットに登録した情報は Y1 でり、「達達」アプリに登録した情報は Y2 であり、Y1 と Y2 が関連企業である。Y3 が Y1 と Y2 のために就労する際に、X に怪我をさせたこと、事件発生後、達達企業が加入した商業保険を通じて X に一部の費用を賠償したのみであり、X の残りの損失について、Y らがいずれも賠償を拒否したことにより、X が当裁判所に提訴した。

Y1 が以下のように弁解する。Y1 と本件になんの関係もなく、本件の適格被告ではない。X は Y3 が出前配達途中に X に怪我をさせ、Y3 が Y1 の従業員であると主張するが、Y3 が Y1 の従業員である証拠を提供することが出来なかった。実際、Y3 と Y1 の間にあ

らゆる形での労働・労務・雇用関係は存在しない。Y3 が達達アプリの登録ユーザーであり、達達アプリが Y2 に開発されたアプリであり、当該アプリは単に配達需要のある顧客に情報公表の場を提供すると同時に、顧客の配達需要を受注したい配達員に送るためのものである。達達アプリは単に顧客と配達員に情報交換の場を提供しており、ユーザーに仲介サービスを提供するプラットフォームである。Y3 が当該アプリにより配達情報を入手し、実際に配達需要のある顧客にサービスるを提供する。Y3 はその時間を自由に支配し、オーダーを受注するかどうかも自由に選択できる。Y3 は Y1 にサービスを提供するわけではなく、達達アプリも Y1 の業務の一部ではない。Y1 には ICP 許可があり、ウェブサイトを運営する資質があるため、そのウェブサイトにおいて、Y2 のウェブサイト運営登録をした。したがって、Y1 に責任を負担してもらうという X の要求は、法的になんの根拠もない。

Y2 が以下のように弁解する。Y2 が達達アプリの開発者であり、当該アプリの実際の運営者である。Y1 は単に Y2 のためにウェブサイト運営登録をしただけである。Y1 と達達アプリには何の関係もなく、Y1 と Y2 が法律上何の関係もない。Y3 が Y1 で達達アプリを登録する際に、登録契約に署名・確認をしたが、その登録契約が、Y2 と Y3 の間の法律関係並びに各自の権利義務を明確に約定し、達達アプリとその登録ユーザーの間には労働・労務・雇用関係がなく、ユーザーのために担保や連帯責任を負うことなく、ユーザーが配達サービスを完遂するために第三者に人身や財産損害をもたらした場合、法律により責任の主体に法的責任を追求すべきであり、達達配達プラットフォームが何の責任も負わないことを明確にした。達達アプリを使用する者は、例外なく登録する前に登録契約の上記条項に署名・確認したはずである。登録契約には実際の拘束力がある。事故発生時、Y1 は第三者 A のために配達サービスを提供しており、Y2 にサービスを提供していたわけではない。X には Y3 と Y2 の間に労働・労務・雇用関係が成立することを証明する証拠がない。X が挙げた証拠と事実には関連性がない。したがって、法律と契約上の根拠がない以上、Y2 に Y3 の権利侵害行為について責任を負担してもらうことは不合理であり、Y3 が自分で相応の権利侵害責任を負担すべきである。

Y3 が以下のように弁解する。事故発生の経緯と責任認定に異議がある。X が乗った自転車の前輪が Y3 の電動自転車の後輪にぶつかったため、X が自分で責任を負担すべきである。事故認定書におけるサインは Y3 が署名した。事故発生時、Y3 は事故責任について警察に異議することなく、事故認定書をもらった後にも再検討を申請しなかった。X が受診するために発生した約 4,000 元の医療費は全部 Y3 が出した。その後、X は Y3 が支払った医療費の領収書を騙し取り、保険会社に持っていって保険金をもらった。

審理によって以下の事実が判明された。2015 年 12 月 3 日、本市浦東新区某道東約 90 メートルの地点に、Y3 が電動自転車に乗り東から西へ通行し、X が自転車に乗り東から南に通行した。Y3 が安全確保をしなかったため、両者がぶつかり、X が怪我をし、自転

車が壊れたという交通事故が起こった。上海市公安局浦東分局交通警察支隊の認定によると、Y3 が事故の全責任を負い、X に責任はない。X が怪我をした後、上海市浦東新区公利病院に送られて治療を受け、放射学診断により、「L1 椎体圧迫骨折、脊柱管に異常なし、腰椎退行性変性」と診断された。2015 年 12 月 7 日、2016 年 1 月 4 日、2016 年 2 月 4 日、2016 年 3 月 4 日、2016 年 4 月 1 日、2016 年 4 月 26 日、2016 年 5 月 3 日に当該病院で再診し、相応の医療費が発生した。X が別途薬品と障害補助器具を購入し、Y3 によって薬品購入費用 512 元、障害補助器具費用 3,500 元を立て替え払いされた。上海市公安局浦東分局交通警察支隊の委託により、上海市東方病院司法鑑定所が 2016 年 5 月 24 日に X の怪我の状況について鑑定をし、2016 年 5 月 31 日に司法鑑定意見書を発行した。その結論はいかのようになる。被鑑定人 X が交通事故により、腰 1 椎体圧迫骨折が三分の一以上に達し、道路交通事故ＸＸＸ級障害となり、その病状により、治療休息期間 120 日、栄養期間 60 日、介護期間 60 日を付与する。X が鑑定費用 2,000 元を支払った。

別途調査によると、X が本市非農村家庭戸籍を持ち、案外 A が X の娘である。2016 年 7 月 1 日、案外会社 B が証明を発行し、「X が B の従業員であり、販売員のポストに付いている。月収 3,500 元である。2015 年 12 月 3 日～2016 年 3 月 2 日の間、X の母が怪我をしたため、休暇を取り母の介護をし、出勤することは出来なかった。その間に、実際に 0 元の賃金を支払った」。

また、達達アプリは Y2 が開発したアプリであり、達達アプリに登録したユーザーに顧客の配達需要を提供するために使われる。Y1 には ICP 許可証があり、達達アプリのために宣伝用ホームページを作った。Y3 が 2015 年 11 月 8 日に達達アプリの登録ユーザーになり、事故発生当時、達達アプリを通じてオーダーを受注し、案外レストラン C のために配達サービス提供していた。達達アプリの登録契約（配達員版）において、以下のことが記載されている。ユーザーとは、達達アプリにすでに登録または利用し、配達サービスを完遂させる条件または資質を有するユーザーのことである。ユーザーが約定に基づき配達オーダーを完遂すると、達達配達プラットフォームを通じて顧客から相応の報酬を獲得する権利がある。いかなる時にも、ユーザーと達達配達プラットフォームには労働・労務・雇用関係は存在しない。達達配達プラットフォームが提供するサービスは、アカウント情報の管理、配達情報の閲覧と検索、配達の斡旋と処理、配達状況の追跡と管理、配達費用の斡旋と交渉の代理、配達費用の受領と支払い代理、契約と関連証拠物の保管、信用等級の評定と公開、交易データの処理、争議の調停等ネット情報サービスとオンライン交易処理サービスである。ユーザーは自身の状況や業務発展の必要により、達達配達プラットフォームを通じて配達サービスを承る事ができる。達達配達プラットフォームには関連規則により、ユーザーの資質と配達サービスの受注情報を審査し、関連配達サービスの受注情報や他の関連情報が特定または不特定の顧客やユーザーに入手

されることを決める権利がある。ユーザーが配達サービスを履行し、獲得した費用は顧客が提供する。Y3 が案外 D 保険会社で配達員総合保険に加入し、保険期間は 2015 年 12 月 3 日 0 時～2015 年 12 月 3 日 23 時 59 分まで（ママ）となる。Y3 が本件配達の過程に X に怪我をさせたことに対して、D が賠償をし、X に対して合計医療費 1,495.03 元、逸失利益 13,500 元を支払った。事故発生後、Y3 が別途 X に 5,400 元を支払った。

審理において、X が以下のことを述べた。Y3 が X のために大部分の医療費、受診の間のすべての交通費を支払い、X が自分で最終回の医療費 250 元等を支払った。現在、それらの支払いに関する領収書は提出されていない。本件訴訟において、請求されている医療費は、保険会社によって賠償されていない部分であり、その他の医療費はすでに保険会社によって賠償された。Y3 が支払った医療費、薬品代、障害補助器具費用について、本件において一緒に処理し、その額を控除しまたは返却することに同意する。Y3 は以下のことを主張する。Y3 が X のために 4 回目の治療までのすべての医療費を支払ったが、具体的な金額は覚えられず、領収書を提供することもできない。その他、Y3 は X のためにすべての医薬費と障害補助器具費を立て替え払いして、合計 4,000 元余りである。また、X が受診する間のすべての交通費を Y3 が支払った。Y3 は X の鑑定結論について異議があり、その怪我が障害にならないと主張するが、改めて鑑定することを申請しなかった。Y2 と Y1 がともに以下の事実を認める。Y3 と Y1、Y2 の間にあらゆる形での労働、労務または請負契約は締結されていない。達達アプリの登録ユーザーは自分で毎日オーダーを受注するかどうか、どれくらい受注するか、どの地域で受注するか等を決めることができる。オーダーを受注すると、当日に固定的に 3 元の保険料が控除される。オーダーを受注しない限り、当該控除は発生しない。他の費用を支払う必要はない。配達費用は配達が完遂され、かつアプリ上確認された後、すぐ Y3 に振り込まれる。Y2 はユーザー登録後、ユーザーに指定された場所に来て職業訓練を受けることを通知する。訓練の主な内容は、配達時の礼儀作法、安全措置等であり、その場でパソコンを通じて受験をし、それに合格してからオーダーを受注することが可能になる。一方、試験に合格しないと、合格するまで引き続き訓練されることになる。Y2 は本件事故発生前に Y3 に配達用の制服、配達ボックスを配ったことなく、Y3 の配達用の移動手段についても要求することはなかった。

前述した事実について、X が提供した道路交通事故認定書、外来受診記録、放射診断報告、領収書、鑑定意見書と鑑定費用領収書、B が発行した証明、戸籍簿、ホームページのスクリーンショット、ICP/IP 住所/ドメイン名情報登録管理システム検索時のスクリーンショット、パソコンソフト著作権登録証書、Y2 が提供した Y3 の登録情報、事故発生時の Y3 の配達オーダー情報、登録契約（配達員版）、配達員補償保険証明書と添付資料、平安配達員総合保険賠償額計算書、Y3 が提供した配達員補償保険証明書と添付資料、平安配達員総合保険賠償額計算書、領収書等の証拠と当事者の口頭弁論時の陳述によって

証明される。

当裁判所は以下のように判断する。公民の人身権利と財産権利は法律によって保護される。行為者が過失によって他人の民事権利・利益を侵害した場合、権利侵害責任を負うべきである。本件交通事故について、交通警察部門の認定により、Y3 が全責任を負い、X に責任はない。本件の争点は、Y3 当時の配達行為の効果を誰が負担すべきかである。まず、Y1 はただ Y2 のアプリに宣伝用のウェブページを作成し、達達アプリの権利者または使用者ではないため、Y3 と何らかの法律関係があるわけではなく、Y1 が本件責任を負うべきではない。そして、Y2 が達達アプリの著作権所有者であり、達達アプリの利用によって発生する権利義務について、Y2 が負担すべきである。達達アプリの主な機能は登録ユーザーに顧客の配達需要を提供することであり、その登録ユーザーは当該プラットフォームを通じて顧客の配達需要を知り、自身の判断により顧客の当該需要を引き受けるかどうか、顧客に配達サービスを提供するかどうかを選択する。したがって、達達アプリが提供するのは仲介サービスであり、その登録ユーザーに情報を送ることはあるが、登録ユーザーに対して人身拘束がなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについて何ら制限することがなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することもない。したがって、Y2 と Y3 の間に労働または労務関係が存在すると認定することは出来ない。また、Y3 が登録ユーザーとして、その配達サービスの提供対象は具体的な顧客であり、Y2 ではない。したがって、Y2 と Y3 の間に請負契約も存在しない。そのため、X が Y2 に本件責任を負担するよう要求するが、事実と法律上の根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。前述したように、本件事故の責任主体は Y3 個人であり、Y3 が X の今回の負傷に対して全賠償責任を負担すべきである。Y3 による事故認定への異議について、その観点を証明する証拠が提出されていないため、当裁判所はそれを認めない。

X の損失について、当裁判所は以下のように認定する。1.医療費について、X が保険によって賠償された医療費が 1,495.03 元であり、その他、薬を購入するための費用 512 元が発生し、医療費が合計 2,007.03 元である。X が障害補助器具費 3,500 元を医療費に計上するよう請求するが、それが規定に合わず、当裁判所は 2 つの項目を別々に挙げることにする。2.障害補助器具費について、X には障害補助器具費 3,500 元が発生し、それを確認する。3.交通費について、X がその交通費損失を証明する証拠を提供せず、かつその診療期間中のすべての交通費が Y3 によって支払われたと自分で認めたため、交通費の請求を支持しない。4.障害賠償金について、X が本市非農村戸籍であり、鑑定により X X X 障害となり、認定時に満 61 歳であり、障害賠償金は 100,627.80 元とされる。Y3 は鑑定結論に対して異議を申したが、十分な理由を提出しなかったため、当裁判所はそれを採用しない。5.介護費について、X はその娘が介護したと主張するが、X が提供した証拠では、その娘の就労状況、事故発生前の収入状況と発生後の収入減少状況を証明できな

い。したがって、毎月 3,500 元で介護費を計算するという X の要求について、それを支持しない。鑑定によると、X には 60 日の介護が必要になるため、介護費を 2,400 元とする。6.栄養費について、X が鑑定により、60 日間の栄養を必要とする。栄養費は 1,800 元とする。7.慰謝料について、X が鑑定により、XXX障害となり、その慰謝料 5,000 元の請求について、それを支持する。8.鑑定費用について、X には実際に鑑定費用 2,000 元が発生するため、それを認める。

前述したように、X の損失が合計 117,334.83 元である。Y3 が X のために薬代 512 元、障害補助器具費 3,500 元、現金 5,400 元を立て替え払いしたことについて、それを認める。Y3 が X のために立て替え払いした保険によって拠出された医療費金額について、双方当事者が具体的な金額を証明する証拠がない。Y3 によると、Y3 は X のために 4 回の医療費を立て替え払いし、合計 4,000 元余りである。X によると、X が自ら最終回の医療費を支払った。X が実際に受診した回数が 5 回を超えており、実際に発生した医療費、薬代と障害補助器具費の総額が 5,500 元を超え、双方当事者が医療費を計算する際に、ともに障害補助器具費を記入したことが明らかである。現に X は自分で支払った医療費の額が 250 元であることに同意するため、当裁判所はそれを認める。故に、保険によって拠出される医療費の中に、Y3 が 1,245.03 元を支払った。そして、Y3 が立て替え払いした総額が 10,657.03 元であり、それを控除した後、Y3 がまだ X に 106,677.80 元を賠償すべきである。中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、22 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律に関する若干問題の解釈 17 条 1 項、18 条 1 項、19 条、21 条 1 項、22 条、24 条、25 条、最高人民法院民事権利侵害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈 1 条 1 項 1 号、10 条 1 項の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に 106,677.80 元を賠償する。
2. X の他の請求を棄却する。

金銭給付義務を負う当事者が、当判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

案件受理費 2,730 元について、その半額の 1,365 元を徴収し、Y3 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 2 月

25

民事判決書

（2017）魯 0213 民初 187 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 の交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 1 月 9 日に立案した後、法律に従って普通手続を適用し、2017 年 6 月 1 日に公開開廷して審理をした。X の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。現に本件は審理終了した。

X が以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが医療費 118,393.2 元、入院食事補助費 10,600 元、介護費 12,720 元、交通費 1,060 元、障害賠償金 516,200.32 元、鑑定費 1,300 元、慰謝料 10,000 元、合計 670,273.52 元を賠償すること。2.訴訟費用は Y らが負担すること。事実と理由　2016 年 10 月 9 日、Y1 が二輪車を運転して西から東へ某道路を通過する際に、道路を横断する X に衝突し、X に怪我をさせた。交通警察部門の認定によると、Y1 が全責任を負うことになる。審査によると、Y1 が Y2、Y3 の作った新達達アプリを通じてオーダーを受注し、達達の配達員である。本件事故は出前配達途中に発生したものであり、X の権利・利益を守るために、訴訟を提起した。

Y1 は交通警察の認定結果に不服し、かつ X の請求額が高すぎると弁解した。

Y2 が以下のように弁解した。1.Y1 が権利侵害者であり、独立して権利侵害責任を負担すべきである。本件交通事故を引き起こしたのは X と Y1 であり、事故認定書によると、Y1 が事故の全責任を負担し、X が Y2 に責任を負担させようとする要求には法的根拠がない。2.Y1 が達達アプリに登録したユーザーであり、プラットフォームと労働または労務関係に入ったわけではない。Y1 が達達プラットフォームを通じて情報を獲得したが、プラットフォーム側がその権利侵害行為に対して責任を負う必要はない。Y2 に対して、Y1 の権利侵害行為に責任を負わせようとする X の要求には事実と法的根拠はない。

Y3 の弁解によると、Y2 と Y3 に何の関係もなく、達達アプリは Y3 の関連業務ではな

く、Y2 が開発した携帯アプリである。

本件当事者が訴訟の請求を巡って証拠を提出し、当裁判所が当事者に口頭弁論と質疑応答を組織した。

双方当事者は以下の証拠の真実性に対して異議を持たない。1.2016 年 10 月 9 日道路交通事故認定書、2.青正司鑑［2017］法臨鑑字第 703 号司法鑑定意見書、3.青島市第八人民病院外来病歴、入院病歴、医療費領収書等。前述した証拠の真実性について、当裁判所はそれを認める。

双方当事者の紛争の事実と争点について、当裁判所は以下のように認定する。

X は Y1 と Y2、Y3 の関係が労働関係であるため、X の損失について、Y らが連帯責任を負うべきであると主張する。当該主張に対して、X が証拠を提出し、それを証明することはしなかった。

Y1 は、彼がネットで登録し、達達アプリのユーザーになったこと、達達配達プラットフォームを通じて、彼がオーダーを受注し、配達業務を行ったこと、Y1 と Y2 が締結したのはネットユーザー登録契約であり、労働契約を締結しなかったことを認める。

Y2 は Y1 との間に労働関係が存在することを否認し、以下の証拠を提出した。

証拠 1　Y1 の達達アプリにおける登録情報のプリントアウト 1 部、達達配達プラットフォームの登録契約 1 部

これにより、Y1 と Y2 の間に労働、労務または雇用関係が存在しないこと、Y1 は達達プラットフォームの登録ユーザーに過ぎず、双方は仲介関係にあり、これは Y1、Y2 の合意によるものであることを証明する。

証拠 2　2016 年 10 月 9 日、Y1 が利用したアプリデータの明細 1 部

これにより、Y1 が 2016 年 10 月 9 日に実際に第三者に配達サービスを提供し、Y2 のためにサービスを提供しなかったことを証明する。

証拠 3　各地裁判所の過去の判決書 6 部、労働仲裁裁決書 1 部

これにより、各地司法機構の判決認定によると、Y2 と Y1 が登録期間中において、労働、労務関係が存在しないこと、Y2 がプラットフォーム登録ユーザーのアプリ使用時間、場所等についてそれを管理・制限しないこと、Y2 がこれによって収益を挙げるわけではないことを証明する。

Y3 が達達アプリのダウンロードスクリーンショット、登録証書コピー1 部を提出し、達達アプリと Y3 にはなんの関係もないことを証明する。Y2 が Y3 のウェブサイト上でそのアプリに関するコマーシャルを掲載したが、Y2 と Y3 には他の業務関係が存在しない。

Y1 は Y2 と Y3 の前述した証拠を認めない。X は前述した証拠の真実性を認めず、それが Y らの観点を証明できないと主張する。

双方の争いの事実と争点について、当裁判所は以下のように判断する。Y らが提出した関連証拠と各地裁判所のすでに効力が発生した法律文書への診査認定によると、達達アプリは Y2 が開発したネットアプリであり、Y1 が達達アプリの登録ユーザーであり、当該アプリは配達需要のある顧客に情報公開の場を提供し、顧客の配達需要を受注する必要のある配達員に送る。達達アプリは単に顧客と配達員に配達情報を提供し、ユーザーに仲介サービスを提供するプラットフォームである。登録ユーザーY1 と Y2 の間に労働関係または労務、雇用関係が存在しない。それと同時に、X と Y1 には、Y3 と Y1 の間にあらゆる形での労働、労務または雇用関係が存在することを証明する証拠もない。故に、当裁判所は X の主張を支持しない。Y2 と Y3 の抗弁意見を指示し、Y2 と Y3 が提供した証拠の真実性、有効性を認める。

当事者の陳述と審査によって確認した証拠により、当裁判所は以下の事実を認定する。

1. 2016 年 10 月 9 日 19 時 19 分、Y1 が二輪車に乗り、西から東へ直行し、某時点を通過する際に、道路を横断する X と交通事故を起こし、二輪車前部が X の体と接触し、X が怪我をした。交通警察部門の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X が事故責任を負わない。Y1、X はともに事故認定書にサインし、それに同意した。

2. Y1 が運転する二輪車は Y1 個人が購入したものであり、ナンバープレートがなく、保険にも加入しなかった。達達アプリは Y2 が開発したネットアプリであり、Y1 が達達アプリの登録ユーザーであり、達達配達プラットフォームが提供した配達情報を利用してオーダーを受注する。事故発生時、Y1 は当該プラットフォームを通じて、A のオーダーを受注し、顧客に貨物を配達する最中だった。Y1 と Y2、Y3 の間には労働契約または労務雇用契約は締結されていなかった。

3. 事故発生後、X が青島市第八人民病院に入院し、手術治療を受けた。その診断結果は「脳幹損傷、右額脳挫傷、創傷性クモ膜下出血、創傷性硬膜下血腫、気頭、前頭骨骨折、目眶骨骨折（右側）、瞼皮膚裂傷（右側）、脳脊髄液耳漏、頭蓋底骨折、動眼神経損傷（右側）」、当該病院で 44 日間入院し、2016 年 11 月 21 日に青島大学附属病院に転入し、16 日間入院治療し、2017 年 2 月 3 日に再び第八人民病院に入院治療をし、後に X が 3 回連続で当該病院に入院し、5 回の入院期間が合計 106 日間となる。入院期間の長期病歴には、「介護者 1 名」と書いている。最終的には、2017 年 3 月 26 日に退院した。退院する際には、医者から「1.休息を取り、飲食を制限すること、2.リハビリを継続し、疲労と風邪に気をつけること、3.半月ごとに外来にかかり、不具合が出る場合、随時受診すること、4.服薬を継続すること」と言いつけられた。X が入院する間、Y1 がそのために 7,300 元を支払い、道路交通事故救助基金 27,701.03 元を申請した。前述した費用は X の医療費用を支払うために使われた。

4．訴訟において、X が当裁判所に対して、その障害等級等について鑑定するよう申請した。当裁判所が青島正源司法鑑定所に鑑定を委託し、鑑定意見（2017.4.17 発行）は以下のようになる。「(一) X にの脳には多発性損傷があり、半身不随となり、現在の障害等級は 4 等級である。（二）X の脳脊髄液耳漏を伴う頭蓋底骨折の障害等級は 10 等級である」。X がそのために鑑定費 3,100 元を使った。

審理の際に、X がその訴訟請求について、以下の証拠と計算方法を提出し、Y らがこれに対して質疑をした。

1．医療費 66,581.03 元について、青島市第八人民病院外来医療費領収書 10 枚、入院領収書 4 枚、薬代明細 4 枚、青島大学附属病院入院治療費領収書 1 枚を提出し、X が今回交通事故によって怪我を受け、合計医療費 118,393.2 元を使ったという事実を証明する。すでに健康保険によってカバーされた部分を除き、保険適用外の医療費 66,581.03 元を請求する。

2．入院食事補助費 10,600 元について、106 日間入院し、1 日 100 元で計算することを主張する。

3．介護費用 12,720 元について、介護証明 3 枚を提出し、X の入院病歴における記載と合わせて、106 日間の入院期間中に、介護人が 1 人必要とし、1 日 120 元で計算することを主張する。

4．交通費 1,060 元について、106 日間入院し、毎日 10 元で計算することを主張する。

5．鑑定費用 1,300 元について、鑑定費用領収書 1 枚を提出する。

6．障害等級状況に応じて、慰謝料 10,000 元を主張する。

Y らは X の前述した証拠と主張に対して異議を述べなかったが、Y2、Y3 は前述した費用が彼らに無関係であると主張する。

7．障害賠償金 516,200.32 元について、鑑定意見書によると、X に 4 等級、10 等級障害が 1 箇所ずつあり、戸籍簿 1 部を提出し、X が青島市の住民であることを証明し、その計算基準は 2016 年青島市都市部住民平均支配可能な収入である 43,598 元で計算し、障害賠償金は 516,200.32 元（43,598 元*16 年*74%）である。

Y1 は異議を述べなかった。Y2 は異議を述べなかったが、自分には関係しないと主張する。Y3 は賠償年数が 15 年間であり、賠償係数が 71%で計算すべきと主張する。

当裁判所が以下のように判断する。本件は自動車交通事故によって起こされた権利侵害責任紛争であり、Y らは交通事故における過失の度合いによって、民事賠償責任を負担すべきである。交通警察部門の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X が事故責任を負わない。双方当事者がともに自己認定書に署名して同意をしたため、当裁判所はそれを認める。Y1 の弁解によると、彼は全責任を負うことに対して異議はある。しかし、関連証拠を提出し、当該交通警察部門が発行した事故認定書を覆すことが出来なかった。そして、Y1 が当該認定書に署名をして確認をした。したがって、Y1 の弁解意見に対し

て、当裁判所は支持しない。Y1 所有のバイクが関連保険に加入しなかったため、Y1 が道路交通事故事件の直接権利侵害責任者であり、X の合理的な損失に対し、Y1 が法に従ってすべての賠償責任を負うべきである。Y2 と Y1 の間には、X が主張する労働関係または労務雇用関係は存在せず、双方の関係は性質上仲介契約関係であり、当該契約には相対性があり、法律上、労働関係または労務雇用関係によって生じる Y1 の権利侵害行為への代替責任または連帯責任は存在しない。Y3 は Y1 となんの法律上の関係がなく、本件事故の発生に関して、なんの過失もない。したがって、Y2、Y3 が Y1 と共同に X の損失に対して連帯賠償責任を負担するという X の主張に関して、法律・事実上の根拠がなく、当裁判所はそれを支持しない。

X が主張する医療費の自己負担部分 66,581.03 元について、その証拠が確実かつ充分であり、Y らが異議を述べず、当裁判所がそれを支持する。そのうち、Y1 が支払った 7,300 元、道路交通事故救助基金が支払った 27,701.03 元を控除すべきであり、X が自己負担した医療費用損失の金額は実際 31,580 元となる。

X が主張する入院食事補助費 10,600 元、介護費用 12,700 元、交通費 1,060 元、鑑定費用 1,300 元、慰謝料 10,000 元について、その主張金額と計算方式が合理的であり、Y らが異議を述べず、当裁判所がそれを支持する。

障害賠償金 516,200.32 元について、X が青島市戸籍を持ち、障害認定時に満 64 歳であり、X が主張する計算基準が法律規定に合致しており、当裁判所がそれを支持する。しかし、賠償係数が計算上誤っており、それを正すべきである。関連計算規定によると、複数箇所の障害を持つ場合、評定した最高障害等級賠償割合を基数とし、他の障害 2 ないし 5 等級について、1 箇所増えるにつれ、賠償割合 4%を加算し、6 ないし 10 等級について、1 箇所増えるにつれ、賠償割合 2%を加算する。加算した賠償割合が合計 10%を超えてはならず、最高賠償割合が 100%を超えてはならない。X は 4 等級障害を 1 箇所、10 等級障害を 1 箇所持つため、その賠償係数は 4 等級の 70%を基数に、2%を加算し、72%で計算すべきである。故に、X の障害賠償金は 502,248.96 元（43,598 元×16 年×72%）である。

前述したように、X が本件における合理的な損失は、医療費 31,580 元、入院食事補助費 10,600 元、介護費 12,720 元、交通費 1,060 元、障害賠償金 502,248.96 元、鑑定費用 1,300 元、慰謝料 10,000 元、合計 569,508.96 元であり、Y1 が賠償するべきである。中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、15 条 6 項、16 条、22 条、48 条、中華人民共和国民事訴訟法 64 条、142 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y1 が X の損失に対して人民元 569,508.96 元を賠償し、本判決書の効力発生日から 10 日以内に納付する。

2. X の Y2、Y3 に対する訴訟請求を棄却する。

事件受理費 9,975 元（X が納付済み）について、X が 654 元を負担し、Y1 が 9,321 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、山東省青島市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 6 月

26

民事判決書

（2018）京 0102 民初 4883 号

原告　X
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略

X と Y1、Y2、Y3 の生命権、健康権、身体権紛争案について、当裁判所が 2018 年 1 月 18 日に立案した後、法律によって簡易手続を適用し、公開開廷して審理をした。X とその委託代理人、Y2、Y3 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1、Y3 に対して呼び出しをかけたが、正当な理由なく出頭応訴しなかった。Y3 が書面で弁解書を提出した。当裁判所は法律により欠席したまま審理をした。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが X に医療費 23,894 元、逸失利益 105,000 元、栄養費 4,500 元、介護費 6,000 元、交通費 500 元、腕時計損失 500 元、慰謝料 5,000 元を賠償すること。2.鑑定費と訴訟費用は Y らが負担すること。

事実と理由　2017 年 3 月 18 日 10 時 12 分、X が西城区某巷を自転車で通行し、Y1 がナンバープレートのない電動自転車を運転し、ふたりとも南から北に向けて走るところ、Y1 が不当に追い越ししようとし、X とぶつかり、X が両手に怪我を負い、腕時計が壊れることになった。事故発生後、西城交通支隊が事故責任を認定し、Y1 が今回の事故において全責任を負うと認定した。当日、救急車が X を積水潭病院荷送り、検査・治療をし、X の左手の骨に閉鎖療法を施し、右手が筋腱断裂し、固定処置をした。2017 年 8 月 23 日、病院は X に筋腱移植手術を実施し、15 日間入院治療をし、9 月 7 日に退院した。事故発生後、X が正常に生活・就労することが出来ず、X の心身に酷いダメージを負わせ、X がそのために大量の治療費を使った。Y1 が達達プラットフォームの配達員であり、当日電動自転車で配達する途中に X にぶつけた。達達配達プラットフォームは Y2 と Y3 が共同運営するネット配達サービスプラットフォームであり、Y1 が当該プラットフォームのためにサービスを提供し、当該プラットフォームからサービス料を受け取り、当該プラットフォームの管理と訓練を受ける。Y1 が職務遂行中に X に怪我をさせたため、雇用主として連帯責任を負うべきである。したがって、Y1 が道路交通安全法規に違反し、X

に大きな損害をもたらしたため、X が裁判所に提訴した。

Y2 が以下のように弁解する。事故認定に異議はない。Y1 と Y2 の間に労働関係がなく、Y2 が達達配達の運営者ではなく、X が Y2 を提訴するのが間違っている。

Y3 が以下のように弁解する。事故認定に異議はない。Y3 はネット情報サービスを提供する仲介プラットフォームであり、Y1 と労働または労務関係が存在せず、X の提訴には法律や事実上の根拠がない。Y3 が Y1 を管理または拘束する行為がなく、双方の間には人身隷属性が存在しない。Y1 は達達プラットフォームの登録ユーザーであり、従業員ではなく、Y3 が達達プラットフォームの管理者であり、Y1 は自発的に第三者に配達サービスを提供するかどうかを選択できる。Y1 はプラットフォームに登録した顧客に配達サービスを提供し、サービス報酬は顧客から Y1 に全額支払われ、Y3 が費用を徴収し、または控除することはない。そして、Y1 と X が事故にあったのは当日 10 時 12 分であり、配達の途中ではなく、プラットフォームを使っていなかった。故に、その権利侵害行為について、Y1 自身が責任を負うべきである。

当裁判所が審理を経て、事実を以下のように認定する。事故の発生と責任認定について、2017 年 3 月 18 日 10 時 12 分、西城区某巷において、南から北向けに、Y1 が電動自転車で移動し、同方向を自転車で走る X を追い越す際に衝突し、X が倒れ、両手に怪我をし、腕時計が壊れた。Y1 は配達後帰る途中に事故が発生したと称し、西城交通支隊も Y1 が事故の全責任を負うと認定した。

X が怪我をした後、積水潭病院に送られて治療を受け、診断結果は橈骨骨折である。Y1 が一部の診療費と固定器具の費用を支払った。その病歴には以下の処置履歴が載っている。閉合復位、石膏で固定、手術による治療をすすめ、一週間後に外来にて再診する。同年 8 月 23 日に、X が積水潭病院に入院し、病歴には、「怪我をした後、右親指が後ろの方に曲げられない。4 ヵ月間」という病人の陳述がある。現在の病歴によると、患者は入院 4 ヵ月前に、右親指を捻ったが、当時、患者は右親指がしびれ、後ろの方に曲がることが出来なくなり、明確な痛み、腫れ、違和感はなかった。病院で診断した結果、右親指筋腱が損傷した。当日検査をした結果、右親指筋腱が断裂した。8 月 29 日、手の異体筋腱移植手術を行い、術後治癒効果が良くなかったため、9 月 5 日に再度手術を行った。9 月 7 日に X が退院した。合計 15 日間入院した。退院する際のアドバイスとして、1 ヵ月間休息を取り、定期的に薬を変え、石膏で固定をし、随時診療を受けることが言いつけられた。

X が提出した医療費領収書によると、医療保険で即時に決済した後、自己負担部分が合計 23,534.42 元（当地のクリニックで薬交換したために支払った 100 元の診療費が含まれる）。X が事故の際に腕時計を壊され、500 元の修理費を支払った。訴訟において、X が合理に就労できない期間、介護期間、栄養期間について鑑定することを申請し、当裁判所が北京華夏物証鑑定センターに鑑定を依頼し、当該鑑定センターが 2017 年 12 月

11 日鑑定意見を出し、被鑑定人 X が怪我をした後、就労できない期間が 180 日間であり、介護期間が 60 日間であり、栄養期間が 90 日である。X が鑑定費 2,100 元を支払った。X が入院する間、Y1 が入院前払金 5,000 元を立て替え払いした。Y2 と Y3 は X の手術と外傷の因果関係を認めない。

逸失利益について、X が A 会社の証明書を提出した。それによると、X がそこの CEO を務め、2017 年 3 月 18 日に事故発生後、正常に出勤することが出来ず、病気休暇 7 ヵ月間を取り、10 月 18 日に出勤し、105,000 元の給料を損失した。X が事件発生前の銀行取引明細を提出し、その中には、毎月 ATM を通じて彼に送金した金額が載せてあり、その額は大体 10,000 元から 15,000 元までの間にある。X が怪我をした後、収入報酬をもらうことはなかった。

事故責任主体について、双方当事者が提出した証拠と、Y1 が前回訴訟開廷時の陳述を合わせてみて、以下の事実が判明された。「達達」と「達達配達員版」アプリは Y2 が開発し、Y3 が運営管理をする配達プラットフォームである。Y1 が達達配達員版アプリを通じて配達員に登録し、Y3 との間に労務または労働関係は存在しない。Y2 は前述したアプリの開発者であり、実際の運営者ではない。Y3 によると、達達プラットフォームは情報サービスプラットフォームである。その具体的な業務は、配達需要のある登録企業または個人に対して、配達オーダー情報を達達プラットフォーム上で公表し、それは配達契約を締結するために、不特定多数の人に対して要約を発する行為である。登録ユーザーがプラットフォームを通じて、リアルタイムに公表された配達情報を獲得し、自主的に顧客に配達サービスを提供するかどうかを決め、配達契約を締結する。登録ユーザーは「早押し勝負」の形で配達オーダーを受注する。登録ユーザーの受注行為は承諾に該当する。その時点で、双方当事者はすでに配達サービス契約を締結し、実際に履行し始めた。Y3 は仲介サービスを提供したに過ぎず、双方当事者が配達サービス契約を締結するために、報告と仲介サービスを提供する。現段階では、Y3 が配達状況に応じて配達費用を徴収しておらず、支払われた配達サービス費用について、保険料を控除した後、全額配達員に支払われる。

Y3 が過去すでに効力の生じた判決書を提出し、以下のことを主張する。前述したアプリが提供するのは仲介サービスであり、その登録ユーザーに情報を発信し、登録ユーザーに対しては人身管理がなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについては何の制限もなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することもない。したがって、Y3 と配達員の間に労働又は労務関係が存在すると認定することが出来ない。配達員が登録ユーザーとして、その配達サービスの提供対象は具体的な店であり、Y3 ではない。したがって、Y3 と配達員の間に請負関係も存在しない。（(2016) 沪 0115 民初 81742 号民事判決書の内容参照）。

Y1、Y3 が出頭して弁解することはなかった。

前述した事実は、X が提出した交通事故認定書、病歴、医療費領収書、修理代領収書、就労できなかった事に関する証明、達達プラットフォームのウェブサイト資料、司法鑑定意見書、Y らが提出した著作権証書、並びにすでに効力が発生した民事判決書、当事者の口頭弁論時の陳述等の証拠によって証明される。

当裁判所は以下のように判断する。Y1 が追い越しする際に、合理・安全な距離を保たず、X が乗った自転車と接触し、事故を引き起こした。Y1 が全責任を負うという認定意見について、当裁判所はそれを採用する。Y1 が北京における居所が西直門北大街であり、事故発生が発生したのは配達を完了して帰宅する途中にあった。したがって、それを配達過程中にあると見るべきであり、機械的に顧客が受取のサインをした以上、契約が完遂されたと見るべきではない。したがって、Y1 が事故発生時、配達期間中にいなかったという Y3 の意見は、事実と一致せず、当裁判所はそれを認めない。

賠償主体について、当裁判所がすでに効力が発生した裁判文書の論理構成と Y らが提出した証拠を照らし合わせた結果、Y2 は達達アプリの著作権者に過ぎず、当該プラットフォームの運営を管理することがないと認定する。Y3 が達達アプリと達達配達員版アプリのプラットフォームの使用者と管理者であるが、当該プラットフォームが提供するサービスは、現段階ではまだ無料であり、プラットフォームは主に配達情報を提供し、店から要約を出し、配達員が受注するかどうかを自由に選択し、プラットフォームがそれに干渉し、または業務を分配することはない。ゆえに、当該プラットフォームは交易情報の仲介サービスを提供するに過ぎず、配達員との間に労働関係は存在しない。したがって、Y3 が今回の事故について、賠償責任を負うことはない。

X による医療費賠償請求について、その後続の手術治療費用は、負傷した右親指を保守治療したことによるものであり、今回の交通事故と直接関連している。Y1 の経済能力が限られているため、X が医療保険によって一部の医療費を負担させるために、病因を述べる際に負傷の経過を「適度にごまかす」必要があったが、怪我との因果関係の認定に影響することはない。したがって、医療費について、Y1 がすでに立て替え払いした 5,000 元を除いて、残りの費用を当裁判所が支持する。X が就労不能による逸失利益を賠償せよと請求し、そのための証拠を提出した。その月収が確かに 10,000 元以上に達したが、月 15,000 元の安定した収入には達していなかった。そのため、逸失利益を 13,000 元と認定する。就労できなかった期間について、鑑定意見を顧慮すると、それを 6 ヵ月とし、超過した部分についてそれを支持しない。X が栄養費を賠償せよとする訴訟請求について、鑑定意見を顧慮すると、それを 2,000 元と認定する。X が介護費を賠償せよとする訴訟請求について、怪我の回復具合を顧慮すると、主張された金額が合理的であり、当裁判所はそれを支持する。X が交通費を賠償せよとする訴訟請求について、受診するための要求に合致しており、当裁判所がそれを支持する。X が腕時計の損失を賠償せよとする訴訟請求について、事故当時にその腕時計が壊れたことは客観的な事実であ

り、その修復費用が合理的であり、当裁判所がそれを支持する。X の慰謝料に関する訴訟請求について、右手が X の利き手であり、親指の動きが制限されると、一生その生活、就労に影響するため、当裁判所がその請求を支持する。Y1、Y3 が当裁判所の呼び出しに応じず、正当事由なしに出頭しなかったため、当裁判所が法律に従って欠席審理をした。前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、19 条、22 条と中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1. 本判決が効力を発してから 15 日以内に、Y1 が X に対して医療費 18,534.42 元、栄養費 2,000 元、逸失利益 78,000 元、介護費 6,000 元、交通費 500 元、慰謝料 5,000 元、腕時計修理費 500 元、鑑定費 2,100 元を賠償する。

X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しないと、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 1,604 元について、X が 328 元を負担し（納付済み）、Y1 が 1,276 元を負担する（本判決が効力を発生した後 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、北京市第 2 中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 3 月

27

民事判決書

（2017）沪 0106 民初 8770 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2

X と Y3、Y4 健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 3 月 14 日に立案し、法律に従い簡易手続きを適用した。同年 5 月 4 日、当裁判所が Y5、Y1 を被告に追加し、彼らに訴訟参加するよう通知をした。同年 7 月 28 日、本件を審理する際に、簡易手続きを適用すべきではない事情があることが判明され、通常手続きに変更するよう裁定された。2017 年 10 月 9 日、当裁判所所長の許可を得て、本件通常手続の期間を 3 ヵ月間延長した。2018 年 2 月 11 日、当裁判所が本件について公開開廷し、審理を行い、X の委託訴訟代理人、Y1 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y2 が当裁判所の公告と伝票送達を経て出頭しなかった。審理において、X が Y3、Y4 への提訴を撤回し、当裁判所が法律に従いそれを認めた。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。Y1、Y2 が連帯して医療費 35,894.8 元、入院食事補助費 600 元、介護費 4,800 元、交通費 111 元、栄養費 3,150 元、鑑定費 1,950 元、日用品費用 200 元、服装損失費 300 元、障害賠償金 26,481 元、慰謝料 5,000 元、二次手術費用 6,000 元を賠償すること。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 3 月 26 日 9 時 55 分頃、Y2 が電動自転車に乗り、本市某バス停を通過する際に、電動自転車が左側に倒れ、バス停でバスを待っていた X にぶつかり、X に怪我をさせ、本件事故を引き起こした。上海市公安局静安分局交通警察支隊の認定によると、Y2 が事故の全責任を負うことになる。事故発生後、X が直ちに普陀区人民病院に送られ受診したが、左脛骨上部骨折と診断され、後日上海市閘北区中央病院に入院治療した。レントゲン写真によると、左脛骨と、左腓骨が骨折したことが判明された。3 月 30 日、左脛骨切開復位植骨内固定術が実行され、同年 4 月 25 日に退院し、2016 年 6 月 28 日に一回再診を受けた。前述した医療により、医療費合計 35,894.80 元（医療保険部分を除いた額）が支出された。入院期間中におむつ、便器等を購入し、200 元がかかった。受信するために交通費 111 元が発生した。事故により服装が破れ、その損失が約 300 元でした。同年 8 月 16 日、司法鑑定科学技術研究所司法鑑

定センターが鑑定意見書を出し、X の左足等のところの交通事故による怪我並びに残された機能障害を認定し、一期において治療休息 90-120 日、介護 90 日、栄養 90 日が必要であり、今後二期治療において、休息 30 日、介護 30 日、栄養 15 日が必要になる。X が鑑定費用 1,950 元を支払った。X によると、Y2 が電動自転車に乗って彼に怪我をさせたことが、民事上の権利侵害行為を構成し、民事賠償責任を負うべきである。事故発生時、Y2 は Y1 が形成する達達プラットフォームの登録配達員であり、事故発生時に達達ネットという標識つきの電動自転車を使用し、出前配達をしていた。そして、Y1 が Y2 を訓練し、相応の費用を徴収していた。したがって、Y2 と Y1 の間労務関係が存在し、連帯賠償責任を負うべきであり、そのために前述した訴訟請求をした。

Y2 が弁解をしなかった。

Y1 が以下のように弁解した。X が本件において主張する Y2 と Y1 が労務関係にあり、X が事故によって服装を破損されたという事実について、それを確認しない。X が主張する他の事実について、それを認める。Y1 は飲食業の企業と登録配達員に対して、プラットフォームによる情報仲介サービスを提供するだけで、その登録ユーザーとの間の法律関係について、明確な約定があるため、民事賠償責任を負うべきではない。その損失構成について、X が主張する医療費、入院食事補助費、介護費、交通費、栄養費、鑑定費、障害賠償金を認める。日常用品費、服装損失費、慰謝料、二次手術治療費について、X の主張に根拠がなく、それを認めない。

X が訴訟請求を巡って、事故認定書、退院説明書、医療費の領収書、鑑定意見書等の証拠を提出し、当裁判所が当事者を組織して証拠の交換と口頭弁論を行った結果、前述した証拠が客観的に真実であり、X が主張した本件事故の発生経緯、責任認定、診療経過、X の損傷程度等の事実を証明し、当裁判所がこれを確認する。争議のある事実と証拠について、当裁判所が以下のように認定する。Y2 と Y1 の間に労務関係が存在するかどうかという事実について、X が根拠を提出しなかった。Y1 が登録契約、Y2 の登録情報を証拠として提出したが、そのうち、登録契約には以下のことが明確に記されている。「登録契約はユーザーが達達配達プラットフォームの各サービスを使うために達達配達プラットフォームと締結する正式な契約であり…ユーザーがウェブサイトでアカウントを登録し、もしくは実際に達達配達プラットフォームのサービスを使用した場合、ユーザーが本契約のすべての条項による拘束を受けることに同意することを意味する」。「達達配達プラットフォームは…ユーザーにアカウント情報管理、配達情報閲覧と検索、配達交易マッチングと処理、オーダー検索と管理、配達料金の交渉代理、配達費用の徴収・立て替え払い、交易契約と証拠書類の保管、信用等級の評定と公開、交易データ処理、争議調停等のネット情報サービスやオンライン交易処理サービスを提供するネットプラットフォームである」。「ユーザーが約定通り配達オーダー完遂した場合、達達配達プラットフォームを通じて顧客からおうおうの報酬を獲得する権利がある。いついかなる時でも、

ユーザーと達達配達プラットフォームの間には労働・労務・雇用関係は存在しない…」、「顧客は…約定どおりにオーダーを完遂したユーザーに報酬を支払うべきである」。X の登録情報によると、プラットフォームに加入したのは 2016 年 2 月 19 日であり、ユーザータイプは「自由」だった。X が Y1 の提供した証拠の真実性について異議を申し出なかったが、契約内容が長すぎて、Y2 の教育程度が低く、契約内容の意味を正確に理解することが出来ないため、Y2 が当該契約を締結したが、それは彼の真実の意思表示ではなく、契約内容が Y2 に対して効力を持たないと主張する。当裁判所の認定によると、登録契約の内容は、達達プラットフォームの主な機能が、プラットフォーム上登録した配達員に顧客の配達需要情報を提供することであり、配達員がプラットフォームを通じて配達需要を知り、自身の意思で顧客に配達サービスを提供するかどうかを選択する。したがって、達達プラットフォームが提供するのは仲介サービスであり、登録した配達員に情報を提供する以外、その業務への管理や制限がない。したがって、配達員とプラットフォームとの間にはあらゆる形での労働や労務関係が成立していない。X は Y2 の教育程度が低いことのみを理由に、当該契約の効力を否定するが、反証を提供することがなかった。したがって、当裁判所はその異議を採用せず、契約内容を認める。また、Y1 が Y2 に対して職業訓練をし、管理費用を徴収したと X が主張するが、その主張を証明する証拠を提供しなかった。当裁判所はその主張を採用しない。前述したように、当裁判所は Y らの間に労働関係が存在するという X の主張を認めない。

X が事故により服装を破損された事実について、X が証拠を提供しなかったため、当裁判所はそれを認めない。

当裁判所は以下のように判断する。行為人が過失により他人の民事権利・利益を侵害したため、権利侵害責任を負うべきである。弁明した事実によると、Y2 が電動自転車を運転する際に X に怪我をさせたため、相応の民事賠償責任を負うべきである。Y1 と Y2 の間に労務・雇用関係が存在せず、Y1 に対して連帯賠償責任を負担させようとする X の請求には、事実・法律上の根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。X の損失範囲について、X が主張する医療費 35,894.8 元、入院食事補助費 600 元、介護費 4,800 元、交通費 111 元、栄養費 3,150 元、鑑定費 1,950 元、障害賠償金 26,481 元、慰謝料 5,000 元について、X が提供した証拠によって証明され、その計算方法も合理的な範疇内であり、当裁判所がそれを認める。日用品費用について、X の入院日数と本市の物価要素を顧慮すると、200 元という X が主張した損失額が合理的な範囲を超えることなく、当裁判所がそれを認める。服装の損失について、X の主張に事実根拠がなく、当裁判所はそれを認めない。二次手術医療費について、X の当該損失が実際に発生しなかったため、本件でそれを処理せずにし、実際に発生した後、X が改めて主張することができる。

前述したように、X の損失は 78,186.80 元（そのうち栄養費、介護費用が 2 期の損失を含む）と当裁判所が認定し、Y2 がそれを賠償する。Y2 が当裁判所の合法的な呼び出

しに応じず、正当な理由なく出頭しなかったため、口頭弁論等の関連訴訟権利を放棄したとみなす。したがって、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、22 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下のような判決を下す。

1. Y2 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に医療費、入院食事補助費、介護費、交通費、栄養費、鑑定費、障害賠償金、慰謝料、日用品費用合計 78,186.80 元を賠償する。

2. X のその他の訴訟請求を支持しない。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定に従い、遅延履行期間中の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 3,021.80 元、公告費 600 元について、Y2 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 2 中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 3 月

28

民事判決書

（2017）京 0107 民初 13804 号

原告　X1
委託訴訟代理人　略
原告　X2
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2

X1、X2 が Y1、Y2 に対するサービス契約紛争案について、当裁判所が受理した後、法律に従って通常手続きを適用し、代理裁判官が裁判長を務め、人民陪審員 2 名が合議廷を組織し、公開開廷して審理を行った。X1 とその委託訴訟代理人、Y1 とその訴訟代理人、Y2 が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X1、X2 が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y らが X らの自動車修理費用 148,069 元を連帯して賠償すること、2.本件訴訟費用は Y らが負担する。

事実と理由が以下のようになる。2017 年 1 月 21 日夜、X1 が飲酒により、Y2 を雇用して X1 所有の自動車を運転してもらった。10 時 40 分頃、Y2 が自動車を運転する際に、不適切な運転により、歩道の標識ポールにぶつかり、自動車を壊した。交通管理部門の認定を経て、吉林省長春市公安局交通警察支隊長春新区大隊第 2201094201700241 号「道路交通事故認定書」が交付された。Y2 の行為が X に対して自動車修復費用 148,069 元の損失をもたらし、すでに民事権利侵害行為を構成し、かつ Y1 と Y2 が雇用関係にあるから、中華人民共和国民法通則、中華人民共和国権利侵害責任法の関連規定により、Y らが連帯賠償責任を負い、自動車が交通事故を引き起こし、人身損害、財産損失をもたらした場合、過失のある当事者が賠償責任を負担する。人身損害賠償司法解釈の規定によると、従業員が雇用活動に従事する際に他人に損害をもたらすと、雇用主が賠償責任を負担すべきである。従業員が故意または重大な過失により他人に損害をもたらすと、雇用主と連帯賠償責任を負うべきである。裁判所に対しては、X らの訴訟請求を支持し、Y らに本件訴訟費用を負担させる判決を下すようお願いしたい。

Y1 が以下のように弁解する。我社と Y2 が協働関係にあり、雇用関係ではない。本件の場合、X1 が直接 Y2 に運転代行するよう連絡し、Y2 が勝手にオーダーを受注したため、我社とは関係しない。事故が発生したとしても、Y2 が責任を負うべきではない。X1 と Y2 が雇用関係にあり、車両が事故を起こした場合、保険会社が賠償すべきであり、Y2

が賠償すべきではない。

Y2 が以下のように弁解する。2017 年 1 月 21 日夜 10 時過ぎ、某屋敷の前で X1 に会い、運転代行を依頼されたため、私は e 運転代行アプリでオーダーを受注した。某道を通過する際に、アプリが作動しなくなり、X1 にその旨を伝えた。X1 は急いでいると言い、100 元を渡して目的地まで送ってくださいと言った。その後、某道交差点まで運転すると、雪のせいで曲がるときに車が滑り、事故にあった。X1 にはまず保険を使って、来年度保険料が値上がりする際に、差額を賠償すると言ったが、X1 は保険に加入しなかったと言った。

審理によって以下の事実が弁明された。X1 と X2 が夫婦であり、Y1 が e 運転代行の運営者であり、Y2 が e 運転代行に登録した運転代行者である。

2017 年 1 月 21 日夜 22 時頃、X1 が飲酒のため車を運転できず、某屋敷前に Y2 を見つけ、Y2 に X1 が所有する自動車を運転してもらうことにした。

22 時 8 分、Y2 が自分の運転代行アプリを通じて X1 のためにオーダーを発注・受注した後、X1 の自動車を運転し始めた。当時、長春市は大雪が降っており、道路が滑りやすく、X1 の車を運転して、X1 とその友人二人をそれぞれ異なる目的地まで送る必要があった。

22 時 18 分 17 秒、運転代行が終了したと表示され、Y2 が提供した情報費用アカウント明細によると、オーダー保険 2.68 元、オーダー情報料 6 元、運転手拠出金 1 元が支払われた。e 運転代行情報サービスプラットフォームユーザー使用規則によると、オーダー情報サービス費はオーダーの 20%である。そのため、オーダー情報費 6 元が対応する今回のオーダー費用は 30 元である。

22 時 40 分、Y2 が X1 の車を運転し、某道を東から西へ走り、某交差点を通過する際に、操作ミスにより、横断歩道の標識ポールにぶつかり、車両を破損させた。Y2 が今回の事故に対して全責任を負う。

22 時 42 分、Y2 が e 運転代行プラットフォームでもう一回オーダーを出し、今回のオーダーは 22 時 43 分に終了し、費用が 60 元と明細に示されている。尋問した結果、Y2 が 60 元を徴収することなく、X1 が 60 元を支払うこともなかった。中国平安財産保険株式会社が現場を検査した結果、「賠償拒否通知書」を発行した。当該通知書によると、事故発生時と運転代行時が一致せず、保険責任ではないため、賠償を拒否する。

審査する際に、Y2 が以下のように述べた。車両を運転する途中、運転代行アプリが作動しなくなった。X1 に事情を説明すると、X1 から 100 元渡され、直接目的地まで送るよう依頼された。X1 がこれを認めなかったが、双方当事者が Y2 に 100 元を支払い、X1 を約定した地点に送ることに同意したことを当裁判所が認める。

審査によると、X1 の車両修理費が合計 148,069 元であり、Y1 が車両修理代の真実性に異議を申し出、当該車両修理代が Y1 と関係しないと主張し、Y2 は車両修理代が高す

ぎて、賠償に同意しない。

e 運転代行情報サービスプラットフォーム使用規則によると、当該プラットフォームにおいて、ユーザーは自動車運転代行需要情報、運転代行関連のオーダー記録、費用計算、体験評価等を実現・獲得することができる。しかし、プラットフォームが実際に運転代行サービスを提供することなく、ユーザーの代理人として運転代行サービスを提供することもなく、ユーザーの間の仲介しかしない。ユーザーの間で運転代行サービスを利用または提供する際に、締結される契約に拘束されることになるが、プラットフォームが当該契約の当事者ではない。運転代行サービスの提供者は運転代行サービス利用者が同意した運転手であり、運転代行の途中に交通事故にあった場合、まず運転代行サービス利用者車両の保険等を利用し、人身、財産の損失を賠償する。不足する分について、交通警察部門の交通事故責任認定に従い、運転代行サービス提供者に過失がある場合、交通警察部門が認定した責任範囲内に補充的な責任を負う。運転代行サービス提供者に過失がない場合、運転代行サービス利用者が直接関連責任者に責任を追求する。ユーザーがプラットフォームの認めないルートでオーダーを受注すると、本規定のあらゆる権利を享受することは出来ない。それによって生じた紛争やもたらされた損失について、プラットフォームはなんの責任も持たない。

審査した結果、運転代行サービス契約の中に以下のことが示されていた。

甲　運転サービス利用者　乙　運転サービス提供者

四、交通事故処理

4.2　どちらかの理由で交通事故を引き起こした場合、まず甲の保険によって関連の人身、財産損失を賠償し、不足分に関しては、責任者が交通警察部門の認定した責任範囲に応じて賠償し、乙に事故責任があり、甲の人員、車両に損失をもたらすと、保険賠償金額を超えた部分について、人身、財産の直接損失を限度とし、車両の値下げや他の間接損失について、賠償責任を負わない。公平原則により、乙を負担できないリスクに置かないために、甲が保険会社に授権し、乙に賠償を追求し、または賠償を追求する権利を譲渡することが出来ない。

4.5　甲が明確に責任除外される場合として、

（2）真実性がなく、オーダー履行後に警察に申告した場合、

（3）甲の運転免許が期限を切れ、自賠責保険が期限を切れ、自動車が車検を通って以内場合、

これらの免責事由が発生した場合、賠償責任は当該結果をもたらした責任者が自ら負担することになる。

六、特別約定

各当事者が以下のことを了承した。プラットフォームは単に甲と乙両方に運転代行サービスを提供し、仲介人として当該契約の締結を促し、甲、乙のどちらかに本契約の下

での運転代行サービスを実際に提供し、または代理することはない。プラットフォームには運転代行サービスの品質を保障する権利があるが、運転代行サービス提供過程において生じた紛争や争議に責任を負うことがなく、甲乙双方の運転代行サービス履行前、履行中、履行終了後に生じた損失に対して、責任を負うことはない。

審査した結果、情報サービス契約に以下のことが明記されている。

甲　Y1

乙　運転代行サービス提供側ユーザー

双方が以下のことを約定する。甲が実際に運転代行サービスを提供せず、プラットフォームのどちらかのユーザーの代理人にもならない。ただ乙と運転代行サービス使用車の間の仲介人になり、ユーザーが運転代行サービス契約を締結するよう促進する。甲は運転代行サービスの当事者ではなく、乙との間にいかなる形での労働、労務、雇用等の関係は存在しない。

四　サービス費用

4.1　乙がプラットフォームの認めた形でオーダーを受注した後、甲にはe運転代行情報サービスプラットフォームユーザー使用規則により、乙の預金口座から直接今回の運転代行情報サービス費を引く権利がある。具体的な徴収基準は、乙が毎回運転代行サービス利用者から徴収する運転代行サービス費の20%である。

4.2　乙は甲の要求に従い、預金口座を作り、充分の金を預けるべきである。乙は当該口座の残高が甲の要求した額より低くならないよう保証すべきである。でなければ、甲には乙に運転代行情報提供サービスを中止もしくは停止する権利がある。

4.3　甲が毎回の運転代行サービスに対して、別途2元を事故救助金として徴収し、保険や運転代行サービスによってもたらされた財産損失の賠償等に使い、乙の負担を軽減する。当該費用は甲が一括に徴収し、具体的な用途を決定する。乙は別途意見を述べることができない。

また、Y1がe運転代行プラットフォームを通じてサービス契約関係を成立させる車両に商業保険を購入したことが判明された。

尋問した結果、X1はその自動車の価値が144万元であり、事故発生時に車両の任意保険が切れており、保険を引き続き購入しなかったが、自賠責保険に加入していると述べた。

釈明によると、Y2が「e運転代行」アプリに問題があるため発注できなかったと主張し、後に口頭でアプリの問題に対して鑑定を申請したが、定められた期間内に裁判所に書面鑑定申請書を提出しなかった。Y2によると、彼が運転代行を担当した計104件のオーダーにおいて、アプリに故障が発生することはなかった。

前述した事実に関して、写真、道路交通事故認定書、メール証明、オーダー追跡、領収証を申請する際のスクリーンショット、費用の明細、車両修理費用領収書、修理費用の

算定と施工書、保険明細、説明書、公証書、賠償拒否通知書、運転代行者用アプリのスクリーンショット、「e 運転代行情報サービスプラットフォームユーザー使用規則」、「運転代行サービス協定」と「情報サービス協定」、並びに双方当事者の法廷での陳述をもって証明される。

当裁判所の判断は以下のようになる。合法的に成立した契約が、当事者に対して拘束力を持つ。当事者は約定に従って自分の義務を履行すべきであり、勝手に契約を変更又は解除してはならない。片方の当事者が契約義務を履行せず、または履行した契約義務が約定と一致しない場合、履行を継続するか、挽回策を採り、もしくは損失を賠償する等の違約責任を取らなければならない。

本件争議の焦点は以下のようになる。1.Y2 と Y1 の法律関係。2.X1 と Y2 の法律関係。3.最終的な賠償責任は誰が負うべきか。

まず、Y1 が e 運転代行の運営主体であり、Y2 が e 運転代行の契約運転代行者である。「e 運転代行情報サービスプラットフォームユーザー使用規則」、「運転代行サービス協定」と「情報サービス協定」によると、運転代行者である Y2 が Y1 の従業員ではない。そのため、双方の間に労働関係も存在しなければ、雇用関係も存在しない。Y1 は単に情報サービスの提供者、すなわち仲介人としての役割を演じ、Y1 が運営する e 運転代行サービスプラットフォームが Y2 に車の主とコミュニケーションを採る方法を与え、架け橋としての機能を発揮した。そのため、Y1 は運転代行者と車の主との間にサービス契約を成立させる相手方当事者ではない。

また、X1 と Y2 は Y1 の e 運転代行サービスプラットフォームを通じてサービス契約関係を成立させた。22 時 8 分～22 時 18 分の間に、X1 と Y2 のサービス契約関係の下で Y1 が保険加入した中国平安財産保険株式有限会社の保険賠償保障を受けていたが、双方当事者が 22 時 18 分～22 時 40 分の間、e 運転代行プラットフォームでオーダーを発注せず、かつ 100 元の値段で費用を支払うことを双方当事者が同意したため、中国平安財産保険株式有限会社の保険賠償保障を受けることはない。22 時 43 分～22 時 43 分に Y2 がもう一回オーダーを発注したが、中国平安財産保険株式有限会社は事故の時間とオーダー発注時間が一致しないことを理由に賠償を拒否した。したがって、当該裁判所は X1 と Y2 の間にサービス契約関係があったが、当該サービス契約関係が Y1 とは無関係であるとする。

第三に、最終的な賠償責任は誰が負うべきか。X1 と Y2 のサービス契約関係において、X1 に何らの錯誤または重大な過失行為はなかった。かつ道路交通事故認定書により、Y2 が全責任を負う。故に、賠償責任は Y2 が負うべきとする。X1 の車両修理代が高すぎると Y2 が主張したが、X1 が提供した車両修理費用領収書と修理費用の算定と施工書に鑑みると、X1 の車両修理費用は合理的であると認定できる。したがって、当裁判所は当該車両修理費用を確認する。

前述したように、運転代行過程において、Y1 が契約当事者ではないため、責任を追う必要はない。Y2 が運転代行過程において安全運転義務を守ることができず、車両を損壊させ、相応の賠償責任を負うべきである。X1 と X2 が夫婦であり、かつ当該自動車は夫婦関係存続期間中の共同財産であることに鑑み、Y2 は X1、X2 に前述した車両修理費用計 148,069 元を共同に賠償すべきである。

また、当裁判所は別途以下のことを指摘したい。運転代行社が車の主と勝手に交易することには、大きなリスクがある。とりわけ商業保険によって保証されていない場合では、双方当事者の利益に損害をもたらす可能性が極めて高い。運転代行社と車の主は運転代行会社が一定の情報サービス費用を徴収することに対して意見がある。しかし、情報サービス費用を徴収することは、運転代行会社が生存発展し、ユーザーへのサービスを向上させる保障でもある。したがって、今後運転代行者と車の主がこのような勝手な交易行為を辞め、双方当事者の合法な権利・利益が侵害されないようにすることを当裁判所が望む。

前述したように、中華人民共和国契約第 8 条、第 107 年の規定により、以下の判決を下す。

Y2 は本判決が効力を発生した後 15 日以内に X1、X2 に車両修理費用 148,069 元を賠償する。

当判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払う。

案件受理費 3,260 元について、Y2 がそれを負担する（本判決の効力発生後 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、本判決に不服の部分の控訴請求額により、控訴事件受理費を納付し、北京市第 1 中級人民法院に控訴することができる。控訴期間内に控訴を提起したが、控訴事件受理費を納付拒否または納付期限を超えた場合、控訴しなかったとみなして処理する。

2018 年 1 月

29

民事判決書

（2017）浙 0108 民初 1626 号

原告　X
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y3 社
責任者　略
被告　Y4 社
法定代表者　略
Y3、Y4 共同委託代表者（特別授権）　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4 権利侵害責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 3 月 20 日に受理した後、法律によって簡易手続きを適用して審理する途中、Y1 に書類のコピーを配達することができず、公告配達する必要があるため、裁定により通常手続に転換し、法律により合議廷を組織し、2017 年 7 月 20 日に公開開廷して審理をした。X、Y2 の委託代理人、Y3、Y4 の共同委託代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1 が当裁判所の公告呼び出しを経て、正当な理由なく出頭応訴を拒否した。本件がすでに審理を終了した。

X が訴訟請求を以下のように変更した。1.Y らが X に医薬費 13,700.36 元を賠償する。2.Y らが慰謝料 20,000 元を賠償する。3.本件訴訟費用は Y らが負担する。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 6 月 30 日 13 時 30 分頃、Y1 が電動自転車で出前を配達する途中、本区某道を通過する際に、X が乗る電動自転車とぶつかり、X に怪我をさせた。杭州市公安局交通警察支隊浜江大隊が発行した交通事故認定書により、Y1 が全責任を負うことになる。当該事故により、X の歯が折れ、歯の位置がずれ、歯周組織も損傷を受けた。2016 年 6 月 30 日～11 月 14 日の治療期間中に、合計医療費 15,509.2 元を支払い、Y1 が 1,808.84 元を支払い、残りの 13,700.36 元は現在も未納である。X が Y1 に連絡して賠償の件を相談したが、Y1 が様々な理由で滞納してきた。Y3 が達達配達プラットフォームを提供し、Y2 がその IP アドレスを登録した。Y1 が達達配達プラットフォームに登録して配達員となり、達達出前配達の業務に従事する。事件発生当日、Y1 が達達配達プラットフォームを通じて複数の出前配達オーダーを受注した。事件発生当時、Y1 が出前を配達する途中にあり、彼が乗っていた電動自転車に達達の文字が入る保

温ボックスが載せられ、中には複数の配達待ちの出前食品が入っていた。X によると、Y1 の権利侵害行為が X に人身損害と経済損失をもたらしたため、裁判所に提訴し、請求通りに判決を下すようお願いした。

Y1 が出頭せず、書面で弁解意見を提供する事もなかった。

Y2 が以下のように弁解する。達達アプリの権利人と運営者が Y2 ではなく、Y4 である。Y1 と Y2 には何の法律関係もなく、Y2 が本件の適格被告ではない。X の Y2 に対する提訴を棄却するよう請求する。

Y3、Y4 が共同に以下のように弁解する。Y1 が Y4 で達達アプリを登録する際に、登録契約を締結し、契約内容は、ユーザーと達達アプリプラットフォームと労働、労務または雇用関係がなく、ユーザーが配達サービスを履行する際に発生する自身または第三者の人身または財産損害について、ユーザー自身がそれを負担する。事実上、Y4 が Y1 に対して何らかの管理や拘束をすることがなく、Y1 は自由にオーダーを受注するかしないかを選択できる。Y4 は単に情報掲載サービスを提供し、仲介プラットフォームに該当し、その経営範囲には配達サービスが含まれていない。Y1 が完全な民事行為能力者として、自分の行動に責任を取るべきである。従って、X の Y3、Y4 に対する訴訟を棄却するよう請求する。

当事者たちが訴訟請求を巡って証拠を提出し、当裁判所が当事者を集めて証拠交換と質疑応答を行い、以下のように認定する。

X が提出した道路交通事故認定書、病歴、診療代領収書について、Y2、Y3、Y4 がその真実性に対して異議を述べなかったが、それが自分と関係ないと主張する。審理した結果、当裁判所が前述した証拠の効力を確認する。Y3、Y4 が登録契約、Y1 の登録情報、事故発生日における Y1 のオーダー受注情報、著作権登記証書を提出し、X がその真実性に対して異議を述べなかった。しかし、達達プラットフォームは Y1 が交通規則を知っているかどうか、配達業務を行えるかどうかを審査しなかったため、本件事故が起こったと X が主張する。Y2 が証拠の真実性等に対して異議を持たない。審査により、当裁判所は Y3 と Y4 が提供した証拠の有効性を確認し、その証明力を総合分析することにする。

Y1、Y2 が証拠を提出することはなかった。

当事者の陳述と審査によって確認した証拠により、当裁判所が以下の通り事実を認定する。

2016 年 6 月 30 日 13 時 30 分、Y1 が電動自転車に乗り本区の某レストランを東から西へ通過する際に、X が乗る電動自転車と衝突し、X に怪我をさせ、その電動自転車を損壊させた交通事故を引き起こした。杭州市公安局交通警察支隊浜江大隊が簡易手続事故責任認定書を発行し、Y1 が事故について全責任を負うと認定した。X が怪我をした後、2016 年 11 月 14 日までの間、浙江大学医学部付属第二病院で診療を受け、医療費 15,509.2 元が発生した。その間、Y1 が 1,808.84 元を支払い、残りの 13,700.36 元を現在も支払

っていない。

Y4 が達達 Android 版アプリと達達 iOS 版アプリの著作権者であり、達達配達プラットフォームの運営者である。レストランが達達配達プラットフォームに登録した後、同プラットフォームを通じて配達サービス需要を公表することができる。出前配達員は達達配達プラットフォームに登録した後、同プラットフォームでオーダーを受注し、レストラン側のために顧客に出前を配達し、配達任務を行うことができる。Y1 が 2015 年 8 月 26 日に達達配達プラットフォームに登録した。事故発生当日、Y1 が 12 時 09 分、13 時 24 分、13 時 37 分にそれぞれ異なるレストランからオーダーを受注し配達をした。

また、X が本件訴訟のために公告費用人民元 650 元を納付した。

当裁判所の判断は以下のようになる。中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項の規定によると、行為人が過失により他人の民事権利・利益を侵害した場合、権利侵害責任を負うべきである。本件の場合、道路交通事故認定書により、Y1 が事故に対して全責任を負うと認定された。したがって、本件交通事故によって X にもたらされた結果に対して、Y1 が全賠償責任を負うべきである。現に X が Y1 に対して、本件交通事故によって生じた医療費 13,700.36 元を賠償するよう主張したが、当裁判所がそれを支持する。X が主張する慰謝料 20,000 元について、事実と法的根拠がないため、当裁判所がそれを支持しない。

Y2、Y3、Y4 が責任を負うべきかという問題について、X は Y2 が達達プラットフォームのために IP 登録をしたと主張するが、それを証明する証拠がない。その上、IP 登録をしたかどうかと本件賠償責任を負うべきかどうかの間に関連性がない。したがって、Y2 が責任を負うべきという X の主張に対して、当裁判所がそれを支持しない。Y4 と Y3 は達達配達プラットフォームの経営者であり、当該プラットフォームがレストランと配達員に契約締結の機会を報告し、又は契約締結の仲介サービスを提供するが、Y3、Y4 はその登録ユーザーに対して人身を管理することがなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかに対しても何の制限もない。Y3、Y4 が登録ユーザーの配達サービスから何らかの費用を徴収したことを X が証明することもできない。したがって、Y3、Y4 が Y1 と労働又は雇用関係にあると認めることはできない。また、X は Y4 と Y3 が配達員が交通規則を知っているかどうかを審査する義務を負いながら、それを尽くさなかったと主張するが、達達プラットフォームが Y1 の登録情報に対して実名認証をしたため、プラットフォームとして審査義務をすでに果たし、かつ法律上電動自転車を運転するための資格が設けられていない。したがって、Y3、Y4 が本件責任を負担すべきという X の主張について、事実と法的根拠がないため、当裁判所がそれを支持しない。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法第 16 条、最高人民法院人身損害賠償事件の審理に当たり法律適用若干問題の解釈第 17 条第 1 項、第 19 条、中華人民共和国民事訴訟法第 144 条、第 64 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生日から 7 日以内に X に医療費人民元 13,700.36 元を賠償する。

2. Y1 が本判決の効力発生日から 7 日以内に X に本件訴訟にかかった公告費用人民元 650 元を支払う。

3. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しないと、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費人民元 643 元について、X が 382 元を負担し、Y1 が 261 元を負担する。X が本判決の効力発生日から 15 日以内に当裁判所に費用の返却を申請し、Y1 が本判決の効力発生日から 7 日以内に、当裁判所に負担すべき訴訟費用を納付すべきである。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、浙江省杭州市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 8 月

30

民事判決書

（2017）蘇 0104 民初 937 号

原告　X
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と被告 Y1、Y2 権利侵害責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 1 月 24 日に立案した後、法律により簡易手続きを適用し、公開開廷して審理をした。X、Y1、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に対して以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが交通事故によって X にもたらされた以下の損失を負担する。医療費 17,934.78 元、入院食事補助費 25 元/日×24 日＝600 元、栄養費 18 元/日×90 日＝1,620 元、介護費 80 元/日×90 日＝7,200 元、就労不能による逸失利益 80 元/日×180 日＝14,400 元、障害賠償金 80,346 元、慰謝料 5,000 元、交通費 1,000 元、財産損失 200 元、鑑定費用 2,360 元、合計 130,660.78 元。2.本件訴訟費用が Y らによって負担する。

事実と理由が以下のようになる。2015 年 8 月 15 日 19 時 30 分頃、Y1 が電動自転車に乗って Y2 のために貨物を輸送し、南京市某道非自動車道を東から西へ逆行し、X と衝突して怪我させた。事故発生後、南京市公安局交通管理局第二大隊が、Y1 が事故の全責任を負うと認定した。X が怪我をした後、2 回入院手術治療を経て、南京市東南司法鑑定センターの鑑定により、10 級障害となった。X によると、Y1 が Y2 のために就労する途中に X に怪我をさせ、Y2 が賠償責任を負うべきである。Y1 には逆行するという過失があり、賠償責任を負うべきである。現に X が裁判所に提訴し、法的処置を求める。

Y1 の弁解によると、事故の事実と責任認定に異議はないが、逸失利益に異議がある。X の障害鑑定に実際のデータがないため、改めて鑑定することを要求する。

Y2 の弁解によると、事故の事実に異議はない。X の要求は Y2 と無関係であり、Y1 が自分で権利侵害責任を負担すべきである。裁判所に対して、X の Y2 に対する訴訟を棄却するよう求める。

当事者たちが訴訟請求について証拠を提出し、当裁判所が当事者を組織して証拠に関する質疑応答をし、当事者間で異議のない証拠について、当裁判所がそれを認めることにした。そのうち、X が提出した道路交通事故認定書、医療費領収書、鑑定費領収書、司法鑑定意見書、交通費領収書、松葉杖領収書等の証拠や、Y1 が提出した医療費領収書等

が含まれる。前述した証拠により、X、Y1、Y2 の陳述をも考慮し、以下の争議のない事実を確認できる。2015 年 8 月 15 日 19 時頃、Y1 が電動自転車により、某道南側を東から西へ逆行する際に、当該道路に沿って西から東へ移動する X と衝突し、X に怪我をさせた事故を引き起こした。事件が発生した当日、X が江蘇省中医院に送られ入院治療を受け、2015 年 8 月 21 日に左脛骨骨折切開復位内部固定手術＋関節鏡下前交差靭帯補修術を行い、退院診断によると、左脛骨骨折、左腓骨骨折、左膝前十字靭帯損傷、15 日の入院を経て 2015 年 8 月 29 日に退院した。2016 年 12 月 7 日、X が再び江蘇省中医院に入院治療を受け、2016 年 12 月 9 日に左脛骨骨折手術後内部固定物取り出し手術を行い、9 日の入院治療の後、2016 年 12 月 15 日に退院した。事故発生後、Y1 がすでに医療費 29,900 元を支払った。

X が南京東南司法鑑定センターに依頼してその障害等級、就労不能期間、介護期間と栄養期間について鑑定してもらい、同センターが 2017 年 1 月 12 日に司法鑑定意見を出した。1.X 左下肢の損傷が道路交通事故 10 級障害となる。2.X の就労不能期間は合計 180 日とし、介護期間は合計 90 日とし、栄養期間は合計 90 日とする。X がそのために鑑定費用 2,360 元を支払った。Y2 は鑑定意見書と鑑定費領収書に対して異議をもたない。Y1 は鑑定費領収書に異議を持たない。

また、Y2 が達達配達プラットフォームを提供し、レストランによる配達オーダーの公表と、配達員へのユーザー登録を受け付ける。ユーザーは達達配達プラットフォームにおいて、クリック又は確認の形でレストランと配達契約を締結する。

当事者間に争議のある主要な証拠と事実について、当裁判所が以下のように認定する。

1．鑑定意見書について

Y1 が改めて鑑定することを申請した。その弁解によると、鑑定報告書には X の障害等級を鑑定するためのデータが載っていなかった。X が退院した直後に鑑定を受け、時間的に短すぎる。この争議に対して、当裁判所の審査を経て、南京東南司法鑑定センターには鑑定する資質があり、その鑑定意見が明確であり、鑑定手続きが合法的であり、鑑定者には鑑定業就業資格があり、X の状況を鑑みた上で出した鑑定意見は客観的かつ公正的であり、それを認めることとする。Y1 が改めて鑑定することを申請したが、関連証拠を提供してその主張を証明することがなかった。かつそれは法律規定によるものではない。したがって、Y の司法申請を許可しない。

2．医療費について

X は医療費の総額が 47,834.78 元であり、そのうち Y1 が 29,900 元を立て替え払いし、X が自ら 17,934.78 元立て替え払いしたと主張する。Y1 が金額に対して異議を述べなかった。当裁判所がそれを認める。すなわち、すでに立て替え払いした 29,900 元を除き、

Y1 は X に医療費 17,934.78 元を賠償すべきである。

3．入院食事補助費について

X は 25 元/日×24 日＝600 元と主張し、Y らがこれに対して異議を述べなかった。当裁判所がこれを認める。

4．栄養費について

X が司法鑑定意見書等の証拠を提出し、18 元/日×90 日＝1,620 元を主張する。Y1 は X が 25 日間入院し、入院期間中にのみ支払うべきであると主張する。司法鑑定意見書と X の病状、年齢、当該地域の平均生活水準に鑑みて、X の当該主張が正当であるとし、それを支持する。

5．介護費について

X が司法鑑定意見書、退院記録等の証拠を提出し、80 元/日×90 日＝7,200 元と主張する。Y らは X が病院の介護業者を雇い介護してもらったため、介護費と医療費を計算する際にすでに算入したと主張する。当事者は自分の主張に対して、証拠を提出する責任がある。X はその介護基準を証明する証拠を提出しなかった。したがって、当裁判所は現地介護業者が同レベルの介護に従事する際の労務報酬基準を参照して計算し、司法鑑定意見書と X の病状、Y1 が同意する入院日数により、入院期間中の介護費を 70 元/日×24 日＝1,680 元とし、退院期間中の介護費を 60 元/日×（90-24）日＝3,960 元とし、合計 5,640 元とする。

6．就労不能による逸失利益について

就労不能による逸失利益の計算基準について、双方当事者が交渉した結果、X が怪我をする前の半年間の平均賃金を基準に算定することに同意し、当裁判所がそれを認める。法律規定により、就労不能による損失とは、被害者の実際の損失である。従って、X が怪我をした後、就労先が毎月支払う賃金の額を控除する必要がある。当裁判所は X が提供した口座出入金明細により、X が怪我をする前の半年間の平均賃金が（2,296.06 元＋300 元＋2,285 元＋300 元+2,115 元+300 元+500 元+2,105 元+300 元+2,115 元+300 元+2,105 元+300 元+400 元）÷6 ヵ月=2,620.18 元/月であり、X が怪我をした後に就労先から支払われた金額は 1,304 元×4 ヵ月+3,131.16 元+1,416 元=9,763.16 元である。司法鑑定意見書に鑑みて、当裁判所は X の逸失利益を 2,620.18 元/月×6 个月-9,763.16 元=5,957.92 元とする。

7．障害賠償金について

X が司法鑑定意見書、労働契約等の証拠を提出し、80,346 元と主張する。Y1 は X が農村戸籍のため、農村戸籍の基準で障害賠償金を計算すべきと主張する。労働契約書と口座出入金明細によると、X が都市部で継続して 1 年間以上就労し、非農業収入をその主な生活収入とするため、都市部の基準でそれを計算すべきと当裁判所が認定する。司法鑑定意見書と X の年齢により、障害賠償金を 40,152 元/年×20 年×10%＝80,304 元とする。

8. 慰謝料について

X は 5,000 元と主張する。Y1 はそれを認めない。交通事故により、X が 10 級障害となり、その精神に一定の傷害をもたらすことになる。X の過失程度、損害結果、当地の平均生活水準に鑑みて、X の当該主張が適切であり、当裁判所がそれを支持する。

9. 交通費について

X が交通費の領収書を提出し、1,000 元と主張する。この点に関して、交通費は被害者と必要な介護者が受診または病院を移る際に実際に発生する費用によって計算すべきである。交通費は正式な領収書を根拠とすべきである。領収書は受診の地点、時刻、人数、回数に合わなければならない。X が提供した証拠は、主張される金額がすべて交通事故によって発生することを証明することができない。従って、当裁判所は X の病状、受診回数と移動距離に鑑みて、X の交通費を 500 元とする。

10. 財産損失について

審理の際に、X、Y らが協議を経て、財産損失の金額を 200 元とした。当裁判所はそれを認める。

11. 鑑定費について

X が 2,360 元を主張し、関連する領収書をもってその主張を証明する。Y らがこれに対して異議を述べなかった。当裁判所がそれを認める。

当裁判所の判断は以下のようになる。本件の争点は、X が主張する各項目の損失の具体的な金額と、賠償の仕方である。

道路交通事故責任者は道路交通事故によってもたらされる損害に対して、相応の民事責任を負わなければならない。本件の場合、Y1 が事故の発生に対して全責任を負い、かつ X に損失をもたらした。故に、Y1 は X の損失に対して全賠償責任を負うべきである。Y2 が配達プラットフォームを提供し、レストランとユーザー（配達員）に契約締結の機会を報告し、もしくは契約締結の仲介サービスを提供し、仲介人に当たり、Y1 の権利侵

害行為に対して代替責任を負うべきではない。

X が主張する全費用の中に、医療費 17,934.78 元＋入院食事補助費 600 元＋栄養費 1,620 元＋介護費 5,640 元＋逸失利益 5,957.92 元＋障害賠償金 80,304 元＋慰謝料 5,000 元＋交通費 500 元＋財産損失 200 元＝117,756.7 元について、Y1 がそれを賠償する。

従って、中華人民共和国権利侵害責任法第 6 条、最高人民法院人身損害賠償事件適用法律に関する若干問題の解釈第 17 条、18 条、中華人民共和国民事訴訟法第 64 条 1 項、第 142 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に各項目の損失合計 117,756.7 元を賠償する。

2. X の Y2 に対する訴訟請求を棄却する。

3. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法第 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 1,148 元について、その半額の 574 元を徴収し、Y1 がそれを負担する（Y1 が負担すべき当該費用を X がすでに納付したため、Y1 は本判決の効力発生日から 10 日以内に前述した金額を直接 X に給付すべきである）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用 1,148 元を同時に納付し、江蘇省南京市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 4 月

31

民事判決書

（2017）浙 0108 民初 1046 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
責任者　略
被告　Y4 社
法定代表者　略
Y3、Y4 社共同委託訴訟代理人　略
被告　Y5 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4、Y5 の権利侵害責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 3 月 1 日にそれを受理した後、法律により簡易手続きを適用し、2017 年 4 月 1 日に公開開廷して審理をした。X の委託訴訟代理人、Y2 の委託代理人、Y3、Y4 の共同委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1、Y5 は当裁判所の合法的な呼び出しに応じず、正当な理由なく出頭応訴しなかった。本件は現在すでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y1、Y2、Y3 が X に医薬費 33,331.61 元、入院食事補助費 950 元、栄養費 3,000 元、介護費 12,753 元、就労不能による逸失利益 25,506 元、障害賠償金 87,428 元、慰謝料 5,000 元、鑑定費 1,536 元、交通費 1,000 元、合計 170,504.61 元を賠償し、責任分担後 102,302.77 元を負担する。2.Y4 が Y3 の負担すべき賠償金額に対して連帯責任を負う。3.Y5 が保険範囲内に賠償責任を負担する。4.本件訴訟費用は Y が負担する。訴訟過程において、X が当裁判所に対して、第一項請求の中の障害賠償金を 94,474 元に変更するよう提案し、その場合、責任分担後に 106,530.37 元を負担する。

事実と理由が以下のようになる。2015 年 9 月 23 日 10 時 40 分頃、Y1（Y2 の職員であり、Y3 のために就労し、Y4 がネットプラットフォームを運営し、Y5 が保険加入先である）が電動自転車に乗り、出前配達の途中に某交差点を通過し、X が乗る電動自転車

とぶつかり、両自転車が損壊し、X が怪我を負った。その後、X が浙江大学医学部付属第二病院に送られて治療を受けた。診断により、X の右脛骨が骨折し、右膝外側副靭帯が損傷し、気血が滞ることが判明された。杭州市公安局交通警察支隊浜江大隊の調査によると、X と Y1 が事故に対して同等の責任を負う。現に X の合法権利・利益を守るために、訴訟を提起し、請求通りの判決を下すことを願う。

Y2 が以下のように弁解する。Y1 が Y2 の従業員ではなく、双方に労働、労務または雇用関係が存在しない。達達配達が Y2 のプラットフォームではなく、Y3、Y4 に運営を依頼したこともない。そのため、Y2 には被告主体としての資格がなく、本件被告とされるべきではない。Y2 への提訴を棄却するよう請求する。

Y3、Y4 が共同で以下のように弁解する。Y3、Y4 が本件の適格被告ではなく、Y1 との間に労働、労務、雇用関係がなく、本件被告とされるべきではない。Y3 と Y4 の下での達達アプリはあくまで仲介プラットフォームと情報公表プラットフォームであり、情報公表サービスを提供する。Y1 は達達アプリの登録ユーザーに過ぎない。Y3、Y4 への提訴を棄却するよう請求する。

Y1 は弁解しなかった。

Y5 が書面で以下のように弁解する。本件当事者 Y1 が Y5 のところで出前配達員総合保険に加入し、事故が保険期間内に発生し、裁判所に本件事故の事実と責任を認定してもらい、当事者の身分が合法かつ有効であると認定された場合、Y5 は保険責任の限度内において賠償責任を負うことに同意する。

当事者たちが訴訟請求を巡って、証拠物を提出し、当裁判所が当事者を組織して証拠交換と質疑応答を行い、以下のように事実認定をする。

X が提出した道路交通事故認定書、病歴、診断証明、外来病歴、診断報告、患者情報修正申請書、費用明細、人身保険給付申請書、委託書、達達アプリスクリーンショット、ショットメール、著作権登録証、現場の写真、保険加入確認書について、当裁判所が審査を経て、その真実性等を確認し、その証明力を総合的に認定する。X が提出した医薬費領収書について、食事代名目の 150 元の領収書について、当裁判所がそれを認めないが、他の領収書の真実性等について、当裁判所がそれを認める。X が提出した鑑定報告、鑑定費用領収書について、鑑定報告の添付資料の中に、X の写真の下には「被鑑定人 A の顔写真」と書いてあるが、X の身分と前述した診療資料等を顧慮して、当裁判所は A が書き間違えたと認定し、鑑定報告、鑑定費領収書の真実・正当性を確認する。X が提出した労働契約、収入証明、給料明細について、当裁判所がそれを審査し、その真実性等を確認する。当該証拠に鑑みて、当裁判所は X の就労不能による逸失利益を 1,950 元/月と計算する。X が提出した居住証明について、原本を確認できなかったが、前述した労働契約、給料明細等に鑑みて、X が杭州における生活と、X が非農業収入を主な生活収入とする事実が証明される。

Y3、Y4 が登録契約、Y1 の登録情報、事故発生時における Y1 のオーダー情報を提出し、当裁判所がそれを審査し、その真実性等を確認し、その証明力を総合認定する。Y3、Y4 が提出した類似事件の有効判決について、当裁判所がそれを証拠として採用しない。

Y1、Y2、Y5 は証拠を提出することがなかった。

当事者の陳述と審査によって確認された証拠により、当裁判所が以下のように事実認定する。

一、交通事故の基本事実、治療等の状況

2015 年 9 月 23 日 10 時 40 分、X が電動自転車に乗って杭州市浜江区で Y1 の運転する電動自転車と衝突し、両車が損害し、X が怪我をした。甲州市公安局交通警察支隊浜江大隊が簡易手続き事故責任認定書を発行し、X と Y1 が事故について同等の責任を負うと認定した。X が怪我をした後浙江大学医学部付属第二病院急診科で受診し、当日杭州市富日中医骨傷病院で入院治療をし、右脛骨骨折と、右膝外側副靭帯損傷と診断された。X が 2015 年 10 月 12 日に退院し、その後 2015 年 11 月 20 日に武警浙江総隊杭州病院外来科で治療を受け、合計 33,181.61 元の医療費が発生した。

浙江漢博司法鑑定センターが当裁判所の委託を受け、X の障害等級、就労不能期間、介護期間、栄養期間を鑑定した。当該鑑定センターが浙江漢博［2016］臨鑑字第 628 号鑑定意見書を発行し、その鑑定意見は、1.被鑑定人 X が 2015 年 9 月 23 日に交通事故によって怪我を受け、右脛骨骨折、右膝外側副靭帯損傷等になり、手術の治療により、右下肢運動機能障害が残り、道路交通事故 10 級障害と評定された。2.被鑑定人 X が怪我をした後の就労不可期間は 180 日、介護期間は 90 日、栄養期間が 60 日と勧められた。

二、X が主張する人身損害賠償項目と計算基準

1. X が主張する医療費 33,331.61 元について、当裁判所が 33,181.61 元分を認定する。

2. X が入院食事補助 950 元（50 元/日×19 日）、栄養費 3,000 元（50 元/日×60 日）、介護費 12,753 元（141.7 元/日×90 日）、障害賠償金 94,474 元（47,237 元/年×20 年×10%）を主張するが、これらの費用主張が合理かつ合法的であり、当裁判所がそれを認める。

3. X が逸失利益 25,506 元（141.7 元/日×180 日）を主張するが、逸失利益は権利損害を受けた人の就労不能期間と収入状況によって確定される。X の就労状況によると、X が清掃業務に従事し、その提出された材料から、月収 1,950 元という事実が証明される。従って、当裁判所は逸失利益を 11,700 元と認定する。

4. X が交通費 1,000 元を主張するが、X の怪我の状況、受診の状況等を見て、当裁判所は 650 元と認定する。

5. X が鑑定費 1,536 元を主張するが、それが合法かつ証拠物によって根拠付けられており、当裁判所がそれを確認する。

6. X が慰謝料 5,000 元を主張するが、今回の交通事故で 10 級障害となったこと、X 自身の過失等に鑑みて、当裁判所がそれを 2,500 元とする。

三、Y らとの関連事実

Y4 は達達アプリの著作権者であり、達達配達プラットフォームの運営者である。レストランが達達配達プラットフォームに登録した後、当該プラットフォーム上で配達サービス需要を公表し、配達員が達達配達プラットフォームに登録した後、当該プラットフォーム上でオーダーを受注し、レストランの代わりに顧客に出前を配達し、オーダーを完遂することができる。Y1 は 2015 年 9 月 19 日に達達配達プラットフォームに登録し、事故発生当日、Y1 が 10 時 5 分、10 時 15 分にそれぞれレストランからオーダーを受注し、配達をした。

達達配達プラットフォームには保険を購入するためのリンクがあり、配達員が当日携帯を利用して受注する時、プラットフォームは配達員に保険を購入するかを提示する。配達員が同意をクリックすると、保険の購入に同意することになり、その保険料は配達料から引かれる。Y1 が前述した方式で Y5 の出前配達員総合保険に加入した。Y5 が 2016 年 8 月 23 日に Y1 に保険加入確認書を発行した。当該確認書には、配達員が配達する過程において、過失により事故を引き起こし、第三者に人身傷害または財産損失をもたらす場合、一人当たり毎回 5 万元人民元を事故賠償限度額とすることが記載されている。

当裁判所の判断は以下のようになる。行為人が過失によって他人の民事責任を侵害した場合、権利侵害責任を負うべきである。被害者が損害の発生に過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減する事ができる。道路交通事故認定書がすでに X と Y1 の事故責任を認定し、すなわち X と Y1 が同等の責任を負う。故に、X の損害結果に対して、Y1 が今回交通事故の 50%の賠償責任を負うと当裁判所が認定する。X が今回の交通事故によって発生した医療費、入院食事補助費、栄養費、介護費、逸失利益、障害賠償金、鑑定費、交通費合計 158,244.61 について、Y1 が 50%の責任、すなわち 79,122 元を負担する。X が当該事故により障害を負い、精神的に損失を負ったため、Y1 が 2,500 元の慰謝料賠償責任を負うべきである。

Y2、Y3、Y4 が責任を負うべきかどうかという問題について、X は Y1 が Y2 の従業員であると主張するが、それを証明する証拠がなく、Y2 に責任を負担させようとする X の要求に対して、当裁判所は支持しない。Y3、Y4 は達達配達プラットフォームの経営者であり、当該プラットフォームはレストランと配達員に契約締結の機会を報告し、あるいは契約締結の仲介サービスを提供する。Y3、Y4 はその登録ユーザーに対して人身管理することがなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについて、それを制限することはない。Y3、Y4 が登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することを、X が証拠を挙げて証明することもできない。従って、Y3、Y4 と Y1 の間に労働または雇用

関係が存在するとは認められない。Y3、Y4 に本件責任を負わせようとする X の請求には、事実と法的根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。

Y1 がすでに Y5 において出前配達員総合保険に加入し、事故は保険期間中に発生した。Y1 と Y5 の間の商業保険法律関係が、本件の権利侵害責任とは同一法律関係ではないが、Y1 の賠償能力を考慮すると、Y1 が保険賠償を要求し、その賠償金を X に支払ったわけではない。すなわち、Y1 が本件において積極的に応訴しているわけではない。そして、Y5 が本件において、保険賠償責任範囲内で賠償責任を負うことに同意した。そこで、当事者が別途訴訟を提起するのを避けるため、当裁判所は Y5 に対して、Y1 に支払う賠償金 50,000 元を直接 X に支払うよう判決する。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、26 条、中華人民共和国保険法 65 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条、18 条、19 条、20 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条、最高人民法院民事権利侵害精神損害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈 1 条 1 項 1 号、10 条 1 項、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下のように判決を下す。

一、Y1 は X に医療費、入院食事補助費、栄養費、介護費、逸失利益、障害賠償金、鑑定費、交通費合計 79,122 元を賠償すべきであり、そのうち 50,000 元を Y5 が X に支払い、残りの 29,122 元を Y1 が X に支払う。本判決の効力発生日か 20 日以内にその全額を支払うべきである。
二、Y1 が本判決の効力発生日から 20 日以内に X に慰謝料 2,500 元を支払う。
三、X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費人民元 2,430 元について、その半額の 1,215 元を徴収し、X が 285 元を負担し、Y1 が 930 元を負担する。X が本判決の効力発生日から 15 日以内に当裁判所に費用返却を申請し、Y1 が本判決の効力発生日から 7 日以内に、当裁判所に負担すべき訴訟費を納付する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、浙江省杭州市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 6 月

32

民事判決書

（2017）沪 0104 民初 8948 号

原告　X
法定代理人　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
委託訴訟代理人　略
被告　Y2
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 2 日に立案した後、法律により簡易手続きを適用し、2017 年 6 月 30 日に公開開廷して審理をした。X の委託代理人、Y1 とその委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y2 が当裁判所の呼び出しに応じずに出頭しなかった。当裁判所は欠席審理をした。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に対して以下の訴訟請求をした。医療費 28,659.44 元、入院食事補助費 600 元、栄養費 3,600 元、障害賠償金 219,29.26 元、逸失利益 19,800 元、介護費 3,600 元、慰謝料 10,000 元、交通費 500 元、服装損失 500 元、鑑定費 3,900 元、弁護士代 3,000 元、前述した費用（弁護士代を除く）について、Y らが連帯責任で 80%を賠償するよう要求し、弁護士代について、Y らが全額賠償するよう要求する。

事実と理由が以下のようになる。2015 年 8 月 18 日、本市某道交差点北約 150 メートル地点で、Y1 がガス動力自転車に乗り、自転車に乗る X と衝突し、X に怪我をさせた。交通警察部門の認定によると、X が事故の二次責任を負い、Y1 が主要責任を負う。Y1 が事故発生時に Y3 の職務を履行しており、Y2 が Y1 の保証人だったため、Y らに連帯賠償責任を負担するよう要求する。Y1 の行為が職務行為に該当しないと認定された場合、前述した損失は Y1、Y2 が連帯賠償責任を負う。賠償の件について交渉が決裂したため、X が裁判所に提訴し、法律によって賠償することを要求する。

Y1 が以下のように弁解する。事故の発生経過と責任認定に異議はない。事故発生時、Y1 が出前配達の途中にあり、Y3 の職務を履行する職務行為に該当する。Y1 が出前配達時に着た服と出前ボックスにはともに「達達」の標識が入っており、そのため、Y3 が経営に実際に参加しており、仲介関係にあるわけではない。配達員がプラットフォームに

おいて「早押し勝負」の形でオーダーを受注するのも、Y3 内部の分配問題であり、対外的に Y3 の経営者としての身分に影響することはない。「登録契約」も Y3 が対外経営の主体であることを明らかにしている。出前配達の費用について、レストランが料金を Y3 に振り込み、Y3 がそれを配達員に分配する。この事実は、Y3 と配達員の間の雇用関係を証明している。Y3 は配達員が毎日オーダーを受注する前にまず保険を購入しなければならないと規定するが、それはすなわち、配達員個人が会社によって業務を分配されている。前述した理由に基づき、Y1 と Y3 が雇用関係を構成し、それによってもたらされる損失を Y3 が負担すべきである。訴訟請求について、障害賠償金は農村部住民の基準で計算すべきである。就労不能による逸失利益について、それを認めない。就労不能の証明書の真実性について、異議がある。X は社会保険料納付明細と給料送金明細を提出すべきである。Y2 は Y1 の賠償について保証したわけではない。事故発生後、Y1 がすでに X に 15,000 元を支払ったため、これを併せて処理してもらいたい。

Y2 が書面で以下のように弁解する。Y2 が本件事故の当事者ではない。Y1 の保証人になったのは、Y1 が出頭し、経済賠償が必要な場合に十分にそれを保障するためである。現に Y1 が責任を持って逃避しなかったため、Y2 がすでに保証人としての督促役割を果たした。そのため、Y2 が本件の被告になり、賠償責任を負うべきではない。訴訟請求について、障害賠償金は X の戸籍所在地の基準で賠償すべきであり、村役所が発行した証明には法律効力がない。X 自身が今回の事故において二次責任がある。関連費用は責任分担に応じて計算すべきである。弁護士代は Y らが負担すべきではない。

Y3 が以下のように弁解する。事故発生の経過と責任認定に異議はない。Y3 は以下の理由により賠償責任を負担することに同意しない。すなわち、Y1 が達達配達プラットフォームの登録ユーザーであり、当該プラットフォームは Y3 が研究開発したアプリであり、配達需要のあるレストランに情報公開の場を提供し、レストランの配達需要をオーダー受注の必要のある配達員に送る。プラットフォームはレストランと配達員に情報のみを送り、ユーザーに仲介サービスを提供する。Y1 が当該プラットフォームによって獲得した配達情報により、実際に配達需要のあるレストランに配達サービスを提供するが、Y1 にはオーダーを受注するかどうかを選択する権利があり、Y3 にサービスを提供するわけではない。Y1 が登録する際に、登録契約を確認したが、当該契約が明確に以下のことを約定した。すなわち、Y1 と Y3 の間に雇用関係がなく、Y3 がプラットフォームサービスのみを提供し、仲介人に該当する。Y1 のオーダー完遂による収入は、その配達サービスの提供を受領するレストランによって配られ、Y1 と Y3 の間に労務、労働又は雇用関係が存在せず、そのため、Y3 は Y1 の行為に対して責任を負うべきではない。各項目の費用について、障害賠償金には都市部住民の基準を適用すべきではない。医療費は裁判所によって認定される。本件は非自動車同士による事故であり、事故責任によると、主要責任を負う方の賠償比率は 60%である。

当裁判所が審理した上で事実を以下のように認定する。2015 年 8 月 18 日、本市某道交差点北約 150 メートル地点で、Y1 がガス動力自転車に乗り、自転車に乗る X と衝突し、X に怪我をさせた。交通警察部門の認定によると、X が事故の二次責任を負い、Y1 が事故の主要責任を負う。Y2 が Y1 の保証人であり、保証書において以下のことを約束した。「…Y1 が事故の賠償責任を履行しない場合、私が事故の賠償責任を負担する」。

X が怪我をした後、上海中医薬大学付属龍華病院で治療を受け、病状が右枕部創傷性硬膜外血腫、クモ膜下出血、脳挫傷、頭蓋底骨折、顴骨骨折となる。X が合計医療費 78,650.44 元を支払った。入院する間に介護人を雇い、26 日間介護をしてもらい、2,192.50 元を支払った。

上海楓林司法鑑定有限会社が X の状況を検査し、2016 年 3 月 28 日に沪楓林[2016]精残鑑字第 0350 号鑑定意見書を発行した。その結論は、X が頭部多発損傷（右枕部創傷性硬膜外血腫、クモ膜下出血、脳挫傷、頭蓋底骨折）により、軽度の知力欠損となり、日常活動能力が部分的に制限され、X 級障害となる。休息期間 180－210 日、栄養期間 60－90 日、介護期間 60－90 日を付与すべきである。X がそのための鑑定費用 3,900 元を支払った。

A 社によると、X が A 社の従業員であり、業務員として就労し、月給 3,300 元である。交通事故発生後、X が 2016 年 4 月 6 日まで自宅療養し、報酬の支払いが中止された。労働契約によると、X と A 社の契約期間は 2014 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までとする。

役所 B が 2016 年 1 月 14 日に証明書を発行し、X が 2014 年 5 月 1 日からずっと当団地に住んでいたことを証明する。

X が法律専門家を雇い訴訟を代理し、代理費 3,000 元を支払った。

達達配達プラットフォームは Y3 が開発したアプリであり、登録ユーザーにレストランの配達需要を提供することを目的とする。Y1 が 2015 年 6 月 24 日に達達配達プラットフォームの登録ユーザーとなり、事故発生時、当該プラットフォームを通じてオーダーを受注し、訴外 C のために配達サービスを提供していた。達配達プラットフォームは登録契約において、以下のことを明らかにした。すなわち、ユーザーが約定によって配達オーダーを完遂した後、達達プラットフォームを通じてレストランから相応の報酬を獲得する権利がある。あらゆる時、ユーザーと達達プラットフォームの間には労働、労務、雇用関係は成立しない。達達配達プラットフォームがアカウント情報管理、配達情報閲覧と検索、配達交易マッチングと処理、オーダー検索と管理、配達料交渉代理、配達料徴収と支払い代理、交易契約と証拠書類の保管、信用等級の評定と披露、交易データ処理、争議調停等のネット情報サービスとオンライン交易処理サービスを提供する。ユーザーは自身の状況または業務発展の需要により、達達配達プラットフォームを通じて配達サービスを請け負うことができる。ユーザーが配達サービスを履行することで得ら

れる報酬はレストランが提供する。ユーザーが配達サービスを完遂するために人身損害、財産損害に遭い、または第三者に人身損害、財産損害をもたらす場合、法律により責任者に法律責任を追及すべきであり、達達配達プラットフォームは何の責任も負わない。

前述した事実について、当事者の陳述の他、X が提供した道路交通事故認定書、保証書、尋問筆記、配達任務リスト、記録映像、親子関係証明書、役所証明書、不動産賃貸契約、介護人サービス費領収書、交通費領収書、病歴資料、医療費領収書、入院費用明細、救急費領収書、鑑定書と鑑定費領収書、労働契約、就労不能証明書、給料明細、弁護士代領収書、Y3 が提供した登録契約、Y1 の登録情報、オーダー情報、類似事例判決書等の証拠によって証明され、当裁判所がそれを確認する。

達達配達プラットフォームは主にレストランの配達情報を公表することをし、配達員がプラットフォームを通じてレストランの配達需要を知り、自身の意志によってレストランの配達オーダーを受注するかどうかを選択し、レストランに配達サービスを提供する。従って、達達配達プラットフォームが提供するのは仲介サービスである。Y3 は当該プラットフォームのアプリ開発者に過ぎず、配達員に対して人身上の管理はなく、配達員が配達オーダーを受注するかどうかも Y3 によって決められることはない。従って、Y3 と配達員の間に労働、労務、または雇用関係が形成されたとは認定できない。本件の場合、事件発生時に Y3 の職務を遂行していたという X と Y1 の主張に対して、当裁判所がそれを認めず、X が Y3 に賠償責任を負担させようとする請求に対しても、当裁判所がそれを支持しない。本件事故によってもたらされた損失は権利侵害人 Y1 が自ら負担すべきであり、Y2 が保証人として、Y1 が負担する賠償金について連帯責任を負うべきである。

本件の損害賠償範囲は以下のようになる。

医療費について、提出された領収書によると、X が現に 28,650.44 元を主張し、それが実際の領収書の金額を超えることがなく、当裁判所がそれを認める。栄養費について、X の病状と鑑定意見により、その 3,600 元の主張額について当裁判所が認める。食事代について、X が 31 日間入院し、600 元を主張するが、当裁判所がそれを支持する。障害賠償金について、現在提出された証拠により、X が都市部で連続的に 1 年間以上就労、居住した事実が証明され、本市都市部住民基準を適用するという X の主張は法律規定に適合し、X の障害等級、年齢をも顧慮して、219,229.26 元という X の主張を当裁判所が認める。慰謝料について、X の病状により、10,000 元という X の主張を当裁判所が認める。就労不能による逸失利益について、提出された証拠と鑑定意見に書かれてある休息期間により、17,500 元の限りにおいて支持する。交通費について、X の受診状況により、当裁判所がそれを 500 元とする。介護費について、鑑定意見によって明確にされた介護期間により、X の怪我の程度と入院期間中に介護人を雇い介護をしてもらった状況を顧慮し、3,600 元という X の主張は合理的な範囲内にあり、当裁判所がそれを認める。

服装の損失について、X が事故の際、並びに治療過程において確かに服装を破損させる可能性があるため、当裁判所がそれを 300 元とする。鑑定費 3,900 元について、それは X が怪我の程度を確認するために生じた合理的な損失であり、当裁判所がそれを認める。以上合計 287,879.70 元について、Y1 が責任分担により計 201,515.79 元を負担する。

弁護士代について、X が法律専門家を雇い訴訟を代理し、本件において弁護士代を主張するが、事故責任、本件の経緯と本市の弁護士業の費用徴収基準を総合考慮し、3,000 元という X の主張が合理的であり、当裁判所がそれを支持する。

前述した費用合計 204,515.79 元を Y1 が負担する。Y1 がすでに X に 15,000 元を支払ったため、それを控除した後、189,515.79 元を支払うべきである。Y2 が Y1 の賠償すべき金額について連帯責任を負う。

Y2 が当裁判所の呼び出しに応じずに訴訟に参加しなかったため、自ら訴訟権利を放棄したとみなす。

中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、19 条、22 条、48 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決効力発生日から 10 日以内に X に 189,515.79 元を賠償する。
2. Y2 が Y1 の賠償すべき金額について連帯賠償責任を負う。

当判決が指定した期間のうちに金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払う。

案件受理費 5,514 元について、その半額の 2,757 元を徴収し、そのうち X が 712 元を負担し、Y1 が 2,045 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

33

民事判決書

（2017）蘇 0102 民初 5396 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 非自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 7 月 25 日に立案した後、2017 年 8 月 23 日に公開開廷して本件を審理した。審理した結果、簡易訴訟手続を適用すべきではない事情が判明され、通常手続に変更すると裁定され、2017 年 11 月 24 日に公開開廷して本件を審理した。X とその訴訟代理人、Y1、Y2 の訴訟代理人、Y3 の訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件は現在すでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが X に対して、医療費 3,082.89 元、入院食事補助費 25 元、逸失利益 46,459.36 元、介護費 12,000 元、栄養費 2,700 元、交通費 2,000 元、補助器具費 467.5 元、鑑定費 1,700 元、合計 68,434.75 元を賠償する。2.Y らが本件訴訟費用を負担する。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 12 月 11 日 17 時頃、Y1 が電動自転車に乗って非自動車道路に沿って北から南に走り、前方の X が乗る電動自転車を追い越す際に、両者が衝突し、X が倒れて怪我をしたという交通事故が起こった。事故発生後、南京市公安局交通管理局第一大隊の認定により、Y1 が事故の全責任を負い、X には責任がない。事故発生後、X がすぐ江蘇省中医院に送られて治療を受け、右大腿骨転子間骨折と診断され、自家療養を勧められたが、後に痛みがひどくなり、2016 年 12 月 19 日に第二軍医大学長征病院南京分院に入院治療を受け、2 日目に退院した。退院診断によると、右大腿骨転子間骨折だった。2017 年 7 月 13 日、南京医科大学司法鑑定所の鑑定により、X が怪我によって 180 日間就労不能になり、介護期間 120 日、栄養期間 90 日となる。X、Y の間に賠償の件で何回も協議したが、合意に達せなかったため、裁判所に提訴した。

Y1 が以下のように弁解する。X と私が電動自転車に乗り、同方向を走る。当時私は出前配達の途中にあり、X の電動自転車を乗り越えた。私の感覚だと、すでに X の電動自

転車を超えたが、X の運転が不安定になり、その電動自転車の前部が私の電動自転車に引っかかった。その後、X が私を花壇の方に押し、そこに壁があり、両自転車がともに壁にぶつかり、私と X が倒れた。私は当時足を痛めて、X が地面に転んだ。当時、二人がちょっと揉めたので、警察に通報した後、パトカーが来て、警察が事情聴取をし、身分証を登録し、病院にチェックしてもらい、各自自宅に帰った。2 日目になると、交通警察隊のところで事故処理をした。私は事故の認定に対して異議がある。時間が立ちすぎたこいとについて、私には過失はある。しかし、たしかに保険には入っていた。毎日出前配達の時、最初のオーダーから 3 元が引かれるが、それは保険を購入するためのものである。この 3 元で具体的にどのような保険を買ったかはわからない。携帯アプリによると、事故が発生した場合、48 時間以内に保険申告する必要がある。事故発生後 1 時間以内に、私が携帯を通じて保険賠償を申請した。当時、X がひどく怪我するとは思わなかった。私が保険会社に電話をし、保険会社から書類を郵送するように言われ、当時 X の書類がまだ整ってなかったため、整った後に処理すると言われた。X とはプライベートで連絡を取り、面談をしたが、その際、X から就労不能による逸失利益等の費用が要求されたが、私はその額が大きく、自分では負担できないと思った。保険を申請するために X に書類を提供するよう要求したが、X は私に保険があると信用しなかったため、提供してくれなかった。

Y2 が以下のように弁解する。X が我社に責任を取るよう求められたが、その請求に事実と法律根拠がないため、X による我社への提訴を棄却するよう求める。

Y3 が以下のように弁解する。本件保険加入者が Y3 と保険関係にあったかを確認する必要がある。仮にあるとしても、我社が保障するのは、被保険者が保険期間中（サービス提供過程中、非自動車に乗る際に）、過失により第三者に外来または入院治療の必要を生じさせ、それによって発生する現地社会保障部門が定めた必要・合理かつ保険により給付可能な医療保証範囲内の費用、並びに第三者の就労不能による逸失利益と財産の直接損失である。Y1 がサービス提供過程において X に傷害を負わせたかどうかについて、我社は知らない。プラットフォームの記録によると、当日 12 時過ぎに Y1 がオーダーを受注し、保険申告したのが 5 時だった。従って、Y1 がサービス提供過程において第三者に被害を及ぼしたかどうかを確認できず、仮に賠償するとしても、保険会社が保険限度額範囲内に合理的な医療費と逸失利益のみを賠償する。本件訴訟費について、保険会社は負担しない。

当事者たちが訴訟請求を巡って、事故認定書、外来病歴、入院・退院記録、医療費領収書、入院費用明細、給料明細、納税証明、鑑定報告、受注記録、保険書、登録契約等の証拠を提出し、当裁判所が当事者たちを組織して証拠交換と質疑応答を行った。当事者が異議を述べなかった事実と証拠について、当裁判所がそれを確認し、以下のように事実認定をする。

2016年12月11日17時、Y1が電動自転車に乗り、非自動車道を北から南に走り、前方同方向を走るXの電動自転車を追い越す際に、両者がぶつかり、Xが倒れて怪我をし、交通事故を引き起こした。南京市公安局交通管理局第一大隊の認定により、Y1が全責任を負い、Xに責任はない。

事故により救急費178元が発生した。2016年12月15日、Xが東南大学付属中大病院で受診し、「右股外傷、右大腿骨転子間骨折」と診断された。12月19日、Xがまた第二軍医大学長征服病院南京分院に入院治療し、右大腿骨転子間骨折と診断され、当日救急費190元がかかった。12月20日、Xが退院した。同病院において、合計763.5元の医薬費が発生した。後にXが複数回江蘇省中医院で受診し、2016年12月11日から2017年7月5日までの間、合計救急費180元、医療費1,771.39元がかかった。前述した救急費、医療費が合計3,082.89元となる。Xが受診治療期間中に19.5元の医用便器と、448元の歩行補助器具と松葉杖を購入し、合計467.5元となる。

訴訟前、Xが南京医科大学司法鑑定所に委託し、就労不能期間、栄養、介護期間について鑑定をしてもらった。南京医科大学司法鑑定所が2017年7月13日に鑑定意見書を発行し、鑑定意見は、被鑑定人Xが怪我をした後、就労不能期間が180日、介護期間が120日、栄養期間が90日である。Xが鑑定費1,700元を支払った。

また、審査によると、Y2が達達配達プラットフォームの運営者である。Y1が2016年11月2日に達達配達プラットフォームの配達員として登録した。双方当事者が登録契約の中に以下のように約定した。あらゆる時、ユーザーと達達プラットフォームの間には労働、労務、雇用関係は成立しない。達達配達プラットフォームがアカウント情報管理、配達情報閲覧と検索、配達交易マッチングと処理、オーダー検索と管理、配達料交渉代理、配達料徴収と支払い代理、交易契約と証拠書類の保管、信用等級の評定と披露、交易データ処理、争議調停等のネット情報サービスとオンライン交易処理サービスを提供し、具体的には達達配達プラットフォームが当時有効とするサービス内容による。ユーザーが配達サービスを完遂するために人身損害、財産損失に遭い、または第三者に人身損害、財産損失をもたらす場合、法律により責任者に法律責任を追及すべきであり、達達配達プラットフォームは何の責任も負わない。達達配達プラットフォームがそれによって損失を被る場合、ユーザーに事後補償を求める権利がある。達達配達プラットフォームはプラットフォームが当時ユーザーに提供されるサービスにより、費用徴収・支払い代理サービスを提供し、自らまたは第三者機構に依頼してユーザーに配達サービス料等の費用を支払い、またはユーザーのアカウントの料金をユーザーの指定や約定により確定される他の者に支払う。ユーザーと達達配達プラットフォームの間には労働、労務、雇用関係が存在しない。ユーザーが配達サービスを履行して獲得するサービス料はレストランによって提供される。ユーザーが配達サービスを履行する途中に発生する自身及び第三者の人身または財産の損失について、ユーザー自身がそれを負担する。

本件の場合、以下の 3 つの争点がある。

1. Y1 が事故発生時に達達配達プラットフォームのオーダーを遂行する途中にあったかどうか。

Y3 の弁解によると、プラットフォームの記録から見ると、2016 年 12 月 11 日 12 時過ぎに X がオーダーを受注し、保険の届出をしたのが午後 5 時である。従って、X がサービス提供過程において第三者に傷害をもたらしたかどうかを確認できない。口頭弁論する際に、X は Y1 が事件発生時に達達の配達車に乗っていたことを確認し、Y2 も Y1 が提出したオーダーのスクリーンショットの真実性を認める。Y2 が提出したオーダー情報と Y1 が提出したオーダーのスクリーンショットを照らし合わせて検証することができる。2016 年 12 月 11 日 16：47：51、Y1 がレストラン A からオーダーを受注し、それをレストラン B に送り、オーダー完遂時刻は当日の 17：36：31 だった。本件事故が 2016 年 12 月 11 日 17 時に発生したため、Y1 が事故発生時に達達配達プラットフォームのオーダーを配達していたと当裁判所は認定する。Y3 は Y1 がサービス提供過程において第三者に傷害をもたらしたわけではないことを証明する十分な証拠を提出しなかったため、その抗弁に対し、当裁判所が採用しない。

2. Y1 の配達行為が他人にもたらした傷害について、Y2 が責任をおうべきかどうか。

達達アプリは Y2 が開発したアプリであり、その登録ユーザーにレストランからの配達需要を提供し、その登録ユーザーは当該プラットフォームを通じて、レストラン側の配達需要を知り、自身の意志でレストランの当該需要を引き受けるかどうかを決め、レストラン側に配達サービスを提供する。従って、達達アプリが提供するのは仲介サービスである。Y2 が当該アプリの開発者として、その登録ユーザーに対して人身管理をすることがなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかについて何の制限もなく、登録ユーザーの配達サービスから費用を徴収することもない。従って、Y2 と登録ユーザーとしての Y1 の間に労働または労務関係が存在すると認定できない。また、Y1 が配達サービスを提供する対象は特定のレストランであり、Y2 ではない。従って、両者間に請負関係も存在しない。そのため、X が Y2 に責任を負わせようとする主張には、事実・法律上の根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。

3. 達達プラットフォーム配達員が保険を購入したかどうか、保険の性質と補償範囲がどのようになるか。

審理によって以下の事実が判明された。配達員が当日初めてオーダーを受注する際に、プラットフォームが 3 元を控除して、それを配達員の保険料に当てる。配達員用達達アプリには「達達プラットフォーム保険購入説明書」が届き、その内容は「各位の達達配達過程における安全性を保障するために、達達配達員にはオーダー受注当時に保険を購入してもらう。保険料は 3 元/日である。オーダーを受注しない場合、当日分を購入しなくて良い。被保険者は事故発生を知り、又は知ることができる時以降の 48 時間以内にアプ

リを通じ、または保険会社に直接申告する。申告が遅れたため保険事故の性質、原因、損失程度等を確認できなくなった場合、保険人は確定できない部分について、賠償責任を負わない。2016 年 12 月 17 日～2017 年 7 月 31 日の間の保険会社補償内容が以下のようになる。補償範囲：サービス提供過程において、（非自動車を運転する過程を含む。自動車を運転する場合、保険責任から除外される）すなわち出前を受け取り、または配達する途中に発生した傷害事故及び個人責任事故。そのうち、個人責任について、過失により第三者が治療を受け、それにより発生する医療保険範囲内医療費用及び第三者の就労不能による逸失利益や財産の直接損失について、1 回の事故につき、最高賠償額人民元 10 万元を限度とする」。本件の場合、Y1 が達達ネットプラットフォームの登録ユーザーとして、Y3 からプラットフォーム登録ユーザー総合保険を購入し、保険期間が 1 日である（2016 年 12 月 11 日 0 時～2016 年 12 月 11 日 24 時）。保険書の中に、個人責任の範囲が以下のように約定されている。「第三者に対して、本保険は直接損害を受けた第三者の事故によって発生した当地社会保障管理部門に規定された実費請求可能な、必要的かつ合理的な医療保険範囲内の医療費用（費用によって証明される原本）、及びその就労不能による逸失利益（一時的に就労能力を失った期間について、病院の証明により、その賃金に基づいて逸失利益を賠償する。最長 1 年間を限度とする。しかし、用人単位がすでに補償した賃金について、それを控除する必要がある。第三者の賃金について、事故発生日または病院が疾病発生を証明した日を基準に、当該人員の前 3 ヵ月の平均賃金によってそれを計算する。保険を請求する際に、給料明細を提供する必要がある。給料明細を提供できない場合、用人単位が提供する収入証明で代替できる。月収証明が 3,500 元を超える場合、同時に保険申請前 3 ヵ月間の個人所得税納税証明書を提出する必要がある。月収証明が 3,500 元を超えるが、保険申請前 3 ヵ月間の個人所得税納税証明書を提出できない場合、保険届出時の現地労働者の平均賃金で計算する）第三者の財産の部分的な損失について、本保険は損失を受けた財産を損失を受ける前の状態に戻すために必要な修理費のみを負担する。第三者の財産が前部損失した場合、本保険は買い直し、または損失を受ける財産と同一または類似機能のある財産に交換するために必要な費用を負担し、減価償却額を控除して賠償金を計算する。あらゆる間接的な損失と費用は、本保険賠償範囲外とする。

当裁判所の判断は以下のようになる。公民の生命健康権と財産権は法律によって保護される。権利侵害行為者はその権利侵害行為によってもたらされる結果に対して相応の賠償責任を負担すべきである。Y1 が非自動車を運転して X と交通事故を引き起こし、公安機関交通管理部門がすでに自己責任について認定を下し、双方がその認定に対して異議がない。従って、当裁判所が公安機関交通管理部門の責任区分を認める。本件において、X が提出した司法鑑定意見書は鑑定資格のある鑑定機構によって発行され、その鑑定手続きが法律規定に適合し、その鑑定意見に事実と法律根拠がある。この鑑定意見書

について、当裁判所がそれを採用する。Y1 が達達配達員として、事故発生当日初めてオーダーを受注する際に、すでに Y3 と保険契約関係を形成し、双方は約定どおりに義務を履行すべきである。本件交通事故が保険期間内に発生したため、Y3 は保険契約約定範囲内で賠償責任を負担し、約定範囲を超える損失について、Y1 が賠償責任を負うべきである。Y2 が配達員とレストランに仲介サービスを提供する。Y2 と Y1 の間に雇用関係はないため、Y1 の権利侵害行為に対して代替責任を負うべきではない。

医療費について、保険契約によると、保険会社は直接損害を受けた第三者の事故によって発生した当地社会保障管理部門に規定された実費請求可能な、必要的かつ合理的な医療保険範囲内の医療費用のみを負担するが、Y3 が相応の証拠を提供し、本件医療保険外の薬品明細を証明しなかった。そして、医療保険範囲内に同様の効果のある代替薬がある。そのため、

Y3 が立証不能による不利な効果を負担すべきである。X が本件交通事故により怪我を負い、どのような薬を使うかは医療機構が患者の様態によって決める。本件の場合、過度に薬品を使い、Y3 の利益を損害した証拠はない。Y3 の抗弁には事実根拠がないため、当裁判所はそれを採用しない。従って、X の当該主張について、証拠が充分にあり、当裁判所はそれを支持する。

就労不能による逸失利益について、X が提供した給料明細により、怪我をする前に X の平均月収が 21,159.985 元であることが証明される。また、X の就労先は当月に前月の賃金を支払うため、2017 年 2 月～6 月に実際に支払われた賃金を控除し、当裁判所はその逸失利益を 46,451.83 元とする。

介護費について、X が 1 日入院する基準を 100 元/日とし、その証拠が充分である。しかし、退院後の介護費用基準について主張額が高すぎて、80 元/日で計算すべきであり、介護費は合計 100 元＋80 元／日×（120—1）日＝9,620 元となる。

栄養費について、証拠が充分であり、当裁判所がそれを支持する。

入院食事補助費について、証拠が充分であり、当裁判所がそれを支持する。

交通費について、X が関連領収書を提出しなかったため、当裁判所が X の受信回数により、それを 600 元とする。

補助器具費と医療用便器購入費について、証拠が充分であり、当裁判所がそれを支持する。

鑑定費について、証拠が充分であり、当裁判所がそれを支持する。

前述したように、X が怪我をした後に生じた合理的な損失は、医療費 3,082.89 元、逸失利益 46,451.83 元、介護費 9,620 元、栄養費 2,700 元、入院食事補助費 25 元、交通費 600 元、補助器具費 467.5 元、鑑定費 1,700 元、合計 64,647.22 元である。前述した費用を Y1 と Y3 間の保険契約の約定により、医療費 3,082.89 元、逸失利益 46,451.83 元、合計 49,534.72 元は Y3 が X に賠償すべきであり、入院食事補助費 25 元、介護費 9,620

元、栄養費 2,700 元、交通費 600 元、補助器具と医療用便器費 467.5 元、鑑定費 1,700 元合計 15,112.5 元は、Y1 が X に賠償すべきである。

中華人民共和国民法総則 110 条、120 条、中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、中華人民共和国保険法 65 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条 1 項、19 条、20 条、21 条、22 条、23 条、24 条、中華人民共和国民事訴訟法 142 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 49,534.72 元を賠償する。
2. Y1 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 15,112.5 元を賠償する。
3. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 229 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 292 元について、Y1 がそれを負担する（X がこの費用をすでに納付したため、Y1 は本判決の効力発生日から 10 日以内に当該金額を X に支払うべきである）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、江蘇省南京市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 4 月

34

民事判決書

（2015）鼓民初字第 7340 号

原告　X
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y3
被告　Y4 社
代表者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4 の自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が受理した後に裁判員 A に独自に審判してもらい、公開開廷して審理を行った。X の委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人、Y3、Y4 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が以下のように主張する。2015 年 10 月 4 日 11 時 52 分、X が電動自転車に乗り、非自動車道から自動車道に入る途中に、Y3 が違法に自動車道に止まっていた自動車のせいで、視線を遮られ、電動自転車に乗っていた Y1 と衝突し、X、Y1 が怪我を負い、両電動自転車が壊れた交通事故を引き起こした。南京市公安局交通管理局第五大隊が交通事故認定書を発行し、X が今回の事故において半分の責任を負い、Y1 と Y3 が共同に半分の責任を負うと認定した。事故発生後、X が東南大学付属中大病院に送られて治療を受け、急性閉合型脳損傷と診断された。審査によると、事故発生時、Y1 は Y2 のために出前を配達していた途中にあり、Y3 の自動車が Y4 のところで自賠責保険と保険限度額を 100 万元とする商業保険に加入した。従って、X が裁判所に提訴し、Y らに X の各損失 32,923.54 元を賠償するよう要求する（医療費 56,673.63 元、食事補助費 360 元、損失合計 57,033.63 元である）。

Y1 が以下のように弁解する。交通事故責任認定に異議はない。Y1 が携帯にアプリをダウンロードした後、本市における Y2 の職業訓練所に行って配達用具を受領し、職業訓練を受けた。Y2 は Y1 と労働契約を締結することはなかったが、オーダーを受注する前に、Y2 が自動的に 2 元の保険料を控除し、保険加入先の保険会社に引き渡す。通常、給料は出来高によって支払われ、100 元貯まると、携帯上でその引き出しを要求できる。給

料はアリペイまたは銀行カードに振り込まれる。

Y2 が以下のように弁解する。交通事故の責任認定に異議はない。Y2 が仲介人としてプラットフォームを提供し、Y1 がプラットフォームを通じてオーダー情報を獲得する。Y1 が出前を配達するのは、レストランに労務を提供することであり、Y2 に労務を提供するわけではない。Y1 は完全に自由に自分の仕事を支配でき、オーダーを受注しても受注しなくても良い。Y2 が金銭を支払う行為は、単なる徴収代理・支払代理行為であり、Y1 と Y2 の間には労働、労務や雇用関係は存在しない。Y2 は Y1 の行為に対して責任を負わない。

Y3 は交通事故の責任認定に異議はない。

Y4 が以下のように弁解する。交通事故の責任認定に異議はない。事故車両が Y4 のところで自賠責保険、限度額を 100 万とする商業保険に加入した。事故は保険期間内に発生した。X と被保険車両と衝突することなく、第三者を構成しない。また、けが人にはすでに 10,000 元の医療費を立替払いした。

審理によって、以下の事実が判明された。2015 年 10 月 4 日 11 時 52 分、X が電動自転車に乗り、非自動車道から自動車道に入る途中に、Y3 が違法に自動車道に止まっていた自動車のせいで、視線を遮られ、電動自転車に乗っていた Y1 と衝突し、X、Y1 が怪我を負い、両電動自転車が壊れた交通事故を引き起こした。南京市公安局交通管理局第五大隊が交通事故認定書を発行し、X が今回の事故において半分の責任を負い、Y1 と Y3 が共同に半分の責任を負うと認定した。事故発生後、X が東南大学付属中大病院に送られて治療を受け、急性閉合型脳損傷と診断された。Y4 がすでに 10,000 元の医療費を支払った。

また、審査によると、本件自動車は Y3 が所有するものであり、当該自動車が Y4 のところで自賠責保険と保険限度額を 100 万元とする商業保険に加入しており、保険期間中に事故が発生した。

Y2 が達達配達プラットフォームを提供し、レストランによる配達オーダーの掲載と、ユーザーによる配達員の登録を引き受ける。ユーザーが達達配達プラットフォームにおいて、クリック又は確認する方式でレストランと配達契約を締結する。

前述した事実に関して、X と Y らの陳述、交通事故認定書、病歴、退院記録、達達登録契約と当裁判所の開廷審理記録等をもって証明される。

当裁判所の判断は以下のようになる。当事者の合法的な権利は法律によって守られる。本件は道路交通事故によって引き起こされる人身損害賠償紛争である。交通警察部門の責任認定に対して、当事者は異議を持たない。当裁判所もそれを認定する。二人以上の行為人が別々に権利侵害行為を実施して、同一損害をもたらし、責任の程度を確定できる場合、彼らは各自に相応の責任を負うことになる。被権利侵害者が損害の発生に対して過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減させることができる。したがって、交通警

察部門の責任認定と事故発生の総合要素により、Y1 が 5%の賠償責任を負い、Y3 が 60%の賠償責任を負う。本件車両がすでに Y4 で自賠責保険と 100 万元を限度とする商業保険に加入したため、Y4 は Y3 の責任分担部分について、保険範囲内で賠償責任を負担する。Y2 が配達プラットフォームを提供し、レストランとユーザー（配達員）に契約締結の機会を報告し、又は契約締結の仲介サービスを提供し、仲介人に該当し、Y1 の権利侵害行為に対して代替責任を負うべきではない。

X の各訴求について、X、Y らが提出した証拠と立証に関する意見により、以下のように認定する。

1. 医療費 56,673.63 元について、医療費領収書と当事者の陳述によって証明されるため、それを認める。

2. 入院食事補助費 360 元について、それを支持する。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、12 条、16 条、26 条、48 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、中華人民共和国保険法 65 条、中華人民共和国契約法 424 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y4 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 28,220 元を賠償する。
2. Y1 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 2,351 元を賠償する。
3. X の他の訴訟請求を棄却する。

Y らが本判決に指定された期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延機関の債務利息の倍額を支払うべきである。

本件訴訟費 400 元について、その半額の 200 元を徴収し、Y3 が 120 元を負担し、Y1 が 5 元を負担し、X が 75 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、江蘇省南京市市第 1 中級人民法院に控訴することができる。同時に、訴訟費用納付弁法の関連規定により、前述した裁判所に控訴事件受理費を予め納付する必要がある。

2016 年 2 月

35

民事判決書

（2016）沪 0109 民初 22401 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1 健康権紛争案について、当裁判所が 2016 年 11 月 1 日に立案した後、X の申請により Y2 を本件被告に追加して訴訟に参加し、法律により簡易手続きを適用し、公開開廷して審理をした。X とその委託訴訟代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。Y らが X に医療費 57,659.03 元、入院食事補助費 245.60 元、栄養費 3,000 元、就労不能による逸失利益 30,800 元、介護費 8,515.90 元、障害補助器具費（松葉杖）130 元、交通費 642 元、鑑定費 2,850 元、障害賠償金 115,384 元、慰謝料 5,000 元、衣物損失費 300 元、弁護士代理費 10,000 元を賠償すること。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 3 月 26 日 9 時 25 分頃、本市某交差点西約 60 メートル地点で、X が電動自転車に乗り、東から西へ正常に走行する時、Y1 が電動自転車に乗り（自転車の後部に 60cm×60cm の棚が設置されている）、X の左側から追い越しする際に X と衝突し、X が倒れて怪我をした。上海市公安局虹口分局交通警察支隊が当該事故の責任を認定し、Y1 が事故の全責任を負う。事故発生後、X が病院に行き治療を受け、後にその病状を司法鑑定部門に鑑定してもらい、X 級障害となる。Y1 の陳述によると、事故発生当時、彼は閃送アプリで受注した配達オーダーを遂行しており、当該アプリの開発者は Y2 であり、配達報酬も Y2 が支払い、そのため、Y1 と Y2 の間に労働関係がある。Y1 が事件発生時に Y2 の職務を履行していた。現に X は自身の合法的な権利・利益を保障するため、裁判所に提訴し、前述した訴訟請求をした。

Y1 が以下のように弁解する。事故発生の時間、場所を認める。しかし、事故責任認定について異議がある。自分は当時電動自転車に乗って、X の左側から 10 メートル以上離れたところまで走ったが、その時背後に何かが倒れた音がして、振り向いたら X が地面に転んでいた。自分は X にぶつかることなく、X は自分で倒れた。事故発生後、交通警察は私に事故の全責任を負うべきと言い、事故認定書に署名させようとしたが、私が事故認定書の内容を見ることなく交通警察の要求に従って署名をした。行政複議を申請し

たが、材料を追加提出する必要があると言われ、交通警察のところから必要な材料を手に入れなかったため、行政複議が結論を出さずに終わった。私は携帯に閃送のアプリをダウンロードし、配達員として登録をしたが、Y2 がアプリの操作に関して私に職業訓練をし、試験をした後、オーダー受注資格を付与し、そこで私は自分で閃送のアプリを通じて配達業務を受注できるようになった。配達業務を受注するたびに、閃送アプリが 20%の配達費をサービス費として控除し、私個人が 80%の配達費を報酬としてもらえる。配達費の支払いと配分はプラットフォーム上直接完成し、周に一回決済し、依頼人側が配達費をプラットフォームに支払い、プラットフォームが自動的に私の報酬部分を、プラットフォームを通じて私に支払う。私が Y2 と労働契約や労務契約等を締結したことなく、配達業務はすべて自分が閃送のプラットフォーム上の配達情報から選び、受注する。Y2 が私の労働時間を規制し、管理することがなく、アプリの操作以外の訓練をしたこともない。X が主張する賠償費用について、医療費のうち、上海市第一人民病院で発生した費用のみを認める。同病院は、X の左脛骨上段が骨折したと診断し、その後 10 数日が経ち、X が上海市第六人民病院で手術をし、その退院診断の中に左膝外側半月板損傷が新たに加えられ、上海市第八人民病院に移って手術をしたが、これに対して異議がある。従って、上海市第六人民病院、上海市第八人民病院で発生した医療費を認めない。その他の賠償費用についても、異議がある。X のために費用を立替払いし、または現金を給付したことはない。

Y2 が以下のように弁解する。事故発生の時間、場所について異議はない。事故の責任認定については、裁判所の判断に委ねる。閃送アプリは確かに我社が開発した。配達員になりたい者はプラットフォームを通じて申請をし、身分証情報、住所等の個人情報を提供し、会社のステーションに行って身分情報を確認し、閃送アプリの操作訓練を受け、ネット版提携契約を締結した後、資格を付与し、プラットフォーム上でオーダーを受注できるようになる。Y1 は会社の上海ステーションで情報を確認してもらい、アプリ操作訓練に参加し、資格を付与した後配達員になった。会社は単にプラットフォーム上で配達業務情報を提供し、配達員が自分で業務を選択・受注する。配達業務の受注は早いもの勝ちとなり、会社がそれを干渉・分配することはない。会社が提携契約を提供するが、それは会社とすべての配達員が締結するネット版の提携契約であり、中にはサービス費の分配に関する約定が入っている。そのため、会社と配達員の間は平等な協力関係にあり、管理し、管理される労働関係ではない。X が主張する一部の賠償費用に対して、異議がある。

当裁判所が審理した結果、事実を以下のように認定する。

2016 年 3 月 26 日 9 時 25 分頃、本市某交差点西約 60 メートルのところ、X が電動自転車に乗って東から西へ正常に走っていた時、Y1 が電動自転車に乗り（自動車の後部に 60cm×60cm の棚が設置されている）、X の左側から追い越しする際に X にぶつかり、X

が倒れて怪我をした。虹口交通警察支隊が当該事故に対して責任認定をし、Y1 が事故の全責任を負うと判断された。後に、Y1 が上海市公安局虹口分局に交通事故責任複議申立書を提出したが、事故再認定は当該機構の受理範囲に入っていないと告知され、虹口交通警察支隊が出した処罰決定に対して行政複議を申請したい場合、関連規定に従って、行政複議申請書を修正する必要があるため、結果的には複議申請できなかった。

事故発生時、Y1 が配達する途中だった。当該配達業務は Y1 が閃送アプリのプラットフォームで承り、Y2 が閃送アプリの開発者である。Y1 が携帯アプリを携帯にダウンロードし、配達員になるよう申請をした。Y2 がその個人情報を対面で確認し、アプリの操作について訓練をした後、配達員になる資格を付与し、Y1 がプラットフォームを通じて配達業務の情報を閲覧し、自主的に配達業務を選択し、受注できるようになった。Y1 が受注した配達業務ごとに、Y2 がプラットフォームを通じて、依頼人が支払った配達費の 20%を情報費として徴収し、その他の部分は Y1 が獲得する。

審理の際に、当裁判所が虹口交通警察支隊に行って事件発生後に X,Y1 の尋問記録を調達した。Y1 の尋問記録の内容が以下のようになる。「相手は女性であり、電動自転車に乗り、東から西へ走り、私と同方向だった」。「相手は私の右手側を走り、私の少し前を運転していた」。「相手の電動自転車の頭部と私の電動自転車の後部がぶつかり、その後相手が地面に倒れた。私が音を聞き、自動車から降りて彼女の手助けをした。私が相手を追い越す際にぶつかった」。「私の自転車の後部には 60cm×60cm の棚が設置されているが、それは配達が便利になるためである」。

事故発生当日、X が上海市第一人民病院で受診し、診断された結果、左側脛骨上段骨折、軟組織腫れとなる。2016 年 3 月 28 日、X が上海市第六人民病院で受診し、映像診断した結果、左脛骨骨折、関節充血等が判明された。X が 2016 年 4 月 9 日～2016 年 4 月 17 日上海市第六人民病院に入院治療し、入院診断は左閉合性脛骨骨折だった。2016 年 4 月 13 日、左脛骨骨折切開復位内固定術を実施し、退院診断は左閉合性脛骨骨折、左膝外側半月板損傷（粉砕性裂傷）だった。2016 年 4 月 17 日、上海市第八人民病院に転入し、入院診断は左閉合性脛骨骨折、左膝外側半月板損傷（粉砕性裂傷）だった。入院後、切口の感染を防止するために処置を受け、2016 年 4 月 21 日に退院した。その後、X が複数回の外来治療を受けたが、その間、合計医療費 57,659.03 元が発生した（入院する間の食事費 165.60 元を控除した）。

2016 年 7 月 27 日、上海市浦東新区公利病院司法鑑定所が虹口交通警察支隊の依頼を受け、X の交通事故障害等級と休息、栄養、介護期間に対して臨床評定をした。同鑑定所が 2016 年 8 月 8 日に鑑定意見書を発行し、鑑定意見は、「被鑑定人 X が交通事故により、左脛骨骨折、左膝外側半月板損傷（粉砕性裂傷）になった。前述した損傷の後遺症が X 級障害となる。その損傷後、合計休息期間 210 日、栄養期間 75 日、介護期間 105 日を付与した。被鑑定人が診断書により内固定物を摘出するため、賠償時にその費用を顧

慮すべきである」。Xが鑑定費2,850元を支払い、それに関して鑑定費領収書が証明する。

Xが2016年4月17に購入した松葉杖(あるいは歩行補助機)の領収書一枚を提供し、金額が130元である。

Xが居住証明、不動産賃貸仲介契約と不動産所有権登記証、所有権者身分証のコピーを提出し、それらによると、Xが2013年2月から上海市虹口区某街に居住し、当該不動産はXが賃貸して居住し、Xの夫と不動産の所有権者が不動産賃貸仲介契約を締結した。

就労不能による逸失利益を主張するため、Xが会社Aの営業ライセンスのコピー、就労不能証明書、収入証明を提出したが、それらによると、Xが2012年2月からずっと会社Aでアルバイトをし、月収2,000元だった。2016年3月26日から、Xが交通事故で怪我を受け、その後ずっと出勤しかなった。休暇を取る間、賃金の支給を停止した。Xが会社Bの営業ライセンスのコピー、就労不能証明書、収入証明を提出し、それらによると、Xが2015年11月からずっと会社Bでクリーニング業務に従事し、月収1,000元だった。2016年3月27日から、Xが交通事故で怪我を受け、その後ずっと出勤しなかった。休暇を取る間、Xの夫が代わりに就労し、賃金の支払い先に変更はなかった。Xが就労不能証明書と収入証明各一部を提出し、証明人Cによると、Xが2010年2月からC宅で家政婦として一日2時間働き、毎月決算し、月収1,400元である。2016年3月26日から、Xが交通事故で怪我を受け、その後ずっと出勤しなかった。休暇を取る間、賃金は支払われなかった。

Xが本件訴訟を提起するために、弁護士を雇って代理してもらった。そのため、弁護士代理費10,000元を主張し、弁護士費領収書一枚を提出した。

Y2が提携契約一部を提出し、甲がY2であり、乙が配達員である。その中には以下の契約内容が含まれる。「甲が乙に貨物の集荷、配達情報を提供し、乙が前述した情報を受け取った後、ユーザーに貨物の集荷、配達サービスを提供する」。「甲には乙に提供した集荷、配達情報について、ユーザーから支払われる集荷、配達費用の20%を情報費として徴収する権利があり、ユーザーが支払った集荷、配達費用は情報費を控除した後、乙が獲得する」。「甲・甲の関連会社と乙は商業協力関係にあり、用人単位と労働者の間の労働人事関係は存在せず、労働法規の規制を受けないことを双方当事者が確認する。労働関係が存在しないため、甲乙の間に社会保険を納付する義務は存在せず、乙が甲と協働する過程において、病気を患い、または就労期間中に負傷した場合、乙が独自に関連責任を負担すべきであり、甲は関係ないことを双方当事者が確認する」。

前述した事実は、当事者が提供した証拠材料等、並びに双方当事者の陳述により証明する。

当裁判所が以下のように判断する。公民には生命健康権がある。公安機関交通管理部門による本件道路交通事故認定は、事実審査が明晰であり、責任認定が明確である。当裁判所は事故認定書の相応の証明力を確認し、当該事故責任認定書が本件民事損害賠償

を確定する根拠になれる。Y1、Y2 の配達業務の遂行プロセスと配達費用の分配方法に対する陳述により、さらに Y2 が提供した提携契約の内容を顧慮すると、Y1 が自主的に携帯アプリを通じて配達業務を選択・受注し、その就労時間を自由に支配し、場所は固定されず、Y2 の支配や制限を受けない。Y2 が労働条件、労働用具を提供することもない。Y1 の報酬は、配達費用の取り分であり、Y2 から労働報酬が支払われるわけではない。従って、Y1、Y2 の間に労働関係が存在することは証明されない。この事実について、Y らの間に労働関係が存在することを証明する証拠を X が提供することが出来なかった。故に、Y1、Y2 の間に労働関係が存在するという X の主張には根拠が不足する。X が事故によってもたらされた人身、財産損失について、Y1 が賠償責任を負担すべきである。

上海市浦東新区公理病院司法鑑定所が X の交通事故により生じた怪我状況について発行した司法鑑定意見は合法かつ有効であり、不当なところがなく、当裁判所はそれを採用し、X の損失賠償を計算する際の証拠として使える。

X の交通事故損失費の算定について、判明した事件の状況と、当事者が提供した証拠資料、双方当事者の陳述意見、司法鑑定意見等を総合的に顧慮して、当裁判所が各賠償項目を以下のように確定する。1.医療費 57,659.03 元（入院期間中の食事費 165.60 元を控除した）。2.入院食事補助費 240 元。3.栄養費 2,250 元。4.障害賠償金 115,384 元。5.慰謝料 5,000 元。6.介護費 5,250 元。7.就労不能による逸失利益について、X が就労不能証明書、収入証明等の証拠を提供したが、精確な損失を証明する証拠資料を提供できなかった。従って、本市最低賃金基準で当該金額を 16,100 元と計算する。8.障害補助器具費について、X が松葉杖（または歩行補助機）を購入したのは怪我の状況に合致し、当該金額 130 元を支持する。9.交通費 500 元。10.衣服損失費 200 元。11.鑑定費 2,850 元。12.弁護士代理費 3,500 元。X が今後医者の支持により内固定具を摘出する場合、実際に摘出後に関連費用を改めて主張することができる。

前述したように、中華人民共和国民法通則 98 条、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、最高人民法院民事権利侵害精神損害賠償責任を確定する事に関する若干問題の解釈 8 条、10 条の規定により、以下の判決を下す。

1. 本判決の効力発生日から 10 日以内、Y1 が X に医療費、入院食事補助費、栄養費、就労不能による逸失利益、介護費、障害補助器具費、交通費、障害賠償金、慰謝料、衣服損失費、鑑定費、弁護士代理費合計 209,063.03 元を賠償する。

2. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

本件受理費 4,672 元について、その半額の 2,336 元を徴収し、Y1 が 2,082.37 元を負担し、X が 253.63 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 2 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 5 月

36

民事判決書

（2017）京 0102 民初 10084 号

原告　X
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y3 社
責任者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が受理した後、法律に従って審判員に独任審判してもらい、公開開廷して審理を行った。X とその委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人、Y3 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X の主張は以下のようになる。2016 年 12 月 12 日 17 時 33 分頃、Y1 がバイクに乗り南から北へ走り、北京市西城区広安門某橋東口につくと、X が乗る電動自転車と接触し、X が怪我をし、車両が壊れた。交通警察の認定により、Y1 が事故の全責任を負い、X、Y らが X の医療費等の負担問題について合意に達することができなかった。X によると、公民の合法的な権利・利益は法律によって保護される。X の合法的な権利・利益を保護するため、X が法律に従って裁判所に提訴し、以下の請求をする。1.Y らが医療費 6,337.49 元、就労不能による逸失利益 915 元（就労不能期間 1 週間）、食事補助費 5,000 元、栄養費 1,500 元、介護費 1,200 元、交通費 177 元、財産損失 200 元、慰謝料 2,000 元、合計 12,829.49 元を X に支払う。2.Y らが本件訴訟費を負担する。

Y1 が以下のように弁解する。交通事故発生と責任認定に異議はない。私は Y2 の職員であり、自己発生当日、Y2 のために就労しており、それが職務行為に当たる。事故車両が Y3 で自賠責保険に加入しているため、X の合理的な損失に対して、Y3 が負担すべきである。

Y2 が以下のように弁解する。Y1 が我社の職員ではない。我社が本件において過失があるわけではなく、本件の当事者とされるべきではない。我社と Y1 と労働契約関係にあるわけではなく、他の訴訟において、すでに効力が生じた判決によると、配達員と我社の間に労働契約が存在せず、相応の賠償責任を我社が負うべきではない。X が我社に責

任負担を要求することには、事実と法的根拠がない。閃送がプラットフォームであり、我社で登録した配達員が 20 万人を超えている。そして、事故車両は Y1 本人のものであり、我社とは関係がない。X の合理的な損失について、裁判所が認定することに同意する。

Y3 が以下のように弁解する。交通事故の発生と責任認定に異議はない。事故が保険期間中に発生し、事故車両が我社で自賠責保険に加入していた。医療費について、保険会社が医療保険範囲内の費用しか賠償せず、自費購入の薬（一部自費のものを含む）はそこから除外されるべきである。X が実際に入院したわけではない。したがって、入院食事補助を給付すべきではない。X の病状が栄養費、介護費を支払う基準に達していなかったため、それを賠償することに同意しない。最低賃金基準によると、X が主張する一週間の休暇による逸失利益が X の主張した 915 元に達しない。そして、X が主張する一週間の間は、病院が発行した正規の休暇証明によって証明されるものではない。X が提供する外来費用領収書、病歴について、X の交通費領収書と対応するものが 4 枚であり、その他は一致しない。X の電動自転車が壊れた場合、保険会社で損失額を認定してもらい、かつ修理して正規の領収書を発行してもらってから保険を申請すべきである。X の病状に鑑みると、障害が残るわけではなく、慰謝料を支払うべきではない。

審理によって以下の事実が判明された。2016 年 12 月 12 日 17 時 33 分頃、Y1 がバイクに乗り南から北へ走り、北京市西城区広安門某橋東口につくと、バイクの右側と前方が同方向を走る電動自転車に乗る X の左側と接触し、X が倒れて怪我をした。北京市公安局公安交通管理局西城交通支隊広安門大隊の認定によると、Y1 が今回交通事故の全責任を負い、X に責任はない。事故車両が Y3 で自賠責保険に加入しており、事故が保険期間内に発生した。

事故発生後、X が北京豊台右安門病院に検査治療を受け、外傷により右前歯が折れ、歯髄が暴露し、痛む。X が検査や治療のために、自分で医療費 6,172.60 元を支払った。

審理において、X は父の焼肉レストラン経営に協力してきたが、今回の交通事故のため就労できなくなり、父が代わりに手伝い人を探すことにしたと主張する。また、X の電動自転車が交通事故の際に壊れ、それを修理するために 200 元を支払ったと X が主張するが、そのための領収書を提示できない。

Y2 は閃送アプリの開発者である。Y1 が携帯に閃送のアプリをダウンロードし、配達員になるよう申請をした。配達員はプラットフォームを通じて、配達業務の情報を閲覧し、自主的に業務を引き受けるかどうかを選択できる。配達員が引き受ける配達業務について、Y2 がプラットフォームを通じて、依頼者が支払った配達サービス料の 20%を情報提供料として徴収し、残りの額を配達員がもらう。審理において、Y1 は彼が時計を使って Y2 の配達員になったと認めた。

前述した事実について、交通事故認定書、外来病歴手帳、医療費領収書、タクシー専用

領収し、提携契約、上海市虹口区裁判所民事判決書及び双方当事者の口頭弁論時の陳述等が証拠としてそれを証明する。

当裁判所の意見は以下のようになる。自動車が交通事故を起こし、人身損害、財産損失をもたらした場合、保険会社が自動車交通事故自賠責保険限度額内においてそれを賠償する。不足する分について、当事者が法律に従って負担する。本件において、Y1 と X の間に交通事故が発生し、交通管理部門は Y1 が今回交通事故において全責任を負うと認定した。審理の際に、X、Y1 がそれに異議を唱えることなく、当裁判所は当該事実を認定する。

審理によって以下の事実が判明された。Y1 が携帯に閃送のアプリをダウンロードした後、Y2 の配達員になるよう申請した。Y らによる配達業務のプロセス並びに配達費用の分配に関する陳述によると、Y1 が配達業務の選択、労働時間と報酬分配等において、Y2 の管理や支配を受けることはなく、その労働道具を Y2 が提供するわけではない。したがって、Y1 は Y2 と労働関係を成立させたことを証明できない。X が今回の交通事故によってもたらされた人身と財産損失について、Y1 がそれを負担すべきである。Y3 が事故車両の保険会社であり、まず自賠責保険限度額範囲内において賠償責任を負う。不足部分について、Y1 が賠償責任を負う。

X が交通事故によって支払った医療費について、当裁判所の認定により、6,172.60 元とする。X が主張する医療費の額に誤りがあるため、当裁判所に計算結果を基準とすべきである。X が入院治療をしかなったため、食事補助費を主張するのに根拠がない。X がその病状により、就労不能な期間を 7 日と主張するが、それに不当がなく、逸失利益を 700 元とする。X が受診の過程において、必然的に交通費を支出するが、X の受診回数、距離等の要素を顧慮し、X が交通費 177 元を賠償するよう要求したが、その金額は合理的であり、当裁判所がそれを支持する。X が今回の交通事故において、歯を損傷し、そのために介護または栄養を補充する必要はなく、かつ X は関連する診断書を提供しなかった。そのため、Y らに対して介護費、栄養費を請求する X の訴訟請求について、当裁判所はそれを支持しない。X が歯を損傷し、心身ともに一定の苦痛を被ったことを顧慮し、Y らがある程度の慰謝料を支払うべきである。賠償額について、当裁判所は 800 元とする。X の各訴訟請求について、当裁判所が認定した部分を超えた場合、当裁判所はそれを支持しない。

前述したように、中華人民共和国道路交通安全法 76 条と中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、22 条の規定により、以下の判決を下す。

1. 本判決が効力発生後 7 日以内に、Y3 が自動車交通事故自賠責保険の責任限度額以内において、X の医療費 6,172.6 元、逸失利益 700 元、交通費 150 元、慰謝料 800 元を賠償する。

2．X の他の訴訟請求を棄却する。

Y3 が本判決の指定した期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 60 元について、X が 20 元を負担し（納付済み）、Y1 が 40 元を負担する（本判決が効力を生じた 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、北京市第 2 中級人民法院に控訴することができる。控訴期間終了までの 7 日以内に控訴受理費用を納付しない場合、控訴撤回とみなす。

2017 年 6 月

37

民事判決書

（2017）京 0102 民初 32348 号

原告 X
被告 Y1
被告 Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略

X が Y1、Y2 に対する生命権、健康権、身体権紛争案について、当裁判所が受理した後、法律に従って審判員独自審判を行い、公開開廷して審判をした。X、Y1、Y2 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が以下のように主張する。2017 年 7 月 11 日 16 時 20 分頃、西城区建設部正門前、X がバスから降りた後、閃送の電動自転車に乗る Y1 によって背後からぶつけられて倒れ、X の顔と右足にある程度の怪我を負わせた。警察に通報した後、交通警察の認定によると、Y1 が主な責任を負い、X が二次的責任を負う。X がその後北京大学口腔病院で治療を受け、以下のように診断された。下唇粘膜に不規則な傷口があり、2 つの歯が損傷し、1 つの歯が折れ、右足と手が捻挫した。X が病院で唇を 4 針縫合し、Y1 が唇縫合のための医療費を支払った。歯は唇の傷口が治癒した後に治療を受けることになる。唇の傷口が治癒した後、X が 7 回にわたり北京大学口腔病院で損傷した歯を治療した。現在、折れ歯には歯冠が作られたが、力を入れて噛む事はまだできないため、X が咀嚼困難となり、食事を摂るのに重大な影響が及ぼされた。緩くなった歯については、折れ歯を固定した後に、状況に応じて処置を行うと勧められた。後続治療のための医療費について、X は Y1 に支払うよう要求したが、Y1 は金がないことを理由に断った。Y1 が Y2 の従業員であり、Y1 が会社の職務を履行する際に X に怪我をさせ、Y2 は全賠償責任を負うべきである。Y2 は自分と関係しないと主張し、賠償するのを拒否する。そこで、自分の合法な権利・利益を守るため、X が法律によって裁判所に提訴し、以下のように請求する。1.Y らが歯の治療費用 23,132 元、メガネ損失費 800 元、就労不能による逸失利益 5,000 元（就労不能期間 21 日）、交通費 300 元、栄養費 1,000 元を賠償すること。2.訴訟費用は Y らが負担すること。

Y1 が以下のように弁解する。私と Y2 は協働関係にある。交通事故の発生と責任認定について、それを認め、X に医療費を賠償するのに同意する。X のメガネが破損したかどうかわからない。かつ事故当日交通警察処理時と事故発生後、X からメガネの件を言及されなかったため、その賠償に同意しない。X が就労不能になったことを認めない。就

労不能による逸失利益の賠償に同意しない。X の交通費 300 元を賠償すること、栄養費の一部を賠償することに同意するが、1,000 元という X が主張する栄養費が高すぎるため、裁判所に認定をしてもらいたい。

Y2 が以下のように弁解する。我社が閃送プラットフォームアプリを作り、Y1 が我社とオンライン提携契約を締結し、役割分担、収益分配等について明確な約定があり、提携契約以外、我社は Y1 の自由を制限し、管理することがなく、Y1 と我社の間に労働関係は存在しない。我社はプラットフォームを通じて配達情報を公表し、Y1 が当該プラットフォームを通じて受注する。顧客から代金を支払われた後、我社が 20%のサービス料を控除し、残りの額は Y1 ら配達員がもらう。Y1 が配達員として打刻せず、勤務時間に対する制限がなく、我社は彼に配達業務を強制的に配ることもなく、彼が自発的に受注することになる。Y1 が使用する配達用の交通道具は彼自身のものであり、我社の所有物ではない。したがって、我社と Y1 の間に労働関係は存在せず、従属性も存在しない。したがって、我社が本件賠償責任を負担すべきではない。

審理によって以下の事実が判明された。2017 年 7 月 11 日 16 時 25 分、北京市西城区某部局正門前、Y1 が電動自転車に乗って北から南に向けて走り、X がバスを降りた後、非自動車道を歩き、付近の横断歩道を利用しなかった。Y1 が電動自転車に乗り X にぶつかり、X の顔と右足に怪我をさせた。北京市公安局公安交通管理局西城交通支隊西外大隊の認定によると、Y1 が今回の交通事故の主な責任を負い、X が二次責任を負う。

事故発生当日、X が北京大学口腔病院で検査と治療を受け、以下のように診断された。下唇粘膜に不規則な傷口ができ、挫傷し、左上の 2 つの歯の歯冠が折れ、歯髄が暴露し、左上に 1 箇所、右上に 1 箇所、ほうろう質が切断または亀裂をした。当日、病院で X に縫合手術が行われた。Y1 が X に 2017 年 7 月 11 日の救急車費用 350 元と縫合医療費用 1,879.75 元を支払った。2017 年 7 月 26 日に抜糸し、その後、X が損傷を受けた右上の歯を治療し始まったが、自分で医療費 7,923.72 元を支払った。

審理において、X が会社 A との労働契約（契約期間 2014 年 11 月 1 日～2019 年 10 月 31 日）を提出した。当該契約によると、X が会社 A の社長助理となり、月給 8,000 元（課税前）である。会社 A が発行した就労不能証明書によると、X が A の従業員であり、販売と経理業務に従事し、月基本給料 8,000 元である。2017 年 7 月 11 日に交通事故にあったため、X が北京大学口腔病院で治療を受け、8 月 1 日になって正常に出勤し、合計 20 日休暇をとった。A の規定により、X が就労しなかった期間の給料を支払わなかった。X が提出した納税証明によると、2017 年 1 月から 10 月までの間、X が毎月個人所得税 3 元を納付してきた。これに対し、X はその給料が現金の形で支払われ、職場が毎月固定的に個人所得税 3 元を控除すると解釈した。月収 8,000 元について、X がそれ以上の挙証をしなかった。

審理において、X は彼の眼鏡が交通事故において損傷をうけたため、財産損失費 800

元を主張すると述べた。X が提出した実物によると、そのレンズに明らかな擦り傷がある。Y1 によると、X のメガネが破損したかどうかわからず、かつ事故当日に交通警察が処理する時、並びに事故発生後に、X がメガネの損傷を言及しなかった。したがって、賠償に同意しない。

Y2 が閃送アプリの開発者である。Y1 が携帯に閃送のアプリをダウンロードした後、配達員になるよう申請した。配達員はプラットフォームを通じて配達業務の情報を閲覧し、自主的に配達業務を受注するかどうかを決められる。配達員が引き受けた配達業務について、Y2 がプラットフォームを通じて、顧客が支払った配達費用の 20%を情報提供費として徴収し、その他の部分を配達員がもらう。審理において、Y1 は携帯を通じて Y2 の配達員に登録したことを認めた。

前述した事実について、交通事故認定書、外来病歴手帳、医療費領収書、提携契約、労働契約、就労不能証明書、納税証明書と双方当事者の法定陳述等の証拠を持って証明される。

当裁判所が以下のように判断する。行為者が過失によって他人の民事権利・利益を侵害する場合、権利侵害責任を負うべきである。本件の場合、Y1 と X が今回の交通事故に対して、ともにある程度の責任を負い、交通管理部門が双方の違法事実により、Y1 が事故の主な責任を負い、X が事故の二次責任を負うと認定した。双方の当事者が交通管理部門の前述した認定に異議を具申せず、当裁判所が当該事実を認定する。Y1 が法律により、X の各合理的な損失に対して 70%の賠償責任を負い、残りの 30%を X 本人が負担することになる。

審理において以下の事実が判明された。Y1 が携帯に閃送アプリをダウンロードし、Y2 の配達員になるよう申請した。Y らによる配達業務のプロセスや配達費用の分配に関する陳述によると、Y1 が配達業務の選択、労働時間と報酬分配等について、Y2 の管理と支配を受けることなく、その労働道具も Y2 によって提供されるわけではない。したがって、Y1 と Y2 の間に労働関係が成立するわけではなく、Y2 が賠償責任を負うべきではない。

当裁判所が確認したところ、X が交通事故によって支払った医療費は 7,923.72 元であり、X が主張する医療費金額に誤りがあり、当裁判所の認定結果によって医療費を計算すべきである。X の受診事実によると、就労不能期間が 21 日間という X の主張に不当がなく、月給が 8,000 元であるという X の主張について、十分な証拠を提供することはなかった。関連証拠に鑑みて、当裁判所は逸失利益を 2,700 元とする。X が受診過程において、必然的に一定の交通費を支払うことになる。審理において、Y1 が X に交通費 300 元を賠償することに同意した。これに対して、当裁判所が異議を唱えない。X が今回の交通事故において、歯を怪我し、Y1 に栄養費 1,000 元賠償するよう要求したが、その額が高すぎて、当裁判所が栄養費を 400 元とする。今回の交通事故発生時、X が倒れて怪

我をし、彼がつけたメガネが破損した可能性はある。そして、X が審理の際に提示した実物により、レンズに擦り傷があることが証明された。前述した事実によると、当裁判所は Y1 が X に財産損失費 400 元を賠償するよう認定する。当裁判所が認定した X の前述した合理的な損失について、Y1 が 70%の責任割合でそれを賠償する。X の各訴訟請求における、当裁判所の認定を超えた部分について、当裁判所が支持しない。

Y1 が交通事故発生当日に支払った医療費 1,879.75 元について、X、Y1 がそれを分担する。責任分担によって、X が 563.93 元を負担すべきである。当該金額は、Y1 の賠償すべき金額の中から控除できる。

前述した通り、中華人民共和国権利侵害責任法第 6 条、第 16 条、第 20 条、第 26 条、中華人民共和国民事訴訟法第 64 条第 1 項の規定により、以下の判決を下す。

1. 本判決が効力を発生した後 7 日以内に、Y1 が X に医療費 5,546.60 元、逸失利益 1,890 元、交通費 210 元、栄養費 280 元、財産損失 280 元、合計 8,206.60 元を賠償する。X が負担すべき Y1 の立替払いした 563.93 元を控除した結果、Y1 が X に損失費 7,642.67 元を賠償すべきである。

2. X の他の訴訟請求を棄却する。

Y1 が本判決に指定された期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法第 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 287 元について、X が 200 元を負担し、Y1 が 78 元を負担する（本判決が効力を生じた後 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、北京市第 2 中級人民法院に控訴することができる。控訴期間終了までの 7 日以内に控訴受理費用を納付しない場合、控訴撤回とみなす。

2017 年 12 月

38

民事判決書

（2017）京 0101 民初 6586 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 の自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 3 月 28 日に立案し、法律により簡易手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X とその委託訴訟代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X は当裁判所に以下の訴訟請求をした。Y らが医療費 32,525.77 元、逸失利益 140,166 元、介護費 12,000 元、交通費 3,349.5 元、栄養費 3,000 元、障害賠償金 114,550 元、慰謝料 10,000 元、鑑定費 4,250 元を賠償し、訴訟費用は Y らが負担する。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 12 月 15 日 12 時 10 分、本市東城区朝陽門南大通り某所、Y1 がバイクに乗り北から南に向けて非自動車道を走り、X にぶつかり、その場で意識を失わせ、X に怪我を負わせた。今回の事故について、公安交通管理部門の認定により、Y1 が事故の全責任を負う。事故発生時、Y1 が自動車運転免許を取得することなく、かつ偽造の自動車ナンバープレートを使った。Y1 がバイドゥ出前配達員の服装を身につけ、バイクにはバイドゥ出前配達ボックスが置かれ、Y2 のために配達をしていた。事故発生後、X が中国人民解放軍陸軍総病院で受診し、医療費等の費用を支払ったため、当裁判所に訴訟を提起した。

Y1 が以下のように弁解する。事故の経過と責任認定に異議はない。自分がバイクを購入し、バイドゥ出前のボックスを載せ、自分の服を着て、オーダーを受注しようとした時に事故が発生した。自分が賠償責任を負うことに同意しない。

Y2 が以下のように弁解する。Y2 と Y1 の間に雇用関係や契約関係は存在しない。Y1 が自分で移動手段を用意し、その収入源は顧客であり、Y2 ではない。事故発生時に Y1 が Y2 のために配達業務を提供したわけではない。したがって、賠償責任を負うことに同

意しない。

Y3 が以下のように弁解する。事故発生時に Y1 がすでに Y3 から退職し、Y3 がすべての道具を回収した。故に、Y1 は Y3 の従業員ではなく、事故発生時に Y1 が Y3 の職務を履行したことを認めない。したがって、賠償責任を負うことに同意しない。

当裁判所が審理を経て、以下のように事実認定をする。2016 年 12 月 15 日 12 時 10 分、本市東城区朝陽門南大通り某所、Y1 が運転免許を持たずに自分が所有する保険未加入、ナンバープレートなしのバイクに乗り、北から南へ非自動車道内を走った。通行人 X が東から西へ通行し、Y1 のバイク前部が X の体と接触し、二人に怪我をさせ、Y1 のバイクが壊れた。公安交通管理部門の認定によると、Y1 が事故の全責任を負う。事故発生後、X が中国人民解放軍陸軍総病院に送られて受診し、急性重度脳損傷、右側頭葉挫傷、クモ膜下出血、右額骨骨折、消化管潰瘍、腰椎骨挫傷、左額皮膚裂傷等と診断され、15 日間入院した。後に X の申請により、当裁判所が北京通達首誠司法鑑定所に依頼し、2017 年 6 月 29 日に司法鑑定意見書を発行した。鑑定意見によると、X が外傷により、脳損傷、右側頭葉挫傷、神経機能障害等を受け、日常活動能力が制限を受け、10 級障害に該当し、障害賠償指数が 10%である。就労不能期間 150 日、介護期間 60 日、栄養期間 60 日を推奨された。X が鑑定費用 4,250 元を支払った。当事者たちが当該鑑定意見を認めた。

審理において、Y1 が証拠を提出することはなかった。当裁判所が調達した東城交通支隊事故処理大隊による事故状況に対する尋問記録を当事者に開示した。その記録によると、Y1 が当時閃送（Y2）からのオーダーを遂行していた。この筆記における記載に対し、Y1 が以下のように弁解する。「当時、自分は他人の代わりに充電器の電源を送る途中だった。送り届けた後、事故発生地の付近にオーダーが多かったため、そこでオーダーを受注しようと思ったが、まだ受注できていなかったうちに事故が発生した。事故発生時に確かオーダーを受注してなかった。配達する途中ではなかった」。Y1 の陳述に対し、X はそれを認めず、交通警察が尋問した際に、Y1 はオーダーを他人に任せたと告知したため、交通警察の尋問記録を基準に、Y1 が Y2 のオーダーを遂行する職務行為中だったと認定すべきだと主張する。それに対して、Y1 はオーダーを他人に任せたのは自分の嘘であり、そのような事実がないと主張した。Y1 が Y2 の職務を履行していたかどうかの認定について、X が指定された期間内に再び証拠を提出することはなかった。

Y2 が一部の裁判文書コピーを提出し、配達員との間に労働関係が存在せず、配達員を人身、報酬、道具、業務内容、制度等の面において実質的に管理監督をすることはないことを証明する。アプリ登録とログインの際のスクリーンショットと提携契約書を提出し、配達員がログインする度に提携契約を確認する必要があることを証明する。配達員募集ウェブサイトのスクリーンショットを提出し、双方当事者の間に雇用関係が存在しないことを証明する。サーバーのスクリーンショット、プログラムコードのスクリーンショ

ットを提出し、Y2 が随意にデータを改ざんし、オーダー情報を削除または変更できないことを証明する。Y1 のオーダーのスクリーンショットを提出し、Y1 のオーダー受注行為は自主的な行為であり、会社によるコントロールを受けないこと、事故発生時、Y1 がオーダーを配達していなかったことを証明する。X が裁判文書のコピーの真実性を認めるが、その証明目的を認めない。アプリ登録とログインの際のスクリーンショットを認める。配達員募集のウェブサイトのスクリーンショット、サーバーのスクリーンショット、プログラムコードのスクリーンショットの真実性、証明目的をいずれも認めない。Y1 のオーダーのスクリーンショットの真実性を認めるが、記録情報としては完全ではないと主張する。提携契約の真実性を認めるが、証明目的を認めず、当該提携契約は労働契約であると主張する。

Y3 が声明書、商標使用授権声明書、バイドゥ出前ウェブサイトのスクリーンショット、提携契約を提出し、バイドゥ出前プラットフォームの経営主体が A 社であり、Y3 がバイドゥ出前の物流配達業者として、プラットフォーム上の顧客に配達サービスを提供することを証明する。その他、Y3 が労働契約、退職業務引継書、弁護士メールの抜粋等を提出した。労働契約の内容によると、2016 年 3 月 4 日～2019 年 4 月 30 日、Y1 が Y3 に雇われて配達業務に従事し、Y3 が Y1 に賃金を支払う。退職業務引継書によると、Y1 が 2016 年 7 月 6 日に辞職申請を受理された。弁護士メールは、B 弁護士事務所が C 会社の依頼で TAOBAO に出されたものであり、TAOBAO プラットフォームに登録した複数のオンラインショップが無断に「バイドゥ出前」商標を入れた商品を制作、販売する行為に対し、それを削除またはブロックする行為を取らないと、TAOBAO プラットフォームの法的責任を追求する内容だった。X が声明書、商標使用授権声明書、バイドゥ出前ウェブサイトのスクリーンショット、提携契約の真実性を認めるが、証明目的を認めない。退職業務引継書の真実性を認めない。弁護士メールの抜粋と本件の関連性を認めない。また、Y1 がすでに退職したことを認め、事件発生時、もう Y3 の従業員ではないと述べた。

審理する際に、X が各訴訟請求について挙証をした。医療費について、X が総額 32,525.77 元の医療費領収書と入院証明書、費用リスト、処方箋、診断証明書、病歴手帳等を提出した。Y1 が前述した証拠を認める。Y2、Y3 が前述した証拠の関連性と証明目的を認めない。逸失利益について、X が給料明細、預金明細、収入証明書、納税証明書を提出した。そのうち、収入証明書によると、X が中国銀行北京支店で国内決算と現金管理部門商品経理に従事し、2009 年 8 月から就労し、期間の定めのない労働契約を締結している。2014～2016 年の手取り年収がそれぞれ 140,000 元、180,000 元、200,000 元だった。納税証明書は 2016 年 1 月～2017 年 5 月を期間とし、2016 年度の月納税額のほうが高く、事故発生後に月納税額が明らかに減少した。給料明細が示す賃金額と納税証明書が示す額がほぼ一致している。Y らはそれを認めないが、理由を述べなかった。介

護費について、X が 420 元の 2 日間入院介護費の領収書を提出し、介護人のほか、親友が平日休暇を取って介護したため、金額は鑑定結果によって概算したものと主張した。栄養費、慰謝料の総額も鑑定結果によって概算したものである。交通費は事故発生後に両親が介護するために行き来して発生したものであり、交通費レシートを何枚か提出したが、具体的な金額は当裁判所が決められると言われた。障害賠償金は 2016 年度本市都市部住民平均収入基準により、鑑定結果、実際年齢と併せて算出したものである。Y1 が前述した証拠を認めるが、Y2、Y3 が前述した証拠の関連性と証明目的を認めない。

当裁判所が以下のように判断する。公民の人身権利が法律によって守られる。他人に侵害して人身損害をもたらす場合、医療費、介護費、交通費等、治療とリハビリするための合理的な費用のほか、就労不能によって減った収入をも賠償すべきである。障害をもたらす場合、生活補助器具の費用と障害賠償金も支払わなければならない。Y1 が自動車に乗り、X にぶつかって交通事故となり、X に怪我をさせた。公安交通管理部門の認定によると、Y1 が事故について全責任を負う。したがって、X が本件交通事故により怪我をした法律責任を、Y1 が負担すべきである。

本件争議の焦点は、事件発生時の Y1 の権利侵害行為の法的評価である。X は事件発生時の Y1 とその車両の外観からして、それは個人行為ではなく、そして交通警察の尋問記録もあり、Y1 が Y2 の職務を履行していたと判断できると主張する。これに対して、Y2、Y3 はそれが Y1 の個人行為であると主張する。Y1 は彼個人が賠償責任を負担することに同意しないが、それが職務行為であるかどうか、誰のための労務給付であるかを説明することはしなかった。本件におけるすべての事実と証拠を総合的にみると、Y1 の事件発生時の行為は個人行為であり、Y2 や Y3 の職務を履行するための職務行為ではない。その理由は以下のようになる。まず、行為の外観からすると、事故発生時、Y1 が自分では出前道具を用意し、私服を着用していた。行為の外観のみでその行為が職務行為であると推定するのは、合理的ではない。また、その行為の性質からすると、Y1 が事故発生時にオーダーを受注しようとしおり、普段オーダーを受注する際に、Y1 には自主選択権があり、その業務内容、性質、報酬、出勤記録、道具、労働時間と就労場所等は Y2 によって支配・管理されたり、Y2 から提供されたりすることはない。したがって、Y1 の行為が Y2 の職務行為と認定すべきではない。そして、主体関係でいうと、事故発生時に、Y1 はすでに Y3 から退職し、Y らがそのための証拠を提出した。X はそれを認めないが、裁判所が指定した期間内に反証を提出することはなかった。したがって、Y1 の行為が Y3 の職務行為と認定することはできない。最後に、総合的にみると、Y1 の陳述・解釈と交通警察の尋問記録とは実質的な矛盾がなく、Y1 が述べた事故発生時の状況や運転ルート等も矛盾しない。したがって、前述した理由により、Y1 の事件発生時の行為が個人行為であると当裁判所が確認し、X がその行為によって受けた損傷について、Y1 個人が賠償責任を負うべきである。

医療費について、Xが証拠を提出したが、Y1が反証を提出しなかった。故に、Xの当該請求について、当裁判所がそれを支持する。X が怪我で就労不能になり、実際の収入が減ったが、X が提出した証拠により、実際に減った金額を正確に証明することはできない。したがって、当裁判所が鑑定意見における就労不能期間 150 日、Xが提出した証拠、業界の現状等の要素を鑑みて、それを 60,000 元とする。介護費について、Xが怪我により介護を必要とし、当裁判所が鑑定意見と X の実際の介護需要、提出した証拠等の要素を鑑みて、それを 9,000 元とする。栄養費について、Xが証拠を提出しなかったが、事故で怪我をした以上、確かに栄養を強化する必要がある。鑑定意見によると、X が主張した額が合理的であり、当裁判所がそれを支持する。交通費について、X が証拠を提出したが、個人の受診期間、回数、ルート等の要素と対応できなかったため、当裁判所が前述した要素に鑑みて、それを 2,000 元とする。障害賠償金について、Xが怪我したせいで、10 級障害となり、障害賠償指数が 10%であり、障害確定時 32 歳であり、主な収入源所在地は北京都市部であるため、X が主張した額が正確かつ合理的であり、X の当該訴訟請求について、当裁判所がそれを支持する。慰謝料について、当裁判所が X の障害確定時の状況、心身にもたらされた苦痛等を鑑みて、それを 5,000 元とする。鑑定費について、当裁判所は法律によってそれを確定する。X が若い女性として、不幸にも交通事故に遭い、心身ともに苦痛を被った。当裁判所は同情の意を示す。X が早く実際に被った損失を賠償してもらいたいという心情について、当裁判所はそれを理解できる。Xが本件法律事実を尊重し、被った苦痛と損害を客観的に見て、一刻も早く通常の生活に戻ることを当裁判所が望む。一方、Y1 が自分の権利侵害不法行為に対して責任を負い、積極的に賠償義務を履行することを望む。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、48 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、最高人民法院道路交通事故損害賠償事件適用法律に関する若干問題の解釈 19 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生後 15 日以内に X に医療費 32,525.77 元、逸失利益 60,000 元、介護費 9,000 元、栄養費 3,000 元、交通費 2,000 元、障害賠償金 114,550 元、慰謝料 5,000 元、鑑定費 3,043 元、合計 229,118.77 元を賠償する。
2. X の他の訴訟請求を棄却する。

当判決が指定した期間のうちに金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払う。

案件受理費 6,096 について、その半額の 3,048 元を徴収し、そのうち X が 866 元を負担し（納付済み）、Y1 が 2,182 元を負担する（本判決の効力発生後 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、北京市第 2 中級人民法院に控

訴することができる。

2017 年 8 月

39

民事判決書

（2015）鼓民初字第 7340 号

原告　X
委託代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y3
被告　Y4 社
代表者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が受理した後、裁判員単独審判をし、公開開廷して審理を行った。X の委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人、Y3、Y4 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X によると、2015 年 10 月 4 日 11 時 52 分、X が電動自動車で非自動車道から自動車道に入る過程において、Y3 が違法に泊まらせた自動車によって視線を遮られ、電動自動車に乗る Y1 と衝突し、X、Y1 に怪我をさせ、2 台の電動自動車が壊れる交通事故を発生させた。南京市公安局交通管理局第五大隊が道路交通事故認定書を発行し、X が今回の事項について同等責任を負い、Y1、Y3 が共同に同等責任を負うと認定した。事故発生後、X が東南大学付属中大病院に送られて治療を受け、急性重型閉合性脳損傷と診断された：1.左側頭部硬膜外、硬膜下血腫、2.左頭頂骨と側頭骨に多発性骨折、3.左こめかみ部挫傷、4.くも膜下腔出血。審査によると、事故発生時、Y1 は Y2 のために出前を配達する途中だった。Y3 の自動車が自賠責保険と限度額を 100 万元とする商業保険に加入した。故に、X が提訴し、Y らに X に各項目の損失合計 32,923.54 元を賠償するよう求める（医療費 56,673.63 元、食事補助金 360 元、合計損失 57,033.63 元）。

Y1 が以下のように弁解する。交通事故の責任認定に異議はない。Y1 が携帯にアプリをダウンロードし、Y2 の職業訓練所に行って配達道具セットを受け取り、職業訓練を受けた。Y2 が Y1 と労働契約を締結することはなかった。しかし、オーダー受注前に自動的に 2 元の保険料を控除し、保険加入先保険会社に渡す。給料は出来高給となり、満 100 元になると、携帯を通じて給料の引き出しを申請できるようになり、給料がアリペイまたは銀行カードに振り込まれる。

Y2 が以下のように弁解する。交通事故責任認定に異議はない。Y2 は仲介人としてプラットフォームを提供し、Y1 がプラットフォームを通じてオーダー情報を獲得する。Y1 が出前を配達するのは、Y2 のためではなく、レストランのために労務を提供することである。Y1 は完全に自由に自分の仕事を決定できる。オーダーを受注することもできれば、受注しないこともできる。Y2 が金銭を Y1 に支払うのは、レストランのためにそれを代行するだけであり、Y1、Y2 の間に労働、労務または雇用関係は存在しない。Y2 は Y1 の行為に対して責任を負わない。

Y3 は、自分が交通事故責任認定に異議がないと述べた。

Y4 は以下のように弁解する。交通事故責任認定に異議はない。事故車両が Y4 で自賠責保険、100 万元を限度額とする商業保険に加入した。事故は保険期間内に発生した。X と事故車両がぶつかることはなかったため、第三者になることはない。また、Y4 が負傷者のために 10,000 元の医療費を立替払いした。

審理によると、以下の事実が判明された。2015 年 10 月 4 日 11 時 52 分、X が電動自転車を運転して某道の非自動車道から自動車道に入る途中、Y3 が違法に東側自動車道に停まらせる自動車によって視線を遮られ、電動自転車に乗る Y1 に衝突し、X、Y1 が怪我をし、電動自動車が壊れる事故をもたらした。南京市公安局交通管理局第五大隊が道路交通事故認定書を発行し、X が今回の事項について同等責任を負い、Y1、Y3 が共同に同等責任を負うと認定した。事故発生後、X が東南大学付属中大病院に送られて治療を受け、急性重型閉合性脳損傷と診断された：1.左側頭部硬膜外、硬膜下血腫、2.左頭頂骨と側頭骨に多発性骨折、3.左こめかみ部挫傷、4.くも膜下腔出血。保険会社がすでに 10,000 元の医療費を支払った。

また、審理によると、本件自動車は Y3 が所有し、すでに Y4 で自賠責保険と 100 万元を限度額とする商業保険に入っていた。事故は保険期間中に発生した。

Y2 が達達配達プラットフォームを提供し、レストランによる配達オーダーの掲示と、ユーザーによる配達員登録を承る。ユーザーが達達配達プラットフォームを通じて、クリックまたは確認の形でレストラン側と配達契約を締結する。

前述した事実について、当事者の陳述、交通事故認定書、病歴、退院記録、達達登録契約と当裁判所の開廷記録等によって証明される。

当裁判所の判断が以下のようになる。当事者の合法的な権利は法律によって守られる。本件は道路交通事故により引き起こされた人身損害賠償紛争である。交通警察部門の責任認定に対して、当事者は異議を持たない。そのため、当裁判所もそれをそのまま認定する。2 人以上の当事者がそれぞれ権利侵害行為を実施し、同一の損害をもたらし、責任の大きさを確定できる場合、各自で相応の責任を負う。損害の発生について、権利が侵害された者にも過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減することができる。したがって、交通警察部門の責任認定と事故発生要素により、Y1 が 5%の賠償責任を負い、Y3 が

60%の賠償責任を負うと認定する。Y3 の本件自動車は Y4 で自賠責保険と限度額を 100 万元とする商業保険に加入しており、Y4 は Y3 の責任部分について、保険範囲内で賠償責任を負うべきである。Y2 が配達プラットフォームを提供し、レストランとユーザー（配達員）に契約締結のチャンスを知らせ、または契約締結の仲介サービスを提供するため、仲介人に当たり、Y1 の権利侵害行為にだいたい責任を負うべきではない。

X の各請求に対し、X、Y らが提出した証拠により、X、Y らの立証、質疑応答の意見等をあわせて顧慮し、以下の認定をする。

1. 医療費 56,673.63 元について、医療費領収書と当事者の陳述を証拠とするため、それを認める。
2. 入院食事補助費 360 元について、それを支持する。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、12 条、16 条、26 条、48 条、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、中華人民共和国保険法 65 条、中華人民共和国契約法 424 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y4 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 28,220 元を賠償する。
2. Y1 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X に 2,351 元を賠償する。
3. X の他の訴訟請求を棄却する。

Y らが本判決に指定された期間以内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の最無利息の倍額を支払うべきである。

本件訴訟費 400 元について、その半額 200 元を徴収し、Y3 が 120 元を負担し、Y1 が 5 元を負担し、X が 75 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、江蘇省南京市中級人民法院に控訴することができる。それと同時に、訴訟費用納付弁法の関連規定により、当該裁判所に控訴事件受理費を納付すべきである。

2016 年 2 月

40

民事判決書

（2017）蘇 0106 民初 1322 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 2 月 20 日に立案受理した後、法律によって簡易手続きを適用し、公開開廷して審理を行った。X の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件は現在審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y らが X に医療費 21,309.1 元、後続治療費 20,000 元、入院食事補助費 180 元、栄養費 2,700 元、逸失利益 14,000 元、介護費用 7,200 元、交通費 500 元、財産損失費 215 元、合計 66,104.1 元を賠償する。2.本件訴訟費用を Y らが負担する。事実と理由：2016 年 8 月 8 日 23 時 36 分、Y1 が電動自転車に乗り、電動自転車に乗る Y1 と衝突し、X に怪我をさせた。当該事故を南京市公安局交通管理局第五大隊が発行した道路交通事故認定書の認定によると、Y1 が主要責任を負い、X が二次責任を負うことになる。今回の交通事故は Y1 が Y2 の職務を遂行する際に発生したものであり、従業員の職務行為である。かつ当該車両が Y3 のところで商業保険に加入していた。X の合法的な権利・利益を守るため、裁判所に提訴し、前述した請求をした。

Y1 が以下のように弁解する。事故認定書に意見はない。後続治療費について、X が領収書を持たないため、それを認めない。

Y2 が以下のよう弁解する。我社の用人形態は 3 種類ある。1.自営業ライダー、すなわち我社と直接労働契約を締結する者。2.代理商ライダー、代理商と我社は協力関係にあり、代理商が労働契約を締結することになる。3.アプリクラウドライダー、すなわち自然人は誰でも登録することによって、我社の配達員になれる。彼らは自分の空いている時間を使ってオーダーを受注し、配達をする。我社とは労働関係が存在しない。Y1 がアプリクラウドライダーであるため、我社とは労働関係が存在しない。したがって、我社が

今回の事故の責任を負う必要がない。

Y3 が以下のように弁解する。事故責任認定に異議はなく、Y1 と Y2 が我社で餓了么意外総合保険に加入した。そのうち、第三者財産損失と第三者人身傷害の 2 つの種類が含まれており、財産損失限度額 5,000 元、第三者人身傷害限度額 10 万元となり、X の損失を本件で処理することに同意する。しかし、保険契約の約定によると、毎回の事故は被保険人の賠償割合の 80%で賠償をし、医療費について、20%の医療保険適用外の部分を控除することとなる。第三者の人身傷害損失について、医療費、人身傷害・死亡の損失を賠償することに同意する。医療費について、領収書により、21,309.1 元と認定する。後続治療費について、証拠がないためそれを認めず、後続費用が発生した後、改めて X が主張すべきである。逸失利益について、X が 2 回目の手術をするため、実際の就労不能期間はまだ確定できない。X が 2 回目の手術を終えた後に確認すべきと思う。財産損失 215 元について、X が領収書ではなくレシートを提出し、かつ事故認定書に車両損傷は書かれておらず、写真を持って車両が壊れたことを証明することもないため、当該費用を認めない。入院食事補助費、栄養費、介護費について、X の計算基準が高すぎる。

当裁判所が審理により、事実を以下のように認定する。2016 年 8 月 8 日 23 時 36 分、Y1 が電動自転車に乗り、X が乗る電動自転車と衝突し、X に怪我をさせた道路交通事故を引き起こした。当該事故を南京市公安局交通管理局第五大隊の認定により、Y1 が主要責任を負い、X が二次責任を負う。事故発生後、X が南京医科大学第二附属病院に入院治療し、病因の診断結果が右鎖骨骨折だった。2016 年 8 月 9 日、全身麻酔後、「右鎖骨骨折切開復位内固定術」が行われ、8 月 15 日に退院した。X が入院した間、医療費合計 21,309.1 元を支払った。Y1 がすでに X の医療費 7,000 元を立替払いした。

また、事故発生時、Y1 が餓了么の出前を配達していたことが判明された。Y2 が Y3 のところで餓了么意外総合保険に加入し、そのうち、第三者財産損失と第三者人身傷害の 2 つの種類が含まれており、財産損失限度額が 5,000 元、第三者人身傷害限度額が 10 万元である。被保険人は Y1 であり、当該保険は Y1 が購入した。

双方当事者に争議のない事実について、当裁判所がそれを確認する。争議のある事実について、当裁判所がそれを分析し、以下のように認定する。第一、Y2 が責任を負うかどうかという問題について、Y2 が以下のように弁解する。Y2 の用人形態は 3 種類ある。1.自営業ライダー、すなわち Y2 と直接労働契約を締結する者。2.代理商ライダー、代理商と Y2 は協力関係にあり、代理商が配達員と労働契約を締結する。3.アプリクラウドライダー、すなわち自然人は誰でも登録することによって、Y2 の配達員になれる。彼らは自分の空いている時間を使ってオーダーを受注し、配達をする。Y2 とは労働関係が存在しない。Y1 がアプリクラウドライダーであり、蜂鳥プラットフォームを通じて自発的に配達オーダーを受注し、会社の支持を受けないため、Y2 とは労働関係が存在せず、Y2 が賠償責任を負うべきではない。それに対して、Y1 が以下のように弁解する。Y1 が Y2 か

ら提供された蜂鳥プラットフォームにより、レストランから送られてきた配達オーダーを受注し、出前配達に従事する。Y2 とは、労働契約を締結することはない。審理によると、以下の事実が明らかにされた。蜂鳥アプリの主な機能は、登録したユーザーにレストランの配達需要を提供することであり、その登録ユーザーは、当該プラットフォームを通じてレストラン側の配達需要を知り、自身の意志によってレストランの需要を受け入れ、配達サービスを提供するかどうかを選択する。したがって、蜂鳥アプリが提供するのは仲介サービスであり、その登録ユーザーには情報を転送するが、登録ユーザーの人身を管理することはなく、登録ユーザーが配達サービスを提供するかどうかを制限することはない。したがって、Y1 と Y2 の間に労働または労務関係が存在すると認定することはできず、Y2 が Y1 の権利侵害行為に代替責任を負うべきではない。第二、各項目の賠償請求について、X が支払った医療費 21,309.1 元について、Y1、Y3 がこれに対して異議を持たず、当裁判所がそれを確認する。Y3 が 20%の医療保険適用外の薬品を控除するよう要求したが、証拠を提供することはなかったため、当裁判所はそれを採用しない。X が主張した後続医療費 20,000 元について、当該費用が実際にまだ発生しておらず、X は当該費用が発生した後改めて出張できる。入院食事補助費と栄養費について、医者の意見書と X の病状により、入院食事補助と栄養費をともに 20 元/日とし、その期間をそれぞれ 6 日と 60 日間とし、その結果、それぞれ 120 元と 1,200 元となり、合計 1,320 元となる。介護費用について、X が右鎖骨骨折となり、X の病状と退院報告によると、当裁判所は介護期間を 30 日とし、介護費用は入院した間に 100 元/日、退院後 80 元/日、介護費用は 2,520 元となる（100 元/日×6 日+80 元/日×24 日）。逸失利益について、すでに解明された事実によると、X が就労不能によって逸失利益を発生したのは事実である。当裁判所就労不能期間を 3 ヵ月とし、X は月収入が 3,500 元であると称したが、X が提供した就労不能証明と営業ライセンスを照らし合わせてみると、X が主張した 3,500 元/月の逸失利益を当裁判所が支持する。したがって、逸失利益は 10,500 元である（3,500 元/月×3 ヵ月）。財産の損失について、X が 215 元を主張するが、電動自動車の本件事故における損失を挙証することはなかった。本件の実際の状況により、当裁判所は財産損失を 200 元と認定する。交通費について、X が 500 元を主張するが、X の怪我の実際の治療状況により、当裁判所はそれを 300 元とする。前述した 7 項目の費用は合計 36,149.1 元となる。

当裁判所は以下のように判断する。行為人が過失により他人の民事権利・利益を侵害した場合、権利侵害損害賠償責任を負うべきである。被侵害人が損害の発生に対して過失がある場合、侵害人の責任を相応に軽減することができる。X が交通事故の発生に対して二次責任を負うため、権利侵害人の責任は軽減されるべきである。当裁判所は X がその損失に対して 30%の責任を負い、Y1 が負担すべき 70%の部分が 25,304.4 元であると認定する。Y1 が Y3 のところで餓了么意外総合保険を購入し、そのうち第三者財産損

失と第三者人身傷害の 2 つの種目が入っており、財産損失限度額が 5,000 元であり、第三者人身傷害限度額が 10 万元であるため、Y3 は Y1 の責任部分に対し、保険範囲内において賠償責任を負うべきである。Y3 の被保険者の賠償割合の 80%で賠償するという主張に対して、Y3 が Y1 と保険契約を締結する際に、告知義務を尽くしたと証明する証拠が足りないため、当該意見に対し、当裁判所がそれを採用しない。Y1 がすでに X に 7,000 元を給付し、X がそれを認めたため、Y3 が Y1 に 7,000 元を返却すべきであり、Y3 が実際に X に 18,304.4 元を給付することになる。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 2 条、6 条 1 項、16 条、26 条、34 条、最高人民法院人身損害賠償事件適用法律若干問題に関する解釈 17 条、19 条、21 条、22 条、24 条、中華人民共和国民事訴訟法 39 条 2 項、64 条 1 項の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 15 日以内に X の損失 25,304.4 元を一括賠償する（そのうち、Y1 があらかじめ 7,000 元を立替払いしたため、Y3 が前述した賠償金から 7,000 元を控除し、これを直接 Y1 に返却する。Y3 が実際に X に 18,304.4 元を給付する）。

2. X の他の訴訟請求を棄却する。

Y3 が判決に指定された期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の最無利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 561 元について、その半額の 280.5 元を徴収し、X が 84.2 元を負担し、Y1 が 196.3 元を負担する（X がそれを納付済みであり、Y1 が本判決の効力発生日から 15 日以内に当該金額を X に給付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、控訴受理費用を納付し、江蘇省南京市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 3 月

41

民事判決書

（2018）沪 0107 民初 4036 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2 身体権紛争案について、当裁判所が 2018 年 2 月 7 日に立案した後、簡易手続を適用し、審理において、Y2 の申請により Y3 を本件被告として追加し、2018 年 4 月 25 日に公開開廷して審理をした。X の委託訴訟代理人、Y1 の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加し、本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。Y らが X に医療費 1,872 元、栄養費 2,400 元、介護費 2,400 元、逸失利益 27,500 元、障害賠償金 115,384 元、慰謝料 10,000 元、交通費 196.50 元、衣服損失費 500 元、鑑定費 2,300 元、弁護士代理費 5,000 元、合計 167,552.50 元を賠償すること。前述した金額は Y1、Y2 が共同賠償責任を負担すること。事実と理由：2017 年 4 月 27 日 16 時 18 分、Y1 の従業員 A が電動自転車に乗り、本市某道交差点から約 10 メートル離れた時点で X が乗る自転車と衝突し、X に怪我をさせた。交通警察部門の認定によると、A が全責任を負い、X に責任はない。後の鑑定により、X にはXXX障害が残り、150 日間休息、60 日間栄養、60 日間介護となる。A が Y1 の従業員であり、Y1 が Y2 の出前配達業務を請負っている。事故発生時、A が Y2 運営の「餓了么」プラットフォームを通じて出前配達のオーダーを受注し、配達していたため、実際には Y2 のために就労しており、職務行為に該当する。

Y1 が以下のように弁解する。事故の経過と責任認定に異議はない。Y1 と Y2 は加盟関係に有り、A は Y1 の従業員であり、A と Y1 は労働関係にある。事故発生時、X が Y2 運営の「餓了么」プラットフォームを通じて出前配達のオーダーを受注し、配達してい

たため、それが職務行為の履行に当たる。Y1 が賠償責任を負担することに同意する。A が Y3 のところの保険に加入し、保険会社は保険範囲内において賠償責任を負うべきであり、保険を超えた部分は Y1 が負担する。X の要求に対する意見は Y2 と同様である。

Y2 が以下のように弁解する。事故の経過と責任認定に異議はない。「餓了么」出前プラットフォームは Y2 と B 社が共同運営しており、Y1 が Y2 の事業パートナーであり、A が出前配達員（ライダー）である。プラットフォームは事業パートナーと提携契約を締結し、事業パートナーがプラットフォームを通じて配達情報を受け取り、配達員を指定して配達をしてもらう。事業パートナー配達の際に「餓了么」、「蜂鳥配達」等のブランド名を使用する。配達員には自営配達員、事業パートナー配達員がある。そのうち、自営配達員が出前プラットフォームの運営主体と労働契約を締結し、労働関係を成立させ、事業パートナー配達員が事業パートナーと労働契約または労務契約を締結する。本件の場合、事故発生時、A が「餓了么」プラットフォームを通じて出前配達のオーダーを受注し、配達していた。A が事業パートナーY1 社の従業員であり、Y1 が A のために Y3 のところで意外保険を購入した。したがって、Y3 は保険範囲内において賠償責任を負担すべきであり、釣果部分を Y1 が賠償責任を負担し、Y2 が連帯責任を負担しない。賠償項目について、医療費の中に医療保険にカバーされない部分を保険会社が賠償し、栄養費、介護費について裁判所判決に服する。逸失利益について、X が提供した証拠ではその収入状況を証明できない。障害賠償金、慰謝料、交通費と弁護士代理費について、裁判所判決に服する。衣服損失費を認めない。弁護士代理費 3,000 元を認める。鑑定費と弁護士代理費以外の費用は保険会社が負担する。

Y3 が以下のように弁解する。事故の経過と責任認定に異議はない。X が Y3 のところで「餓了么加盟商意外総合保険 C 型」保険に加入しており、そのうち、個人責任保険（第三者財産損失限度額 100,000 元、第三者人身傷害限度額 400,000 元）が含まれ、それを本件において一緒に処理することを認める。保険会社は合理的な医療費用、直接的な財産損失、障害賠償金等の 3 項目の損失のみを負担し、逸失利益、栄養費等他の費用は負担しない。そして賠償割合はいずれも 80%である。特別約定により、保険会社は事故発生日から 180 日以内に実際に支払った治療を受けた現地の医療保険管理部門に規定された保険でカバーできる、必要・合理的な医療費用給付医療保険金しか負担せず、その限度額が 80%である。第三者傷害は人身保険傷害評定基準とコード（標準番号 JR/T0083-2013）によって算定し、傷害賠償金の計算方式は、保険額×障害等級係数×給付割合（80%）であり、本件障害の賠償金計算方式は、400,000×10%×80%＝32,000 元である。X が提供した障害鑑定意見書によると、彼は前述した基準によって障害算定をしなかった。したがって、改めて鑑定するよう申請する。傷者が前述した基準に達しないが、障害と評価され、賠償を求む場合、釣果部分は Y1、Y2 が負担する。X の請求額が高すぎる。

当事者らが訴訟請求を巡って、法律によって証拠を提出し、当裁判所が当事者を組織

し、証拠の交換と質疑をした。当事者が異議を持たない証拠について、当裁判所がそれを確認し、添付する。当事者の陳述と審査によって確認された証拠により、当裁判所が以下の法律事実を解明した。

1．2017 年 4 月 27 日 16 時 18 分頃、Y1 の従業員 A が Y2 運営の「餓了么」プラットフォームを通じて出前オーダーを受注し、電動自転車で配達をし（「餓了么」等の商標・標識を示しながら）、本市某交差点北約 10 メートル地点を通過する際に、追い越しのため、X が乗る自転車と衝突し、X に怪我をさせた。交通警察部門の認定により、A が事故の全責任を負い、X に責任はない。後の鑑定により、X が本件事故により、腰 1、2、3、4 椎体左側横突骨折を引き起こし、ＸＸＸ障害と評価され、その病状により、150 日間休憩、60 日間栄養、60 日間介護を与え、後にリハビリ治療を行う。

2．Y3 が A を被保険者とする「餓了么加盟商意外総合保険 C 型」（短期健康保険と意外保険）保険をかけ、そのうち、「平安短期意外保険」（意外障害死亡と障害、意外障害医療）、「平安個人責任保険」（第三者財産損失限度額 100,000 元、第三者人身傷害限度額 400,000 元）が含まれ、保険期間が 2017 年 4 月 14 日 0 時～2017 年 5 月 13 日 24 時であり、事故は保険期間内に発生した。

3．X が本市非農業家庭の住民である。

当裁判所が以下のように判断する。権利を侵害した場合、賠償しなければならない。すなわち、行為者が過失により他人の民事権利・利益を侵害した場合、権利侵害責任を負担すべきである。本件事故について、交通警察部門の認定により、Y1 の従業員 A のが全責任を負い、本件賠償はこの責任区分によって確定される。本件の争点は主に以下のようになる。1.本件において賠償責任を負う主体が誰なのか。審理の際に、Y1 は A がその従業員であり、事故発生時に Y1 の職務を履行したことを認め、雇主代替賠償責任を負担することに同意した。これに対し、A と Y2 がともに確認したため、本件賠償は Y1 が負担すべきである。X は Y2 が Y1 と共同賠償責任を負うべきと申し出たが、証拠が不足している。審理において、X は別途 Y2 が連帯責任を負うべきと主張したが、相応の証拠または規定を提示しなかったため、X の前述した意見に対し、当裁判所は受け入れられない。2.Y3 が「餓了么加盟商意外総合保険 C 型」（短期健康保険と意外保険）商業保険の保険人としての賠償範囲と基準について。Y3 が承る前述した保険には責任保険が含まれており、Y3 が約定や規定によって被保険人または受益者に保険金を給付しなかったため、本件各当事者は Y3 に保険責任を負担するよう要求した。そして、Y3 が本件においてこれを一括処理することに同意した。当事者の訴訟手続上の手間を省くため、Y3 は本件において、保険法上の第三者としての X に直接保険金を賠償すべきである。Y3 が保険証のコピーを提供し（押印なし）、以下の意見を述べた。すなわち、特別約定により、Y3 は医療費、障害賠償金と直接財産損失費等の 3 種類の損失しか賠償せず、かつ給付割合が 80％である。医療費から、非医療保険部分を控除すべきである。第三者障害が人身保

険傷害評定基準とコード（標準番号 JR/T0083-2013）によって算定すべきであり（当該特別約定の中には「人身保険傷害評定基準とコード」を明記しなかった)、傷害賠償金の計算方式は、保険額×障害等級係数×給付割合（80%）である。これに対して、Y1、Y2 が保険証コピーの真実性を認めず、「保険会社の保険条項が頻繁に変更しており、双方が特別条項を約定することなく、当該特別約定の内容を知らなかったし、見たこともない、かつ当該条項が定型約款であり、保険会社がこれについて注意喚起、説明することはなかった。そして、Y3 が他の事件の賠償において使った計算式がその陳述と一致しない」と主張した。

当裁判所は以下のように判断する。まず、条項の性質でいうと、Y3 が提出した第三者障害保険金給付基準と金額等を含む前述特別約定には、己の責任を免除し、非保険人の義務を重くする定型約款が含まれており、規定により、Y3 が特別な注意喚起、告知、解釈と説明等の関連法定義務を尽くさないと、当該条項は効力を生じない。現在、Y3 がこれについて十分の関連証拠を提供し、それを証明することはなかった。そして、当該特別約定が給付範囲を Y3 が主張した医療費、障害賠償金と財産損失等の 3 種類の損失に明確に限定することもなかった。したがって、Y3 の前述した弁解意見には証拠が不十分であり、当裁判所がこれを採用することはできない。本件は権利侵害紛争であるため、Y3 は関連の法律法規に従って、賠償を負担すべきである。第三、鑑定結論について、Y3 が X の障害等級に異議を申し出て、第三者障害が人身保険傷害評定基準とコード（標準番号 JR/T0083-2013）によって改めて鑑定することを申請した。この点について、当裁判所は以下のように判断する。まず、前述した特別約定について、前述したように認定したので、ここでは省略する。そして、X の怪我の状況と後遺症について、Y3 が反証を提供することなく、鑑定手続に違法行為等改めて鑑定しなければならない事情があることを証明する証拠も提出しなかった。本件の場合、当事者の訴訟手続上の手間を省くべく、前述した Y3 の申請について、当裁判所がそれを認めることができず、X が提出した鑑定結論は法的に有効であり、それを認めるべきである。第四、X の損失について、審理の際に、各当事者が 1.医療費 1,872 元、2.鑑定費 2,300 元（保険範囲外）の賠償額についてすでに合意に達し、当裁判所がそれを確認する。Y3 が医療保険にカバーされない部分を控除するよう申請したが、その主張には根拠がなく、当裁判所がそれを採用しない。3.栄養費 2,400 元、4.介護費 2,400 元について、鑑定意見と司法実務を顧慮して、X の主張に不適切な点がなく、当裁判所がそれを支持する。5.逸失利益について、X が提出した証拠が客観的に実際の収入と就労不能による損失状況を反映することができず、X が怪我を負った後、たしかに休息を取る必要があり、そのために彼の労働によって報酬を獲得する権利が失った。当裁判所が本市在職労働者の最低月収 2,300 元を基準に逸失利益を計算し、鑑定結論をも顧慮して、逸失利益を 11,500 元と認定する。6.障害賠償金 115,384 元について、X の障害状況、年齢と戸籍等を顧慮して、X の主張に法的根拠があ

り、それを支持する。7.慰謝料について、当該事故が X にもたらした精神損害の程度を顧慮して、当裁判所がそれを 5,000 元とする。本件の意外保険の性質を顧慮する等当該損失が保険賠償範囲に入らない。8.交通費 196.50 元について、X の主張に十分な根拠があり、それを支持すべきである。9.衣服損失費について、緊急治療の需要を顧慮して、それを 300 元とする。10.弁護士代理費 5,000 元について、現在の司法実践と本件の実際の状況によると、X の主張が合理的な範囲にあり、これを支持すべきである。前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、22 条、34 条、中華人民共和国保険法 17 条、65 条、中華人民共和国民事訴訟法 132 条と最高人民法院法適用に関する解釈 73 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に医療費 1,872 元、栄養費 2,400 元、介護費 2,400 元、逸失利益 11,500 元、障害賠償金 115,384 元、交通費 196.50 元、衣服損失費 300 元、合計 134,052.50 元を賠償する。

2. Y1 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に慰謝料 5,000 元、鑑定費 2,300 元と弁護士代理費 5,000 元、合計 12,300 元を賠償する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 3,651 元について、その半額の 1,825.50 元を徴収し、Y1 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第二中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 5 月

42

民事判決書

（2017）津 0104 民初 9557 号

原告　X

委託訴訟代理人　略

被告　Y1

被告　Y2 社

法定代表者　略

委託訴訟代表者　略

被告　Y3 社

法定代表者　略

委託訴訟代表者　略

被告　Y4 社

法定代表者　略

委託訴訟代表者　略

被告　Y5 社

責任者　略

委託訴訟代表者　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4、Y5 の健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 8 月 9 日に立案した後、法律により簡易手続を適用し、公開開廷して審理をした。X の委託訴訟代理人、Y1、Y2 と Y3 の委託訴訟代理人、Y4 の委託訴訟代理人、Y5 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y らが X に各項目の経済損失合計 166,488.96 元を賠償する（医療費 48,909.71 元、逸失利益 13,782 元、介護費 6,891 元、入院食事補助費 2,100 元、栄養費 4,500 元、交通費 1,000 元、障害賠償金 74,220 元、鑑定費 3,000 元、被扶養者生活費 7,086.25 元、慰謝料 5,000 元）。2.Y5 が保険範囲内で賠償責任を負う。3.訴訟費を Y らが負担する。事実と理由：2017 年 3 月 30 日、Y1 が電動自転車に乗り、北から南に向けて事故地点に至った時、X が電動自転車に乗り同方向を走った。Y1 が左側から追い越しをする際に、電動自転車の後部が X の電動自転車にぶつかり、X が倒れて怪我をした。事故発生後、天津市公安交通管理局南開支隊南街大隊が事故認定書を出し、Y1 が事故の全責任を負うと判断した。そのため、X が医療費 48,909.71 元、逸失利益 13,782 元、介護費 6,891 元、院食事補助費 2,100 元、栄養費 4,500 元、交通費 1,000 元、障害賠償金 74,220 元、鑑定費 3,000 元、被扶養者生活費 7,086.25 元、慰謝料 5,000 元を主張した。Y1 が蜂鳥配達員であり、事故発生時に職務行為をしていた。そし

て、Y1 が乗った電動自転車が Y5 に保険加入し、保険会社が保険範囲内で賠償責任を負うべきである。

Y1 が以下のように弁解する。彼が Y4 のところで配達員を務めていたが、2017 年 3 月 30 日に配達途中に交通事故に遭い、X の合理的な損失に対して賠償することに同意する。X にが主張した一部の損失が高額すぎてまたは証拠不足のため、裁判所にはそれを審査・計算してもらいたい。

Y2、Y3 が以下のように弁解する。蜂鳥配達アプリは Y3 が運営する。Y3 は Y5 のところで Y1 のために配達員意外保険と個人責任保険に加入させたと称する。Y3 と Y4 が蜂鳥配達代理提携契約を締結し、Y3 と Y4 の従業員の間に労働関係が存在しないと約定し、Y1 と X が労働時間中に起きた事故が Y2 や Y3 と関係しないため、賠償責任を負うことに同意しない。

Y4 が以下のように弁解する。Y1 は確かに Y4 のところで配達員として働き、毎月の給料は Y4 から Y1 に振り込まれ、Y1 が労働時間中に交通事故に遭ったため、裁判所の判決に従う。

Y5 が以下のように弁解する。Y1 は確かに Y5 で配達員意外保険と個人責任保険に加入した。個人責任保険の金額が 100,000 元であり、保障範囲は配達員が配達過程において、過失により第三者に負傷・死亡させ、またはその財産に直接損失をもたらした場合であり、配達の際に、交通道具として電動自転車、免許のあるバイクを使い、第三者を負傷・死亡させ、または財産に直接損失をもたらした場合にのみ、保障の範囲内とする。毎回の事故の賠償割合が 80%である。事故発生の時間が確かにその保険範囲内にあるため、Y5 が保険限度額内に X に賠償することに同意する。

当裁判所が審理した上で、事実を以下のように認定する。2017 年 3 月 30 日、Y1 が電動自転車に乗り某道西側非自動車道を北から南に走行した時、電動自転車に乗る X と衝突し、Y1 の電動自転車後部が X の左側と衝突し、X に怪我をさせた。事故発生後、天津市公安交通管理局南開支隊南道大隊が事故認定書を出し、Y1 が事故の全責任を負い、X に責任はないと認定した。事故発生後、X が 2017 年 3 月 30 日から 4 月 20 日までの間に入院治療をし、診断した結果、左側尺骨の一部が粉砕骨折し、左目が挫傷し、左目の周辺が腫れ、頭部に外傷がある。天津市明正司法鑑定センターの鑑定によると、X の尺骨部の粉砕骨折により、左肘に機能障害が生じ、10 級障害となる。就労不能期間が 120 日であり、介護期間が 60 日であり、栄養期間が 90 日である。X が合計 48,909.71 元の医療費を支払った。

また、審査によると、Y1 が蜂鳥の配達員であり、事故が配達する途中に発生した。蜂鳥配達アプリは Y3 が責任を持って運営する。Y3 が Y4 と蜂鳥配達代理提携契約を締結し、Y3 が Y4 に対して、「蜂鳥配達」の商品を使い、天津市内に「蜂鳥配達」の業務を経営する権利を授与した。Y3 が商品のサポート、提携管理、決済サービスを提供する。Y3

と Y4 の従業員とはあらゆる形での労働関係が存在せず、Y4 の従業員が就労期間中に事故に遭い、第三者又は従業員自身に人身、財産損失をもたらした等の場合、すべての責任は Y4 が取る。

Y1 と Y4 に確認したところ、Y1 が事故当日 Y4 からの職務を履行する途中に交通事故に遭った。

Y5 が以下のことを確認する。Y1 が被保険者として Y5 で配達員意外保険と個人責任保険に加入した。事故当日が Y5 の保険範囲内にある。個人責任の保険金額が 100,000 元であり、補償範囲は被保険配達員が配達途中に過失により第三者にもたらした人身傷害又は財産の直接損失、及び配達途中に電動自転車、有効な運転免許をもつ場合ではバイクによって第三者にもたらした人身傷害又は財産の直接損失である。毎回の事故における賠償割合が 80%である。

当裁判所が以下のように判断する。法律の関連規定によると、交通事故により人身傷害、財産損失がもたらされた場合、交通事故当事者が責任によって分担する。本件の場合、解明した事実によると、Y1 が全責任を負い、X に責任はない。Y1 が Y4 の従業員であり、事故発生時職務行為に従事しており、関連責任を Y4 が負担する。したがって、X の合理的な損失について、Y がそれを賠償する。Y1 が被保険者として Y5 のところで配達員意外保険と個人責任保険に加入したため、Y5 が保険限度額内に賠償責任を負うべきである。X が Y2、Y3 に対して一緒に賠償責任を負うよう請求したが、当該請求は審査によって明らかにされた事実と異なり、かつ法律根拠がないため、当裁判所がそれを支持しない。

主張される賠償項目、基準と賠償金額について、関連法律法規の規定に従い、本件の証拠と合わせて以下のように確定する。X が主張する医薬費、入院食事補助費、障害賠償金、被扶養者生活費、慰謝料について、証拠が確実かつ十分であり、法的に根拠があり、当裁判所がそれを支持する。鑑定費用について、それが本件事故を理由に実際に発生した費用であるため、それを支持すべきである。栄養費について、1 日 50 元を基準に、鑑定結果の栄養期間 90 日で計算し、合計 4,500 元となる。介護費用について、鑑定結果によると、当裁判所は介護期間を 60 日と認定し、天津市前年度住民サービス業と他のサービス業就業者平均賃金を基準に計算する。X の主張と照らし、介護費用を 6,891 元と認定する。逸失利益について、鑑定結果により、当裁判所が就労不能期間を 60 日と認定し、天津市前年度住民サービス業とその他のサービス業就業者平均賃金を基準に計算し、X の主張と照らし、逸失利益を 13,782 元と認定する。交通費について、X の受診回数を顧慮し、これを 200 元とする。

前述したように、中華人民共和国民法総則 20 条、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、34 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 19 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条、最高人民法院民事訴訟証拠に関する若干規定 2 条の規定に

より、以下の判決を下す。

1．Y5 が本判決効力発生後 30 日以内に、保険限度額内において X の各経済損失合計 100,000 元を賠償し、そのうち、逸失利益 4,089 元、入院食事補助費 2,100 元、介護費 6,891 元、交通費 200 元、栄養費 4,500 元、障害賠償金 74,220 元、慰謝料 5,000 元、鑑定費 3,000 元。

2．Y4 が本判決効力発生後 30 日以内に、X に 65,688.96 元を賠償し、そのうち、医療費 48,909.71 元、逸失利益 9,693 元、被扶養者生活費 7,086.25 元。

3．X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 1,132 元について、その半額の 566 元を徴収し、Y1 がそれを負担し、本判決の効力発生後 30 日以内に直接 X に給付する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、天津市第一中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 1 月

43

民事判決書

（2017）吉 0102 民初 223 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が受理した後、法律に従って通常手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X の委託訴訟代理人、Y1 とその委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y1、Y2、Y3 が X に対して、医療費 99,194.37 元、入院食事補助金 5,100 元、介護費 18,123 元、必要な栄養費 8,000 元、障害賠償金 219,127 元、慰謝料 30,000 元、鑑定費 3,000 元、交通費 1,000 元、弁護士費 12,000 元、合計 395,544.94 元を連帯責任で賠償する。2.Y1、Y2、Y3 に訴訟費用を負担させる。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 8 月 24 日 15 時 40 分、Y1 が免許なくバイクに乗り、長春市南関区某道を北から南に向けて走り、某所に至ると、通行人 X が西から東へ道路を横断する際に、バイクの前部が X に接触し、X が倒れ、複数箇所に怪我をし、入院治療することになった。事故発生後、現場保護のために Y1 が車両を移動した。長春市公安局交通警察支隊南関区代替が交通事故認定書を出し（吉公交認字[2016]第 006892 号）、Y1 が本件事故の全責任を負い、X には過失がなく、本件事故の責任を負わないと認定した。本件交通事故において、Y1 の過失により、X が複数箇所骨折し、長春市常春司法認定所の鑑定によると、1.X の此度の外傷により、小脳挫傷をもたらし、レベル 10 の障害となる。左側の顔面神経麻痺は回復不可となり、レベル 10 の障害となる。左腕神経叢が損傷し、左上腕機能障害となり、レベル 7 の障害基準に適合する。2.X の今回の外傷治療やリハビリ過程における介護期間が 150 日である。3.X の今回の外傷には、栄養費 8,000 元を必要とする。審理によると、事故発生時、Y1 が「餓了么」の出前を配

達する途中だった。「餓了么」は Y2 が運営する。

Y1 が以下のように弁解する。彼が Y3 の配達員であり、雇用活動に従事する途中、第三者に損害をもたらし、故意または重大な過失がなく、賠償責任を負担すべきではなく、雇主が賠償責任を負うべきである。

Y2 が以下のように弁解する。X の訴訟請求に同意しない。Y1 と Y2 に何の労務または労働関係もなく、Y2 が直接権利侵害主体ではなく、法律上権利侵害責任を追うべきで主体でもない。

Y3 が以下のように弁解する。X の訴訟請求に同意しない。Y3 と Y1 が遂行したのは Y2 から依頼された任務であり、Y2 の支持を受け、Y1 が Y2 の職業訓練をへて、その服装にも Y2 の要求が反映される。Y3 と Y1 が単なる管理関係であり、雇用関係ではない。Y2 のサービスプラットフォームを通じて、Y3 が Y1 を支配する権利がなく、当該区域の配達員を管理するのみである。

当事者が訴訟請求をめぐって、証拠を提出し、当裁判所が当事者を組織して、証拠の交換と質疑応答をした。当事者から異議のない証拠について、当裁判所がそれを確認し、添付して証拠とする。争議のある証拠と事実について、当裁判所が以下のように認定する。2016 年 8 月 24 日 15 時 40 分、Y1 がナンバープレートのないバイクに乗り、長春市南関区某道を北から南に走り、通行人 X が西から東に歩道を横断する際に、バイクの前部と X の体が接触し、X が倒れ、複数箇所怪我をし、入院治療した。長春市公安局交通警察支隊南関区大隊が交通事故認定書を出し（吉公交認字[2016]第 006892 号）、Y1 が過失により事故を発生させ、事故の全責任を負い、X に過失はなく、事故責任を負わないと認定した。事故発生後、X が 2 回に渡って吉林大学第二病院に入院治療し、合計 51 日入院し、医療費 99,194.37 元を支払った。X が吉林常春司法認定所に鑑定意見書を発行してもらい、鑑定意見が以下のようになる。1.X の此度の外傷により、小脳挫傷をもたらし、レベル 10 の障害となる。左側の顔面神経麻痺は回復不可となり、レベル 10 の障害となる。左腕神経叢が損傷し、左上腕機能障害となり、レベル 7 の障害基準に適合する。2.X の今回の外傷治療やリハビリ過程における介護期間が 150 日である。3.X の今回の外傷には、栄養費 8,000 元を必要とする。X が鑑定費 3,000 元、弁護士代理費 12,000 元を支払った。

Y1 が非農村家庭戸籍であり、Y2 と Y3 が提携関係にあり、Y3 が Y2 のサービスプラットフォームに加入した後、サービスプラットフォームから指示を得てから、配達員に指示を送る。Y1 が配達員として、交通事故発生時に出前配達サービスに従事していた。Y1 の給料が Y3 から受け取り、Y3 の管理を受ける。

前述した事実について、道路交通事故認定書、身分証明書と戸籍簿のコピー、外来病歴、入院病歴、退院診断書、入院費用リスト、医療領収書、鑑定意見書等の証拠により証明される。

当裁判所が以下のように判断する。他人に人身損害をもたらした場合、行為人が権利侵害責任を負うべきである。Y1 が Y3 の従業員として、雇用活動従事中に他人に損害をもたらし、Y3 が賠償責任を負うべきである。Y1 が権利侵害者として、本件交通事故において現場を保護せず、過失があり、連帯賠償責任を負うべきである。X が主張する Y2 と連帯賠償責任を負うべき意見について、Y2 がサービスプラットフォームしか提供せず、出前配達員の具体管理に参加しないため、今回の交通事故において権利侵害主体ではなく、当該主張を採用しない。

X の各訴求の具体認定額が以下のようになる。

1. 医療費について、X が入院して医療費 99,194.37 元を支払い、それが合理的な支出であり、支持する。

2. 入院食事補助費について、X が合計 51 日間入院し、吉林省高等人民法院 2016 年度人身損害賠償執行基準に関する通知により、一人あたり一日 100 元で計算し、100 元/日×51 日=5,100 元

3. 介護費について、吉林常春司法鑑定所鑑定意見によると、X の今回外傷治療とリハビリ過程の介護期間が 150 日間であり、2016 年度吉林省住民サービス業基準により、介護費が 120.82 元/日×150 日×1 人=18,123 元

4. 栄養費について、吉林常春司法鑑定書鑑定意見によると、X の今回の外傷には、栄養費 8,000 元が必要になり、それを支持する。

5v 障害賠償金について、X が 1956 年 10 月 25 日生まれであり、非農業家庭戸籍であり、吉林常春司法鑑定所 2016 年 11 月 29 日鑑定意見によると、X が今回の外傷により、小脳挫傷をもたらし、レベル 10 の障害となる。左側の顔面神経麻痺は回復不可となり、レベル 10 の障害となる。左腕神経叢が損傷し、左上腕機能障害となり、レベル 7 の障害基準に適合する。したがって、障害賠償金を 2016 年度吉林省都市部基準で計算し、24,900.86 元/年×19 年×43%＝203,440.03 元となる。

6. 慰謝料について、X の障害の度合いによると、慰謝料を 20,000 元とする。

7. 交通費について、X の治療状況によると、交通費を 500 元とする。

8. 鑑定費 3,000 元、弁護士費 12,000 元について、X が本件交通事故を処理するために必要な合理的な費用であり、それを支持する。

前述した費用が合計 369,357.40 元となる。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、22 条、48 条、最高裁判所人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 9 条、17 条、18 条、19 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 7 日以内に X に各費用合計 369,357.40 元を賠償す

る。

2．Y1 が前述した賠償金について連帯賠償責任を負う。

3．X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決の指定した期間内に金銭給付義務を履行しない場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費用 7,234 元について、Y3 と Y1 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、吉林省長春市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 7 月

44

民事判決書

（2017）冀 0638 民初 2176 号

原告 X
委託訴訟代理人　略
被告 Y1
被告 Y2 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告 Y3 社
法定代表者　略
委託代理人　略
被告　Y4 社
法定代表者　略
被告 Y5 社
責任者　略
委託代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4、Y5 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 11 月 15 日に立案した後、簡易手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X の委託代理人、Y1、Y2 の委託代理人、Y3 の委託代理人、Y4 の法定代表者、Y5 の委託代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が以下のように主張する。2017 年 7 月 3 日 15 時頃、Y1 が「餓了么」の制服を着て、Y2 から提供された就労用の電動自転車に乗って出前配達をする途中、某道を西から東に向けて走る際に、通行人 X と衝突し、X に怪我をさせ、車両を損壊させた交通事故を引き起こした。雄県交通警察大隊の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X には責任がない。X が怪我をした後、積水壇病院と雄県病院に入院治療し、診断した結果、橈骨と尺骨が開放骨折し、前腕が肉離れし、脛骨が骨折し、両側肋骨が骨折したため、切開復位手術を行った。Y1 が Y2 所有の「餓了么」プラットフォームの配達グループで就労し、Y3 と Y4 が Y2 所有の「餓了么」プラットフォームの雄県代理商であり、交通事故発生時、Y1 が業務活動に従事していた。審査によると、Y1 が乗った電動自転車が Y5 で意外総合保険に加入しており（そのうち、第三者傷害 150,000 元、医療費 30,000 元）、本件事故が保険期間内に発生した。したがって、X の各訴訟請求は Y5 が保険責任限度額

内において賠償責任を負担し、不足する部分を他の被告が連帯責任の下で負担すべきである。X が自分の合法的な権利・利益を守るため、裁判所に提訴し、以下の判決を求める。1.Y らが連帯責任の下で X の損失 102,974.78 元を賠償する。2.訴訟費用を Y らが負担する。

Y1 が以下のように弁解する。1.Y1 が Y2 の従業員であり、出前配達業務に従事する。事故発生時、Y1 が業務を遂行し、出前を配達していた。中華人民共和国権利侵害責任法 34 条によると、用人単位の従業員が業務執行のため他人に傷害をもたらした場合、用人単位が権利侵害責任を負う。したがって、本件は Y2 が X に対する賠償責任を負うべきであり、Y1 が賠償責任を負うことはない。2.Y1 が Y5 で電動自転車人身意外総合医療保険に加入しており、そのうち、第三者意外傷害 150,000 元、医療費 30,000 元が含まれる。したがって、X の損失を Y5 がまず保険金額内において賠償すべきである。3.Y1 が X のために 3,000 元の医療費を立て替え払いした。Y1 が前述した 3,000 元の立替払い金の返却を請求する。

Y2 が以下のように弁解する。X のすべての訴訟請求に同意しない。Y1 がわが社の従業員ではなく、わが社の職務行為に従事したわけではない。わが社は Y1 を管理せず、Y1 とは労働関係ではない。

Y3 が以下のように弁解する。X が二回目の手術をすることがなく、それに関連する賠償をしない。そして、天津市三甲病院賠償基準を参照にしない。鑑定費用には領収書がなく、それを賠償することに同意しない。一回目の入院費用について、すでに和解をし、現在の障害費用は保険会社が賠償すべきである。

Y4 が以下のように弁解する。X が二回目の手術をすることなく、それに関連する賠償をしない。そして、天津市三甲病院賠償基準を参照にしない。鑑定費用には領収書がなく、それを賠償することに同意しない。一回目の入院費用について、すでに和解をし、現在の障害費用は保険会社が賠償すべきである。

Y5 が以下のように弁解する。法律に従って今回の事故が保険賠償範囲内にあるかどうか確認し、X の合法的な損失に対し、保険賠償限度額範囲内において賠償する。X が加入した保険種類が医療保険であり、責任限度額が 30,000 元であり、死亡傷害責任限度額が 150,000 元である。本保険が意外傷害保険であるため、Y5 は医療費と障害賠償金しか賠償しない。毎回の事故につき、絶対免責額が 300 元、または損失額の 10%のうち、高い方を絶対免責額とする。訴訟費用、鑑定費用が間接損失であるため、Y5 がそれを負担しない。

審理した結果、以下の事実が判明された。2017 年 7 月 3 日 15 時頃、Y1 が「餓了么」の制服を着て、Y2 から提供された就労用の電動自転車に乗って出前を配達する際に、通行人 X にぶつかり、X が怪我をし、電動自転車が壊れたという交通事故となった。雄県交通警察大隊の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X に責任はない。X が怪我を

した後、積水壇病院と雄県病院に入院治療し、診断した結果、橈骨と尺骨が開放骨折し、前腕が肉離れし、脛骨が骨折し、両側肋骨が骨折したため、切開復位手術を行い、合計39 日間入院した。医療費 102,146.98 元、交通費 1,740 元、障害器具費 970 元を支払った。X が入院する間、積水壇病院において、8 日間家族と雇われ介護者によって介護され、その他の期間は家族一人が介護をした。介護者に対し、介護費用 1,335.24 元を支払った。X が 2010 年から娘と雄県陽光町に住んできた。当裁判所が本件を受理した後、X の申請により、天津市開平司法鑑定センターに対し、X の障害程度を鑑定してもらい、その鑑定結論として、X の右橈骨と尺骨部の骨折障害程度がX級障害であり、介護期間90 日、栄養機関 90 日、二次手術費用 12,000 元とされた。そのため、鑑定費用 3,200 元を支払った。また、審査によって以下の事実が判明された。Y1 が Y4 の従業員であり、交通事故発生時に、Y1 が出前配達という職業行為を履行していた。当時、Y1 が X に現金 3,000 元を支払った。Y1 が乗る電動自転車が Y5 のところで意外総合保険に加入しており、そのうち、死亡傷害責任限度額が 150,000 元であり、医療費責任限度額が 30,000 元である。当該事故が保険期間内に発生した。Y3 と Y4 がともに Y2 の雄県における代理商である。X が自分の損失について、2017 年 7 月に Y らを提訴したが、Y4 が X に医療費 65,000 元を賠償した後、X が訴訟を撤回した。

X が宿泊費 4,559.8 元を主張し、そのために北京興国都ホテルの領収書 1 枚を提供し、金額が 3,106.80 元であり、また旅館が提供する合計 3 枚のレシートを提出し、合計 1,453 元である。X が慰謝料 5,000 元を主張するが、Y らは金額が高すぎることを理由に、それを認めない。

前述した事実について、X の入院病歴、診断証明、医療費領収書、費用の詳細、雄県交通管理大隊事故認定書、交通費と鑑定費領収書、役所による証明書、不動産登記事項証明書、保険証、鑑定意見書、レシートと口頭弁論時の筆記等によって証明される。

当裁判所が以下のように判断する。雄県公安局交通管理大隊が発行した道路交通事故認定書について、その事実が確かであり、客観性と公正性を有し、当裁判所がそれを認める。Y1 が本件事故の全責任を負うべきであり、X に責任はない。Y1 が Y4 の従業員であり、かつ Y1 が乗った電動自転車が Y5 のところで意外総合保険に加入したため、X の各合理的な損失について、まず意外総合保険限度額内で賠償し、不足する部分について、Y4 がそれを賠償する。X が損失した医療費 102,146.98 元について、それを証明する領収書があり、当裁判所がそれを認める。Y4 がすでに X に医療費 65,000 元を支払ったため、この部分の費用を控除すべきである。X が主張する入院食事補助費 3,900 元について、関連基準を満たしており、当裁判所がそれを認める。X が主張する介護費用、栄養日、障害賠償金と二次手術費用について、証拠が充分であり、当裁判所がそれを認める。X が主張する宿泊費 4,559.8 元について、合計金額 1,453 元のそのうちの三枚のレシートは、正式な領収書ではなく、かつ Y らが異議を申し出たため、当裁判所がそれを認め

ない。X が主張する慰謝料 5,000 元について、その額が高すぎて、本件の事実に鑑みると、それを 3,000 元とする。Y1 が Y2 や Y3 の従業員ではないため、Y2 と Y3 は X の損失に対して賠償責任を負わない。Y1 がすでに X に支払った 3,000 元について、X は Y5 と Y4 が賠償した後、それを Y3 に返却すべきである。

前述したように、中華人民共和国道路交通安全法 76 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条、18 条、19 条、21 条、22 条、23 条、24 条、25 条、26 条、中華人民共和国民事訴訟法 134 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y5 が医療費用責任限度内において、X に医療費 30,000 元を賠償し、死亡傷害責任限度額内において、X に介護費用 10,158 元、宿泊費 2,106.8 元、障害賠償金 19,774 元、交通費 1,740 元、障害器具費 970 元、慰謝料 3,000 元、鑑定費用 3,200 元、合計 71,948.8 元を賠償する。本判決の効力発生後 10 日以内にそれを支払う。

2. Y4 が X に医療費 7,146.98 元、入院食事補助費 3,900 元、栄養費 4,500 元、二次手術費 12,000 元、合計 27,546.98 元を賠償する。本判決の効力発生後 10 日以内にそれを支払う。

3. X が Y1 に現金 3,000 元を返却し、本判決の効力発生後 10 日以内にそれを支払う。

4. X のその他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うとする。

事件受理費 1,180 元について、Y4 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、河北省保定市中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 5 月

45

民事判決書

（2018）皖 0103 民初 2653 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y4 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4 の生命権、健康権、身体権紛争案について、当裁判所が 2018 年 4 月 11 日に立案した後、法律に従って簡易手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X とその委託訴訟代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人、Y4 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求をした。1.Y1、Y2、Y3 が連帯責任で X の各損失合計 180,236.03 元を賠償すること。2.Y4 が第三者責任保険範囲内において、X に直接賠償責任を負担すること。3.本件訴訟費用を Y らが負担すること。

事実と理由が以下のようになる。2017 年 12 月 11 日 21 時 37 分、Y1 が電動自転車に乗り、合肥市某道を北から南に走り、某交差点で巷に入る際に、X が電動自転車に乗り、非自動車道を南から北に走って同じところに至った。Y1 が道路状況をよく観察しなかったため、X と衝突し、X が怪我をし、両電動自転車が壊れる事故になった。合肥市公安局交通警察支隊廬陽大隊の認定によると、Y1 が今回の事故の全責任を負い、X に責任はない。X が怪我をした後、合肥市第一人民病院で治療し、左鎖骨骨折、左側多発性あばら骨骨折と診断された。安徽全誠司法鑑定センターの鑑定によると、X の病状が 2 か所のレベル 10 の障害となり、就労不能期間 150 日、介護期間 90 日、後続治療費 15,000 元とされた。また、審査によると、Y1 が Y2 のところで就労し、Y3 のプラットフォームオーダー受注配達員である。Y1 が Y4 のところで第三者責任保険に加入し、保険金額が 20 万

であり、本件事故が保険期間内に発生した。したがって、X の損失は Y1、Y2、Y3 が連帯賠償責任を負い、Y4 が保険責任範囲内で賠償責任を負うべきである。

Y1 が口頭弁論時に、X が主張した訴訟請求、事実と理由に対して異議を申すことはなかった。

Y2 が口頭弁論時に以下のように弁解した。X が主張する各損失が高すぎる。Y1 と Y2 の関係が雇用または労働関係ではなく、輸送請負関係であるため、Y2 が X に対して何の責任も負担すべきではない。Y1 が今回の交通事故発生時に、Y2 から何らかの発注をうけ、貨物を輸送していたわけではない。Y2 と Y3 が、「餓了么」プラットフォームの発注関係にあり、Y1 と Y3 の間に法律関係がない。Y1 が Y2 に依頼して、Y4 のところで保険を購入したため、保険会社が責任範囲内において、相応の賠償責任を負うべきである。

Y3 が口頭弁論時に以下のように弁解した。Y3 が交通事故の発生経緯と事故責任について詳しくない。Y3 が本件の適格被告ではなく、Y1 が Y3 の従業員ではなく、事故発生時に Y1 が Y3 の業務を遂行しているわけでもない。したがって、X が Y3 に賠償責任を負担させようとする請求に法的根拠はない。

Y4 が口頭弁論時に以下のように弁解した。1.Y4 が本件雄適格被告ではない。Y4 と Y3 が締結した契約によると、被保険者が第三者に賠償した後、Y4 が初めて被保険者に保険金を賠償する。したがって、X が Y4 に対して、賠償義務を負担するよう直接要求する権利がない。2.契約の約定によると、保険会社は配達員が配達途中において、過失によって第三者にもたらされた医療または傷害損失に対してのみ賠償をし、そのうち、医療は事故発生日から 180 日以内に実際に支払った、現地社会保障部門によって規定された保険から拠出可能な、必要かつ合理的な医療費用に対して医療保険金を支払い、その中から 100 元を別途控除する。「人身保険障害評定基準とコード」表によって障害を認定し、保険会社は表に挙げられた給付割合に、第三者保険金額給付傷害保険金をかけ、その 80%を基準に賠償する。3.Y2、Y3 は Y1 が職務行為を履行したことを認めず、かつ X の傷害評定基準が人体損傷障害程度基準によって鑑定され、それが契約の約定に一致しない。そのため、本件の場合、保険会社に契約を適用すべきではない。4.X が主張する入院食事補助費、後続治療費、栄養費、逸失利益、介護費、慰謝料、被扶養者生活費、交通費、救助費用と鑑定費用が Y4 の賠償範囲内に含まれない。したがって、X の Y4 に対する訴訟請求を棄却するよう求める。

当裁判所が審理を経て、以下のように事実を認定する。当事者に争いのない事実に対して、当裁判所がそれを確認する。当事者が争う Y1 と Y2、Y3 の法律関係問題について、当事者が提供した「蜂鳥配達代理提携契約」、「協議書」、並びに当事者の口頭弁論時の陳述によると、「餓了么」が Y3 によって提供される出前注文プラットフォームであり、Y3 が特許運営の形で Y2 に対し、「蜂鳥配達」シリーズの製品を使って、合肥市内で「蜂鳥配達」業務を経営する権利を授与した。2017 年 9 月 4 日、Y2 が Y1 と契約を締結し、

Y1 が自分で輸送車両を提供し、Y2 が指定した「餓了么」やその他の配達業務に従事することを約定した。当該契約書が Y1 の業務費用と決済方法、決済期間について約定し、Y1 がオーダーを受注する間に発生する人身意外・財産損失（本人と第三者を含めて）は Y1 が自ら負担するとした。蜂鳥配達代理協力協議、協議書の当事者がこれらの契約の真実性に対して異議を申さなかったため、当裁判所がこれらの契約の真実性、合法性と関連性を確認する。当事者が争う本件交通事故が Y1 の配達業務履行過程中に発生したかどうかという問題について、当事者が提供した「餓了么」配達プラットフォームのスクリーンショット、交通事故認定書並びに当事者の口頭弁論時の陳述によると、Y1 が 2017 年 12 月 11 日 20 時 57 分にオーダーを受注した後、電動自転車で 11 日 21 時 06 分にレストランに到達し、11 日 21 時 07 分に出前を受け取り、11 日 21 時 21 分に配達をし、11 日 21 時 37 分に、Y1 が X と交通事故に遭った。Y1 によると、11 日 21 時 21 分の出前配達が終了した後、次の地点に向かって出前を受け取ろうとする際に、交通事故が発生した。各当事者が前述した事実と証拠に対して異議を申さなかったため、当裁判所がそれを確認する。当事者が争って本件保険状況について、当事者が提供した「協議書」、保険明細のコピー、「保険説明と保険加入者マニュアル」、「平安個人責任保険条項」、並びに当事者の陳述によると、Y2 が毎月 Y1 の収入から 60 元を引いて保険費とし、Y2 が Y1 の代理人として、Y4 のところで「餓了么加盟商配達員以外保険 30 日計画」を購入する。この商品の中に、「平安個人責任保険（特約）」の基本補償額が 40 万元である。当該保険において、配達員が配達サービスの途中に過失によって第三者にもたらした人身傷害または第三者の財産に直接もたらした損失、並びに事故発生日から 180 日以内に実際に支払った治療を受け現地の社会医療保険主管部門に規定された保険拠出可能であり、必要かつ合理的な医療費用に対して、保険をかけ、保険金を支払う。第三者の障害認定について、人身保険障害評定基準とコード表によって認定をし、Y4 は表にあげられた給付比例に、第三者保険金額をかけ、障害保険金を支払うべきである。「保険説明と保険加入者マニュアル」によると、保険対象となる配達員が配達途中に過失により第三者にもたらした人身傷害または財産に対する直接損失、配達途中に使用する電動自転車により、並びに有効な免許がある場合、バイクにより第三者にもたらした人身傷害または財産に対する直接損失について、毎回の事故に関して 80%を賠償する。平安個人責任保険条項第 26 条によると、被保険者が第三者に損害をもたらし、被保険者が第三者に賠償をしなかった場合、保険者が被保険者に保険金を賠償する責任がない。口頭弁論時、X、Y3 によると、「特別約定」、「保険説明と保険加入者マニュアル」はいずれも定式約款であり、Y4 が保険加入者に対し説明義務を果たせなかったため、無効である。各当事者が前述した保険明細のコピー、「保険説明と保険加入者マニュアル」、「平安個人責任保険条項」の真実性に異議を申さなかったため、当裁判所が当該証拠を確認する。当事者が争う X の逸失利益問題について、口頭弁論時、X が A 社によって発行された「個人収入証明」と

Wechat のチャット記録のスクリーンショットを提供し、X の A 社における月収が 3,500 元であることの証拠とする。当該証拠について、各当事者が異議を持つ。X が労働契約、給料明細または給料関係の振込明細を提供できず、かつ前述した証拠により、X が怪我をしたのちにその給料の支払いが中止されたことを証明できないため、当裁判所が当該証拠の真実性、関連性を認めない。

当裁判所から見ると、本件の争点は以下のようになる。1.Y1 が Y2 の職務を履行する際に本件交通事故を引き起こしたかどうか。2.Y4 が X に対して賠償責任を負うべきかどうか。もし負う必要がある場合、その賠償範囲はなんであるか。3.X が請求した賠償金額の確認。

争点 1 について、Y2 と Y1 が締結した「協議書」において、双方当事者の関係が輸送請負関係であると約定したが、契約の内容により、Y1 が Y2 による労務管理を受け、Y1 の労働報酬を Y2 が月一回支払い、かつ Y1 が従事する出前配達業務が Y2 の業務の一部であることが明確にされた。したがって、労働と社会保障部労働関係確立関連事項の通知第 1 条によると、Y1 と Y2 の関係が労働関係である。Y1 が 2017 年 12 月 11 日 21 時 21 分に出前を顧客のところに配達し、21 時 37 分い交通事故に遭った。この時間的間隔によると、本件交通事故発生時、Y1 が出前の配達途中にあり、あるいは出前配達が終了した後の帰る途中にある。すなわち、事故が Y1 の配達過程中に発生した。Y2 と Y1 が契約の形で、Y1 が出前途中に第三者に損害をもたらした場合、Y1 が自ら責任を負担すると約定したが、当該約定が内部契約であり、第三者に対抗できず、したがって当該約定が X に対して拘束力を持たない。

争点 2 について、Y4 が Y1 のために平安個人責任保険を承った。当該保険の特別約定によると、Y1 が配達途中に過失により X に人身損害と直接財産損失をもたらし、Y4 が 40 万元の保険限度額範囲内において、X に対して賠償責任を負担すべきである。当該特別約定は三社医療費と障害賠償金の賠償基準について説明をしたが、医療費と障害賠償金のみを賠償するという意味ではない。したがって、X の医療費と障害賠償金のみを賠償するという Y4 の主張は成立しない。Y4 の特別約定によると、「第三者の障害は「人身保険障害評定基準とコード」表によって障害を認定し、保険会社は表に挙げられた給付割合に、第三者保険金額給付傷害保険金をかけ、その80％を基準に障害保険金を給付する」。当該約定について、Y4 が Y1 のために承った保険種類は個人責任保険である。すなわち、被保険者が過失によって第三者に人身傷害または財産の直接損失をもたらした場合、保険者が賠償責任を負う。保険監督管理委員会が発行した［2014］6 号資料によると、「人身保険障害評定基準とコード」は、もっぱら意外保険商品のために作られた評定基準であり、その適用範囲が人身意外保険に限られ、かつ Y4 が特別約定の形で第三者の障害評定基準根拠と範囲を制限し、実質上保険責任範囲を縮小した。そのため、当該約定が無効である。人身保険障害評定基準とコードが Y1、X に対して拘束力を持たないため、当

該基準によりXの障害を評定するというY4の請求について、当裁判所が支持しない。保険契約とは、保険条項、保険加入書、保険証、保険証明書等のセットを指すが、「保険説明と保険加入者マニュアル」は保険契約の一部ではない。Y4が提供した「保険説明と保険加入者マニュアル」において、「毎回の事故の賠償割合を80%とする」という記述がY4からの要約であり、すでに保険加入者からの押印承諾を得たことを証明する証拠が提出されていない。そのため、「毎回の事故の賠償割合を 80%とする」という記述が Y1、Xに対して効力を持たない。「平安個人責任保険条項」第26条に約定されたのは、保険者が被保険者に対して保険金を賠償しない場合である。しかし、保険法の規定によると、保険者が責任保険の被保険者が第三者にもたらした損害に対し、直接当該第三者に保険金を賠償できる。そのため、前述した条項により、Xに賠償金を支払わないというY4目的が達成されない。

争点3について、当裁判所が当事者の口頭弁論時の意見、挙証状況と関連法律規定により、Xの損失を以下のように確認する。1.医療費について、Xの外来病歴、退院記録と医療費領収書により、それを39,552.03元とする。2.後続治療費について、Xが交通事故により左鎖骨を骨折し、病院が切開復位内固定術を施し、現在内固定具が残されており、後に固定具の取り出し術を行う必要がある。安徽全誠司法鑑定センターの見積もりによると、その固定具取り出し費用が15,000元であり、当該費用が将来必ず発生する費用であるため、当裁判所がそれを本件において一緒に処理する。3.入院食事補助費について、Xが22日間入院治療をし、現地国家機構一般従業員出張食事補助基準の50元/日で計算すると、1,100元となる（50元/日×22日）。4.栄養費について、Xの病状と安徽全誠司法鑑定センターのその栄養期間が 90 日であるという鑑定意見によると、X の栄養費が4,500元（50元/日×90日）である。5.逸失利益について、Xの就労不能期間と収入状況によってそれを確認する。X が提供した証拠により、彼が怪我をする前の仕事と収入状況を証明することができない。X が怪我をして就労できないという客観的な事実に鑑みて、当裁判所が2017年度安徽省都市部住民平均支配可能収入である31,640元/年でその逸失利益を算定する。X の就労不能期間について、当裁判所が安徽全誠司法観点センターの鑑定意見を参照し、それを150日とする。その結果、Xの逸失利益が13,002.74元（31,640元/年÷365日×150日）である。6.介護費用について、介護者の収入状況と介護期間によって確認する。介護者の収入について、安徽省2017年度住民サービス業平均収入基準である48,500元/年で確認するとXが主張するが、当裁判所がそれを認める。その介護期間について、安徽全誠司法鑑定センターの鑑定意見により、90日と確定し、結果として、Xの介護費用が11,958.9元（48,500元/年÷365日×90日）である。7.交通費について、Xとその必要となる介護者が受信するために実際に発生した費用で計算する。Xの入院日数と外来治療回数により、その交通費を800元とする。8.障害賠償金について、X が都市部住民であり、安徽省 2017 年度都市部住民平均支配可能収入基準である

31,460 元/年で障害賠償金を算定すべきと主張するが、当裁判所がそれを支持する。X の障害程度を顧慮すると、その障害賠償金を 69,608 元（31,640 元/年×20 年×11%）とする。9.慰謝料について、X が今回の事故で怪我をし、レベル 10 の障害を 2 か所負い、精神的に多大な損害を被った。その慰謝料について、当裁判所が 7,000 元とする。10.被扶養者の生活費について、X がその母 B の身分証明書、戸籍簿と現地住民委員会が発行した証明書を提出し、B が 1936 年 10 月に生まれ、4 人の子女を持ち、無職であり、4 人の子女によって扶養されることを証明する。Y らが当該証拠について異議を申さなかったため、当裁判所がそれを確認する。B の被扶養者生活費について、安徽省 2017 年度都市部住民平均消費支出基準である 20,740 元/年で計算し、5 年間 2,851.75 元（20,740 元/年×5 年×11%÷4）となる。11.鑑定費 2,400 元は、X がその損失を算定するために支出した必要的、合理的な費用であり、当該費用を裁判所が支持する。12.車の損失と救助費用について、X の電動自転車が今回の事故で壊れ、救助費用 80 元と修理代 685 元がかかり、合計 765 元である。これらの費用について、領収書をもってそれを証明することができるため、当裁判所がそれを支持する。前述した費用の合計額が 168,538.42 元となる。裁判によって確認されたのは、X の医療費の中に、Y1 が立替払いした 1,000 元と、C が立替払いした 3,160 元が含まれるため、4,160 元を控除した後、X に対する実際の賠償額が 164,378.42 元である。中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、22 条、中華人民共和国保険法 64 条、65 条 1 項、最高人民法院人身損害賠償事件の審理適用法律若干問題の解釈 17 条 1 項と 2 項、19 条、20 条、21 条、22 条、23 条 1 項、24 条、25 条、28 条、35 条、最高人民法院民事権利侵害精神損害賠償責任若干問題の解釈 10 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y4 が本判決の効力発生日から 10 日以内に、X に各損失合計 164,378.42 元を賠償する。
2. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費用について、半額の 538 元を徴収し、そのうち X が 48 元を負担し、Y4 が 490 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、安徽省合肥市中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 7 月

46

民事判決書

（2017）皖 0103 民初 5604 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y4 社
責任者　略

X と Y1、Y2、Y3、Y4 の生命権、健康権、身体権紛争案について、当裁判所が 2017 年 8 月 2 日に立案した後、通常手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X とその委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人、Y4 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1 が当裁判所の公告と開廷伝票配達手続を経て、出頭して訴訟に参加することがなかった。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y1 が X に対して、入院食事補助費 1,800 元、栄養費 1,800 元、就労不能による逸失利益 21,000 元、介護費用 10,980 元、障害賠償金 58,312 元、交通費 1,000 元、慰謝料 10,000 元、被扶養者生活費 14,214.35 元、鑑定費 2,000 元、合計 121,106.35 元を賠償する。Y2、Y3 がこれに対して連帯賠償責任を負う。2.Y4 が保険責任範囲内においてこれに対して連帯賠償責任を負う。3.Y らが本件訴訟費用を負担する。

事実と理由が以下のようになる。2017 年 2 月 16 日 21 時 7 分、Y1 が電動自転車に乗り、合肥市某道東側非自動車道に沿って、南から北に某交差点北側を通過するところ、X が電動自転車に乗り、Y1 の前方で同方向を走り、Y1 が X を追い越しする際に、両電動自転車が衝突し、X が倒れて怪我をした。事故発生後、Y1 が電動自転車で逃げた。合肥市公安局交通警察支隊廬陽大隊の認定によると、Y1 が事故の全責任を負い、X に責任はない。X が怪我をした当日、合肥市第一人民病院に送られたが、診断した結果、左側膝蓋骨が骨折した。内固定術治療を経て、2017 年 3 月 6 日に退院した。安徽天正司法鑑定セ

ンターの鑑定によると、X が左側膝蓋骨骨折をし、関節機能障害を残し、10 級障害となる。Y1 が Y2 の従業員であり、Y2 が Y3 のネットプラットフォーム「餓了么」の配達企業であり、事故発生時、Y1 が Y2 の配達業務を執行していた。また、Y4 が Y1 のために保険をかけ、その保険範囲は、「餓了么」プラットフォームを通じてオーダーを受注した配達員がサービス提供過程において発生した意外傷害事故と個人責任事故である。X がその合法的な権利・利益を守るため、裁判所に提訴し、前述した請求をした。

Y2 が口頭弁論時に以下のように弁解した。1.Y1 が出前を受け取ったのは、Y2 からの職務を履行する行為ではない。X が Y2 に連帯賠償責任を負うよう要求するのは、事実根拠がない。2.配達員意外保険と個人責任保険は Y1 が個人として購入したものであり、Y1 が当該保険の非保険人である。3.X が主張する各項目の費用基準が高すぎる。法律に従ってそれを審査し、減らすことを裁判所に求める。4.Y4 が X の損失に対して、賠償責任を負うべきである。

Y3 が口頭弁論時に以下のように弁解した。1.事故の発生経過と責任認定に異議はない。2.Y3 が本件の適格被告ではない。Y1 が Y3 の従業員ではなく、双方に労働関係または他の関係もなく、Y1 が執行したのは、Y3 の仕事ではない。「餓了么」飲食プラットフォームは案外 A と Y3 が共同運営する第三者ネットプラットフォームである。2016 年 8 月 19 日、Y3 と Y2 が蜂鳥配達代理提携契約を締結し、Y3 が Y2 に対し、2016 年 8 月 15 日から 2017 年 8 月 14 日までの間、合肥市範囲内で蜂鳥配達業務を経営する権利を授け、Y2 が責任をもって配達員を募集し、独立して業務を展開する。Y3 と Y2 の従業員の間に、労働関係が存在せず、Y2 の従業員が就労期間中に発生したあらゆる事故について、責任を Y2 が自分で負担する。Y1 は Y2 が採用した配達員であり、本件事故発生時に、Y2 の配達任務に従事していた。したがって、Y2 が単独で責任を負担すべきである。

Y4 が口頭弁論時に以下のように弁解した。1.事故発生の事実と責任認定に異議はない。2.Y3 が Y4 において、餓了么加盟商意外総合保険 A プランに加入し、被保険者が一人当たり毎回 1 人分しか購入できない。そのうち、Y1 が被保険者であり、第三者責任保険の限度額が 10 万元であり、特別約定により、毎回の事故の賠償割合が 80%である。3.本件 X の訴訟請求が高すぎる。Y4 が本件の鑑定費用や訴訟費用を負担しない。

当事者たちが訴訟請求を巡って、証拠を提出した。当裁判所が当事者の証拠交換と口頭弁論を組織し、当事者に異議のない証拠について、当裁判所がそれを確認し、添付する。異議のある証拠と事実について、当裁判所が以下のように認定する。1.X が提出したその代理人と Y1 の「談話筆記」がオーダー配達記録と一致しており、Y1 が出前受け取り過程中に本件交通事故に遭ったと証明できる。口頭弁論時に、Y2 が Y1 と配達料を決裁した事実を認めたことをも顧慮して、当裁判所が前述した「談話筆記」、オーダー配達記録の真実性、合法性と関連性を確認し、Y1 を Y2 の従業員であり、Y1 が Y2 の配達業務を遂行する際に交通事故に遭ったと確認する。2.司法鑑定意見書について、X が 2017

年 6 月 15 日に安徽天正司法鑑定センターに依頼して、その障害等級である「レベル 3 について鑑定を行った。当該鑑定センターが 2017 年 7 月 21 日に鑑定意見書を発行し、X が交通事故により、左側膝蓋骨が骨折し、関節機能障害を残し、障害となる。総合判断により、その就労不能期間が 180 日であり、介護期間が 90 日であり、栄養期間が 60 日である。Y2 が Y1 の障害等級について異議を申さなかったが、レベル 3 は長すぎると主張した。人身損害就労不能期間、介護期間、栄養期間評定規範 10.2.12 条の規定によると、膝蓋骨の骨折について、手術で治療をした場合、就労不能期間 120-180 日間、介護期間 60-90 日間、栄養期間 30-60 日間となる。安徽天正司法鑑定センターの X に対する鑑定意見が前述した範囲を超えないため、当裁判所が鑑定意見の合法性を確認する。3.X の逸失利益について、X が口頭弁論時に A 社人力資源部が発行した個人収入証明を提供し、それにより、X が A 社の正社員であり、X の最近 3 か月間の平均手取り収入（ボーナス、福利厚生費、手当を含む）が 3,500 元である。当裁判所の要求により、X が口頭弁論後に、怪我を負った前後の給料振込明細を提供した。それによると、X が怪我する前の一年間の平均賃金が 3,218.7 元/月であり、怪我をした後、最初の 3 か月間毎月支払われた賃金が 869.85 元であり、それ以降、毎月支払われた賃金が 676.87 元である。4.保険問題について、事故発生当日、Y1 が Y4 において「餓了么加盟商意外総合保険 A タイプ」に加入し、当該保険の「平安個人責任保険（特約）」によると、第三者責任限度額が 10 万元である。個人責任とは、配達員が配達サービスを提供する途中に過失により第三者を怪我または死亡させ、あるいは第三者の資産に直接損失をもたらしたことであり、配達過程において運転、または使用した交通用具について、電動自転車盗により第三者に怪我・死亡または第三者の財産に直接損失をもたらした場合のみを保険対象とする。毎回の事故賠償割合が 80％である。当該保険の責任限度額や賠償割合等の内容は、保険書の主な内容と特別約定内容に当たる。定款条項の中の免責事項に該当しないと当裁判所が認定する。5.口頭弁論をした後、Y4 が当裁判所に「状況説明」を提出し、X の医療費が合計 22,706.12 元であり、Y4 が非医療保険範囲内の薬代と保険書の 80％しか賠償しないという特別約定により、X に医療費 15,207.67 元を賠償すると説明した。

当裁判所が以下のように判断する。Y1 が Y4 のところで、「餓了么加盟商意外総合保険 A タイプ」に加入し、当該保険の個人責任保険特別約定によると、Y1 が配達サービスを提供する途中に、過失により X に人身損害をもたらし、Y4 が保険契約の約定により、10 万元の保険額範囲内に X の損失の 80％を負担すべきである。Y1 が配達業務を履行するために X に人身傷害をもたらし、Y2 が Y1 の用人単位として、法律により残りの 20％の権利侵害責任を負うべきである。X が主張する各賠償費用について、当事者の口頭弁論意見、挙証状況と関連する法律規定により、以下のように認定する。1.入院食事補助費について、X が 28 日間入院し、当地の国家機構一般従業員出張食事補助基準 30 元/日で計算し、その入院食事補助費用を 540 元（30 元/日×18 日）とする。2.栄養費について、

X の「栄養を強化すべき」という退院意見により、鑑定機構のその栄養期間の鑑定意見をも参照し、その栄養費を 1,800 元（30 元/日×60 日）とする。3.逸失利益について、X の就労不能期間と収入状況によって認定される。X が怪我を受ける前の平均月収が 3,218.7 元であり、鑑定機構による就労不能期間の鑑定意見と合わせてみると、X の逸失利益が 14,762 元（3,218.7 元/月×6 か月-869.85 元×3 か月-676.87 元×3 か月）である。4.介護費用について、介護者の収入状況と介護期間によって認定する。介護費用の基準は、安徽省 2016 年度都市部住民サービス業就労者平均収入基準である 44,353 元/年で計算し、介護期間について、鑑定機構の鑑定意見を参照して 90 日と認定する。その結果、X の介護費が 10,936.4 元（44,353 元/年÷365 日×90 日）である。5.交通費について、X とその必要な介護者がその治療によって実際に発生する費用によって計算する。X の受診地、入院日数と外来回数を顧慮すると、その交通費を当裁判所が 600 元と認定する。6.障害賠償金について、X が今回の交通事故により、10 級障害となり、その障害賠償金を安徽省 2016 年度都市部住民平均支配可能収入基準である 29,156 元/年で、障害等級確定日から 20 年間と計算した結果、58,312 元（29,156 元/年×20 年×10%）となる。7.被扶養者生活費について、X の娘 B が 2013 年 8 月に生まれ、X が障害等級確定した日に満 4 歳となり、その被扶養者生活費について、安徽省 2016 年度都市部住民平均消費支出基準によって計算し、14 年間合計 13,724.2 元（19,606 元/年×14 年×10%÷2）となる。8.慰謝料について、X の怪我の程度により、当裁判所がそれを 6,000 元とする。9.鑑定費 2,000 元は X がその損失を確定するために支出した必要かつ合理的な費用であり、その費用を当裁判所が支持する。前述した各賠償費用合計 10,8674.6 元であり、そのうち 80%を Y4 が賠償する。Y4 がすでに X に医療費 15,207.67 元を賠償したことを顧慮すると、Y4 が 10 万元限度額内において、X に 84,792.33 元を賠償すべきである。残りの 23,882.27 元を、Y1 の用人単位である Y2 が X に対して賠償責任を負う。中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、22 条、34 条 1 項、中華人民共和国保険法 64 条、65 条 1 項、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条 1 項、2 項、20 条、21 条、22 条、23 条 1 項、24 条、25 条、28 条、35 条、最高人民法院民事権利侵害精神損害賠償責任若干問題の解釈 10 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y4 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に 84,792.33 元を賠償する。
2. Y2 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に 23,882.27 元を賠償する。
3. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費用 2,722 元について、X が 280 元を負担し、Y2 が 536 元を負担し、Y4 が

1,906 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、安徽省合肥市中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 1 月

47

民事判決書

（2016）沪 0118 民初 13396 号

原告　X1

原告　X2

原告らの共同委託訴訟代理人　略

被告　Y1

被告　Y2 社

法定代表者　略

委託訴訟代理人　略

被告　Y3

委託訴訟代理人　略

被告　Y4 社

法定代表者　略

委託訴訟代理人　略

原告 X1、X1 と Y1、Y2、Y3、Y4 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2016 年 11 月 30 日に立案受理した後、法律により簡易手続を適用し、公開開廷して審理を行った。Y4 が行方不明になったため、本件が普通手続に移行し、法律により Y4 に提訴状のコピー、開廷伝票等を配達した。X1 と X らの共同委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人、Y4 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1 が当裁判所の合法な呼び出しを経て、正当な事由なく出頭しなかった。当裁判所が法律に従い、欠席審理をした。本件はすでに審理終了した。

X1、X2 が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。X らの親族 A が交通事故で死亡し、X らが A の死亡によって発生した損失の詳細は、救助費用 208.48 元、死亡賠償金 1,153,840 元、葬儀費用 35,580 元、慰謝料 100,000 元、交通費 10,000 元、宿泊費 5,000 元、合計 1,304,628.48 元である。Y らには 80%の割合で賠償するよう要求する。合計 1,043,702.78 元である。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 8 月 24 日午前 11 時 58 分ごろ、Y1 が非自動車基準を満たない電動自転車を運転し、上海市青浦区某道で X2 が運転した電動自転車と衝突し、X2 と同乗する息子の A を死亡させた。道路交通事故認定書の認定によると、Y1 が主な責任を負い、X2 が二次的責任を負い、X2 に同乗する息子の A に責任はない。Y1 が Y2 の従業員であり、事故発生時に出前配達職務を履行していた。X が自身の権利・利益を守るために、裁判所に提訴した。

Y1 は弁解しなかった。

Y2 が以下のように弁解する。X らのすべての訴訟請求に同意しない。Y2 と Y4 が代理関係にあり、Y4 が自社の業務を独自で管理し、採用した従業員に対して独立した管理権限があり、Y1 及び Y3 は、Y2 と雇用関係、労務関係または労働関係がなく、X のすべての訴訟請求に同意しない。訴訟請求の具体的な賠償金額について、Y3 の弁解意見に同意する。

Y3 が以下のように弁解する。X らの訴訟請求を認めない。Y1 が出前配達員として、独立して出前配達サービスを請け負う個人に当たり、Y3 とは実際に請負関係にある。Y1 が当該請負業務を履行する際に、自身の責任で事故を発生させ、損失をもたらした場合、Y1 が全責任を負うべきである。X らが提訴の段階並び訴訟途中に追加した被告について、X らの方で各当事者に権利義務関係があることを証明すべきである。Y3 が賠償責任を負うべきと裁判所が認定する場合、X らの訴訟請求の具体的な金額に対して、以下の意見がある。慰謝料が法定基準を上回る。交通費、宿泊費等について、実際の証拠物によってそれを証明することができていない。死亡賠償金、葬儀費用等について、裁判所が法定基準に従って確認すべきである。Y1 が本件事故において主な責任を負うため、70%の割合で賠償責任を負うべきである。

Y4 が以下のように弁解する。本件事故の事実をよく知らない。Y4 と Y3 が下請関係にあり、配達業務を下請けし、オーダーごとに報酬を計算する。Y4 と Y1 に何の関係もない。Y4 が Y2 から配達業務を請け負ってから、Y3 に発注する。具体的な配達業務について、契約書を基準とする。

当裁判所が審理を経て、事実を以下のように認定する。2016 年 8 月 24 日 11 時 58 分頃、Y1 が電動自転車に乗り、ナンバープレートのない電動自転車に乗る X2 と本市某道東約 150 メートル時点で衝突し、X2 の電動自転車には A、B 二人が載せられ（その保護者が X2 である）、A が怪我をし、病院で治療した結果、死亡したという交通事故を引き起こした。2016 年 9 月 3 日、上海市公安局青浦分局交通警察支隊が本件事故に認定書を発行し、Y1 が事故の主な責任を負い、X2 が二次責任を負い、A、B に責任がないと認定した。

そして、審査によって以下の事実が判明された。A が 2012 年 12 月 14 日に生まれ、2016 年 8 月 24 日に死亡した。A の父が本件の X1 であり、母が本件の X2 である。A の戸籍簿の分類は「家庭戸籍」である。2016 年 4 月 21 日、Y2 と Y4 が蜂鳥配達代理提携契約を締結し、提携期間が 2016 年 4 月 21 日～2016 年 10 月 13 日であり、契約の中に言及される「餓了么」とは Y2 の別称であり、Y2 が Y4 に対し、蜂鳥配達シリーズの商品を使い、上海市で蜂鳥配達業務を経営する権利を授かった。Y1 が自分の電動自転車と、餓了么の標識が入る配達ボックスや制服を使い、配達を行った。

また、2016 年 8 月 24 日、青浦交通警察支隊が Y1 に尋問記録を取り、Y1 が以下のように述べた。事故発生時に、Y1 が会社のために出前を配達し、そのアプリに表示される

企業が蜂鳥グループである。2016 年 8 月 29 日、青浦交通警察支隊が Y3 に尋問記録を取り、Y3 が以下のように説明した。Y3 が「餓了么」青浦鳳渓地域の配達責任者であり、Y1 が Y3 の配達員であり、「餓了么」がまず金を総加盟商の口座に振り込んできたら、総加盟商がそれを Y3 の口座に振り込み、さらにその配下の配達員に振り込むか、現金の形で分配する。2016 年 11 月 24 日、Y1 が当該交通事故により、一年間の有期懲役を言い渡された（懲役期間は判決の執行日から計算する。判決執行前に拘留された場合、拘留期間を懲役期間に換算する。すなわち、懲役期間が 2016 年 8 月 24 日～2017 年 8 月 23 日となる）。2017 年 6 月 7 日、当裁判所が上海市五角場監獄にて Y1 と談話記録をし、Y1 が以下のように説明した。Y1 が蜂鳥配達に属し、事故発生時に職務行為を履行しており、Y1 を雇ったのは、「餓了么」傘下の個人、すなわち Y3 である。Y3 が鳳渓エリアの蜂鳥配達業務を担当する責任者であり、事故発生後、金銭を立替払いしたことがない。X が提供した証拠に対し、Y1 は別途意見を発表することなく、口頭弁論に参加せず、裁判所が法律に従って審理し、判決することに同意する。

前述した事実について、各当事者に異議がないため、当裁判所がそれを確認する。

審理において、X が以下のように述べた。「蜂鳥配達」とは実際に「餓了么」会社、すなわち Y2 であり、責任を負うべきである。餓了么が各レストラン、スーパー等の配達業務を請け負って、配達費用の一部を報酬としてもらう。「餓了么」自身の業務が配達であり、ネットプラットフォームは情報伝達機能しか発揮しない。Y1 のような配達員を排除すると、Y2 に何の営利手段も残されない。したがって、Y1 が Y2 の主な業務を負担し、従業員としても、労働関係の当事者としても、Y1 が Y2 のために配達する過程において、本件事故を引き起こした以上、Y2 が連帯責任を負うべきである。すべての商業行為が「餓了么」プラットフォームの下で行われるため、Y3、Y1 に権限を与えるかどうかに関して、Y2 に管理権がある。配達等について、詳細な規定もある。そのため、Y2 が本件において責任を負うべきである。Y2 と Y4 が締結した代理提携契約について、その真実性を認めない。契約締結の日付に関して、鑑定を申請する。2016 年 8 月事故発生時、Y2 と Y3 の間に関連の提携契約は締結されていない。

Y2 が以下のように述べる。配達ボックスと制服をもって、Y1 が Y2 の従業員であると証明することはできない。配達ボックスはロゴ展示行為である。Y1 は採用責任者が Y3 であるのを知り、Y3 の会社と上下関係により、Y1 の労働関係を確定すべきである。Y2 と美団と何の関係もない。配達員が自由に受注したい場合、その前提として、携帯にアプリをダウンロードする必要がある。配達員が特定の代理商に属する以上、代理商の指示に従ってアプリをインストールする必要がある。代理商と Y2 が代理契約を締結し、Y2 が代理商に関連アプリをインストールし、代理商がアプリをインストールした後、自ら採用した従業員の携帯や他の設備にそのアプリをインストールする。代理商が自分のアプリと従業員をどのように運用するかについて、差異がある。代理商の従業員が就労

開始後、自分でアプリを開き、オーダーを受注する。Y3 がアプリをダウンロードしようとすると、Y4 の許可を得る必要がある。Y1 と Y2 の間に、いかなる労務、雇用、労働関係も存在しない。Y2 が Y1 の行為に対し、あらゆる法的責任を負う必要もない。Y1 が取引先や顧客に貨物を配達し、Y2 が仲介サービスを提供し、ネット出前オーダープラットフォームであり、連帯責任を負うべきではない。Y2 は代理商のアカウントを開通するかどうかに関してのみ決める権限があり、Y1 のアカウントを開通するかどうか、どのように開通するかについて、それを決める権限がない。Y2 と代理商が約定するのは配達の規範であり、それが Y2 から代理商に対するものであり、配達契約において、代理商が自分の従業員を自ら管理し相応の責任を負うことを明確に約定した。事故発生後、X2 が子供を病院に送らなかったため、治療時間を無駄にし、X らの子供の死亡と即時に治療を行わなかったこととの間に因果関係があり、X らはその死亡に対し、主な責任を負う。

Y3 が以下のように述べる。Y3 は Y4 が「餓了么」と地域代理関係にあることしか知れない。Y4 が鳳渓地域の出前配達経営権を Y3 に委託し、Y3 と Y4 の間の金銭のやり取りに関して、Y4 の法定代表者だけでなく、Y4 の委託訴訟代理人もかかわっている。Y1 は Y3 が見つかったが、Y1 は自らの電動自転車等を利用し、自由に出前配達業務を請け負うため、請負の条件を満たし、労働関係に属しない。Y3 が「餓了么」の名義で募集しをかけ、配達員がお互いを紹介し、配達員がやりたい時、アプリ上でスタートを押すことによって、サービス提供過程に入る。当該アプリは Y2 が作ったものである。Y1 と Y3 の関係、Y3 と Y4 の関係は協力関係である。契約が事実である場合、Y4 と Y2 の関係も、契約上の権利義務に基づいて形成した協力関係である。事故発生後、救助の時効性について、Y2 と同意見である。X らが子供の親として、救助時間について相応の責任を負うべきである。

Y4 が以下のように述べる。Y4 と Y3 の契約は本物であり、Y3 が自発的に締結した。具体的な締結期日はもう覚えていない。Y3 が実際の経営者であり、請負による経営利益を享受し、請負による経営リスクを負担する。Y1 は Y が見つけた配達員であり、彼らの関係は労務関係である。請負は代理から始め、Y2 が業務について入札を公開募集し、請負能力があると、入札することができ、そして落札した者が請け負う。請け負った後、請け負った区域に入る権限があり、Y2 から与えられたアカウントを利用して登録する。Y2 が Y4 に提示した値段を、Y4 がそのまま Y3 に提示する。開発されて間もないため、Y4 が中間利益を得ていない。Y3 が身分証明書と携帯番号を提供した後、Y4 がこの番号についてバックグラウンド処理権限を与え、Y3 が自分の従業員と業務を管理できるようになる。Y4 と Y1 の間に直接な関係がなく、本件の適格被告ではなく、Y4 が Y2 の代理商であり、Y3 と請負関係にあり、当該区域の収益を Y3 が享受し、Y4 が Y1 に仕事を手配することも、給料を支払うこともなく、Y1 が Y4 と隷属関係にあるわけではない。本件の賠償について、Y4 は責任を負わない。A の家族は救助過程において、時間を無駄にし

た。事故発生後、配達員は大きな病院に送るよう要求したが、A の家族は大丈夫と言って、付近の小さい病院に行き、後に大病院に移送される途中、子供が死亡した。

当裁判所は以下のように判断する。公民の生命健康権は法律によって守られる。公民の身体に侵害し、傷害をもたらした場合、これによって生じる損失を賠償すべきである。本件は道路交通事故によって引き起こされた人身損害賠償紛争であり、公安機構が本件事故に対して下した責任認定の根拠事実が明確であり、適用法律が正確である。これに対して、当裁判所が確認する。Y1 は X らの損失に対し、70%の賠償責任を負うべきである。Y1 が Y3 に雇用され、事故発生時に職務行為を履行したため、Y3 が 70%の賠償責任を負担すべきである。Y3 は Y1 と請負関係にあると主張するが、Y3 も Y1 が Y3 のところの配達員であり、Y1 には給料を支払い、Y1 は彼が Y3 に採用されたことを認めた。したがって、双方は雇用関係にあり、当裁判所は Y3 の主張を採用しない。一方、Y1 が「餓了么」の名義で配達し、Y2 と Y4 の間、Y4 と Y3 の間に締結したのは、どちらも提携経営契約であり、双方は協力関係にある。したがって、ともに相応のリスクを負うべきである。ゆえに、Y2、Y4 は Y3 が負うべき賠償金額に対して、連帯賠償責任を負うべきである。X らは当該「蜂鳥配達代理提携契約」の当事者ではなく、当該契約に真実性がなく、契約の締結日付について、X らが鑑定を申請したが、理由を述べ、一応の証明のための証拠を提供することはない。当該契約の締結当事者、すなわち Y2 と Y4 が当該契約の真実性を確認したため、当裁判所は X らの鑑定申請を認めない。Y らは X らの受診遅延によって A を死亡させたと抗弁するが、証拠を提供しそれを証明することがなく、かつ A の死亡と直接因果関係にあるわけではない。したがって、当裁判所は Y らの抗弁意見を採用しない。X らが本件事故によってもたらされた経済損失は具体的に以下のようになる。1.死亡賠償金 1,153,840 元について、X らの計算が法的基準に即したものであり、当裁判所がそれを確認する。2.葬式費用 35,580 元について、X らが主張する金額が当裁判所の確認範囲内にあり、当裁判所がそれを確認する。3.慰謝料について、本件交通事故によって X らに精神的苦痛をもたらしたため、本件の具体的な事実により、当裁判所がそれを 50,000 元と確認する。4.救助費用について、X らが証拠を提供してそれを証明することはなかったため、当裁判所がそれを支持しない。5.交通費、宿泊費について、それがすでに葬式費用に含まれており、X がそれを別途請求することに法的根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。前述したように、X らの経済損失は合計 1,239,420 元であり、Y3 が 70%の責任分担割合で X らに賠償し、その額が 867,594 元である。Y2、Y4 は Y3 が負担すべき賠償額について、連帯賠償責任を負うべきである。Y1 が当裁判所の合法な呼び出しに応じず、正当な理由なく出頭を拒否し、抗弁する権利を放棄した。したがって、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条 1 項、16 条、26 条、最高人民法院人身損害賠償事件適用法律若干問題の解釈 18 条、27 条、29 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1．Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X1、X2 に経済損失 867,594 元を賠償する。

2．Y2、Y4 が Y3 の前述した賠償額に関して連帯賠償責任を負う。

3．X1、X2 の他の訴訟請求を支持しない。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費用 14,193.32 元について、X らが 1,717.38 元を負担し、Y2、Y3 と Y4 が共同に 12,475.94 元を負担する。公告費用 260 元について、Y4 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第二中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

48

民事判決書

（2018）遼 0114 民初 134 号

原告　X
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y4 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3、Y 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2018 年 1 月 3 日に立案した後、法律に従い通常手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X、Y1、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人、Y4 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが医療費 4,468 元、入院食事補助費 600 元、介護費 600 元、逸失利益 6,000 元、合計 11,668 元を支払うこと。2.訴訟費用を Y らが負担すること。

事実と理由が以下のようになる。2017 年 11 月 15 日、Y1 が電動自転車に乗り、于洪区某道を走る際に、X にぶつかり怪我をさせた。X が今回の交通事故で 6 日間入院した。于洪交通警察大隊の認定によると、X に責任がなく、Y1 が全責任を負う。

Y1 が以下のように弁解する。前述した事実は確かであり、裁判所の判決に服する。

Y2 が以下のように弁解する。わが社は的確な被告ではなく、Y3 に相応の法的責任を負わせるべきである。

Y3 が以下のように弁解する。わが社は Y1 に保険をかけ、保険会社が賠償すべきである。超過部分について、わが社がそれを負担する。

Y4 が以下のように弁解する。Y1 がわが社において平安個人責任保険を購入し、第三者責任の保険額が 20 万元である。契約により、当該保険は医療保険範囲内の医療費用しか負担せず、自費薬と他の項目は保険範囲外とする。

当事者たちが訴訟請求を巡って、法律に従って証拠を提出し、当裁判所が当事者を集

め、証拠に関する審問と質疑応答を行った。双方当事者の挙証、質疑応答と陳述により、当裁判所が事実を以下のように認定する。

1．2017 年 11 月 15 日、Y1 が電動自転車に乗り、于洪区某道を走る際に、X とぶつかり怪我をさせ、X が今回の交通事故により 6 日間入院し、医療費合計 4,468 元を使った。

2．2017 年 11 月 15 日、瀋陽市公安局交通警察支隊于洪大隊が 4132010 号道路交通事故認定書（簡易手続）を出し、Y1 が今回の事故において全責任を負い、X に責任はないと認定した。

3．事故発生後、X が遼寧中医病院と瀋陽七三九病院で治療を受けた。X が 2017 年 11 月 25 日～2017 年 12 月 1 日に瀋陽七三九病院に入院治療し、合計 6 日間入院治療し、入院期間中は介護レベルが 2 だった。退院診断書には、「1 か月休息すること」という記載があった。

4．Y3 が Y1 のために 20 万元の第三者責任保険に加入させた（医療費補償部分のみを負担する）。

5．Y2 と Y3 が代理提携関係にあり、双方が 2017 年 7 月 27 日に「蜂鳥配達代理提携契約」を締結し、契約期間が 2017 年 8 月 15 日～2018 年 8 月 14 日である。

当裁判所の判断は以下のようになる。公民の合法的な民事権利・利益は法律によって保護されるべきである。X の医療費 4,468 元を賠償せよという訴訟請求について、Y4 が賠償することに同意したため、当裁判所がそれを支持する。

X が主張する逸失利益、介護費用、入院食事補助費の訴訟請求について、X が調停段階において、それを逸失利益 4,500 元の訴訟請求に変更した。Y2 と Y3 が 2017 年 7 月 27 日に締結した「蜂鳥配達代理提携契約」11 条 1 項の約定により、「甲乙双方が締結するにあたり、甲側と乙側従業員の間に何の労働関係も存在せず、乙側従業員が就労期間中に生じたあらゆる事故について（甲側、第三者または乙側自身に人身・財産損失をもたらすものを含むが、その限りではない）、すべての責任を乙側自身が負担する」。Y3 が X の前述した請求について、合計 5,700 元を賠償することに同意する。したがって、当裁判所がそれを確認する。

前述したように、中華人民共和国民法通則 106 条、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条、19 条、20 条、21 条の規定により、以下の判決を下す。

1．Y3 が本判決の効力発生日から 5 日以内に X に介護費、入院食事補助費、逸失利益合計 5,700 元を給付すること。

2．Y4 が本判決の効力発生日から 5 日以内に X に医療費 4,468 元を給付すること。

Y らが本判決の指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行機関の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 500 元について、Y1 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、瀋陽市中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 2 月

49

民事判決書

（2017）沪 0104 民初 10682 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 健康権紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 12 日に立案した後、法律に従い通常手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X の委託訴訟代理人、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1 は当裁判所の公告呼び出しを経て、出頭して訴訟に参加しなかった。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y1 が X に医療費 2,414.5 元、栄養費 1,800 元、逸失利益 24,000 元、介護費 1,200 元、交通費 500 元、服装損失 500 元、鑑定費用 2,300 元、弁護士費用 3,000 元を賠償すること。Y2 と Y3 が Y1 の前述した賠償義務について連帯責任を負うこと。2.本件訴訟費用を Y らが負担すること。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 11 月 11 日 11 時 10 分頃、X が本誌某交差点付近で、Y1 が運転する電動自転車にぶつけられ、X が本件交通事故で怪我をした。事故発生時、Y1 が Y2 独自の「餓了么ネット出前オーダープラットフォームと蜂鳥配達出前」のロゴがつく制服を着て出前を配達していた。事故発生後、X が直ちに上海市第六人民病院に送られて治療を受けた。当日、徐匯交通警察支隊が事故認定を下した結果、Y1 が全責任を負い、X に責任はない。しかし、斡旋において、Y1 が X とあらゆる形での協議を拒否した。事故発生後、X が Y1 の残された電話を通じて、その職場の責任者に連絡したが、当該責任者も X との協議を拒否した。X によると、本件において、Y1 が直接権利侵害人として、X の人身傷害損失に対して権利侵害賠償責任を負うべきである。また、Y2 が当該区域の蜂鳥配達業務を Y3 に発注したと主張するが、Y3 に出前配達の素質がなく、そして契約双方当事者が提携関係にあり、事故発生時に Y1 が Y3 と労務関係にあり、かつ Y2 特有の制服を着ていたため、Y2 と Y3 が連帯賠償責任を負うべきである。

Y2 が以下のように弁解する。Y2 と Y3 が提携契約を締結し、本市の一部の区域の蜂鳥

配達業務をY3に発注した。Y3が関連区域の配達サービスを行い、かつ経営リスクを自分で負担する。Y2が単なるネットプラットフォームであり、出前配達の営業収入から報酬を得るわけではない。Y1が出前配達員として、Y3によって採用され、Y2の従業員ではない。出前配達業務には行政許可が必要とせず、Y3がCM会社として配達サービスを行うことができる。したがって、Y2が本件において責任を負うことはない。Xの訴訟請求に同意しない。

Y3が以下のように弁解する。Y3がY2から当該区域の配達業務を請け負い、Y1が事故発生時にY3の従業員であったが、Y3のところで就労し始めてまだ1ヵ月も経ないアルバイターである。事故車両もY1本人が所有し、事故発生後、Y1がすぐ辞職をし、本件事故がY3と関係しない証明を出した。したがって、Y3はXの訴訟請求に同意せず、人道主義に基づいてXの受診初期の外来医療費用の負担についてのみ同意する。

当裁判所が審理した結果、以下の通り事実認定をする。Y2が「餓了么」と「蜂鳥配達」ネットサービスプラットフォームの経営者である。2016年4月27日、Y2とAが蜂鳥配達代理提携契約を締結し、契約期間は1年間である。契約が以下のように約定する。「Y2がAに対し、蜂鳥配達シリーズの商品を使用し、本市範囲内で蜂鳥配達業務を経営する権利を授与する。Y2がAに配達業務に関する蜂鳥の商品とその他の付随サービスを提供する。Aが配達業務について責任を取り、Y2が商品のサポート、管理の協力、代金の決済サービス等を提供する。AがY2から提供される蜂鳥配達商品を使わなければならない。蜂鳥グループ版の配達プラットフォームに発生した有効なデータが、双方当事者の決済の根拠となる。AはY2が制定した「配達代理サービス規範」に従って業務を行わなければならない。規範に反する行為が発生した場合、Y2にはそれを処罰する権利があり、Y2の審査基準を満たない配達員に対して、Y2はAに対して、それを更迭するよう要求する権利がある」。前述した契約の添付資料である「配達代理サービス規範」において、Aの配達員の健康、資質、着想規範と行動規範等に対して明確な規定が行われた。そのうち、「配達商は配達員の数の1.2倍を基準に、「餓了么」から蜂鳥の道具（ヘルメット、制服、カバン、配達ボックス等）を購入かつ配備しなければならず、配達員が就労期間中に、前述した用具を着用または携帯しなければならない」。同年9月30日、Y2、AとY3が「三者譲渡契約」を締結し、AがY2の同意を得て、2016年9月30日から、前述した「蜂鳥配達代理提携契約」の中の権利義務をY3に譲渡することにした。

2016年11月11日11時10分、本市某交差点付近、Y1が電動自転車に乗り、「餓了么」蜂鳥配達業務を遂行する途中に、歩行するXと交通事故を起こし、Xに怪我をさせた。前述した事故を上海市公安局徐匯分局交通警察支隊が認定し、Y1が事故の全責任を負い、Xに責任はない。Xが怪我をした後、上海市第六人民病院に送られて受診し、診断した結果、骨盤、尾椎、左手諸骨に明らかな転位骨折がなかった。臀部及び左手の軟組織が挫傷をしたため、相応の治療を行った。その後、Xが2016年11月21日、22日に華

中科技大学同済医学院付属協和病院で再度受診し、S4 椎体と右側椎版骨折修復期にあり、S3 後部、S5 前部に線状の低密度影があり、線性骨折の疑いがあるとされた。前述した治療期間において、X が救急車を呼ぶ費用を含む医療費用 2,414.50 元を支払った。

2017 年 3 月 14 日、徐匯交通警察支隊の委託を受け、上海錦曼法律コンサルティング会社司法鑑定所が X の障害等級と就労不能期間、栄養期間、介護期間について鑑定をした。鑑定意見によると、S4 椎体骨折をし、X が交通事故により、腰部に外傷がもたらされ、S4 椎骨が骨折等をした。現に会陰部部分的感覚減退等の症状が残されており、XXX障害と認定される。その病状により、休息 120 日、栄養 60 日、介護 30 日を与える。この鑑定のために、X が 2,300 元を支払った。本件審理中、Y2 が前述した鑑定意見に異議を具申し、改めて鑑定することを申請した。2017 年 9 月 6 日、当裁判所の委託を受け、司法鑑定科学技術研究所司法鑑定センターが改めて鑑定をし、2017 年 10 月 16 日に鑑定意見を出した。それによると、X が交通事故により怪我を負い、その外傷について、当日病理記載によると、「骨盤、左手諸骨に明らかな転位骨折がなかった。臀部及び左手の軟組織が損傷をした」等のため、制動等の治療を行った。当センターが X の外傷に関する当日の映像学資料を閲覧し、第 4 仙椎内縁部が骨折したことを示したが、傷後 3 ヵ月の臨床資料によると、第 4 仙椎骨折が癒合し、骨盤解剖構造に明らかな外傷による変形が認められない。現在、当センターでの検査によると、その尾骶部に圧痛があり、会陰部の皮膚に触痛覚がある。前述した損傷の後遺症が道路交通事故障害に達していない。傷後休息 90 日、介護 30 日、栄養 30 日とする。この鑑定のために、Y2 が 4,500 元を支払った。2 回目の鑑定意見に対し、各当事者が異議を持たない。

また、審理により以下の事実が解明された。X が他省・市の戸籍を持ち、上海市不足人材訓練センターから出された上海不足人材訓練プロジェクトスペイン語（中級）資格証明書を持っている。X が提出した「訓練提携契約」と「契約解除書」によると、2016 年 11 月 6 日、X が B 社と契約し、B 社とその顧客に訓練サービス等を提供し、契約期間は 2016 年 11 月 21 日～2017 年 6 月 21 日であり、訓練サービス費は月 6,000 元である。本件交通事故で怪我をした後、X がサービスを提供できなくなり、双方当事者が前述した契約を解除した。また、X が不動産レンタル契約と仲介料、家賃支払い領収書を提出し、彼が 2014 年 3 月からずっと本市に住んできたことを証明する。

X が弁護士を委託して本件訴訟を代理し、そのために弁護士費用 3,000 元を支払った。

Y1 が交通警察部門の尋問時に、その用人単位を「蜂鳥配達」と確認した。本件審理において、Y3 は Y1 が祖の従業員であること、事故発生時に Y1 が職務行為を履行したことを認め、また、Y1 を署名者とする申請書を Y3 が提出し、申請書には、「この間電動自転車に乗り、通行人と衝突事故になり、電動自転車が留置されて通常通りに出勤できなくなったため、辞職するよう要求する。この件は会社とは関係ない」という記述があり、Y3 がこれにより、Y1 が辞職する際に、本件交通事故が Y3 と関係ないことを認めたと主

張する。

当裁判所が以下のように判断する。公民の生命健康権が法律によって守られる。従業員が雇用活動に従事する際に、他人に損害をもたらした場合、雇主が賠償責任を負うべきである。従業員が故意または重大な過失により他人に損害をもたらした場合、雇主と連帯賠償責任を負うべきである。Y1 が事故発生時において、Y2 が経営する「餓了么」ネット出前配達サービスプラットフォームとそこに所属する「蜂鳥配達」の配達員として業務を遂行していた。Y2 と Y3 の陳述並びに提出された代理提携契約をも参考にすると、Y1 が Y3 の従業員であり、職務遂行中に交通事故に遭い、X に怪我をさせたことが認定される。そのため、Y3 が Y1 の雇主として、法律に従い、X の人身損害に対して賠償責任を負うべきである。Y2 と Y1 の間に直接的な雇用関係はないが、Y2 と Y3 が締結した代理提携契約によると、Y3 が Y2 のロゴを利用して関連業務を展開し、直接その管理と監督を受け、Y2 が制定したサービス規範に反する場合、Y2 が Y3 に対し処罰する権利がある。同時に、Y3 の従業員が Y2 の要求を満たさない場合にも、Y2 が Y3 に対し、その更迭を要求する権利がある。したがって、Y2 が Y3 の配達業務とその配達員に対して、実際相当程度の管理権限を有する。また、Y2 が Y3 の配達収入から直接利益を得なくても、その配達費用の決済形式とブランド運営形態等から見ると、Y2 がそれによって利益を得ていることが明らかである。そのため、権利と義務の一致原則により、当裁判所は本件において、Y2 が X の人身損害について、Y3 と連帯賠償責任を負うべきと判断する。Y1 が賠償責任を負うべきかどうかという問題について、当裁判所が以下のように判断する。まず、本件交通事故において、Y1 が事故の全責任を負うが、本件違法行為とその就労形態をみると、Y1 が職務行為を履行する際に故意または重大な過失があると認定することはできない。そして、Y1 が Y3 に提出した辞職申請書において、「この件は会社とは関係ない」と表明したが、当該記述は Y1 が Y3 と労働関係を就労させる方式にかかわる可能性があり、本件事故が Y3 と無関係であり、Y1 個人が賠償責任を負担するよう当然に理解することはできない。したがって、総合考慮する結果、X と Y3 の本件は Y1 に賠償責任を負わせようとする主張について、当裁判所がこれを支持しない。

本件 X の具体的な損失について、それを以下のように認定する。1.医療費について、当裁判所が提出された証拠により、それを 2,414.5 元と確認する。2.栄養費について、当裁判所が諸事情を考慮し、40 元/日の基準で、改めて鑑定された栄養期の意見と合わせて、それを 1,200 元と確定する。3.介護費用について、X が主張する額が合理的であり、それを 1,200 元と確認する。4.逸失利益について、X が提供した証拠により、彼には相応の職業技能があり、本件事故の発生により、労働契約を履行できなくなったことが証明される。したがって、本市 2016 年度労働者平均賃金基準を参照し、X が提供した労働契約をも併せて顧慮し、当裁判所が毎月 6,000 元を基準に、鑑定意見と合わせて、X の逸失利益を 18,000 元と確認する。5.交通費、服装損失費について、X が関連証拠を提出しなか

ったため、諸事情を顧慮し、当裁判所が 200 元を限度にそれを支持する。6.鑑定費 2,300 元について、その証拠を確認する。当該鑑定が一方的な委託ではなく、かつ手続が合法的であるため、法律により Y らが賠償すべきである。7.弁護士費用について、X の主張が合理的であり、当裁判所がそれを 3,000 元と確認する。前述した X の損失額、合計 28,514.50 元について、Y2 と Y3 がそれを連帯賠償する。

Y1 が当裁判所の合法的な呼び出しを経て、出頭して訴訟に参加することはなかった。彼が相応の訴訟権利を放棄したとみなす。

中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、34 条 1 項、最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 9 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y2、Y3 が本判決の効力発生日から 5 日以内に X に 28,514.50 元を連帯賠償する。
2. X のその他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 692.90 元（X がすでに納付済み）について、X が 180 元を負担し、Y2、Y3 が 512.90 元を負担する。司法鑑定費 45,000 元（Y2 が納付済み）について、Y2、Y3 が負担する。公告費用 560 元（X が納付済み）について、Y1 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第一中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 2 月

50

民事判決書

（2018）沪 0104 民初 4802 号

原告　X1
原告　X2
原告　X3
原告　X4
X らの共同委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X1、X2、X3、X4 と Y1、Y2、Y3 身体権紛争案について、当裁判所が 2018 年 3 月 1 日に立案受理した後、法律に従い通常手続を適用し、2018 年 4 月 25 日に公開開廷して審理をした。X1、X2、X3、X4 および X らの共同訴訟代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加し、本件はすでに審理終了した。

X1、X2、X3、X4 が以下のように述べる。2017 年 11 月 16 日 12 時頃、Y1 がガス動力自動車を運転し、某団地内で自転車に乗っていた X らの父 A に衝突し、事故の結果、A を死亡させた。上海市公安局徐匯分局交通警察支隊が道路交通事故証明を発行し、当該事故の原因を究明できないと認定した。Y1 が交通警察部門に対して、雇主責任保険の番号を提出し、Y1 と Y2 の間の雇用関係を証明した。そして、Y1 が「餓了么」の服を着ており、運転していたガス動力自動車には「餓了么」の配達ボックスがつけられていた。交通警察部門において、Y1 は事故発生時に「餓了么」の昼食配達サービスを行っていたと述べた。Y3 が「餓了么」ネットプラットフォームの経営者である。父の死亡が X らに多大な精神的苦痛と経済損失をもたらした。現に Y らに対し、医療費 89,975.50 元、死亡賠償金 312,980 元、葬式費用 42,792 元、介護費 1,470 元、食事補助費 300 元、物損失 788 元、交通費 987 元、家族の逸失利益 7,000 元、慰謝料 50,000 元、弁護士費用 20,000 元を共同賠償することを要求する。

Y1 が以下のように弁解する。事故発生時、Y1 が自動車を運転して自動車道を直行していた。A が歩道を横断する際に、Y1 の車両が自動車道と非自動車道の境目で急停車をしながら滑り、当時の時速が 20～30 Km/h くらいだった。A の自転車の前部が Y1 の車

両の後部に衝突した。Y1 の車両は公道を走ってはいけなかったため、事故の二次責任を負担することに同意する。Y1 が Y2 と労務契約を締結し、事故発生時に職務を履行していた。責任を負う必要がある場合、Y1 は Y2 と共同に賠償することに同意する。そして、Y1 が「餓了么」プラットフォームを通じて配達情報を得ていたため、Y3 も賠償すべきである。Y1 が着用した「餓了么」ロゴのある服装と備えた配達ボックスは Y2 が提供したものだった。

Y2 が以下のように弁解する。Y2 が Y1 と労務契約を締結し、Y1 は Y2 が雇用した歩合給を適用する長期労務契約労働者である。Y1 が事故発生時に「餓了么」のオーダーの配達業務に従事していたため、Y1 と連帯賠償責任を負うことに同意する。Y2 と Y3 が提携契約を締結しており、請負関係にあり、出前配達時に発生する紛争責任を Y2 が負担する。配達員の服装、配達ボックスは Y2 が提供した。事故の詳細について、Y2 はこれを知らない。

Y3 が以下のように弁解する。X らの訴訟請求に同意しない。Y3 が本件事故の直接当事者ではなく、直接権利侵害者として本件の賠償に参与する事はできない。かつ Y3 と Y1 の間にあらゆる形での雇用関係又は労務関係がなく、用人単位の職務行為責任と雇主の雇用責任を負うべきではない。Y3 はウェブサイトの運営者であり、情報を提供し、仲介サービスを提供する。Y2 は「餓了么」プラットフォームの参加者であり、Y2 と Y3 の間に提携サービス契約が締結されている。配達員が「餓了么」標識のある服装を着用し、配達ボックスを携行することは、商標展示行為であり、配達員が Y3 の従業員であることを証明できない。

審査によって以下のことが解明された。2017 年 11 月 16 日 12 時 11 分頃、上海市某道交差点西約 149 メートルの時点で、Y1 が規定に従って登録しないガス動力自動車にのり、西から東へ右側自動車道内を走るところ、A が自転車に乗り、南から北へ同じ道に入ろうとした。両車両が衝突し、Y1、A が倒れて怪我をし、両車両が損壊した。A が病院に移送され救助されたが、2017 年 11 月 29 日に死亡した。事故発生後、Y1 によると、彼がガス動力自動車に乗って西から東へ某道右側自動車道内を走ったところ、前述した地点に至った際に、南から北へ自転車が道路を横断しようとしたのを見た。気づいた時に車間距離が短すぎたため、ブレーキをかけたにもかかわらず、自転車と衝突し交通事故を引き起こした。事故発生後、A が意識を失い、最終的に死亡した。前述した事故に対して、上海市公安局徐匯分局交通警察支隊が道路交通事故証明を発行し、本件事故が交通事故であり、片方の当事者のみが陳述をし、現場には目撃証人がなく、かつ監視カメラの映像や司法鑑定によっても、事故発生時に Y1 が走った路線という肝心な事実を解明することができなかったため、本件交通事故の原因を解明できないと認定した。

上海楓林司法鑑定有限会社が 2017 年 11 月 30 日に上海市公安局徐匯分局興津警察支隊に資料返却＆状況説明を提出した。それによると、裁判所の委託により、本件ガス動

力自動車の事故発生前のスピードを鑑定する必要があった。現場を検視した結果、現にある資料によって、鑑定条件が満たされず、鑑定意見も出せず、資料返却処理をした。

上海楓林司法鑑定有限会社が事故を調査するため、ナンバープレートのない自転車の安全状況を検査し、2017 年 11 月 30 日に検査報告を発行した。その結論によると、静止状態での検査により、ナンバープレートのない自転車の安全状況が GB3565 自転車安全要求の関連規定を満たしている。

上海楓林司法鑑定有限会社がナンバープレートのない自転車と本件ガス動力自動車の衝突時の形態とナンバープレートのない自転車の事故発生時の走り路線について司法鑑定をし、2017 年 11 月 30 日に司法鑑定意見書を出した。鑑定意見によると、ガス動力自動車の右前方がナンバープレートのない自転車の車体中部と衝突した。ナンバープレートのない自転車の事故発生時の走り路線を判定することはできない。

上海楓林司法鑑定有限会社が A の死亡原因を分析し鑑定した。鑑定意見によると、A が道路交通事故により、脳部損傷をし、死亡した。

A が怪我をした後、速やかに竜華病院に送られて救助してもらったが、2017 年 11 月 29 日に死亡した。死亡原因は、1.脳ヘルニア、2.脳挫傷出血、3.硬膜下出血である。A が受診する期間中に、医療費 89,815.54 元、介護費 1,470 元がかかった。A の家族が病人の看病、事故処理、葬祭等をするために交通費 987 元を支払った。

上海市徐匯区大華病院が在職収入証明を提出し、X4 が大華病院の看護婦であり、父の件に対処するために、8 日間就労できなかった。合計逸失利益 4,978.56 元である。

X らが本件訴訟のために弁護士を雇い、弁護士代 20,000 を支払った。

Y2 が Y1 と労務契約を締結しており、契約期間が 2016 年 12 月 10 日から 2017 年 12 月 9 日までとされた。事故発生時、Y1 が「餓了么」プラットフォームを通じて獲得したオーダーを配達していた。

前述した事実について、当事者の陳述のほか、X が提供する道路交通事故証明書、病歴と医療費領収書、資料返却&状況説明、検査報告、司法鑑定意見、交通費領収書、介護費レシートと領収書、在職収入証明、弁護士雇用契約と領収書、事故現場のビデオ、Y1 が提供したオーダー配達スクリーンショット、Y2 が提供した Y1 と締結した労働契約等の証拠によって証明され、当裁判所がそれを確認する。

当裁判所が以下のように判断する。公民の生命健康権が法律によって保護され、それを侵害する者が過失により他人に人身損害をもたらした場合、関連賠償義務人が賠償責任を負うべきである。本件は交通事故によって引き起こされた損害賠償事件であり、交通警察部門が道路交通事故証明を発行し、監視カメラの映像や司法鑑定により、Y1 の走行路線を明らかにすることができず、本件交通事故の原因を判明できないとした。非自動車が非自動車道内を走るべきである。非自動車道のない道路において、自動車道の右側に沿って走るべきである。X が提供した事故現場のビデオ資料によると、Y1 が某道の

自動車道内を走り、A が某団地から出て同道に入ろうとし、両車が衝突したのは、自動車道上である。Y1 が登録しなかったガス動力自動車を運転し、A が自転車に乗り団地から出て自動車道に入ったが、直行車両を避けることはなかった。双方当事者に過失があり、当裁判所は Y1 と A が本件交通事故において、同等の責任を負うと認定する。

Y2 が Y1 と労働関係に入り、事故発生時、Y1 が職務行為を履行していた。そのため、Y2 が賠償責任を負うべきである。Y1 が自発的に Y2 と共同賠償責任を負うことは、法律と抵触せず、当裁判所がそれを認める。Y3 が「餓了么」プラットフォームのウェブサイト運営者として出前配達サービス情報を提供し、Y1 が「餓了么」標識のある服を着て、「餓了么」標識のある出前ボックスを携行することが、Y1 が Y3 と労務または雇用関係に入ったことを証明することができない。Y3 の関連弁解意見を、当裁判所が採用する。本件交通事故によってもたらされた損失について、Y1、Y2 が 50%の民事賠償責任を共同負担する。

本件損害賠償責任範囲は以下のようになる。医療費について、X が提供した病歴資料と医療費領収書により、当裁判所がそれを 89,815.50 元と確認する。死亡賠償金について、A が上海市都市部住民であるため、都市部住民賠償基準を適用し、それを 312,980 元とする。葬式費用について、それを 42,791 元とする。介護費用について、領収書等により、それを 1,470 元とする。入院食事補助費について、X らが提供した死亡報告により、14 日間入院したため、入院食事補助費はこれにより計算し、280 元とする。物損について、これを 300 元とする。交通費について、これを 300 元とする。家族の逸失利益について、X4 の就労不能証明書と他の原告らの実際の状況に鑑みて、本市の最低賃金基準により、家族の逸失利益を 6,000 元とする。慰謝料について、法律によりそれを 50,000 元と認定する。弁護士代について、それが X らの訴訟における経済損失であり、それを支持することで、十分な司法救済が実現される。しかし、具体的な金額は当裁判所が事件の標的額や過失程度等を総合的に顧慮し、10,000 元とする。前述した損失合計 513,936.50 元について、Y1 と Y2 が 50%の民事賠償責任、合計 256,968.25 元を共同負担するものとする。

中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、最高人民法院道路交通損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 27 条により、以下の判決を下す。

1. Y1、Y2 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X1、X2、X3、X4 に 256,968.25 元を賠償する。

2. X1、X2、X3、X4 の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 9,025 元について、X1、X2、X3、X4 が 3,870 元を負担し、Y1、Y2 が 5,155

元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2018 年 5 月

51

民事判決書

（2017）魯 0523 民初 2230 号

原告　X
法定代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
責任者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 自動車交通事故紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 25 日に立案した後、法律により簡易手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X の法定代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加し、Y3 が当裁判所の合法的な呼び出しを経て、出頭して訴訟に参加することはなかった。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。1.Y らが X に医療費 2,685.63 元、交通費 1,000 元、慰謝料 3,314.37 元、介護費 3,000 元、合計 10,000 元を賠償する。2.X の歯の後続治療費について、それが実際に発生した後、改めて主張する。3.本件訴訟費用を Y らが負担する。

事実と理由が以下のようになる。2017 年 5 月 14 日 12 時 15 分頃、Y1 が電動自転車に乗り、某道東側付近で、歩行する X と交通事故に遭い、X に怪我をさせた。審査した結果、Y1 が Y3 の従業員であると判明した。X が怪我をした後、広饶県人民病院に送られ、初歩的な検査の後、浜州医学院附属病院に送られて治療を受け、歯折れ等と診断された。現に X が各損失を求めて裁判所に提訴した。

Y1 が以下のように弁解した。X が主張する訴訟請求額が高すぎる。

Y2 が以下のように弁解した。Y2 が一括的に当該事故を処理することを希望する。後続治療費について、調停することに同意する。

Y3 が出頭して訴訟に参加しなかったが、弁解書を提出して以下のように弁解した。

1．X が受けた怪我は Y3 と関係しない。Y1 は Y2 の職員であり、その出前配達行為が Y2 のための職務履行行為であり、Y1 と Y3 の間に労働関係もなければ雇用関係もない。2017 年 3 月 20 日、Y3 が Y2 に対して、Y2 が山東省東営市広饶県において「餓了么」傘下のオンライン出前注文・配達業務を経営することについて権利を授与し、双方当事

者がそのために特許経営契約である「都市代理提携契約」を締結した。特許経営の期間が 2017 年 3 月 20 日から 2018 年 3 月 19 日までである。Y3 と Y2 は特許経営契約関係に過ぎず、双方の間に代理または委託契約関係がない。Y3 が東営市広饶県において自らオンライン出前注文・配達業務を経営することがなく、Y3 が直接または間接的に X に対して権利侵害行為を実施することはなかった。

2. X がその訴訟請求を証明するために提出した医療費等に関する証明書の真実性、合法性、関連性について、裁判所が法律により審査すべきである。

前述したように、X が本件交通事故によって受けた怪我の賠償責任は Y3 と無関係であり、Y3 が賠償責任を負うべきではない。

当裁判所が審理したうえで事実を以下のように認定する。2017 年 5 月 14 日 15 分頃、Y1 が電動自転車に乗り某道を西から東へ走行し、某道東側交差点付近に至ったところ、北から南へ歩行する X と交通事故に遭い、X に怪我をさせ、電動自転車を損壊させた。広饶県公安局交通管理大隊の認定によると、Y1 が事故の主な責任を負い、X が事故の二次責任を負う。事故発生後、X が広饶県人民病院、浜州医学院附属病院で受診し、医療費 2,685.63 元を使った。

また、事故車両である電動自転車の所有者は Y2 であり、事故発生時、その従業員である Y1 がそれを運転していた。

前述した事実について、X が提供した広饶県公安局交通管理大隊が出した道路交通事故認定書、広饶県人民病院が出した外来医療費領収書、浜州医学院附属病院が出した外来医療費領収書、診断証明、外来病歴、交通費領収書と双方当事者の口頭弁論時の陳述によって証明され、それを認定する。

当裁判所が以下のように判断する。Y1 が電動自転車に乗り、歩行する X と交通事故に遭い、X に怪我をさせ、Y2 が雇用主として、Y1 の自己責任に応じて、Y1 と X の損失に対して連帯賠償責任を負うべきである。X が Y3 に対して賠償責任を負うよう主張したが、それを証明するための証拠を提出しなかったため、当裁判所がそれを支持しない。X が主張する医療費 2,685.63 元について、証拠が充分であり、法律規定を超えることがなく、当裁判所がそれを支持する。X が主張する交通費について、本件の実際の状況と Y らとの口頭弁論により、その額を 250 元と認定する。X が主張する慰謝料について、X が障害になることはなかったが、本件交通事故が確かに X に精神障害をもたらした。当裁判所が諸事情を顧慮して、それを 1,000 元とする。X が主張する介護費用について、法律規定に適合しないため、当裁判所がそれを支持しない。歯の後続治療費について、実際発生後に別途立案して主張するという X の訴訟請求について、法律規定に反しないため、当裁判所がそれを支持する。Y3 が当裁判所の合法的な呼び出しを経て、正当な理由なく出頭して訴訟に参加しなかった。それは自分の訴訟権利に対する処分であり、相応の法律効果を負うべきである。中華人民共和国道路交通安全法 76 条、最高人民法院人

身損害賠償事件審理適用法律若干問題の解釈 17 条、19 条、22 条、31 条、中華人民共和国民事訴訟法 144 条の規定により、以下の判決を下す。

1．X が本件交通事故によってもたらされた損失が、医療費 2,685.63 元、交通費 250 元、慰謝料 1,000 元、合計 3,935.63 元である。それを Y1、Y2 が 70％の責任割合で連帯賠償し、合計 2,754.94 元を賠償する。前述した賠償金は本判決の効力発生日から 10 日以内に支払われるべきである。

2．X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 50 元について、その半額の 25 元を徴収し、X が 18 元を負担し、Y1、Y2 が 7 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、山東省東営市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 7 月

52

民事判決書

（2017）京 0105 民初 38679 号

原告　X
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 自動車交通事故責任紛争案について、当裁判所が 2017 年 5 月 8 日に立案した後、法律に従って簡易手続きを適用し、公開開廷して審理を行った。X、Y1、Y2 の委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加し、本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。Y らが X に医療費 17,782.23 元、逸失利益 1,108 元、交通費 153.7 元、慰謝料 10,000 元を賠償する。

事実と理由が以下のようになる。Y1 が Y2 と Y3 の従業員であり、その責務は「餓了么」のために出前を配達することである。2017 年 4 月 17 日、北京市朝陽区某地点において、Y1 が出前を配達する途中に逆行をし、正常に走行する X にぶつけ、X の 2 枚の前歯が酷く欠損する結果になった。事故発生後、交通警察の認定によると、Y1 が本件事故について全責任を負う。X が北京大学付属第三病院と北京大学口腔病院で受診し、医療費 2,445.23 元を支払い、医者の推奨医療期間が 120 日間であり、後続治療が必要である。事故により、X の身体が損傷を受け、Y らが本件事故に対して全責任を負うべきであり、X が Y らと複数回にわたって交渉したが、合意に至らず、裁判所に提訴した。

Y1、Y2、Y3 が以下のように弁解する。Y1 が職務遂行の途中に X に損失をもたらし、Y3 が責任を負う。実際に発生した医療費を認めるが、4 月 18 日の交通費が受診時間と合わず、それを認めない。労働契約、納税証明、振込明細を提出しなかったため、逸失利益を認めない。慰謝料が高すぎて、法律上の根拠がない。

当事者たちが訴訟請求について、証拠を提出し、当裁判所が当事者たちを組織して、証拠交換と質疑応答を行った。当事者たちが異議を述べなかった証拠について、当裁判所がそれを確認し、証拠資料として添付する。当裁判所が認定する事実が以下のようになる。

1. 2017 年 4 月 17 日 18 時 43 分、北京市朝陽区某地点において、Y1 が電動自転車に乗って西から東へ走り、X が自転車に乗って東から西へ走る際、両車が接触し、車両が損害を受け、X が怪我をした。事故発生後、交通警察の認定により、Y1 が今回の事故について全責任を負う。

2. Y1 と Y2 の間に労働関係があり、事故発生時に Y3 に派遣され職務行為に従事しており、事故発生時、Y1 が出前配達の途中にあった。

3. 事故発生後、X が 2017 年 4 月 17 日に北京大学第三病院、北京大学口腔病院で受診し、2017 年 4 月 19 日、4 月 27 日、5 月 25 日に北京大学口腔病院で受診した。診断された結果、右上前歯冠骨折、歯髄露出、右上第 3 本、左上第 1 本、第 2 本を叩くと痛むが、緩んでいなかった。歯茎が腫れた。右上第 1 本、第 2 本の歯に RCT 治療が必要となり、修復術を行う必要がある。後に、X が卓尔時代口腔クリニックで歯の修復を行ったが、その間の費用を全部 X が支払った。

4. X が会社 A より発行された就労不能証明書を提出し、その月収が 6,033 元であること、2017 年 4 月 17 日～2017 年 5 月 9 日の間、4 日間出勤しなかったこと、合計 1,108 元の賃金を引かれたことを証明する。Y らが当該証拠物を認めない。

5. X が交通費領収書を提出し、その受診交通費用を証明する。Y らが 4 月 17 日と 4 月 19 日分を認めるが、4 月 18 日分を認めない。

当裁判所が以下のように判断する。公民の合法的な人身と財産権利が法律によって守られる。X が交通事故によってもたらされた損失について、当裁判所が関連証拠と相応の基準によってそれを確認し、計算し、合理的な訴訟請求を支持し、不合理または高すぎる訴訟請求を支持しない。事故発生時、Y1 が Y3 の職務を遂行しており、相応の賠償責任を Y3 が負うべきである。

医療費について、X の請求が合法かつ合理的であり、計算した結果、その総額が 17,782.23 元である。逸失利益について、X が怪我をした以上、必然的に治療を必要とし、かつ受診日が平日であり、必然的に就労不能による損失が発生する。X の主張額が合理的であり、当裁判所がそれを支持する。交通費について、X が提出した交通費の領収書の時刻が受診時間に遭わない場合がある。X の受診状況により、当裁判所がそれを支持する。慰謝料について、本件交通事故により、X の 2 本の前歯が折れ、修復されても従前の状態に戻ることはない。当裁判所がそれを顧慮して慰謝料の額を決めるとする。

前述したように、中華人民共和国権利侵害責任法 16 条、22 条、34 条、中華人民共和国民事訴訟法 64 条の規定により、以下のように判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に医療費 17,782.23 元、逸失利益 1,108 元、交通費 150 元、慰謝料 2,000 元を賠償する。

2. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決が指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 263 元について、X が 72 元を負担し（納付済み）、Y3 が 191 元を負担する（本判決の効力発生後 7 日以内に納付する）。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、北京市第 3 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 8 月

53

民事判決書

（2017）沪 0104 民初 1135 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
委託訴訟代理人　略
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略
被告　Y3 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2、Y3 身体権紛争案について、当裁判所が 2017 年 1 月 13 日に立案した後、法律により普通手続を適用し、公開開廷して審理を行った。X とその委託訴訟代理人、Y3 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。Y1、Y2 が当裁判所の伝票による合法的な呼び出しを経て、正当な事由なく出頭しなかった。本件はすでに審理終了した。

X が当裁判所に以下の訴訟請求を提起した。Y2、Y3 が共同で医薬費 69,961.04 元、交通費 980 元、逸失利益 78,759 元、栄養費 4,200 元、介護費 17,500 元、宿泊費 23,754.30 元と慰謝料 30,000 元を賠償する。Y1 が連帯賠償責任を負う。

事実と理由が以下のようになる。2016 年 5 月 17 日、X が上海市某道交差点のところで Y1 が乗った電動自転車（逆走）にぶつけられ、X の右膝蓋骨が粉砕骨折をした。上海市公安局徐匯分局交通警察支隊の認定によると、Y1 が事故に対して全責任を負う。事故発生時、Y1 が出前を配達しており、Y2 が Y1 の派遣元であり、Y3 が Y1 の派遣先であるため、Y らが X の損失を賠償すべきである。

Y1 が以下のように弁解する。Y1 が Y2 の従業員であり、Y2 によって Y3 に派遣され、Y3 所有の「餓了么」で出前配達業務に従事していた。事故発生時、Y1 が出前配達業務に従事していたため、Y3 が賠償責任を負うべきであり、そして Y2 が Y1 の派遣元として、補充責任を負う。事故発生当日、Y1 が X のために医薬費 2,000 元を立替払いした。X の訴訟請求における逸失利益が高すぎる。宿泊費と慰謝料について法律または事実根拠がなく、裁判所が法律によって判決を下すべきである。

Y2 が弁解しなかった。

Y3 が以下のように弁解する。Y3 と Y1 の間に雇用または労働関係がなく、事故に対し

ても過失がないため、賠償責任を負うべきではない。

当裁判所が審理を経て、以下のように事実を認定する。2016 年 5 月 17 日夜 20 時頃、X が電動自転車に乗り、上海市某道南約 100 メートル地点において Y1 が乗る電動自転車と衝突し、その際に Y1 が逆走していた。翌日、上海市公安局徐匯分局交通警察支隊が道路交通事故認定書を出し、Y1 が本件交通事故について全責任を負い、X に責任がないと認定した。

事故発生後、X が中国人民解放軍第四五五病院で受診し、右膝蓋骨が粉砕骨折したことが判明された。当日、X が入院治療を受け、5 月 19 日に腰部麻酔の上で右膝蓋骨粉砕骨折切開復位内固定術を行った。2016 年 5 月 25 日、X が退院した。2017 年 6 月 7 日、X が再び中国人民解放軍第四五五病院に入院治療をし、6 月 8 日に、腰部麻酔の上で右膝蓋骨粉砕骨折術後内固定摘出術を行った。6 月 19 日、X が退院した。

審理において、X の申請により、当裁判所が司法鑑定科学技術研究所司法鑑定センターに X の障害等級を鑑定してもらった。司法鑑定科学技術研究所司法鑑定センターが出した鑑定意見書によると、X の右膝等のところに交通事故によるけががあり、その後遺症がまだ道路交通事故傷害に至っていない。損傷後 1 期治療休息 90-120 日間、介護 90 日間、栄養 60-90 日間がかかる。今後 2 期治療をするとなると、休息 30 日間、栄養 15 日間、介護 15 日間がかかる。

X が中国人民解放軍第四五五病院と松江区九亭鎮団地医療サービスセンターで受診し、合計医療費 69,341.05 元（救急車費用 70 元を含む）がかかった。また、補助器具費用を買うために 620 元がかかった。

事故発生後、Y1 がすでに X に医療費 2,000 元を賠償した。

当裁判所の判断が以下のようになる。行為者が過失により他人の民事権利・利益を侵害する場合、権利侵害責任を負うべきである。本件が非自動車同士の交通事故であり、公安機構交通管理部門が当該事故について、すでに事故認定をし、当該責任認定が本件民事損害賠償責任の根拠になる。事故発生時、全責任を負う Y1 が Y3 所有の「餓了么」のために出前を配達していたため、当裁判所が事故発生時、Y1 が Y3 の職務を履行していたと認定する。Y1 が就労期間中に X にぶつかり、損害をもたらし、Y3 が賠償責任を負うべきである。Y3 が Y1 と労務関係がなく、責任を負うべきではないと主張するが、証拠が足りず、当裁判所がそれを採用しない。また、Y1 が提出した社会保険料納付記録によると、事故発生時、Y2 が Y1 のために年金保険を納付した。したがって、Y1 と Y2 の間に労働関係が存在すると当裁判所が認める。しかし、X は Y2 が今回の事故において過失があることを立証・証明できなかったため、Y2 に賠償責任を負わせようとする X の請求には、根拠がなく、当裁判所がそれを支持できない。現に X が Y3 に医薬費等の損失を賠償させようとする要求について、不適切なところがなく、それを認められる。具体的な賠償金額について、当裁判所が法律によって判断する。そのうち、X が主張する

医薬費と補助器具費について、関連する病歴、レシート等の証拠が証明してくれるため、当裁判所がそれを確認する。X が主張する栄養費、介護費について、当裁判所が関連規定に従って認定する。X が主張する逸失利益について、十分な証拠を提供できなったため、当裁判所が法律によって認定する。X が主張する宿泊費と慰謝料について、法的根拠がなく、当裁判所がそれを支持しない。X が主張する交通費について、当裁判所が諸事情を顧慮したうえで認定する。したがって、中華人民共和国権利侵害責任法 6 条、16 条と 34 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y3 が本判決の効力発生日から 10 日以内に X に医薬費 69,341.05 元、補助器具費 620 元、栄養費 4,200 元、介護費 5,250 元、交通費 600 元と逸失利益 32,518.75 元を賠償し、Y1 がすでに賠償した 2,000 元を控除すると、Y3 が実際に賠償する金額が 110,529.80 元である。

2. X の他の訴訟請求を棄却する。

本判決の指定した期間中に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間中の債務利息の倍額を支払うべきである。

本件受理費 4,705 元について、X が 2,115 元を負担し、Y3 が 2,590 元を負担する。鑑定費 1,950 元について、Y3 がそれを負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、上海市第 1 中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 11 月

54

民事判決書

（2017）浙 0108 民初 28 号

原告　X
委託訴訟代理人　略
被告　Y1
被告　Y2 社
法定代表者　略
委託訴訟代理人　略

X と Y1、Y2 の生命権、健康権、身体権紛争案について、当裁判所が 2017 年 1 月 4 日に立案受理した後、法律に従って代理審判員が簡易手続を適用して同年 2 月 13 日に公開開廷して審理を行った。X とその委託訴訟代理人、Y1、Y2 の委託訴訟代理人が出頭して訴訟に参加した。本件はすでに審理終了した。

X が以下のように述べた。2016 年 9 月 30 日 14 時 10 分、Y1 が Y2 の運営する「餓了么」出前配達プラットフォームのために出前を配達する途中、電動自転車に乗り、某道を西から東へ右折し、X が乗る自転車と衝突し、X に怪我をさせ、電動自転車の前部を破損させた。杭州市公安局交通警察支隊浜江大隊が第 0700791814 号「道路交通事故認定書（簡易手続）」を発行し、Y1 が主な責任を負い、X が二次責任を負うと認定した。事故発生後、X が浙江大学医学部付属第二病院で外来治療を受け、医師の指示に従って定期的に検査をし、多額の医療費を使い、かつ就労不能による逸失利益と交通費等の損失が生じたが、Y らが X に何の費用も支払わなかった。そこで、Y1 の行為が X の健康権を侵害し、X の各損失に対して賠償責任を負うべきであり、Y2 が Y1 の雇い主として、その従業員の行為に対して責任を負うべきであると X が主張し、裁判所に提訴し、以下のように請求する。

1. Y1、Y2 が X に医療費、逸失利益、必要な交通費等各損失合計 14,898.86 元を賠償する。

2. 本件訴訟費用を Y らが負担する。

Y1 が以下のように弁解する。事故責任は認定されており、そのうちの 60%を負担することに同意する。すでに X に医療費 513.38 元を賠償した。個人能力が限られており、残りの費用を賠償できない。そのため、保険会社が分担してくれることを望む。

Y2 が以下のように弁解する。X のすべての訴訟請求に同意しない。Y1 と Y2 の間にあらゆる形での労働関係が存在しない。

審理した結果、以下の事実が判明された。2016 年 9 月 30 日 14 時 10 分、Y1 が電動

自転車に乗り某道を西から東へ右折する時、X が乗る電動自転車と衝突し、X に怪我をさせ、両電動自転車を破損させる交通事故を引き起こした。杭州市公安局交通警察支隊浜江大隊が当日に第 070071814 号「道路交通事故認定書（簡易手続）」を発行し、Y1 が事故の主な責任を負い、X が二次責任を負うと認定した。事故発生後、X が浙江大学医学部付属第二病院で外来治療を受け、医師の指示に従って定期的に検査をし、医療費合計 11,439.58 元を支払った。病院が 10 日間分の病気休暇証明を発行した。Y1 が事故発生当日 X に 513.38 元を支払った。前述した判明事実について、道路交通事故認定書、X の外来病歴、医療費領収書、病気休暇証明書等の有効な証拠と、当事者の陳述によって証明される。

当裁判所が以下のように判断する。公民の健康権等の民事権利・利益が法律によって守られ、公民の生命、健康等の民事権利・利益を侵害する場合、権利侵害責任を負うべきである。本件の場合、各当事者が事故発生と責任認定について異議がなかった。X が Y1 に対して、交通事故によって被った損失を賠償するよう要求したが、その要求に事実と法的根拠があり、当裁判所がそれを支持する。

X が請求する交通事故によって被った損失について、以下のように認定する。1.医療費について、医療機構が発行した医療費等の領収書を根拠とし、病歴と診断証明書当の関連証拠を参照してそれを確認する。賠償額は一審口頭弁論終結前に実際に発生した額によって確定する。後続治療費について、賠償権利者は費用が実際に発生した後、別途提訴することができる。しかし、医療証明または鑑定結論によって確定した必然的に発生する費用について、すでに発生した医療費と一緒に賠償することができる。本件において、X が提供した領収書によると、X が支払った医薬費が合計 11,439.58 元である。当裁判所が法律に従ってそれを支持する。後続治療費について、診断証明書により、入れ歯の使用寿命が（正常に使用する場合）10 年ぐらいであると明確に書いてあるが、その際、費用が発生するかどうか、具体的にいくらかかるかが確定できない。したがって、当裁判所は X の後続入れ歯交換費用である 6,363.5 元について、それを当分の間支持しない。X はそれが実際に発生した後、別途提訴することができる。2.逸失利益について、その計算基準について、X にはその実際の収入状況を証明できる証拠がないため、2015 年度浙江省従業員平均賃金の 141.7 元/日で計算することにする。医療機構が 10 日間の病欠証明を発行したため、当裁判所が 1,417 元の限りにおいて逸失利益を支持する。3.交通費について、X が治療によって発生した交通費が必要な費用であるが、それに関する領収書を提供しなかったため、当裁判所がそれを 200 元と認定する。前述した費用が合計 13,056.58 元となる。本件事故について、X と Y1 に責任があり、そのうち Y1 が主な責任を負い、X が二次責任を負う。当裁判所は、Y1 が前述した損失の 70%の賠償責任、すなわち 9,139.6 元について責任を負うべきと認定する。X は Y2 が Y1 の雇い主であり、その従業員の致傷行為について責任を負うべきと主張するが、それを証明する証拠を提

供しなかった。そのため、当裁判所がそれを支持しない。当裁判所が確認した結果、Y1が事故発生当日に支払った 513.38 元の医薬費が X の今回の請求額に含まれていない。訴訟手続を簡略化させるため、双方当事者はY1が今回支払うべき9,139.6元から、513.38元のうちにXが負担すべき 154 元（513.38 元*30%）を控除し、Y1 が X に 8,985.6 元を支払うべきことについて同意した。Y1 は保険に加入したと主張するが、証拠が不足するため、当裁判所がそれを支持しない。

前述したように、当裁判所はXの合理的な訴訟請求を支持する。権利侵害責任法 6 条、15 条 1 項 6 号、16 条、26 条、最高人民法院人身損害賠償事件適用法律に関する若干問題の解釈 19 条、20 条、22 条、中華人民共和国民事訴訟法 64 条の規定により、以下の判決を下す。

1. Y1 が本判決の効力発生日から 7 日以内に、X に今回交通事故によって発生した医療費、逸失利益、交通費の損失合計 8,985.6 元を賠償する。

2. X の本件における他の訴訟請求を棄却する。

Y1 が本判決の指定した期間内に金銭給付義務を履行しなかった場合、中華人民共和国民事訴訟法 253 条の規定により、遅延履行期間の債務利息の倍額を支払うべきである。

事件受理費 400 元について、その半額の 200 元を徴収し、X が 80 元を負担し、Y1 が 120 元を負担する。

本判決に不服がある場合、判決書が配達された日から 15 日以内に、当裁判所に控訴状を提出し、相手方当事者の人数に応じてコピーを添付し、浙江省杭州市中級人民法院に控訴することができる。

2017 年 4 月

Ⅴ　裁判例の整理と結果分析

ⅰ　裁判例一覧

収集された 54 件の裁判例について、その判決日、プラットフォーム運営者、代理商の有無、基本事実、請求額、保険会社負担の有無、基本的な論理構成、結論としての労働関係の有無等に沿って整理すると、以下の一覧表が得られる。

番号	判決日	プラットフォーマー	代理商の有無	基本事実	請求額	保険会社負担の有無	論理構成	労働関係の有無	特記事項
1	2018年6月	閃送	なし	交通事故・本人負傷	8,000元	なし（負担分賠償済み）	従属性判断	あり	
2	2017年9月	達達	なし	交通事故・本人負傷	不明	不明	通知（従属性判断なし）	あり	
3	2018年3月	達達	なし	交通事故・本人負傷	不明	あり	契約尊重・仲介契約関係	なし	
4	2018年5月	餓了么	あり	事故なし	不明	なし	従属性判断	なし	
5	2017年5月	餓了么	なし	交通事故・本人負傷	不明	不明	通知（従属性判断なし）	なし	
6	2015年2月	e運転代行	なし	事故なし	9,890元	なし	通知（従属性判断なし）	なし	
7	2015年2月	e運転代行	なし	事故なし	75,304元	なし	従属性判断	なし	
8	2018年4月	e運転代行	なし	交通事故・本人死亡	不明	不明	従属性判断	なし	
9	2016年7月	e運転代行	なし	事故なし	3,500元	なし	従属性判断	なし	
10	2014年9月	e運転代行	なし	事故なし	178,082元	なし	従属性判断	なし	
11	2017年11月	e運転代行	なし	交通事故・第三者車両破損	16,590元	あり	雇用関係認定	雇用あり	
12	2017年3月	達達	なし	交通事故・第三者死亡	742,879.57元	あり	雇用関係認定	雇用あり	
13	2017年9月	餓了么	なし	交通事故・第三者怪我	95,798.5元	なし	雇用関係認定	雇用あり	
14	2017年12月	餓了么	なし	交通事故・第三者怪我	249,517.2元	なし	当事者関係認定なし・プラットフォーマー負担	認定なし	最高人民法院人身損害賠償事件審理適用法律に関する若干問題の解釈8条1項、プラットフォーマー負担
15	2017年11月	e運転代行	なし	交通事故・第三者車両破損	34,144元	あり	雇用関係認定	雇用あり	
16	2015年3月	e運転代行	なし	交通事故・第三者怪我	117,903.30元	あり	雇用関係認定	雇用あり	
17	2017年10月	e運転代行	なし	交通事故・第三者車両破損	124,834元	なし（負担分賠償済み）	雇用関係認定	雇用あり	権利侵害法34条1項
18	2014年9月	e運転代行	なし	交通事故・第三者怪我	10,100.40元	あり	職務行為認定	職務行為肯定	
19	2017年11月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	279,141.52元	あり	労務関係認定	労務関係あり	権利侵害法34条1項

番号	判決日	プラットフォーマー	代理商の有無	基本事実	請求額	保険会社負担の有無	論理構成	労働関係の有無	特記事項
20	2017年8月	餓了么	なし	交通事故・第三者怪我	144,337.03元	なし	職務行為認定	職務行為肯定	
21	2017年11月	閃送	なし	交通事故・第三者死亡	1,841,817.72元	なし	労働関係認定	なし	
22	2017年5月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	184,880.12元	なし	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
23	2017年5月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	4,123.1元	なし	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
24	2017年2月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	121,539.8元	あり	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
25	2017年6月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	670,273.52元	なし	仲介サービス提供	なし	
26	2018年3月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	145,394元	なし	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
27	2018年3月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	84,486.8元	なし	情報提供のみで、指揮管理・コントロールなし	なし	
28	2018年1月	e運転代行	なし	交通事故・車両破損	148,069元	なし	仲介サービス提供	なし	アプリ経由なし
29	2017年8月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	33,700.36元	なし	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
30	2017年4月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	130,660.78元	なし	仲介サービス提供	なし	
31	2017年6月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	106,530.37元	あり	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
32	2017年11月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	234,703.76元	なし	仲介サービス提供	なし	
33	2018年4月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	68,434.75元	あり	仲介サービス提供	なし	配達サービスから費用徴収なし
34	2016年2月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	32,923.54元	あり	仲介サービス提供	なし	
35	2017年5月	閃送	なし	交通事故・第三者怪我	234,526.53元	なし	実質的従属性判断	なし	従属性について言及せず
36	2017年6月	閃送	なし	交通事故・第三者怪我	12,829.49元	あり	実質的従属性判断	なし	従属性について言及せず
37	2017年12月	閃送	なし	交通事故・第三者怪我	30,232元	なし	実質的従属性判断	なし	従属性について言及せず、事故発生時離職済み
38	2017年8月	閃送	あり	交通事故・第三者怪我	319,841.27元	なし	実質的従属性判断	なし	従属性について言及せず
39	2016年2月	達達	なし	交通事故・第三者怪我	32,923.54元	あり	仲介サービス提供	なし	
40	2017年3月	餓了么	なし	交通事故・第三者怪我	66,104.1元	あり	仲介サービス提供	なし	
41	2018年5月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	167,552.50元	あり	代理商が労働関係を認める	代理商とあり	
42	2018年1月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	166,488.96元	あり	代理商が労働関係を認める	代理商とあり	
43	2017年7月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	395,544.94元	なし	代理商が「管理関係」を認める	代理商と雇用あり	
44	2018年5月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	102,974.78元	あり	代理商が労働関係を否定せず	代理商とあり	
45	2018年5月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	180,236.03元	あり	通知・実質的従属性判断	代理商とあり	プラットフォーマーと関係ないと代理商が主張

番号	判決日	プラットフォーマー	代理商の有無	基本事実	請求額	保険会社負担の有無	論理構成	労働関係の有無	特記事項
46	2018年1月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	121,106.35元	あり	代理商が労働関係を黙認するが、出前受取が職務行為ではないと主張	代理商とあり	
47	2017年11月	餓了么	あり	交通事故・第三者死亡	1,043,702.78元	なし	代理商が労務関係を認める	代理商と雇用関係あり	
48	2018年2月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	11,668元	あり	代理商が賠償責任負担に同意	認定なし、代理商負担あり	
49	2018年2月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	35,714.5元	なし	代理商が雇用関係を認める	代理商と雇用関係あり	プラットフォーマーに連帯賠償責任
50	2018年5月	餓了么	あり	交通事故・第三者死亡	526,292.5元	なし	代理商が雇用関係を認める	代理商と雇用関係あり	
51	2017年7月	餓了么	あり	交通事故・第三者怪我	10,000元	なし	代理商が雇用関係を認める	代理商と雇用関係あり	
52	2017年8月	餓了么	あり（派遣）	交通事故・第三者怪我	29,043.93元	なし	派遣元が労働関係を認める、プラットフォーマーが責任負担を認める	派遣元とあり	
53	2017年11月	餓了么	あり（派遣）	交通事故・第三者怪我	225,154.34元	なし	プラットフォーマーの職務を履行、派遣元と労働関係あり	派遣元とあり	
54	2017年4月	餓了么	なし	交通事故・第三者怪我	14,898.86元	なし	証拠不足	なし	

ⅱ　いくつかの特徴に対する解説

54 件の裁判例のうち、プラットフォーム運営者と労働関係、労務関係、または雇用関係があり、もしくは労務提供者の行為が職務行為であると認定された裁判例が 11 件[22]あり、労務提供者とプラットフォーム運営者との関係を認定せずに、プラットフォーム運営者に賠償責任があることのみを認定したのが 1 件[23]ある。それに対して、プラットフォーム運営者と労務提供者の間に労働関係、労務関係、または雇用関係が存在しないと認定した裁判例が 29 件[24]ある。また、プラットフォーム運営者とは労働関係が存在しないが、プラットフォーム運営者の現地代理商または人材派遣会社と労働・雇用関係があり、もしくは代理商に賠償責任があると認定した裁判例が 13 件[25]ある。

そこで、全体的な傾向として、プラットフォーム運営者と労務提供者の間に労働関係、労務関係、または雇用関係が存在しないと結論づけた裁判例のほうが多いと言える。その内訳として、まず「達達」という配達サービスを提供してくれるプラットフォーム運営者に関する裁判例を見てもらいたい。

特徴 1：労務提供者から利益を上げないプラットフォーム運営者があること

達達に関する 17 件の裁判例のうち、プラットフォーム運営者と労務提供者の間に労働関係もしくは雇用関係があると認定されたのが 3 件しかない。とりわけ「労務提供者の配達サービス提供過程から、達達が費用を徴収しなかったこと」を強調した 7 件について、例外なく労働関係もしくは雇用関係の存在が否定されている。すなわち、中国における労働関係認定において、「プラットフォーム運営者が労務提供者の労務提供の過程から利益を得ているかどうか」が重要な判断要素となっている。

この判断について、2 通りの考え方がある。まず、常識的に考えて、労務提供者、すなわち配達員から費用を徴収しないが、代わりに配達業務の依頼主から何らかの形でプラットフォーム運営者が費用を徴収するのではないかと推測することができる。もっとも、このような常識が中国では通用しない。すなわち、「達達」は少なくとも裁判例が出された時点において、労務提供者からも、依頼主からも、費用を徴収していない。

では、利益を挙げられないというのに、なぜ達達が営業活動を継続できているのか、その目的は何なのか、という質問が出てくるが、その答えは、なるべく安くて高品質なサービスを提供することによって、競争相手を破り、市場を寡占もしくは独占できた後、

---

[22] ①、②、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳
[23] ⑭
[24] ③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊹
[25] ㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、51、52、53

改めて営利性について検討する、という考え方である。

中国の場合、人民元を外貨に自由に変えられないため、投資家達が常に前途有望の優良企業を探し、投資している。これらの投資家に対して、自分が将来市場を独占できていれば、儲かること間違いないとアピールできていれば、現時点では多少赤字を出しても、外部からの融資で正常な事業運営を維持することができる。配達業に進出した「達達」だけではなく、中国版の「Uber」と言われる「滴滴」や、出前サービスを提供してくれる「餓了么」、運転代行サービスを提供する「e 運転代行」等の大手プラットフォーム運営者について、そのいずれも大量の外部からの融資によって事業運営を支えている。より極端な例として、中国のシェアリング・バイシクル業界に関して、最終的には「モバイク」と「ofo」の 2 社によって市場を寡占する局面になったが、終始「どうやって利益を上げるか」について結論を出すことができず、結局外部からの融資によって事業運営を続けてきた 2 社はともに潰れてしまった。

また、プラットフォーム運営者にとって、当面の間、労務提供者から利益を得ていないという事実は、使用者責任から逃れるための口実にもなれる。いずれ市場を独占できた後、労務提供者からサービス料を徴収し始めたら、前述した口実が使えなくなるが、その時、プラットフォーム運営者はすでに大量な労務提供者を抱え込む大企業となっている。「もし労務提供者との間に労働関係があると認定されると、人件費が一気に増加し、企業が潰れてしまう。その結果、大量の失業者を外部労働市場に放り出すことになるが、彼らの面倒を政府が見切れるか？」と主張し、自分が抱えている大量の労働者を盾に、裁判所と交渉するプラットフォーム運営者も少なくない。すなわち、中国の場合、プラットフォーム運営者と労務提供者の関係を認定する際に、労務提供者から利益を得ていない場合、それ自体がプラットフォーム運営者の使用者性を否定する評価要素になる。一方、大企業となり、労務提供者から利益を上げるようになったら、裁判所が大量の失業者を作り出すのを恐れ、プラットフォーム運営者の使用者性を認める判決を出せなくなる。このようなジレンマが、常に中国の裁判官達を悩ませている。

特徴 2：現地の代理商が使用者責任を肩代わりしてくれること

「餓了么」に関する裁判例を見てみよう。餓了么に関係する 20 件のうち、代理商もしくは派遣元が自発的に「自分が雇用主である」、もしくは「少なくともプラットフォーム運営者には関係ない」と主張する裁判例が 13 件もある。ある意味では、プラットフォーム運営者を守るために、代理商もしくは派遣元に使用者責任を負わせてもらう、というのが「餓了么」の使用者責任を潜脱するための戦略といえよう。では、なぜ代理商・派遣元が使用者責任を自発的に負ってくれるか、そもそもなぜ代理商・派遣元が必要になるのか。

中国において、プラットフォーム・エコノミーとシェアリング・エコノミーがほぼ同義である。そして、シェアリング・エコノミーを成立させるためには、「シェアリング」に供することのできる十分な遊休資源を確保しなければならない。北京や上海のような大都市において、人的資源が豊富であり、自分の労力もしくは自家用車等を提供してくれる者もたくさんいるので、「シェアリング・エコノミー」を成り立たせるための遊休資源提供者を確保することは難しくない。

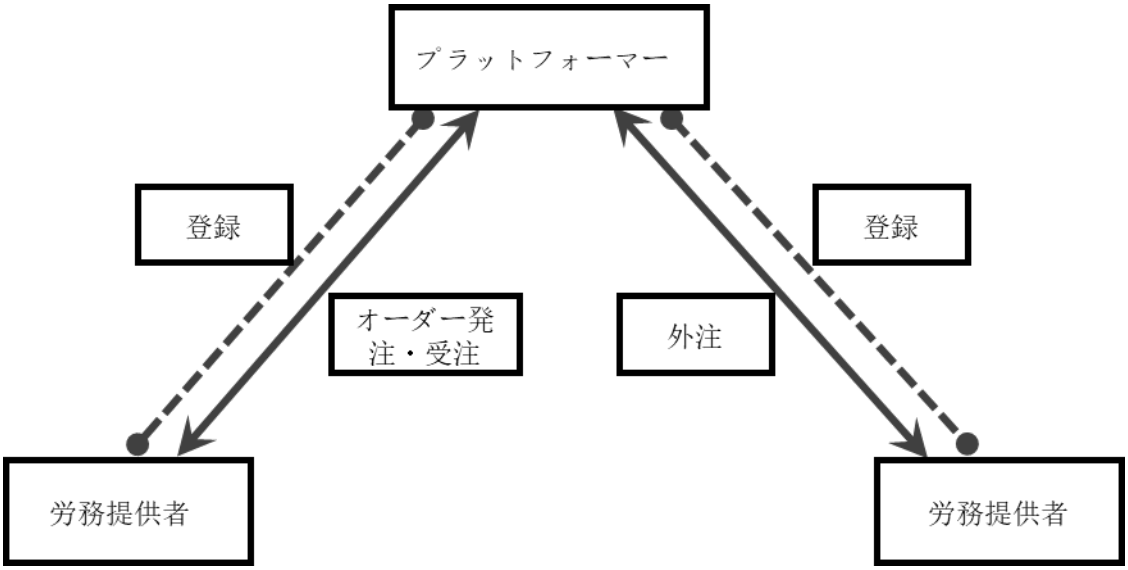

一方、人的資源がそこまで豊富ではない地方都市の場合、もしくは「出前迅速」をスローガンとする出前配達業等の場合、どうしても一定数の人的資源を予め確保する必要が生じてしまう。そこで、「餓了么」を代表とする大手プラットフォーム運営者は、各地域で代理商もしくは派遣企業と提携契約を締結し、これらの企業にサービス提供のための人力資源を確保してもらうと同時に、事故等がある場合、代わりに使用者責任を負わせてもらうことにしている。一方、労務提供者を常時確保する需要と、使用者責任を代理商が負う需要があるため、代理商が労務提供者と直接労働契約を締結する場合が多い[26]。

[26] 代理商を利用する場合、直接労務提供者を利用する場合と比べて、税金面でのメリットがあるという話もある。

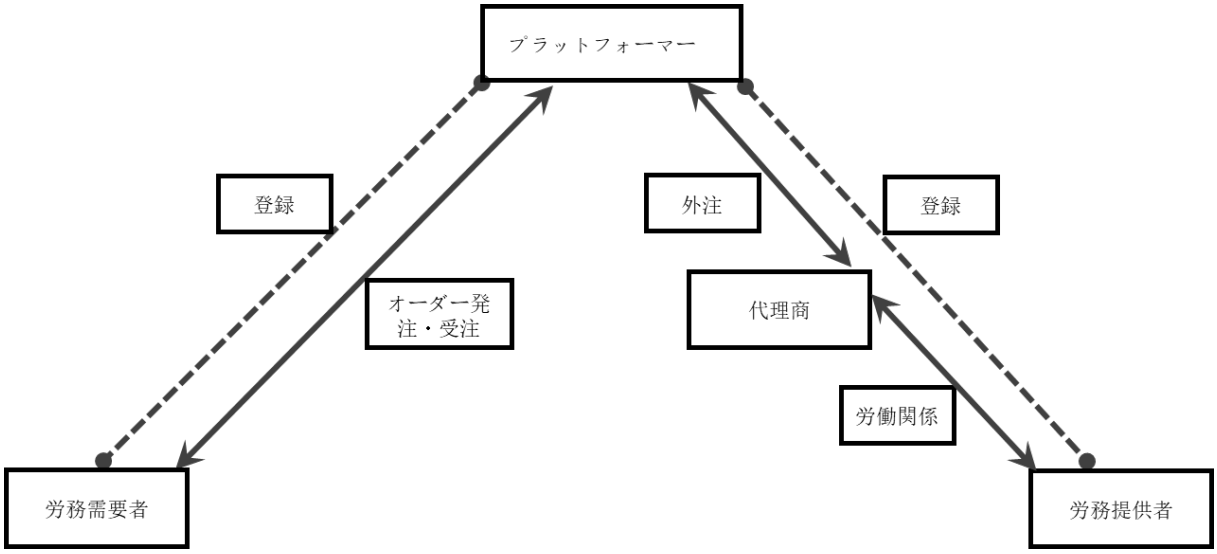

プラットフォーム運営者にとって、代理商は代替性が高く、特定の地域における代理権を競争入札してもらうことによって、管理費用を徹底的に抑えることができる。一方、代理商にとって、プラットフォーム運営者から特定地域における代理権を獲得すると、労務提供者の募集以外にコストのかかる事業活動が少なく、実質的にその事業展開がもっぱらプラットフォーム運営者のブランドに依存する場合が多い。交通事故等に遭って、労務提供者から多大な賠償額を請求される場合、代理商は保険会社にそれを請求するか、資本金の少ない代理企業を倒産させることによって、コストをある程度抑えることができる。また、プラットフォーム運営者に恩を売り、後に別名義で再度代理企業を作ったりして、プラットフォーム運営者と良好な長期的関係を築くことを狙っている代理商も少なくない。そのため、いざ問題がある場合、自ら手を挙げ、使用者責任を負ってくれる代理商が多い。

ⅲ　一定基準の下での裁判例傾向の整理

整理 1：請求額と労働関係の有無

まず請求額が労働関係の有無についての判断に影響しているかどうかを見てみよう。全 54 件の裁判例のうち、代理商等が使用者であると認め、責任主体について争議のない裁判例を除いた上で、請求額と労働・雇用関係の有無判断 [27]の関係を整理すると、以下のようになる。

[27] 請求額が大きいほど、資力のあるプラットフォーム運営者に責任を負わせる傾向にあるという仮定をしているため、プラットフォーム運営者に賠償責任を負わせた裁判例は、すべて労働・雇用関係があると分類した。

請求額	労働・雇用あり	労働・雇用なし
0～10,000 元	①	⑥⑨㉓
10,000～100,000 元	⑪⑬⑭⑮⑱	⑦㉗㉙㉝㉞㊱㊲㊴㊵54
100,000～500,000 元	⑯⑰⑲⑳	⑩㉒㉔㉖㉘㉚㉛㉜㉟㊳
500,000 元～	⑫	㉑㉔

その結果、請求額順で見てみると、請求額が 0～10,000 元の区間において、労働・雇用関係があると認定した裁判例が 25%を占め、10,000～100,000 元の区間において、同裁判例が 33.3%を占め、100,000～500,000 元の区間において、同裁判例が 28.6%を占め、500,000 元以上の区間において、同裁判例が 33.3%を占めることになる。

裁判例の総数がまだ少ないといはいえ、請求額に関係なく、労働・雇用関係ありと判断する裁判例が占める割合が、大体四分の一ないし三分の一である。すなわち、統計結果として、請求額と労働・雇用関係の有無判断とはあまり関係していないと言えよう。

整理 2：事件の性質と労働関係の有無

次に、事件の性質、すなわち事故の大きさによって分類してみることにする。交通事故ではない場合、交通事故において誰も負傷しなかった場合、本人が負傷または死亡した場合、第三者が負傷または死亡した場合、という事件の性質に沿って、労働・雇用関係の有無を整理すると、以下のようになる（同じく責任主体について争議のない裁判例を除く）。

事件の性質	労働・雇用あり	労働・雇用なし
交通事故ではない		④⑥⑦⑨⑩
交通事故・負傷者なし	⑪⑮⑰	㉘
交通事故・就労者負傷	①②	③⑤
交通事故・第三者負傷	⑬⑭⑯⑱⑲⑳	㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵54
就労者死亡		⑧
交通事故・第三者死亡	⑫	㉑

以上の統計から見ると、収集された裁判例のうち、交通事故によって第三者を負傷させた事案が圧倒的に多く、他の事案と比較して傾向を分析する意味があまりないかもし

れない。一方、交通事故ではない事案が 5 件あるが、いずれも労働・雇用関係がないと判断された。そこで、原則としては労働・雇用関係を認めないが、交通事故等の場合、例外的に労働・雇用関係があるとし、プラットフォーム運営者に責任を負わせようとするのが裁判官の考えと言えよう。

Ⅵ まとめ

「プラットフォーム・エコノミー」と言われても、あまり実感が湧かない日本と違って、中国の場合、裁判例がすでにある程度蓄積されている。中国では、判例法理というものが成立しないため、同じ事実に対して出された裁判例にばらつきがあり（もしくはバライティーに富んでいるとも言えるが)、比較研究の良い対象になる。

そこで、本研究では、中国のプラットフォーム就労争議事件に関する裁判例を整理し、その傾向と特徴をまとめることにした。

結果として、2 つの大きな特徴が挙げられる。すなわち、労務提供者から利益を上げないプラットフォーム運営者があること、そして、現地の代理商がプラットフォーム運営者の使用者責任を肩代わりしてくれることである。また、請求額や事件の性質と労働関係の認定との関係も検討されたが、裁判例の数が少なく、かつ達達のような費用を徴収しない手法を利用し、使用者性を否定させるプラットフォーム運営者もあるため、明確な傾向が見られなかった。もっとも、交通事故ではない事案について、そのいずれも労働・雇用関係ではないと判断されたため、プラットフォーム運営者と就労者の間に労働・雇用関係が成立ないことは司法判断の原則となっているとも言えよう。

2019 年 8 月 8 日、中国国務院弁公庁が「プラットフォーム・エコノミーの規範的、健康的な発展を促進する指導意見 [28]」（以下、「意見」という）を公表し、現段階におけるプラットフォーム側と就労者側それぞれの権利・義務関係を明確にした。プラットフォーム就労者の労働者性を認めるべきかどうかという問題について、意見が明確な判断基準を出さずに、「今後の展開がまだ読めない新たな就労形態について、一定の「観察期」を設け、最初から厳しく規制すること避けるべき」とし、当面では当事者の選択と市場調整に任せることにした。

もっとも、「政府が負担すべき管理監督責任をプラットフォームに転嫁させてはならない」、「プラットフォームが商業保険を購入することによってリスクを分散化させることを促進する」等の文言からもわかるように、意見は「プラットフォーム就労者が労働者ではない」ことを前提に、政府やプラットフォーム運営者に就労者の基本的な権利・利益の保護を促しているという見解もある。意見の公表をきっかけに、今後中国における

[28] http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/08/content_5419761.htm

議論の焦点は、「シェアリング・エコノミーの下での就労関係が労働関係に当たるかどうか」から、「プラットフォーム就労者の労働者性を否定することを前提に、彼らにどのような保護を、どこまで与えるか」という問題の検討に移るではないかと思われる。意見が裁判実務にどのような影響を与えるかについて、筆者は今後も注目したい。